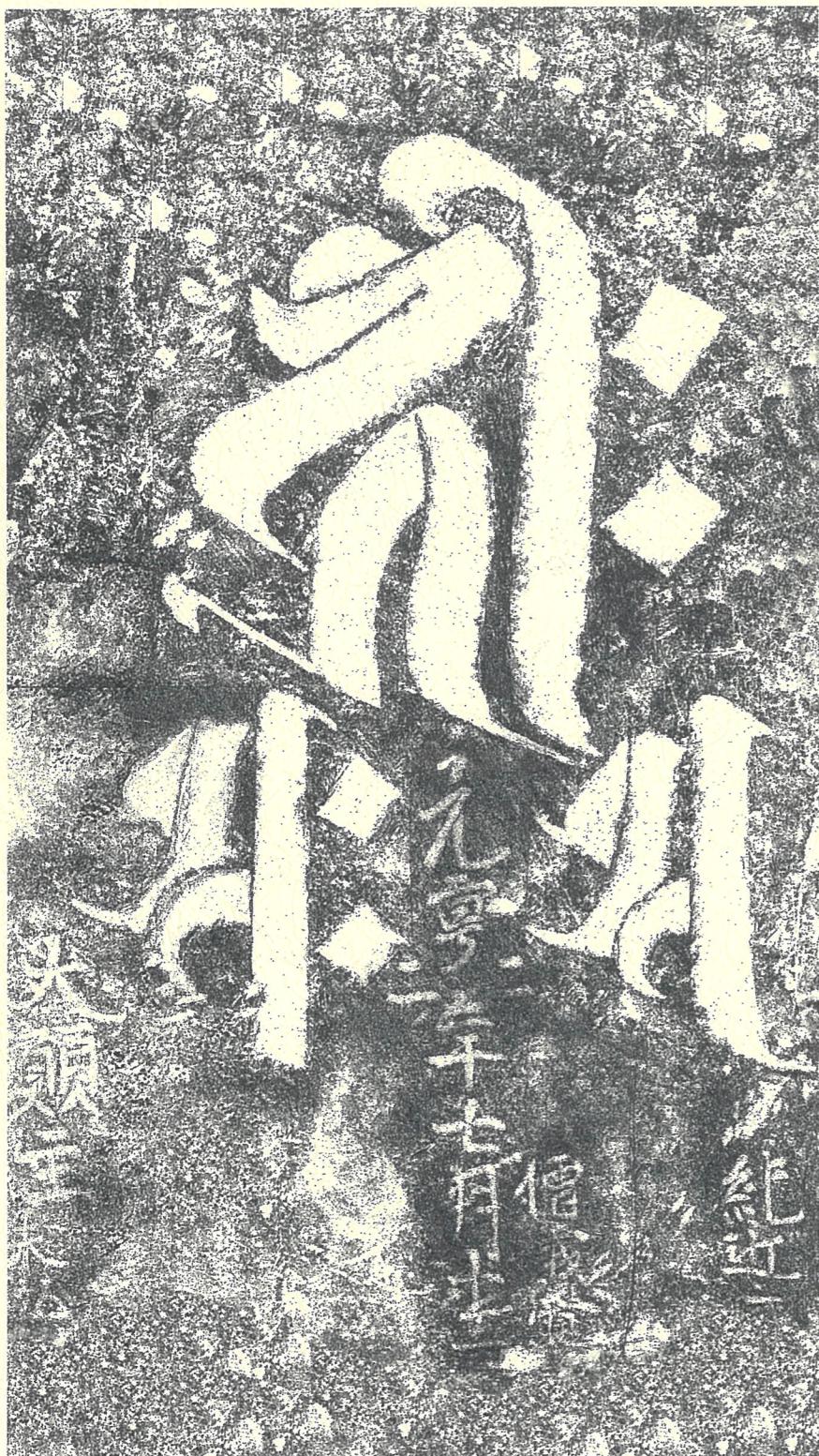


# 豊後國安岐郷の調査

資料編



大分県立歴史博物館

2003

## はじめに

国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査は、昭和五六年に当館の前身である大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が開館して以来、実施してきている調査です。昭和五六年からは田染荘の調査、昭和六二年からは都甲荘の調査、続いて平成五年からは香々地荘の調査、そして平成一一年から宇佐八幡宮の根本所領の一つである安岐郷の調査を進めてまいりました。

これらの調査では、現在私たちの目の前に広がる景観 자체が過去の人々の生活の痕跡をとどめた「遺跡」とし、地域に残る様々な情報の収集・記録と過去の景観の復元を行つてまいりました。しかしながら、国東半島では圃場整備などの開発だけでなく、過疎による人口の減少により、ムラが大きく変貌しようとしています。「荘園村落遺跡」としてムラを捉えた時、このような調査は必要かつ急務の作業であることを実感いたします。

この資料編は、これまで四年にわたりて東国東郡安岐町において歴史・考古・地理・民俗・美術史などの各分野から調査してまいりました諸調査の基礎データを整理したものです。これらの資料をもとに、来年度の報告書では過去の景観の復原を行います。

最後になりましたが、本調査に御協力いただいた地域の方々、安岐町教育委員会をはじめとする諸機関の関係者、種々有益な御助言を賜った調査委員および調査員の諸先生方に厚くお礼申し上げます。

平成一五年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

# 目次

I	近世史料	1
II	近代史料	21
III	寺社関係資料	...
IV	小社小堂資料	52
V	石造文化財実測図	96
VI	小字・シヨナ一覧	136
A—1	明治期安岐町域土地利用図（1）	119
A—2	明治期安岐町域土地利用図（2）	...
A—3	安岐町域寺社小堂分布図（1）	...
A—4	安岐町域寺社小堂分布図（2）	...
A—5	安岐町域灌漑概況図（1）	...

## 付 図

## 挿図目次

1	釜ヶ迫国東塔実測図	120	20	金剛院板碑実測図
2	西福寺国東塔実測図	121	21	中ノ川板碑実測図
3	大吉堂国東塔実測図	121	22	実際寺開山堂無縫塔実測図
4	木野国東塔実測図	121	23	報恩寺無縫塔（二号）実測図
5	恵良国東塔実測図	121	24	報恩寺無縫塔（二号）実測図
6	桂徳寺宝篋印塔実測図	121	25	報恩寺無縫塔（三号）実測図
7	中ノ川宝篋印塔実測図	122	26	七郎一石五輪塔実測図
8	両子歳神社宝篋印塔実測図	122	27	報恩寺石殿実測図
9	護聖寺宝篋印塔実測図	123	126	金剛院板碑
10	泉正寺宝篋印塔実測図	123	127	実際寺開山堂無縫塔
11	報恩寺宝篋印塔（一号）実測図	123	128	中ノ川板碑
12	報恩寺宝篋印塔（二号）実測図	123	129	實際寺開山堂無縫塔
13	実際寺宝篋印塔実測図	124	130	21
14	奈多宮宝篋印塔実測図	124	20	金剛院板碑
15	護聖寺宝篋印塔（一号）実測図	124	19	18
16	柳井田板碑実測図	125	17	16
17	岩尾板碑実測図	125	15	15
18	護聖寺板碑（二号）実測図	125	14	14
19	弁分八坂社板碑実測図	126	13	13

## 写真目次

1	釜ヶ迫国東塔	129	20	金剛院板碑
2	西福寺国東塔	129	21	中ノ川板碑
3	大吉堂国東塔	129	22	実際寺開山堂無縫塔
4	木野国東塔	129	23	報恩寺無縫塔（一号）
5	恵良国東塔	129	24	報恩寺無縫塔（二号）
6	桂徳寺宝篋印塔	129	25	報恩寺無縫塔（三号）
7	中ノ川宝篋印塔	130	26	七郎一石五輪塔
8	両子歳神社宝篋印塔	130	27	報恩寺石殿
9	護聖寺宝篋印塔	130	131	11
10	泉正寺宝篋印塔	130	131	報恩寺宝篋印塔（一号）
11	報恩寺宝篋印塔（二号）	130	132	12
12	報恩寺宝篋印塔	130	132	報恩寺宝篋印塔（二号）
13	実際寺寶篋印塔	130	133	13
14	奈多宮寶篋印塔	130	133	12
15	護聖寺寶篋印塔（一号）	130	133	11
16	柳井田板碑	130	134	報恩寺寶篋印塔
17	岩尾板碑	130	134	131
18	護聖寺板碑（二号）	130	134	131
19	弁分八坂社板碑	130	134	131

# 凡例

4 本書の執筆は以下のように分担した。

平川 肢

櫻井成昭

1 本報告書は、平成一年度から開始した国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県東国東郡安岐町）の報告書資料編である。

本調査は、豊後高田市田染地区の調査（昭和五六年度～昭和六一年度）、同市都甲地区の調査（昭和六二年度～平成四年度）、西国東郡香々地町の調査（平成五年度～一〇年度）に統いて実施したもので、第四次調査と位置付けられる。

付図

櫻井成昭

5 本報告書の編集は櫻井成昭が担当した。

6 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・堀 優子・光田智美・永岡充沙子などの協力を得た。

7 調査にあたっては、多くの地元の方々に御協力いただいた。また、資料の採訪では大分県公文書館・大分県立図書館・安岐町役場・安岐町教育委員会に便宜を図つていただいた。

2 調査地区の東国東郡安岐町は、宇佐宮の莊園安岐郷の故地として種々の歴史資料にめぐまれ、莊園遺跡がのこされている。安岐町は大字下原・塩屋・馬場・瀬戸田・西本・中園・成久・吉松・掛樋・油留木・下山口・山口・大添・糸永・富清・両子・山浦・矢川・朝来・明治から成る。このうち、大字両子には六郷山寺院の一つである両子寺領があり、大字糸永・富清は武藏郷に属するともいわれる。しかし、安岐郷に隣接し深い関係を有することから調査対象地区とした。

3 本書では、学術調査の立場に立ち、可能な限りの事実を明らかにしている。しかし、人権問題などの配慮を行つた箇所もある。閲覧利用にあたつては、差別の解消、人権問題の眞の解決につながる視点を希望したい。

8 史料の翻刻にあたつては、できる限り常用漢字に直したが、執筆者や印刷上の問題で統一していい所もある。また、宛字や省略などは逐一指摘していない。なお虫食いなど、判読できなかつた文字は□で表現し、適宜読点や並列点を付した。

# I 近世史料

天明四辰年・文化十一戌年迄  
一 三拾壹年

忠右衛門役中

こゝに収載した「文化十一年亥五月 水一件懸合覚」は、近世安岐手

拾七ヶ年

用水出来不申迄  
御損米平均拾弐石程

永瀬戸田村（付図A-3参照）の庄屋役を代々つとめた中嶋家に伝世し

内

用水後

た史料である。六九丁からなる堅帳の形態をとり、法量は縦二四・六cm、

御春免

横一七・二cmをはかる。作成者は、表紙に「瀬戸田村 忠右衛門」と記

と年平均の損米高を書き上げているが、この記載から二ヶ免用水の築造

は享和元（一八〇一）年頃に比定される。なお、紙幅等の都合により、

されてる様子に、当該期に庄屋役をつとめていた中嶋忠右衛門である。

史料①は今回翻刻をおこなつていいない。

また、標題にみえる「文化十一年亥五月」という作成年次は、原史料の

表記にしたがっているが、じつは文化一一（一八一四）年は戌年で翌同

一二年が亥年となる。後述のごとく、記事内容の上限が文化一二年二月

である点をふまえれば「文化十一年」は誤記であり、この史料の作成年

次は文化一二年五月と考えるのが妥当であろう。それでは次に、史料の

概要について解説しておきたい。なお、以下の記述の中で「井手」は井堰を意味するものとする。

この史料は、現安岐川に設置されていたと思われる「唐味井手」に瀬戸田村が築造した「二ヶ免用水」（別に「新溝」とも表記する）をめぐり、

同村と馬場村・下馬場村（付図A-3参照）との間に生じた水論の顛末

を記録したものである。記事内容は上限が文化一二年二月、下限が文政

六（一八二三）年六月であり、次の三件の史料から構成される。

史料① 水論発生の原因となつた二ヶ免用水に関する史料で、「文化十二年亥年二月御代官より御取調覚」との標題がある。これは、二ヶ免用水の築造以前および築造後の瀬戸田村における損米高について、忠右衛門がその「平均之處荒々取調」べた上で代官衛藤四郎右衛門へ報告したものである。忠右衛門は史料の中で、

先に述べた唐味井手は、後述するように本来は成久村（付図A-3参考）へ水を供給する井堰であつたと考えられるが、二ヶ免用水の設置により瀬戸田村へも配水するようになる。これに関して、忠右衛門は「新溝少も參り不申様相成候而ハ実際寺など甚難渋」（六月三日条）と述べており、瀬戸田村に所在する実際寺が二ヶ免用水の築造に何らかの関わりをもつていたことを推測させる。この二ヶ免用水の設置にともなう水論の内容は、「瀬戸田へ近年新溝出来、過分水取越候付下方甚難渋」（六月一七日条）という中園村（付図A-3参考）庄屋役小保為助の言葉が示している。すなわち、二ヶ免用水の新設により「成久・中園井手も稠敷せき立」（五月二十九日条）てるようになり、そのため現安岐川下流域に位置する馬場村・下馬場村では、「去年も口損ニ相成、当年などハ根付も出来不申候」（五月二七日条）と記されているように深刻な水不足が生じて

いたのである。

この問題は、瀬戸田・馬場・下馬場三カ村はもちろん、成久村や中園村なども加わりくり返し協議されたものの不調に終わり、文化一三年三月、代官衛藤四郎右衛門の仲裁により唐味井手の井手口に「箱樋」を設置することでようやく解決した。

さて、史料②には水論の経過とともに、現安岐川下流地域の近世後期における灌漑体系についての情報が数多く記されている。今後、ある地域の過去の灌漑体系を復元する上で、こうした水論史料がもつ情報の有用性には注目していく必要があろう。

史料③ この史料は、文政六年の「前代未聞之日照」にともない、瀬戸田村と馬場村・下馬場村との間に再び生じた二ヶ免用水をめぐる水論に関するものである。その内容は、「瀬戸田之方江水分ケ樋居ハ村々申談四寸角之穴ニ承及居候処、當時四寸ニ五寸之樋居<sup>(マダ)</sup>水過分參り候者双方共難渋」という馬場・下馬場二カ村の訴えが示しており、前述の文化一三年三月に設置された箱樋の寸法が争点となっている。結局、この問題は従来の箱樋を「堅横四寸角之穴、丸木長七尺之樋」に変更することで解決し、瀬戸田村と成久・中園・馬場・下馬場四カ村との間で文書が交わされている。

さて、両者の間で交わされた文書によると、瀬戸田村から提出されたものには「唐味井手当村へ水分方之儀」とあり、一方で成久村ほか三カ村からのものは「唐味井手水其御村分分ケ方之儀」と記されている。これをふまえれば、先に述べたように唐味井手はもともと成久村へ水を供給する井堰であつたと考えられる。この点を含め、これまでに述べてきた内容から、唐味井手は現在安岐川に設置されている成久イゼ（付図A—5参照）ではないかと推測される。

## 凡例

一 体裁は、左記の場合を除いて、基本的には原史料にしたがつた。

\* 訂正箇所については、すべて訂正後の文言を表記した。

\* 略字については、とくにこれを示さなかつた。

一 用字は常用漢字を原則としたが、人名・地名等については原史料の表記にしたがつた。

一 変体仮名は、江（え）・而（て）・者（は）のほかは、すべて平仮名に改めた。なお、ゞ（より）についてはそのまま表記した。

一 校訂にあたり、便宜上本文中に読点（、）および並列点（・）を補つた。

一 当時、慣用的に用いられた文字、あるいは誤字・誤用と思われるものについては原史料の表記にしたがい、右側に（ママ）と傍注を付した。そのほか、校訂者による傍注にはすべて（　）を付しているが、重出する場合は初出のみ傍注を補い、以降は省略した場合もある。

一 虫損等により判読が不可能な文字については、字数に応じて□で示し、字数が不明な場合には〔　〕で示した。

# 文化十一年亥五月 水一件懸合覚 (抄出)

文化十式亥五月

尤右両村より懸合等有之候而之儀ニ無之、此方よりも水落し候段届も不致候

一 当年も四月中潤雨無之、無程五月中旬も過候へ共田根付出来兼候二付、左之通小門申談致候

一 五月十四日晚、下役人・組頭組内老人ツヽ召つれ罷出候様打寄申触候、右根付評儀致候處、惠良分ハ油留木井手ニテ漸苗代七嶋間合兼候仕合植付等出来不申、椿分も池水も減候ヘハ先廿日過迄ハ根付ハ見合其節ニ至り評儀可致、乍然春田向者何卒植付候様致度申談候、本村分過半水取候へ共相残り居候分ハ不殘春田水過分入可申候ヘハ池水ニ而いかゝ間合候程も難計、尤川筋殊之外水相減潤雨無之候而ハ成久・中園田<sup>佐カ</sup>付も出来兼可申と相考候ヘハ川水之処少も心当ニ相成不申、乍然用水致種も懸ケ置可申、池水を以少ツヽ根付も致度段申談候

一 十六日、本村分用水致候處川水誠少しも上り不申候ヘハ、又々於実際寺役人・組頭評儀致候處今堀町程植付為致度分有之、池水を以右之分植付其上申談取計可申、川水ハ先心當致間敷段申談致候而十六日七時池貢申候

一 十七日、成久村より井手せき夫申來、人夫遣候處七時過る水渡り候而廿一日曉迄池も二番上り、小川井手三本相加ヘ都合三町五反四畝程根付出來申候而、相残申式町程有之候へ共延引可致段申談候

一 廿一日早朝、役人・組頭召寄根付も先相止メ候而、中園・成久も根付不相済儀ニ有之候へハ川水も今日より廿五日迄五日程、昼分西ノ原々落し夜分ハ此方へ取越可申、明ケ暮共六ツ時限り取計候様申談候、

一 廿二日、人夫武拾人忠<sup>命</sup>右衛門召つれ惠良ノ下より山浦迄瀬堀ニ罷越漸暮六時ニ罷帰候處漏數々有之、瀬堀致候ヘハ水殊之外相増候、何卒いか様ニ成共致成久・中園植付も早々相済候様致度心得を以罷越候儀ニ有之候

一 廿三日、村中門主郷七社參詣、八幡宮へ參籠、雨乞祈願致候、今日未明少し潤雨有之候而川水ハ大分相増候

一 廿四日、塩屋村へ用談有之罷越候處、成久・中園ハ水取仕廻馬場・下馬場昨今水取懸候様子ニ有之、川水ハ日々相増候ヘハ兩三日ニハ根付可相済と申趣ニ有之、尤本村分も右潤雨ニテ小川も相増今日切ニ植付相済申候

一 廿五日より川水福正寺井手ニ落し候、是又馬場・下馬場より懸合も無之、尚此方より沙汰候程之儀ニモ無之候へ共水番之者より馬場へ相達候由二候

一 廿七日、<sup>馬場村庄屋</sup>馬場廣蔵殿へ見廻、私申候者川水相増井手懸りハ根付も相濟候處、犬田ニ不根付相見候間水差遣候而ハいかゝ可有之哉之段相咄候處、成程犬田ニ不根付有之候へ共御村水犬田ニ貰候様近年相成候付小尾・下堀田甚難済ニ有之候ヘハ當年柄下方夫是申分有之、御心安御中甚いかゝ敷候へ共無余儀御懸合ニモ及可申哉ニ有之、下馬場共申談居候由、右之<sup>二</sup>第二候へハ犬田ハ先根付も見合可申と申事ニ有之候、右ニ付私申候者當年柄川筋植付出来兼候時節本村分疾相済候段甚不都合共可被思召、十日頃迄二過半水取、十六日後取計方之儀前文之通相晰、尚又此上とても於拙者ハ被及御懸合候而も御答可申趣意無之、成程新溝仕御双方御差障ニ相成氣之毒無限候へ共今

更致方も無之、馬場・下馬場逼迫ニ而間合不申候節ハ拙者方ハいか  
様共不及御相談、成久・中園ら水遣候ハ、一両日之儀者川水ハ落し  
候而も差遣可申、既ニ去年も中園ら御貰候節村方ハ落し差遣候、右  
之心服ニ有之候ヘハ御懸合者有之候而も御答可申証無之と申候處、  
廣藏殿御咄ハ近年瀬戸田村へ水取候ニ付成久・中園井手ノせき方稠  
敷、就中当年ハにし本ハ成久ヘ参り中園ニ者塩屋大黒龍越関候由、  
尚当年ハ士も持込候而川下ニハ少ももり不申、村方申出候も成久・  
中園右様井手閑方稠敷有之候儀者近來瀬戸田村へ川水取候付せき方  
強御座候由、左候而ハ大川筋之儀ニ有之候ヘ共去年も日損ニ相成當  
年などハ根付も出来不申候ヘハ、いつれ御懸合を以にし本・塩屋ハ  
不行届と申年柄ニも本川懸り之儀行届候様ニ者有之度、此段懸合候  
様申ニ付犬田ニ水所望致候儀も先見合候段廣藏殿御咄ニ有之、何分  
右様心配筋ニ相成候段氣之毒候ヘ共致方も無之、心服ハ右之通ニ兼  
々相心得罷在候段御咄申罷帰候

一  
廿八日、役人中同様八時分恵良ヘ罷越候處、廿七日迄ニ小野分水取  
仕舞今日ハ根付も可相済趣ニテ水少しつゝ渡り候而、次兵衛・庄作  
小野鼻ニ当テ有之候ニ付小野江罷越弁差八百蔵出合咄合致候處一両  
日中ニハ水も恵良分ヘ通り可申、村方植付相済ニ(アマ)第双方罷出世話致  
恵良分根付も出来候様取計度段寄々申談も致候趣ニ有之、甚深切之  
儀共乍此上得と出作面々も多候ヘハ申談致吳候様相頼置候、尤役人  
申談壱人ツヽ日々相詰居候付若用談も有之候ハヽ申談吳候様相頼置  
罷帰候

一  
廿九日、(下馬場住居)下馬場市兵衛殿被見、御咄ハ兼而御承知も有之候通下馬場  
分年々水行届不申候付中園ニも御相談申候而地原海老や田番下ヶ去  
冬村方も加勢いたし余水少ニ而も流れ可申哉、尚又所望之節勝手ニ

も可宜取計仕向も致置候処当年ハ早魃根付も出来兼去ル廿三日迄中

園分ハ荒水も行届、馬場・下馬場ハ廿三日ル川水も少々相増候而荒

水取懸り候處、石樋ノ下地原ヘせき懸ケも廿四日ニハにし本・塩屋  
之方ヘ為介殿御差図を以落し候由、勿論西本・塩屋も中園ら余水有

之候故水行届候村方ニハ可有之候ヘ共其頃兩村共根付も今少しニ相  
成、大川水増中園荒水取渡し候ニ付而ハ追々余水落井手も相増居候

處、右様村方出情仕向も仕置候へとも右石樋ノ下せき懸ケも落し馬  
場・下馬場者本川懸り昨今根付ニ也可取懸と申頃、為介殿御差図を

以落し塩屋・西本ヘ被遣候儀者甚以いかゝ敷、畢竟近年中園・成久  
井手せきかた不一通川下之村々根付ハ出来候而も水行届不申候付小

門歎出も有之、何分難捨置及懸合候心得ニ有之、拙者存寄も可有之  
哉之段御咄有之候、右ニ付前文廣藏殿江御咄申候通拙者心服者當年

柄別而御心配出來候段何共御返答可申ニ(アマ)第も無之、十七日夕方ル廿  
日晚迄川水池相加三町余根付も致候ヘ共、廿一日ル水も落シ廿二日

ニハ人夫式拾人拙者召つれ山浦迄瀬戸(アマ)ニも罷越、其後馬場・下馬場

根付御取懸り候砌る福正寺ヘ水落し置候心得ニ罷在、尤近年当村ヘ

水取候ニ付成久・中園井手も稠敷せき立下辺御迷惑之段廣藏殿御咄

ニ承之、畢竟當村ら右御心配発り候段返々不相済儀共相考候ヘ共今

更拙者了簡ニていかゝ共可致様も無之、中園・成久ら水御貰候節者

段ニ相聞候ヘハ、拙者ら中園へ懸合候様ニとの思召ニ可有之哉之段

申候處市兵衛殿被申候者左様ニ而ハ無之候、先拙者心服御承知被成

候而中園ニハ馬場・下馬場る懸合候段ニ被申候而被罷帰候

一  
六月三日、中園為介殿方ヘ罷越候處、昨朔日馬場弁差弥作、下馬場

弁差吉右衛門・組頭寅藏右為懸合中園へ罷越候由、下馬場分年々水も御所望申候處免角不行届ニ付去冬御相談申候而地原海老や田番下も致仕向致置候處、當年根付も出来兼候時節石樋之下せき懸ケもにし本・塩屋へ御差図を以落し被遣候由、尚又塩屋村大勢井手せき夫罷越候よし、近年中園井手稠敷御せき留被成候付下辺者甚難渋仕候、尤にし本・塩屋ハ山口川筋三有之本川余水第一之村方ニハ可有之候へ共本川筋根付も不相済事ニ候へハ御勘弁も可被下処余り敷被成方ニ有之、両村甚難渋致候付小門申出も有之及御懸合候、委細ハ此上御面倒之儀も御懸合可申との儀ニ有之候由為介殿御咄ニ承之、扱々氣之毒千万之御儀共右及御懸合候儀も近年拙村へ川水參り候ニ付御村方井手も稠敷御せき留メ被成候様双方共申候由、勿論新溝之儀ニ有之候へハ於拙方少も申条ハ無御座、廣藏殿・下馬場付選一兵衛殿御咄合も承知致拙者心服も御咄申置候へハ乍此上何卒程克御相談被下候様御頼申度、拙方へ水取候付右駄御双方御心配出来候段甚以氣之毒不相済程ニ存候へ共今更仕方も無之、下辺水不廻リニ付中園・成久御相談之上水被遣候節ハ何ヶ時も新溝ハはつし候而差遣度、去夏も右心得ニ而取計候儀も有之候間何分御考合ニ過不申御任せ申上候心得ニ罷在候間宜被仰談被下候様御頼申度段申候處、いづれ内分ハ瀬戸田新溝出来候故右様不融通と相成候趣ニ有之候得ハ、貴様御差除ケ成久・中園・馬場・下馬場・塩屋・にし本六ヶ村出会申談候様ニ也可致哉、新溝少も參り不申様相成候而ハ実際寺など甚難渋也有之、尚又溝引等も出来候儀ニ候へハ右六ヶ村井手口計り石少し上ヶ候様ニも致不申候而ハ居り合いかゝ敷、瀬戸田ハ纏大川懸り八反之儀ニ有之候へハからみ北ノ溝崩シ候而右八反之免米相弁候様ニも相願度と申者も有之候へ共、是ハ法外之儀ニ候へハ取上ヶ候儀ニ無之、い

一  
つれ共右六ヶ村出会可申談と為助殿御咄有之、何分宜様御相談被下度段申置候、御挨拶申置候

同日、成久へ罷越重右衛門殿へ右之趣相咄御挨拶申候處成久村ニハ兩村大勢今以懸合無之、重右衛門殿ニモ拙者心服相咄何分宜様御評儀も被下候様ニと申置候處、重右衛門殿被申候者當村之儀ハ井手口ニて候へ共何分双方水之差略ハ出来不申不殘中園へ落候而にし本・塩屋へ落候儀ニ有之、尤井手口計り石直し候様之儀有之候共塩屋・にし本御立会ハいかゝ可有之哉、馬場・下馬場とても御立会もいかゝ敷、是ハ成久・中園・瀬戸田立会ニテ可相済儀共相考候、乍然新役之儀万端中國村付選中園氏心得も可有之、水ハ免角中園村大勢双方融通差略不致候而ハ相叶不申村ニ有之候へハ追々申談も有之候ハ、咄合可致、成久井手ハにし本ニハ出作も過分有之候へ共終ニ井手せき出夫申遣候儀無之との儀ニ御座候

六月八日、心願之儀も有之、大神宮江參籠致候間先根付も相済候儀ニ有之、少々相咄度儀も有之候間下役人・組頭中昼夜社參致候様申聞罷出申候付前文之二第内々一通り相咄聞候、當村余水ハ近年之儀誠惠良分など御領分ニも相聞候日損場根付ニ大川水相用候儀ハ誠時節到来之儀、鄉中村々夫是不融通之段申候儀者尤千万之儀共無余儀事ニ有之候間於當村少も申条無之、此上いか様及懸合候而も趣意立候返答無之、於拙者ハ幾重ニも双方程克相談相頼川筋差障ニ不相成時分取越、逼迫ニ付成久・中園辺馬場・下馬場へ水貰候節ハ何ヶ時も落し候心得ニ罷在、先日水ハ廿一日ニ落し、廿二日瀬戸<sup>(下)</sup>ニ罷越候儀も右之心得ニ有之候へハ、下方決而夫是と水一件ニ付而ハ勿論何事ニよらず意論ヶ間敷心得等決而無之様万事穩ニ申談可仕旨申聞候、後年ニ至り候而も用水之儀ニ付於當村夫是趣意達申儀有之候而

ハ甚不為之儀ニ有之候間若輩者迄常々心得方実躰ニ申聞置候様致度  
段申談候

但、下馬場去冬海老や田番下ヶ致候付而ハ塩屋村余水北ニ落候  
而ハ可及迷惑旨毎々寿<sup>(塩屋村庄屋)</sup>八郎殿御咄も有之候ヘ共、当村ハ右躰双方  
差障共相成候程之儀仕置候ヘハ免角不被申、右之場所相考候処中  
園余水地原ノ溝<sup>(塩屋村庄屋)</sup>塩屋<sup>(塩屋村庄屋)</sup>落候ヘハたとへ番下ヶよけ溝等いたし候  
共壹升之處壹、式合も北ノ方へ落可申哉、塩屋之方格別不為と申  
程之儀も覺間敷哉ニ相考候ヘハ、先當年之處を以相考られ其上ニ  
て中園・下馬場御懸合いかゝ可有之哉ニ御咄申候儀ニ有之候処、  
拙者心得不承知ニ思召中園へ毎々及懸合右地原余水決而北ノ方ニ  
落し吳不申様御頼申遣由、折節下馬場根付取懸り候時節南ニ石樋  
ノ下落遣候付余り御無躰之被成方と中園へ及懸合候趣、於拙者塩  
屋も余り申分強中園<sup>(塩屋村庄屋)</sup>も馬場・下馬場根付取懸り候時節にし本・  
塩屋も不根付少しつゝ有之候ヘ共、右躰中園荒水行届候ヘハ程な  
く両村へハ水も落、塩屋も水増候付人夫<sup>□</sup>出井手繕いたし候程之  
儀ニ候ヘハ追々根付も済可申、石樋ノ下せき懸ケ落し不申下馬場  
ヘ少々ニ而も水參り候様有之候ヘハ右躰之儀も及懸合候程ニも有  
之間敷哉、乍然ケ様之儀者全時節到来ニテ庄屋中互ニ如才有之儀  
ニ而ハ無之候ヘ共方申出ニ付而ハ役前之儀致方も無之候

右之二<sup>(横木鹿藏殿)</sup>・<sup>(山口村庄屋)</sup>第一<sup>(横木鹿藏殿)</sup>・<sup>(山口村庄屋)</sup>右衛門殿ニハ心服御咄申置御考合も可  
被下段御頼申候処、拙者存寄無之御双方御相談<sup>(二)</sup>第二<sup>(横木鹿藏殿)</sup>御双方差障ニ不  
相成節ハ取越可申、逼迫之時節ハいか様共落し可申、其節ニ至り候  
ハ、成久・中園も申談馬場・下馬場へ水差遣日損出来不申様致度、  
中園氏御引受御差略被成候思召ニテ村々被申談候ハ、隨分融通ハ可  
致哉ニ相考候段御咄有之候

一 六月五日頃、馬場・下馬場へ罷越、右水一件ニ付大ニ御心配差發候  
儀甚以御笑止ニ相考候ヘ共今更何分拙者<sup>(塩屋村庄屋)</sup>免角可申筋も無之、兼而  
心服御咄置申候通之儀いつれ共宜様被仰合可被下旨一通御挨拶可申  
ため罷越候処兩所共他出ニテ不得御意候

一 六月八日、心願も有之、大神宮へ致参籠候ニ付<sup>(人院)</sup>下役・組頭昼時分<sup>ム</sup>  
致社參候様申聞相揃候ニ付、右之次第得と相咄候処氣之毒千万之儀  
ニ相心得候ヘ共何分仕方も無之、只々拙者存寄ニ過不申候間宜様返  
答致吳候様申之候、右ニ付下方決而夫是と申儀相咄不申様往々迄も  
当村水之儀ニ付而ハ夫是異論ケ間敷相心得候而ハ宜ケ間敷候付、得  
と下役人・組頭相はまり大勢之儀ニ候ヘハ心得違之者も有之候ハ、  
情々申聞致候様申談置候、誠ニ下辺不行届、於当村ハ可成ニ行届候

儀双方右躰及懸合候段尤千万之儀ニ相考候ヘハ此<sup>□</sup>ニテも何卒少々  
ニ而も右余水參り候而相助候様仕度、當時之處少し相減候段申分無  
御座下方迄も得と相はまり候様情々可申談旨申之候、役人・組頭左  
之通不參無之候

弥右衛門、忠助、永蔵、組頭十兵衛、升右衛門、甚右衛門、伊右衛  
門、利平、段平、米蔵、市蔵、永助、次兵衛、肝煎常助、宮懸り文  
助、実際寺御長老、拙者徒然可有之と參籠被成候而咄合御聞被成候、  
是ハ寺ニも門前過分有之候ヘハ御心得ニも相成候儀ニ有之候

六月十七日、年番所為助殿方へ當人助給銀之儀ニ付庄屋中打寄有之、  
相洛候上左之面々右水一件御咄合有之候

下馬場一兵衛殿 馬場廣蔵殿

懸桶忠之允殿

成久重右衛門殿 中園為助殿

西本村庄屋  
にし本 弥五郎殿

浦下原七助殿 横木鹿藏殿是八年番懸り

塩屋寿八郎殿御不參

右御面々御捕中園氏御発言ニ而被申候者、先日以来馬場・下馬場<sup>る</sup>  
水一件御懸合筋有之、右趣意之元ハ瀬戸戸田へ近年新溝出来過分水取  
越候付下方甚難渋之<sup>(マ)</sup>第二、右ニ付当村も井手せきかた強可有之哉、  
しかし井手も無用ニハせき不申、何卒御双方御出會之儀ニ有之候へ  
ハいかゝ致可然哉御評儀申度、右ニ付為助殿存寄之處瀬戸戸田之方も  
過分相減し、にし本落水・塩屋落水少しつゝ相減し候而馬場・下馬  
場の方江少し落し申度、瀬戸戸田の方ハいつれ共可相成段心服承居候  
ヘ共塩屋ハ當春以來毎々懸合有之何分承知可致程難計、にし本ニハ  
両所<sup>ル</sup>落候へ共是ハにし本計ニ無之、塩屋ニも隨分懸り候へハせき  
揚ヶ候儀も出来兼可申候へ共、塩屋へ落候処少し相減下馬場へ落候  
様致度御双方いかゝ可被思召哉、たとへ瀬戸戸田新溝少も不遣候而も  
井手ニてもらし下辺融通候様ニハ難相成候へハ此處いかゝ可有之哉、  
先村々申分之趣意も瀬戸戸田<sup>る</sup>發り候儀ニ有之候間瀬戸戸田の方何ほど  
相減し可然哉、其處御談申候上ハ村々下方ニも申聞方も可有之哉之  
段被申出、御双方格別申分も無御座候へ共第一「」小門申出ハ  
不一通儀ニ有之、右之段も組廣蔵殿<sup>る</sup>被申聞候へ共不承知ニ有之候  
へハいかゝ可有之哉、村方申分之儀者当年柄之儀ニ無之、昨年下堀  
田ハ殊之外日損ニ相成御毛見ハ出来不申候へ共、利田も地主へ差返  
漸突逢合之毛上ニ有之候へハたとへ「」井手分ケもらひ候様之  
儀ニ而ハ行届不申候得ハ、大川懸り先年ハ日損ハ無之候間瀬戸戸田を  
潰し候共成久・中園より井手を勘弁致候而せき候共日損相成不申様  
世話致吳候様、其儀不相叶候ハ、御免下ケ御願可被下哉、左無之候  
而ハ御百姓<sup>(ア)</sup>不相勤と統稠敷申出候由、双方相減候而之處ニて下方  
承知可致哉難計、右ニ付而ハ第一庄屋勤方不宜段色々申出も有之候  
へハ難差押相考候由、にし本も落水相減候儀ハ不仕得と申候へ共い

かゝ可有之「」中園氏被申候処今日不參ニも有之、塩屋之方甚稠  
敷被申候へハ承知有之間敷、當春以來塩屋之懸合ぶりニ准し取計候  
へハ疾下馬場とも不安懸合も可有之候へ共中園へ何角引受居候儀故  
先其分ニ有之、中園氏<sup>る</sup>塩屋ニハ右「」難相毗趣ニ有之段為助殿  
被申候、且<sup>（攝理付在居）</sup>懸樋氏被申候も兼而惠良分へ余水遣候儀も甚不宜と忠之  
允殿ニも塩屋<sup>る</sup>被申候由、誠小野分出作過分有之候付差遣候儀と返  
答被致候由御毗ニ有之、右ニ付拙者「」者瀬戸戸田の方水減し方い  
かゝ致可然哉於拙者いかゝ共差略難相成、此儀御双方御評儀<sup>(マ)</sup>第二と  
申候處、鹿藏殿被申候者先年之處武歩、近來八歩相増候といたし、  
右八歩半減ニして六歩遣四歩相減し候而者いかゝ可有之哉と被申候、  
中園思召ハ石樋ニいたし「」四寸角位之樋堀込候而へいかゝと申、  
馬場ハ四寸角ハ過分ニ可有之と申決候儀ハ無之、當時之水を十歩と  
して何歩之計いと申儀筆紙ニも言語ニも尽かたく、右ニ付いか様只  
御評儀宜御頼申度、此度御双方御心配も拙村<sup>る</sup>發り候儀此上御代官  
様御厄介ニも相成候而ハ重疊恐入罷在、右御毗申候通之心服ニハ罷  
在候へ共此上拙者心得方も可有之哉、一通り御賢慮も御願申候而も  
御双方穩ニ相成候様致度相考候儀も有之候へ共、此時節拙者<sup>る</sup>御内々  
ニ申上候儀とも有之候而ハ御双方思召ハ御内々御代官様へ罷出御歎ケ  
間敷儀申上候様とも成行可申哉と態と差扣罷在候段申置候、中園氏  
思召も尤之儀當時瀬戸戸田<sup>る</sup>乍内分も御代官様へ申上候ハ、却而申分  
ハ募り候儀ニ可有之、幾重ニも往々迄も申分「」相談いたし規定致置申度と被申候事ニ御座候儀者きまり候儀無之、今日ハ皆々引  
取申候

但、当村へ新溝出来候而ハ村々差障ハ可有之、右様御懸合下方申  
分も尤至極之儀ニ相考候、乍然馬場村ハ大田者水之場所有之用水

加勢夫も参り年々水不遣年ハ無之、就中去年ハ毎々申来候付差遣

御毛見も一坪□者出来七嶋損も無之、式拾人余も当村水ニて相助

椿分今晚打寄評儀致御毛見出来不申様可申談旨申談候、川水落候段  
中園「」

成久井手せき申来、人夫差遣、井手祭り神酒遣ス

申、右躰ニ御免下ヶ等も願度一円当村新溝潰し候存寄と申ハアマ  
リした申分共相考、尤大田作りと下堀田作りハ不殘人も替り居可

申哉三候へ共一躰之處ニ而ハ勘弁もかるく候様相考候、尚塩屋村

ニハ三拾ヶ年余之處荒々相覺井手懸り白千等出来候段終ニ承不申

村ニ候へ共、此度之申分甚手強く兼而懸桶ゞ水遣候儀甚不宜とも

申趣ニ候由、當時相考候付右新溝ハいかゝ致存立□旱損村ハい

つ迄も日損ニ相成候共飢死散離も致間敷全我分之徳用計相考候儀

ニも無之、不存寄一□者御賞しニも預り當時ハ御厄介も可差發哉  
甚恐入候次第、右用水懸り之心配いたし候ハ、外道ニも何成共出

來も可致上ニ御願申様も可有御座事と存甚以不行届後悔不少心痛

罷在候、物事向かたニハ成られ不申候ものニ有之候へ共馬場・下

馬場申分御尤之儀ニ有之、何品とても日損之心痛ニハ増候儀有之

間敷、役用内証共生涯之心痛不少候へ共皆々無用ニ相成候儀せひ

もなく候へ共致方無之、我分不行届とのミ相考候、只々此上ハ天  
道ニ任せ置候ゞ外無之、乍然心痛ハ不得止事候

一十八日、下役人永蔵・組頭十兵衛・升右衛門召つれ候而早朝出立、  
両子走り水祭礼致參詣候

一十九日朝飯後、水番伊兵衛・米蔵召呼議候儀有之候間からみまつ井  
手ニて水半分川ニ落し、半分を以今日る五日程隨分出情間合せ候様  
行届間敷候へハ幾日ぶりニ池抜候様可相成哉、右之通世話致候様申

聞候

一廿日早朝、役人中召呼本村分今日る川水不残落シ池抜間合候様可致、

椿分今晚打寄評儀致御毛見出来不申様可申談旨申談候、川水落候段  
中園「」

成久井手せき申来、人夫差遣、井手祭り神酒遣ス

今日為介殿飯後ニ御出、御咄合之儀者今日より川水落し候段尤千万  
之儀中園井手せき候付馬場役人も參り居候付当村落し候ハ、中園も

水分ケ可遣、先兩三日ハ池ニ而相弁候様いつれ中園より村々水差略  
不致候而ハ不相叶候間拙者引受候而成たけ申談可申段御咄有之、勿

論拙者存候處も外村ゞ差略難相成候へハ兼而左様希罷在、折節羽田  
方伊右衛門殿被見先ヶ様之節後々規定ニも□□候様之儀も出来兼候

儀ニ有之候へハ何卒當時柄之儀ニ也可有之、いか様とも中園ゞ御差

略を以双方融通候様御取計い可被下旨御咄合申候儀ニ有之候、下馬

場ニも昨十九日る地原少しつゝ落し遣候由ニ有之、何卒馬場・下馬  
場可成二行届候可申〔様既之〕「」

今日下馬場弁差仁兵衛・組頭勘助罷越、当年柄ニて水甚不行届当惑

仕、右ニ付当村先規之通ニ致吳候様申之候、返答ニ当年柄別而双方

不行届ニ付苦々敷儀共馬場・下馬場不行届ニ御座候由、昨日る川水

も半減ニ致今朝ハ不残落し候間其段中園へ申遣候、追々中園ゞ差略

御取計も可有之、於此方者何ケ時も下辺不行届ニ付中園ゞ水被遣候  
節ハ不及御相談御沙汰、第二落し差遣候心得ニ罷在候、乍然永々新溝

不用ニいたし候儀者拙者之了簡を以ハ出来不申段申置候

今日中園井手せき、出作罷出候内ニ為介殿水落し有之候間馬場・下

馬場一兩人ツ、罷越見届候様申候よし、両村□者罷登新渕之上る落  
し候由、石垣も損「」候へ共先其便ニ差置候

廿一日早朝、瀬葉ヶ谷池貫候

懸樋迄ハ兩度共坪水流シ上潤十分ニ有之由川水も相増候、尤役人中  
中園へ罷越役人中へ挨拶致置候様申談罷越候

一 廿三日、中園祭礼二付中園へ罷越候處、水も余程相増今晚中ニハ馬  
場・下馬場も行届可申趣、成久氏(成村庄屋)被見御談申候者水相増候上ハ又々  
取越候而ハいかゝ五、三日之内水減可申、其節ハ又々落し可申申談  
候處中園ル一通り懸合可申と申候付任其意、尤両村ニも段々心配も  
有之候へハ拙者役人召つれ一通り罷越候而挨拶致置可申、其上御懸  
合被下候様中園氏申談候

一 成久村小門申分ハ實際寺西ニて水落し候様相成候ハ、本井手□取揚  
申度、重右衛門殿方へ申出も有之「」伝言も有之候へ共誠此度之  
儀者當時愈難相凌候事故其通致置候

一 廿四日、永藏召つれ馬場・下馬場へ罷越、川水も相増追々行届候半、  
其上ハ又々当村ニも通し申度、万端水之儀者中園氏御取計ニ無之候  
而ハ融通不致候付乍此上いつれ共御相談致度段申置候、昨廿三日夕  
迄二大躰行届候趣ニ有之、今日成久へハ役人中方へ弥右衛門・忠助  
差遣、沢かけ長次郎方へ永藏差遣

一 水増候付中園弁差良兵衛心付を以實際寺分一□干付居候付相当申度、  
下馬場田地見廻り一兵衛方へ立寄候而水増余程行届候間實際寺分へ  
當させ申度段申談候處隨分可宜旨申候由、馬場ニも立寄候へ共留主  
ニ有之由、拙者も居合不申直ニ實際寺へ参り致差団當させ申候、右  
之段中園ル申來□今晩中園へ参り實際寺分計ニ可致哉、下辺も大  
躰行届候上ハ樋も渡し申度いかゝ御考可有之哉と申候處、此度落し  
候儀者誠ニ当難凌両三日位水増居可申候間樋ヲ通し候様可然、了兵  
衛も召呼申談一両日ハ中園弁手もはね置可申、瀬戸田へ通し候段為  
助殿ル馬場・下馬場へ御状(枝方)遣候而懸合候筈、又々不行届之節ハ何ケ

時も落し中園ルも融通取計可申段ニ懸合候筈、御相談申候而廿五日  
早朝迄寺分相済樋を渡り申候

一 廿六日九時分、馬場廣蔵殿御出有之、去ル廿三日潤候而水少々相増  
一通りハ行届候へ共もしや両村共水廻り不申候付中園へ罷越候處、  
為介殿御出役三付下役人良兵衛方へ懸合置候付水落異候様被申候間  
隨分落し可申段申置、廣蔵殿被帰候間即刻水番へ可申聞存候處良兵  
衛罷越右之段申候付、下役人永藏へ申聞良兵衛同道致にしノ原より  
落し申候

一 廿八日、潤雨有之、此辺漸雨落少し溜り候位十分之ほこり沈之御届  
致候處田□ハ十分之降ニ有之由、川水殊之外相増双方井手□越し候  
様相成候ニ付廿九日朝ル本村へ取下し申候、尤此段廿九日御代官様  
御廻村ニ付為介殿御付廻り御出ニ付御咄申候

一 七月朔日、御代官中園年番元へ御滞、庄屋中相寄罷出候付去冬小門  
獻納人御賞し有之、尚又小門高懸り獻納も差出候付御酒三合ツ、被  
下置候段被仰付候、御毛免狀今日被仰渡候

一 右打寄「」郷中川懸り庄屋中一通り御評儀も可有之趣ニ有之候  
間心服兼而中園・成久江御咄申置候、尚今日も御相談可被下段千万  
忝何分宜様御咄合可被下、出会候而ハ馬場・下馬場心服も難相分儀  
も可有之哉ニ付引取候、尤中園・成久へ水之儀ニ付趣意ハ無之、乍  
然井手口計り石ハ急度規定致置申度段御咄有之、於拙者後□申分無  
之様規定相立候上ハ無此上多分之義可申様無之段申置罷帰候

朔日夕、中園へ罷越候處為介殿ル被申聞候(枝方)第二第

一 打寄後、中園・成久・懸樋・馬場・下馬場・にし本・塩屋・浦下原  
御崩右水一件御評儀も御座候處、馬場・下馬場申条先年ル之川懸り  
八反之外新溝一円相用不申様致度被申候由、右ニ而ハ乍内分實際寺

甚迷惑之段成久・中園ニ者(アマ)旦家過分有之相歎候段為介殿・十右衛門殿より被申候處、寺之儀ニ有之候へハ其處ハいか様共可致候へ共小川ニもらし候儀も不相成段ニ被申候由、右ニ付數年來右様成行候儀成久・中園趣意も申談色々手段御咄合も御座候處多少ニよらず樋ヲ渡候様之儀者一円出来不申、乍然池も仕廻候上川水も相増候間少し遣吳候様之儀者其節之時宜(アマ)第二可致御両村申分ニ有之候ニ付、中園氏被申候者左様之儀ニ候ハ、是迄御取計も致度心得ニ罷在候へ共、中園・成久ハ相除リ申度段被申候處いつれ水之儀者右御両村(アマ)御差略被下度、尚又此度之取綱中人ニハ御頼不申候而ハ不相成候付御頼申度、御加役之御約合を以も此段瀬ト田へ御達被下候様被申候由為介殿(アマ)委細被申聞候へ共筆紙ニ難尽、右ニ付拙者申候者毎々不一通御辛勞被下御双方御渝御評儀被下候上御手段も御尽被成候處、馬場・下馬場居り合不申段仕方も無御座承知仕候段御返答ハ兼而御咄申候通私了簡ニてハ出来不仕候間、乍恐御代官様御伺申上候而返答仕度少し延引候段も宜く被仰達置被下候様申置候、然處為介殿思召も幸御出鄉之儀乍御内々右申談候(アマ)第一通り御咄申上候様致度、もしや御休ミ被成候得共為介殿(アマ)御咄被仰上候處甚苦々敷被思召上御心配被成下候由、先達内々鹿藏(アマ)も承候處表立候而ハ甚不安儀ニ思召候付成たけ内証申談候て居り合候様ニと存候處、右躰御評儀有之候上兩村不居り合と有之候而ハ忠右衛門(アマ)相伺候上返答可致候段尤之儀ニ有之、數年來兩村川懸り御毛見等も出来候段終承り不申、瀬戸田ハ先年ハ極(アマ)日損場ニ有之候處、近年御毛見も出来不申候へハ一円□新溝相用不申様ニと申儀も甚いかゝニも有之、市兵衛・廣蔵(アマ)下方申解方ハ不行届共候而ハ有之(アマ)敷哉、今一応中沢氏可差遣候間年番方も申談候而両村組頭中へ得と訣合申聞候様ニとの思召ニ御

殿より被申候處、寺之儀ニ有之候へハ其處ハいか様共可致候へ共小川ニもらし候儀も不相成段ニ被申候由、右ニ付數年來右様成行候儀成久・中園趣意も申談色々手段御咄合も御座候處多少ニよらず樋ヲ渡候様之儀者一円出来不申、乍然池も仕廻候上川水も相増候間少し遣吳候様之儀者其節之時宜(アマ)第二可致御両村申分ニ有之候ニ付、中園氏被申候者左様之儀ニ候ハ、是迄御取計も致度心得ニ罷在候へ共、中園・成久ハ相除リ申度段被申候處いつれ水之儀者右御両村(アマ)御差略被下度、尚又此度之取綱中人ニハ御頼不申候而ハ不相成候付御頼申度、御加役之御約合を以も此段瀬ト田へ御達被下候様被申候由為介殿(アマ)委細被申聞候へ共筆紙ニ難尽、右ニ付拙者申候者毎々不一通御辛勞被下御双方御渝御評儀被下候上御手段も御尽被成候處、馬場・下馬場居り合不申段仕方も無御座承知仕候段御返答ハ兼而御咄申候通私了簡ニてハ出来不仕候間、乍恐御代官様御伺申上候而返答仕度少し延引候段も宜く被仰達置被下候様申置候、然處為介殿思召も幸御出鄉之儀乍御内々右申談候(アマ)第一通り御咄申上候様致度、もしや御休ミ被成候得共為介殿(アマ)御咄被仰上候處甚苦々敷被思召上御心配被成下候由、先達内々鹿藏(アマ)も承候處表立候而ハ甚不安儀ニ思召候付成たけ内証申談候て居り合候様ニと存候處、右躰御評儀有之候上兩村不居り合と有之候而ハ忠右衛門(アマ)相伺候上返答可致候段尤之儀ニ有之、數年來兩村川懸り御毛見等も出来候段終承り不申、瀬戸田ハ先年ハ極(アマ)日損場ニ有之候處、近年御毛見も出来不申候へハ一円□新溝相用不申様ニと申儀も甚いかゝニも有之、市兵衛・廣蔵(アマ)下方申解方ハ不行届共候而ハ有之(アマ)敷哉、今一応中沢氏可差遣候間年番方も申談候而両村組頭中へ得と訣合申聞候様ニとの思召ニ御

座候へハ、明二日ニ罷越承調可申候間先御伺出府之儀見合候様為介殿(アマ)被申聞候、横木氏(横木有吉)不快ニ付出役無之少し快候ハ、抑而も御出役候様懸合候而両村組頭心得承候上沙汰可致旨為介殿(アマ)被申聞候

右御内々為介殿(アマ)被仰上候へハ、明朝罷出一通り拙者(アマ)も御咄申上御挨拶致置可申哉之段申談候處可然旨被申候

一 七月二日早朝、中園へ罷出御代官様へ申上候者是迄態と御咄も不申上候處、為介(アマ)御承知被成下候通當年柄水一件殊之外六ヶ敷懸合ニ罷成、昨日郷中村々庄屋中評儀ニも及候處兔角馬場・下馬場不居り合ニ御座候段甚以恐入候儀ニ御座候へ共、私返答筋此上御伺申上候相咄置候處、両村不居り合ニ付右躰返答も御差(アマ)第二と可被申出旨尤之儀ニ有之候へ共、數年川懸り御毛見出来候儀も不承成久・中園之趣意ニ成寄申談居り合候様致度、其元も數年世話致候儀(アマ)無甲斐相成候儀も甚不相済候へハ、今一応拙者(アマ)乍内分中沢へ申談年番方同道致両村組頭中心得も承り理害も申聞候様申談可為致、其上居り合不申節ハ相伺候外有之間敷、左候而ハ其元數年之世話も無甲斐罷成下辺両村申条も甚以いかゝ敷可被思召上哉不安事ニ相成候へ共致方も無之段被仰聞候、右之通今更不居り合之儀申上候段重疊奉恐入候へ共何分仕方も無御座、左も相成候ハ、初発(アマ)之ニ第一通り御咄不申上候而ハ難相分、追々罷出万々可申上段申上置中沢氏ニも右挨拶致罷帰候

一 七月三日飯後、弁差忠助中園へ差遣、昨夕両村御取調御出来御引取候哉承り合ニ差遣候處遅々御引取候由ニ有之候間、即刻忠右衛門中園へ罷越中沢氏年番衆へ右御挨拶致候處両村共組頭中へ訣合御申聞

置被成候由、今日明朝迄二御返答可申之旨申出有之候間明朝否之儀沙汰可致との御事ニ有之候間直ニ引取申候、横木氏も昨日下馬場迄御出役、中澤氏・為助殿・鹿藏殿御一同ニ両村□談置被下候趣ニ有之候

一 今日塩屋寿八郎殿被見、一昨朔日打寄評儀候<sup>(アマ)</sup>二第承知候半、もしや此上内談候時宜有之間敷、無拠右之<sup>(アマ)</sup>二第御代官様へ御伺申上御差団<sup>(アマ)</sup>第二返答致可然旨御咄有之候間、乍御内々右之通御代官様<sup>(アマ)</sup>之御趣意も有之否明朝迄可申來、其上之儀ニ可仕、いつれ内証居り合出來申間敷趣三□者可有之と相咄候

一 四日飯後、中園<sup>(アマ)</sup>來状、水一件三付申談候儀有之候間<sup>(アマ)</sup>役人中・組頭壱兩人同道罷出候様申來候付役人中・組頭ハ利平・十兵衛召つれ罷出候處、中澤氏御逗留為介殿<sup>(アマ)</sup>被申候者馬場・下馬場<sup>(アマ)</sup>昨三日夜役人・組頭罷出候處、一昨夜申談置候通右八反水立会之上規定相極候上八反之分黒干ニも相成候位之儀「」致融通下辺樋も渡し候共強而苦ケ間敷、いつれ中園・成久御取計ニ御任申候付宜様御評儀可被下旨申出有之、先内濟ニ而居合可申趣ニ有之候由、右ニ付中園・成久役人・組頭も中園へ御召呼存寄も可有之哉御聞調被成候處御双方御立会之上規定御立被成候儀ハ隨分可宜、水之儀者是迄之処セト田之方免角御減し可被成御評儀と承候ハ下方へ申談ニも及申間敷、たとへ是迄之通ニ而も御立会之上御極被成候事御座候ハ申分も無御座段申候由、左候ハ瀬戸田下方存寄ハいかゝ可有之哉、免角減少可相減候ハ八万一下方夫是不居り合共有之候而ハ相済不申存寄申出候様為介殿・中澤氏御一緒ニ御咄聞有之候、右ニ付拙<sup>(アマ)</sup>申候者段々不一通御心配被成下候段千万添、馬場・下馬場申出中園・成久御取計ニ任内濟居り合可申趣ニ御座候得者於当村毛頭申分無御座、右兩

村不居り合ニ候ハ無拠已來新溝難相用候付御伺申上候上之返答不致候而ハ村役人存寄ニて返答出来不仕、全以公辺相望候儀ニ者無御座、何分水御差略樋居等之儀者別而御辛旨之儀ニ有之甚恐入候得共此上之処いか様共御取計を以居り合候様一向ニ御頼申度、於小門も心得方情々申聞置候間少も異変ニ存候者無御座段申候處、左候ハ、近日廣蔵殿・一兵衛殿御出會得と御心服も承之候上樋居計らひ等之儀も御談も可申、役人・組頭差返忠右衛門儀者相滯下馬場・馬場へ被罷出候様ニ申遣候處、一兵衛殿・大添藤平殿内方病氣ニ付被罷越候由<sup>(アマ)</sup>廣蔵殿七時過中園へ罷出られ候、右ニ付中澤氏・為介殿<sup>(アマ)</sup>右之<sup>(アマ)</sup>二第御咄有之候處、廣蔵殿被申候者小門申出候趣直ニ役人・組頭<sup>(アマ)</sup>御承知被下度候付昨夕差出候通之儀いつれ中園・成久御取計候付規定ハ相立候様致度、乍然樋居之節ハ両村役人・組頭壱人ツ、召つれ見分為致置候様致度候間其段ニ御承知御取計被下候様ニと被申候、右ニ付中澤御氏・為介殿御咄も樋と申も近辺ニ右様之類無之何程之樋ニ致可然哉、左候ハ同地も池懸り同様ニ相成川水相増候とても樋ノ水者増不申根付等ニハ右八反之處も迷惑可有之候ハ、樋ノ上ニ計いニ而も致水増候上ハ瀬戸田之方ニも沢山ニ參り候様致不申候而ハ川之甲斐も不相分、右八反と申もの之新溝も御免有之候得者差略不致候而ハ甚迷惑ニ及可申、右八反切之事ニ候得者夫是申論候儀ニ者無之段御咄有之、廣蔵殿ニも御勘弁も有之と御咄有之、御心服も先相分候ハ此上一兵衛殿御心服ニ第近々立会も御極可被成段ニ相成候、右ニ付拙者申候者何分御双方御評儀を以御規定相立候而内濟御居合被下候上ハ、於瀬戸田ハ毛頭御厄介筋申上候心服無之樋居ニ而も隨分承知ハ仕候、乍然右廣蔵殿御心服も御咄被成候上於拙者も有躰御咄申度池も有之候ハ、飢水之節ハいか様少分ニ有

之候而も不苦候へ共潤後川水相増候節ハ外村御障リニも相間敷候  
ヘハ沢山ニ参り候様致度、是ハ勝手強申分共可(詫脱)思召候へ共誠飢水之  
砌者池ニ而相凌申度、乍然樋居ニ而も承知難仕とハ決而存不申候間  
御存分御取計被下候様、此上之儀ハ唯御勘弁之處希候左右否候段申  
之、廣蔵殿ハ御引取市兵衛殿右之趣御懸合被成候筈三有之候、尤廣  
蔵殿被申候も右様御相談之上樋居ニも及間敷、拙者(マダ)書付等出来候  
上ハ小門ニ読聞置候様致度、左候ハ、樋迄ニも及間敷段被申候付い  
か様共御相談(マダ)第於拙者ハ存寄毛頭無御座候間宜御頼申候段申置候、  
右二付拙者・為助殿御談合申候者四日右之趣御代官様大ニ御配被  
思召上候ニ付市兵衛殿心服も不相分候へ共小門申分ハ役人・組頭も  
申出有之、廣蔵殿御咄合も致候へハ拙者心服市兵衛殿ニも為助殿も  
御達可被下、外用も有之候へハ明五日ニ致出府御心配を以内済成寄  
居候段御咄申上度、中澤御氏ニも明日御引取委細ハ被仰上可被下候  
ヘ共於拙者早々御安氣被下候様申上度段相談候處、明朝一兵衛殿可  
被罷出候へ共御談可被下間出府候様被申ニ付五日早朝罷出候  
一  
五日早朝出府、右之趣御代官へ罷出御咄申上委ハ御奉行今日御引取  
御承知も可被下、先内済成寄居申候へハ此上之儀者いか様共中沢御  
氏御立会「」中園・成久ル水之規定ハ相立候様相頼置候、乍此  
上御考合被成下候様ニと申上置候、御咄二者増田様ニも追々御聞及  
も御座候由御尊も有之、いつれニも差立候而ハ甚不安儀ニ候へハ成  
たけ乍此上内済申談候様被仰聞、尚為助殿方ニも御伝言有之  
中沢御氏今朝御引取無之、毎々御見舞申候處不懸御目候段申置候  
一  
五日夜出府帰、中園へ立寄御奉行ニも可懸御目、尚又為介殿御咄も  
承度立寄候處中澤御氏七時分より御引取候由、いかゝ間違候哉御出  
会不申、為助殿御咄ニ今早朝下馬場・馬場役人老人・組頭老人ツ、

罷越候处昨日廣蔵殿被引取いかゝ被相弁候哉甚趣意違之申分、昨日  
御咄合之處廣蔵殿ル承候處小門存寄ニハ大ニ相違仕規定計い等も出  
來申間敷趣ニ承之、中ク左様之事ニ而ハ居り合候儀ニハ無之段申  
出候ニ付御奉行ニも為介殿ル被申候者夫ハ廣蔵殿いかゝ被相咄候哉  
決而左様之儀ニハ無之、瀬戸田存寄ニハケ様ノク双方心得ハケ様と  
咄合致決而計いすへ之儀ニ及間敷と申候而ハ無之、罷帰候而廣蔵殿  
同道被罷出候様申差返候處、飯後ニ右庄屋中・役人・組頭被罷出四  
日被申談(マダ)第御咄合も有之候處廣蔵殿少し趣意違も有之趣、右ニ付  
為介殿被申候者右之通被申出候上ハ何分取扱も難致、何程之樋居い  
たし候而宜候哉下辺カ取扱御持參可然段被申候處差渡三寸角之穴ニ  
て可宜申候由隨分可宜、先心見ニ居へ置候而一兩日も相立候而其上  
見廻り差図可致(ドカ)被申候而右面々被引取、追々両村組頭老人ツ、右  
樋持參候ニ付中園ル弁差良兵衛被差遣成久ハ重右衛門殿御立会□樋  
居致候よし御咄ニ有之候、昨日廣蔵殿御咄合とハ大ニ相違有之候へ  
共隨分右之通可宜御取計御差略ハ中園・成久へ相頼候段ハ毎々被相  
咄候へ共決而左様ニても無之、先右樋水ニて暫く相凌見候上ならて  
ハいかゝ共難相分段御咄合罷帰候、廣蔵殿・一兵衛殿被申候も中園  
小門内心ハ馬場・下馬場同様之趣意ニ有之候由ニ相咄候由、左様有  
之間敷儀とハ兼而相考不申候

但、昨四日、大添へ市兵衛殿罷越候付廣蔵殿御老仁迄ニ御咄合申  
候而被罷出候段中園ニて御咄ニ有之候處、大添ル疾被罷歸平八郎  
殿方へ被相扣同所ニテ御両所御相談之上被罷出候而、廣蔵殿右之  
通市兵衛儀者大添病人大造ニ有之難罷帰候段被申候儀ニ有之、平  
八郎殿方ニハ昨四日森之進様御入候筈御延引二相成「」御間  
合候付拙者・為助殿ニも相扣(ラヌカ)候へ共、右申談しも有之不參致候

處市兵衛・廣藏疾る罷越、下馬場ハ右一件兼而法外も申候由承伝  
も有之候へ共其儀ハ兎角不申候へ共、彼ノ地ニテ申談も有之被罷  
出候而ハ「」隱居迄ニハ出会候由廣藏殿申分甚偽談之儀ニ相  
聞、尚四日ニ申談候(アマ)「第下方ニ相弁候(アマ)」第大ニ間違有之、甚いかゝ  
數兩人之趣意難相分候へ共右撻水ニていか様ニモ行届候哉、議候  
上ならてハ難相分段中園氏「」御咄合申候儀ニ有之、御同人被  
申候も何事も不申下辺存寄ニ任せ置候様可然御考ニ有之、於拙者  
も左様相心得候段申罷帰候

但、四日九時前、市兵衛殿大添ムツタマツ被歸候由、大道ニテ重右衛門  
殿出会候由、岡氏同道被致候由、廣藏殿被申候へ共岡ハ罷越不  
申、色々廣藏殿申条偽談有之候

一 七月十九日、成久江罷越候、右水一件も益前日大雨ニテ多少不相分  
何事も懸合不申、尤撻居之節重右衛門殿被立合候間其段及挨拶候処、  
同人申候者右撻居之節中園氏反別取立ニ付難罷出、立会候様申來候  
付良兵衛同道下馬場組頭清助人夫三人罷越候而撻居致候処、いか様  
之訣合ニテ下馬場ムツカミ右撻持來り候哉不承知ニも有之候へ共先議と有  
之中園ムツカミ申來候付居置候由、尤溝ニためし寸致見候處右「」  
ハ深堀尺壹寸有之候處撻ノ水ニテハ式寸五歩□者有之候由、是ハ重  
右衛門殿・良兵衛心覚ニ致候よしニ御座候、尤其節瀬戸田立会之儀  
ハ懸合も無之候付立会不申候

一 七月末日限不相覺中園へ罷越、為助殿へ懸御目候而右敷撻之水廻り  
方相考候処、安旨八反之処も昼夜世話致候ハ、行届可申哉八反之内  
ニ八敵ほどあけ水之坪有之、此坪ニハ上り不申趣ニ候へハ寺内之処  
ニハ中ノ参り不申ニ付、寺分ニハ池水兩度差遣候位之儀誠心見之  
撻と有之候儀ニ候へハ此段御咄申置候、此上御見廻りも被下候ハ、

一 七月廿三日、出府、御代官様へ罷出右水一件御□□被成下候段御挨  
拶申上、何分乍此上当年中ニハ何れ共道付候様御差図被下度、先達  
而ハ内分申談し居り合可申趣ニ有之、右之段申上候処其後市兵衛殿・  
廣藏殿趣意相考候而ハ存分内証申談出来可申趣ニ而無之甚恐入候(アマ)、  
第二候へ共当年御道付之処御差図御願申上度、於私最初申談し方不  
行届と御座候而いか軸御咎被仰付候共、以來水之儀者溝引等も御免  
被成下候儀ニ御座候へハ多少ニかゝわらす參り候様ニ御差図被下候  
ハ、永々御毛見も出来仕間敷、村方も弥出情農業等も仕度御考合被  
成下御差図奉願候段申上候、尤最初取懸り候時分の覚書、去ル未年  
長日照ニ付馬場・下馬場申談候(アマ)「第二留帳、尚又別段取立方前改小帳・  
取立米受払帳、此度懸合一件前文手扣乍御内々御一覽被成下候様御  
願申上度、尤右帳面御役場ニ而御披見被成下候様ニハ難申上候へ共  
私心服之處一通り御内々御咄申上度候へ共、口演ニ申上候段不都遲  
ニも有之候へハ御役外ニ而右帳面御披見被成下候へハ誠心服御咄申  
上候段ニ相心得罷在候段申上候処、御内々御披見被成下旨被仰聞候  
付右帳面も差上置其日ハ御届申上立石表へ罷越候

廿四日九ツ時、立石出立、暮時杵築迄罷帰候

廿五日飯後、御代官様へ罷出候処右手扣帳面夫々御一覽被成下候処  
最初ノ取計方懸合一件心得方も一通り相分り、尚別段取立受払□□  
委敷相分り尤之儀有之候間追々誓詞廻勘定御出鄉之節井手口御見分  
も可被成下、馬場・下馬場役人・小門前之処中沢政助年番中承調候  
趣意と市兵衛・廣藏趣意ハ相違有之候へハ、とくと取調出鄉之上御  
差図可被下段被仰聞候

- 一 八月十九日、中園為助殿御出御咄有之、近々誓詞廻し勘定御代官様御出鄉可被成、其節井手口御覽も可被成趣ニ御沙汰も有之候、尤出府之節右一件とくと御咄も申上度候へ共御城下ニ而ハ御用多有之候へハ行届兼候付、追々御出鄉之上同役中申合得と御咄可申上段御咄三有之候、且又近頃成久重右衛門殿金蔵丸申出も有之候儀者、先達而役人・組頭中園へ被召呼候節ハ井手口御計之儀ハ於村方ニ申分無之と申出候處、馬場・下馬場ハシマツ箱桶を拵同村ハシマツ持参居へ込候儀者甚いかゝ敷、一躰成久村引受候井手ニて有之候へハ中園・瀬戸田ニも井手せき出夫成久ハシマツ申遣候上差出、中園八畠町広く候へハ行届ハシマツ也成久へ相届候上出夫致候儀ニ有之、此度之樋すへ馬場・下馬場ハシマツ持参計い致候儀村方ニおいては不承知ニ相心得候、ケ様之儀者後年ニ至り夫是規定ニも相成候儀、尤瀬戸田之方へ水過分參り候而迷惑筋も有之候へハ其段成久へ懸合可致老仁も有之候へハ已前之儀も見覚候者も有之、井手口計らひ之儀者成久ハシマツ差略致候筈ニ可有之処此度馬場・下馬場致し方甚不承知ニ存候段小門ハシマツ申出ニ有之、此儀者御代官様ニも御咄申上候様可致、先右申出之趣御沙汰申候段ニ被申出候よし為助殿御咄ニ承之、為助殿ニも村方申出尤至極之儀ニ思召候由御咄ニ御座候
- 一 八月廿四日、中園庄屋本ニおいて郷中誓詞廻し勘定被仰付、廿五日灘目筋村々被仰付候〔  
一 廿五日ニ中園へ罷出、明廿六日無余儀用事ニ付田深表へ罷越申度、右水一件井手口御ハシマツ也可被下段兼而御尊も有之、明日拙者御用筋も可有之哉之段御伺申上候處日帰ニ罷越候儀不苦、明飯後井手口御見分可有之候へ共成久ハシマツ御出之方御順道も宜、馬場・下馬場御取調之上此方ニ者御沙汰可被下趣ニ有之、廿六日田深へ罷越候
- 一 廿七日、中園へ罷出、年番衆々承候處昨廿六日成久村小門申出之趣御代官様ニも申上候處御尤至極ニ被思召候由、馬場・下馬場役人中・組頭兩三人ツ、御召呼思召附候御趣被仰聞候處、一兵衛殿病氣、廣藏殿ニも病氣ニ不被罷出村々共引取候上得と申談御返答可申上段申上引取候由、然處今日下馬場・下原・浦下原盆中俄等有之候段御ハシマツ□、畢竟村役人不行届と相成庄屋・下役人中迄追込被仰付候へハ御免之上御返答申出候儀ニ可有之、左候へハ御引取之上御沙汰可有之候、昨日ハ雨天ニ付井手口御見分も無之段承之候、段々用事も有之、今晚中園へ止宿致候
- 一 廿八日飯後、御代官様ハシマツ被仰聞候者昨日迄雨天ニ付御見分も不被成下、一昨日馬場・下馬場役人・組頭へ思召之御趣意被仰聞候處引取庄屋初申談候而御返答可申上段申出有之、尚益中俄等も致候者有之候付一兵衛追込被仰付候へハ御免ハシマツ申出可有之、其上御沙汰可被仰聞候ハシマツ何分乍恐御考合御差団御願申上候段申上候而引取候誓詞御出鄉、雨天ニ付御逗留、御帰候節井手口桶居も御代官様御見分年番衆・成久重右衛門殿罷出候よし、此方ニ者御沙汰無之故不罷出、何分両村ハシマツ樋すへ寸法等相極罷越候段いかゝ敷趣被思召上候由、追々御立会御方ハシマツ承之候
- 一 九月四日、右御見分被成下候御挨拶并差永蔵御代官御宅へ差出、中園・成久ニハ忠右衛門罷越挨拶いたし候
- 一 誓詞後、市兵衛殿・廣蔵殿不快旁ニ付右一件御評儀延引ニ相成候ニ付留置候程之儀無之押移候
- 一 翌子三月廿八日、大添村池普請御出鄉、村々山之口御用筋罷出御法度向相ゆるみ候段御聞及候付重疊念入候様被仰付相濟候處、瀬戸田御山之口ハシマツ右衛門・成久村山之口喜介御用有之被召出被仰付候趣左

之通被仰聞候

瀬戸田村唐味井手水一件、去夏以来馬場村・下馬場夫是申分有之

候ニ付乍内分御郡奉行衆中迄御伺之上候处井手口敷撻いたし候(申分)□

尤横五寸・高四寸之穴ニ相極差図致候付瀬戸田村より箱桶拵成久村立会井手口ニ居へ込候様可致、馬場・下馬場・中園村ニハ御代官

立会井手口ニ居へ込候様可致、馬場・下馬場・中園村ニハ御代官

立会井手口ニ居へ込候様可致、馬場・下馬場・中園村ニハ御代官

立会井手口ニ居へ込候様可致、馬場・下馬場・中園村ニハ御代官

御代官　衛藤四郎右衛門殿

年番中園村庄屋

為助殿

同断横木村庄屋

鹿藏殿

同断懸樋村庄屋

忠之丞殿

右御面々大添村池普請場へ□□被仰付候

成久村庄屋

重右衛門殿

同村山之口

喜助殿

同村弁差

半右衛門殿

同村弁差

番介殿

中園村庄屋

為助殿

同村弁差

為助殿

同村弁差

良兵衛殿

同村弁差沢かけ

長次郎殿

馬場村庄屋

廣藏殿

同村山之口

弥作殿

同村弁差

政藏殿

同村弁差

勝介殿

下馬場庄屋

一兵衛殿

同村山之口

忠藏殿

同村弁差

吉右衛門殿

同村弁差

仁兵衛殿

瀬戸田御庄屋

忠右衛門

同村山之口

□右衛門(申分)

同村弁差

忠助

同村弁差

永藏

右面々役中也

右之通寸法高四寸・横五寸之箱桶いたし成久庄村屋本へ役人持參立会之上居へ込候、中園・馬場・下馬場ニハ御代官様より右之趣被仰聞□、当村より別段通達いたし不申候

右之通御差図被成下双方内済相成村方大安心仕、右二付御代官様初御当役御面々忠右衛門役人召つれ御礼罷出候

衛藤四郎右衛門殿

御年番

為助殿

同

鹿藏殿

成久村

忠之允殿

重右衛門殿

ア

文政六年未年ハ前代未聞之日照、四月十八、九日頃□□川水相増候程之雨降、其後五月五日夕立、根付ハ五月十日頃より少しつゝ植かけ五月廿五、六日迄郷中田根付致候處、殊之外川水相減下馬場など稠

敷事共中園・成久も番引ニ相成、高原辺四日ぶり地原ハ五日、六日振ニも水廻り候様有之、左候へハ誠ニ馬場・下馬場ハ稠敷事共有之、然處当村池水ニテ本村分根付ハ五月中ニハ漸相済唐味余水池水も少し有之候わん、全井手下りる水汲候而五日、六日ぶりニハ水も廻り意ハ瀬戸田の方江水分ケ桶居八村々申談四寸角之穴ニ承及居候處、當時四寸ニ五寸之桶居(マヤ)水過分參り候者双方共難渋ニ相成候段申出候由、四日夕成久へ罷越候處〔中園村庄屋〕〔成久村庄屋後見〕為介殿・十右衛門殿相呴候、右者子三月喜介・弥右衛門へ御代官様大添御普請場ニ而御差図ニテ右之桶取捨十右衛門殿御見分被成御立会御居へ込被成、其後腐候付桶も仕替候而弁差忠助・組頭米藏持參御見分之上茂左衛門殿御同道御立会すヘ替、右桶ハ成久へ御預り被成候段□□衛門殿いかゝ亡却候哉大添村ニテ御代官より喜介・弥右衛門被仰付次第少も覺不申、其後すヘ替候儀ハ承及候得共何事も存不申と有之取調候へハ右桶ハ成久□有之四寸・五寸ニテ有之候、右御差図之次第〔中園村庄屋〕為助殿ニモ寸法しかと覺不申何と扣候儀も無之、村々小門迄も承及候者四寸角と申候由、左候へハ四寸・五寸と申ハ当村計申儀ニ相成甚いかゝ敷、尤川筋右様之時節三候へハ尤之儀共以來之處ハいか様共當村水御減候而申分無之御取計次第御差略可被下、於此儀ハ申分ハ無之候へ共子三月御差図候付右之桶ハ成久立会之上居込有之候處、十右衛門殿少も不相覺村々共御承知無之と有之候而ハ是迄拙者心得を以寸法も相増御双方及迷惑候段上ニ対し候而ハ何共難相済、先年夫是御評儀之節も何と桶之大小、水之多少ハ少も拙者申条無之御取計次第と申程之心底ニ有之候へハ、右四寸・五寸と申桶取捨成久立会可相□訛ニ可有之哉、衛藤御氏御伺も申上是迄之心得違不埒之仕方御伺申上候而も

御裁許蒙り不申而ハ拙者役場相済不申段相咄候處尤之事共と有之、

翌五日にし本へ横木・塙屋・下馬場・馬場出会申談候由ニ有之候處

拙者取計方御差図と有之候へハ尤ニも有之候へ共、成久十右衛門殿一円存不申と有之段いかゝ敷儀と心得樋居立会へいたし候哉甚不都合、尤弥右衛門退役候へ共存生承調候處相違無之、喜助死後中園友助も立会候由弥右衛門申候へ共、是以向方之役人ニ候へハ不相覺段可申出儀共成久・中園とても趣意有之事ニ候へハいたし方も無之、

乍心外此度も中園ダ双方申談差略も致候様相頼候、右ニ付六月八日

成久村ニて丸木ニ四寸之穴樋拵いたし中園・馬場・下馬場役人・組頭立会居込候而先相済候、是迄とハ水ハ兔角相減候へ共少しつゝ参

り候ハ、夫たけ助ニも相成可申、尤為後証川筋四ヶ村ダ一通、当村

ダ一通書替取變<sup>(マタ)</sup>置候処左之通

### 覚

一 唐味井手当村へ水分方之儀、古來ダ石居を以計來候處当村兼而干損村ニテ為用水先年新溝普請致候處、水上り過川下も村々井手水不廻りニ相成差支小門難渉之段色々申分有之候處、各様御評儀之上御代官衛藤四郎右衛門殿迄御伺被成文化十三子春金尺堅四寸・横五寸之樋居候而御計い被下、當年迄右寸法之箱樋相用來候處當年至而之旱魃三付已前ハ安旨前八反程之水分方之場所ニ候へハ、右之計いニ而ハ兎角水行過其御村々日損出來候程難計、當年又々各様御立会御評儀之上水分方金尺四寸角之穴長七尺丸木樋<sup>(マタ)</sup>二居ニ御極被下、然上ハ向後右之場所水分方於当村少も申分無御座、仍為後日一札如件

文政六年未六月

瀬戸田村百姓代

米蔵

同村同断

升右衛門

同村弁差

愛助

同村同断

永蔵

同村同断

忠助

同村庄屋

孫三郎

同村後見

忠右衛門

成久村御庄屋

藤兵衛殿

同村後見

十右衛門殿

中園村御庄屋

為助殿

馬場村御庄屋

廣藏殿

下馬場御兼帶塙屋村御庄屋

寿八郎殿

前書之通相認書替取替置候事、尤此書付ハ成久村<sup>(成久村庄屋)</sup>藤兵衛殿方へ差遣

候様為助殿ダ申來候付調印之上中園へ相頼遣候

## 覚

同村弁差

良兵衛

同村庄屋

馬場村百姓代

一 唐味井手水其御村分分ヶ方之儀、先年者安旨前水懸り田畠八反程之  
 处計ヒ右居候而有之候處、先年新溝普請出来候付水行過川下井手懸  
 り村々水不廻りニ付小門願出有之候處、文化戊年・亥年旱魃ニ而新  
 溝相止メ古來之通り安旨前八反限り被成下候様申出候處、御代官衛  
 藤四郎右衛門殿迄御伺之上文化十三子春<sup>る</sup>豎金尺四寸・横五寸之箱  
 梔を以計い相渡來候處、兎角新溝二行過下辺難渋之段申出候付又々  
 立会之上豎横四寸角之穴丸木長七尺之桿居ニ相極水分ヶ方致候處、  
 双方申分無之候付我々共立会之上印形致相渡置之候、尚又御村小門  
 迄水分ヶ方申分無之候付別紙書附慥致落手藤兵衛<sup>(成久村庄屋)</sup>方へ預り置之候、  
 依而為後証如件

文政六年未六月

成久村百姓代

嘉<sup>マツ</sup>口治

同村弁差

為右衛門

同村同断

寛兵衛

同村山之口

茂左衛門

同村庄屋

藤兵衛

同村後見

重右衛門

中園村百姓代

政藏

右書附取替し置候段写し置候

表1 慶長・元和期における安岐郷の村高

村名	慶長6(1601)年	元和8(1622)年
1) 安岐手永	石	石
横城村	339.8280	339.5640
大添村	540.5543	538.4163
下原村	445.40801	461.6991
吉松村	760.0394	753.8161
掛樋村	330.4896	327.2166
中園村	—	831.9037
西本村	919.3063	500.0000
塩屋村	—	383.6467
山口村	1,113.1267	1,113.1267
瀬戸田村	397.8720	395.0900
馬場村	743.3853	787.1753
守江村	201.01333	200.43093
狩宿村	319.0449	316.5040
野辺村	138.2253	132.7527
奈多村	948.2270	948.2275
成久村	375.0000	374.8400
合計	7,571.52014	8,404.40963
2) 両子手永	石	石
白木原村	199.09657	199.0965
両子村	347.2790	345.4055
富永村	257.9282	257.9282
恒清村	243.9181	236.9046
糸永村	335.0359	329.4430
杉山村	41.0452	39.5010
油留木村	260.6973	260.6973
弁分村	868.06016	833.9878
中野村	237.7368	232.7780
小俣村	381.9450	338.7375
諸田村	175.7727	173.3372
久末村	376.1489	389.5500
俣見村	1,496.4110	1,469.41116
中野川村	159.3646	159.3646
矢川村	140.5778	138.5145
山浦村	507.8851	505.0741
合計	6,028.90233	5,909.73096

[出典] 慶長6年の村高は「知行所付之目録」(八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書』五、2001年、P93・94)、元和8年の村高は『小倉藩人畜改帳』四(東京大学出版会、1957年)P71~133による。

[註1] 安岐郷を調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安岐手永および両子手永の全容ではない。

[註2] 元和8年における中園村の村高は上中園村・下中園村の2ヵ村分を、同じく成久村の村高は成久村・下成久村の2ヵ村分を合計したものである。

[註3] 慶長6年における塩屋村の村高は西本村に含まれる。中園村の村高については未詳。また、表2にみえる古城村は安岐城故地で、本表中の下原村に含まれる。

表2 近世安岐郷における村高の推移

村名	正保4(1647)年	元禄14(1701)年	天保5(1834)年	明治元(1868)年
1) 安岐手永	石	石	石	石
横城村	242.5000	242.5000	352.6072	352.9032
大添村	393.4250	329.3000	492.7710	493.7068
鍋倉村	—	64.1250	85.6884	85.6884
下原村	344.9000	344.9000	640.5780	643.5090
古城村	36.3750	36.3750	71.0060	71.0060
吉松村	543.7000	543.7000	824.7100	699.9943
掛樋村	269.0800	269.0800	422.6000	422.6000
中園村	675.8000	675.8000	890.9227	890.9227
西本村	684.0600	375.8000	639.5197	639.5197
塩屋村	—	308.2600	579.9624	580.5724
山口村	792.7000	792.7000	1,117.2956	1,117.2956
瀬戸田村	311.4200	311.4200	448.0564	448.0564
馬場村	546.0200	546.0200	940.8128	943.9908
守江村	140.3200	140.3200	238.8696	242.7210
狩宿村	229.6000	229.6000	398.1681	398.2331
野辺村	92.7700	92.7700	148.0287	150.8802
奈多村	672.0300	672.0300	913.0898	917.4993
成久村	303.3700	303.3700	425.4597	425.4597
合計	6,278.0700	6,278.0700	9,630.1461	9,524.5586
2) 両子手永	石	石	石	石
白木原村	140.1090	140.1090	266.7787	266.8551
両子村	284.2000	284.2000	851.0997	851.0997
富永村	195.0700	195.0700	445.0040	445.0040
恒清村	193.2000	193.2000	481.0365	481.2045
糸永村	221.0080	221.0080	592.2454	594.4742
杉山村	30.8420	30.8420	53.8382	53.8382
油留木村	174.0500	174.0500	313.9490	438.7967
弁分村	558.0300	558.0300	912.0202	912.0339
中野村	184.0070	184.0070	365.0144	365.0144
小俣村	244.0100	244.0100	467.4057	468.3285
諸田村	129.0200	129.0200	285.6452	285.6453
久末村	276.1000	276.1000	458.5243	458.5426
俣見村	1,010.1210	1,010.1210	1,499.9426	1,314.5710
中野川村	108.3800	108.3800	168.7728	—
矢川村	110.0630	110.0630	170.5395	482.9309
山浦村	351.8000	351.8000	570.9814	435.3425
合計	4,210.0100	4,210.0100	7,902.7976	7,853.6815

[出典] 正保4年・元禄14年・天保5年の各村高は、それぞれ「正保郷帳」「元禄郷帳」「天保郷帳」(いずれも内閣文庫所蔵)による。明治元年の村高は、木村礎校訂『旧高旧領取調帳』九州編(近藤出版社、1979年)P82・83による。

[註1] 安岐郷を調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安岐手永および両子手永の全容ではない。

[註2] 明治元年における山口村の村高は山口村・下山口村の2ヵ村分を、同じく油留木村の村高は油留木村・掛樋村内油留木分の各村高を合計したものである。

[註3] 正保4年における鍋倉村の村高は大添村に、塩屋村の村高は西本村に含まれる。また、明治元年における中野川村の村高は矢川村に含まれる。

## II 近代史料

豊後国国東郡村誌（明治一一年） ○大分県立図書館蔵

ここには、近代初頭のムラの概況を示す史料として、『豊後国国東郡村誌』を収載した。収載した地域は、安岐町域の他に沿革の項に「古来安岐郷三属ス」と記された地（現杵築市の一一部）も含めた。

さて、奥書によると、本記録は明治一一年一二月に「編輯卒業」とあり、当時の大分県令香川真一の名とともに高取成章（大分県六等属）・加藤賢成（大分県十等属）・相島緝彦（大分県等外三等）の名が編集担当として記されている。大分県当局の編纂になる本記録は在地の実態をそのまま等身大に記録化したものではないにしても、近代初頭の概況を知ることができるので重要な記録といえる。今後、様々な側面からさらなる検討を加えるべきであろう。

収載にあたっては、原本の書式・体裁を尊重したが、割注については活字を小さくすることで表現することとした。文字については、基本的に常用漢字に直している。

最後に、本記録において判読しがたい記述について触れておきたい。特產品の項にある「莊生席」は七島筵のことであり、齒麻は「いちび」と訓じ、「これは畠表の縦糸や繩に使用するアオイ科の一年草である。また、地名に登場する寧川は「ふたごがわ」と訓む。

○糸永村	本村古ヨリ武藏郷二属ス 吉時糸永杉山ノ二村タリ、明治八年三月杉山村ヲ本村ニ合ス
里程	東南千児船ヶ迫油原ノ諸山野背筋ヲ界トシ掛樋村ト接シ西ハ朝來村ト山林ヲ境トシ北ハ富清村ト田畔ヲ界トシ <small>(ナシ)</small>
沿革	本村ノ内元杉山村ハ挾間村ニ同シ元糸永村ハ矢川村ノ条ニ出ス
幅員	東西拾三町拾間南北貳拾町面積
里程	大分県序元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里三拾三町三間老尺標柱本村字袖ノ木百八拾六番地平岷国作居宅前面西方貳拾間ノ處ニアリ、西方朝來村ヘ拾六町拾五間貳尺、南方掛樋村ヘ三拾三町六間、北方富清村ヘ貳拾壹町四拾八間四尺
地勢	東南山嶺ヲ負ヒ運輸便ナラス薪炭用ニ贍ル
地味	其色黒其質美ニシテ稻梁葉茶ニ宜シ水利便ナリ
税地	田四拾九町九反四畝貳拾貳歩、畑四拾六町四畝貳歩、宅地七町貳反貳拾七歩
無税地	内三反三畝貳歩寺院地、山林三拾六町九反五畝歩、芝地壹町三反四畝拾九歩、原野拾町三反九畝歩、総計百七拾貳町壹反九畝貳拾九歩
完有地	埋葬地九反壹畝四歩
貢租	地租金千三円七拾壹錢八厘、酒類税金五拾三円六錢二厘、牛馬売買税金貳円、総計千五拾八円七拾八錢壹厘
戸数	本籍百三拾三戸平民、社貳戸小社、寺三戸禪臨宗壹宇天台宗壹宇真宗壹宇、総計百三拾八戸

人	數	男貳百九拾六口平民、女貳百八拾八口平民、總計五百八拾四口
牛	馬	牡牛拾七頭牝牛九拾頭總計百七頭、牡馬三拾四頭牝馬拾壹頭、
民	業	總計四拾五頭
川	河	寧川二等河ニ属ス深五尺淺壹尺広拾間狭五間長貳拾三町七間流レ緩ク水清夕味
淡	シ源	ヲ両子村両子山上ニ發シ南流富清村ヲ經テ本村ノ北界字諸音ヨリ村ノ中央
安	岐道	ヲ割キ南流字荒井ニ至リ掛樋村ニ入り下流安岐川トナリ海二入ル
施	路	安岐道三等道路ニ属ス村北富清村界字中園ヨリ南ハ掛樋村界字荒井ニ至ル長式
捨	八町	捨八町捨貳間馬踏老間道敷老間五尺字川原田ヨリ西ニ折レ支道アリ朝来駅ニ通ス、
朝	來	朝来道三等道路ニ属ス村ノ中央字川原田ヨリ朝来村界字越トフニ至ル長拾町広
毫	間	毫間
八	坂	八坂社村社、社地東西貳七間南北貳拾五間余面積貳反三畝四歩村北字小久保ニアリ、速須佐之男尊・大己貴尊彦名尊其他四十五柱ノ神ヲ祭ル、天承二年六月十日勅請明治五年村社三列ス祭日七月廿八日
瑞	璃光	瑞璃光寺天台宗、東西九間余南北貳拾四間余面積七畝貳拾步、両子村両子寺末
村	南字	村南字屋敷ニアリ養老二年僧仁開基創建ス、宝永五年僧寛度中興ス、桂徳寺禪
臨	濟宗	臨濟宗東西貳拾七間余南北貳拾六間余面積壹反五畝五歩、沓掛村宝陀寺末、村東字袖ノ木ニアリ、應永十六年六月僧文溪開基創建ス文化十四年四月僧実田中興ス、光連寺真宗、東西拾五間余南北貳拾間面積壹反七歩、山城國葛野郡本願寺末村北字小久保ニアリ永正五年三月僧蓮乗開基創建ス、承德元年僧教円中興ス
學	校	公立小学校老ヶ所村ノ中央字袖ノ木ニアリ、生徒男四拾人、女九人
物	產	莊生席質中千七百四拾三束大坂ニ輸ス、櫨實質中貳千貳百七拾六斤
民	業	男農ヲ業トスル者百三拾戶
○	富清村	本村古ヨリ武藏郷ニ属ス
疆	域	古時富永恒清ノ二村タリ、明治八年三月合シテ本村ノ称ニ改ム東ハ吉広掛樋ノ二村ト山ノ背筋ヲ以テ界トシ、西ハ明治朝来ノ二村ト相接シ中尾山ヲ以テ境トシ、南ハ糸永村北ハ両子村ニ接シ耕地域ハ山嶺ヲ以テ境トス
道	路	沿革本村ノ内元富清村ハ挾間村ニ同シ、元恒清村ハ矢川村ノ条ニ合ス
里	程	里程大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里三拾貳町貳拾間四尺標柱本村字坪井三百拾壹番地溝部廉太郎居宅前面北方貳拾間ノ處ニアリ、東方吉広村ヘ三拾三町拾壹間壹尺、西方明治村ヘ三拾町五拾五間貳尺、南方朝来村ヘ貳拾八町拾七間貳尺、糸永村ヘ貳拾壹町四拾八間四尺、掛樋村ヘ壹里貳拾九町四拾八間三尺、北方両子村ヘ貳拾七町三拾貳間貳尺
地	勢	地勢四面皆山嶺ヲ擁シ運輸便ナラス柴薪鮮トセス
地	稅	地稅田五拾壹町貳反三畝拾貳步、烟五拾四町三反六畝八歩、宅地九町五反五畝廿三歩内三反廿四歩寺院地、山林五拾壹町壹反九畝拾八步、芝地七町貳反五畝拾八步、林場拾四町壹反七畝拾八步、原野六反歩、總計百八拾八町三反八畝七歩
無	税地	無税地埋葬地貳町壹反七畝五歩
官	有地	官有地山林七反九畝七歩
貢	租	貢租地租金千三百拾壹円九拾三錢貳厘、酒類稅金六拾貳円四拾四錢貳厘、銃獵稅金貳円、總計金千百九拾六円三拾七錢四厘
戶	數	戶數本籍百六拾六戸平民、社三戸小社、寺三戸禪臨濟宗貳宇真宗壹宇、總計百七拾貳戸

人 数	男三百八拾貳口平民、女三百六拾五口平民、總計七百四拾七口	北貳拾六間余面積壹反貳畝七步、沓掛村宝陀寺末村北字花殿ニアリ應永十九年僧巴 山開基創建ス
他出寄留男老人		
牛 馬	牡牛六拾五頭牡牛七拾壹頭總計百三拾六頭、牡馬三拾四頭牝馬 八頭、總計四拾貳頭	
川	摩川二等河ニ属ス深三尺淺老尺広拾間狹六間流レ緩ク水清タ味淡シ源ヲ両子村 ニ發シ村北字園田ヨリ来リ村ノ中央ヲ南走シ字野入ニテ糸永村ニイル長貳拾貳町	
池 沼	下流安岐川トナリ安岐港ニ注ク、夷橋安岐往還ニ属ス村北八町架シテ摩川ノ下 流字市場ニアリ、水深貳尺広七間橋長八間幅三尺木製ナリ	
道 路	中山池東西拾貳間南北拾貳間周回毫町村ノ東北ニアリ村ノ用水トナス 杵築往還三等道路ニ属ス村北両子村界字神ノ木ヨリ西南朝来村界字長迫ニ至ル 長拾九町貳拾壹間馬踏毫間道數毫間三尺村ノ中央字佐山ヨリ西北ニ折レ来浦道ア リ南ニ折レ安岐道アリ東ニ折レ吉広道アリ、来浦道三等道路ニ属ス村ノ中央字 佐山ヨリ北ハ両子村界字神ノ木ニ至ル長拾五町広毫間、安岐道三等道路ニ属ス 村ノ中央字佐山ヨリ南ハ糸永村界字野入ニ至ル長拾七町広毫間、吉広道村ノ中 央字佐山ヨリ東吉広村界字見迫ノ辻ニ至ル、長拾六町広毫間	
社 寺	八坂社村社、社地東西三拾貳間南北貳拾六間面積貳反八畝六歩、村南字新宮ニア リ須佐之男尊・大己貴尊・少彦名尊其他貳拾壹柱ノ神ヲ祭ル宝曆十三年十月勅請 祭日十二月十五日、宮烟社村社、社地東西三拾九間南北貳拾五間余面積三反三畝 貳拾壹歩、村ノ西北字宮煙ニアリ、大年神・菅公ヲ祭ル大年神ハ古昔村北字本宮ニ 鎮座ス、元禄十年六月十九日大年神ヲ此ニ合祀ス祭日七月十二日、以上三社明治五 年村社ニ列ス	
西迎寺	禪臨濟宗、東西拾三間南北八間余面積三畝貳拾貳歩、沓掛村宝陀寺末村東 字西迎寺ニアリ養老三年僧仁聞開基創建ス、僧器溪中興ス、西念寺真宗、東西拾 貳間余南北三拾五間面積壹反四畝貳拾五步、豐前國下毛郡中津町明蓮寺末村ノ中央 字穴井ニアリ、元和九年九月僧淨念開基創建ス、西福寺禪臨濟宗、東西拾四間南	
税 地	地 勢	大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾四里貳拾壹町拾 貳間貳尺標柱本村字徳代四百七拾貳番地林壯三郎居宅前面西方七間ノ處ニアリ、 西方明治村ヘ三拾町七間三尺、南方富清村ヘ貳拾七町三拾貳間 貳尺、北方都甲村ヘ三里拾六町貳拾四間成佛村ヘ壹里拾三町拾 壹間三尺、東南吉広村ヘ壹里拾四町五拾四間三尺、東方丸小野 村ヘ壹里九町八間貳尺
地 味	系永村ニ同シ トセス	東ニ弥箇嶽伽藍山ヲ負ヒ西北両子山ヲ擁シ運輸便ナラス薪炭乏

貳百貳町九反三畝拾七歩

無税地

埋葬地壱町貳反五畝拾八歩

官有地

山林三町三反四畝步

貢租

地租金九百円三拾五錢五厘、酒類税金八拾貳円五拾錢、牛馬壳買税金三円、

統獵税金六円、總計金九百九拾壱円八拾五錢五厘

本籍百三拾三戸平民、社壱戸小社、寺四戸天台宗貳宇真言宗貳宇、總

戸數計百三拾八戸

人數男貳百七拾七口平民、女貳百七拾五口平民、總計五百五拾貳口

牛馬牛三拾五頭牝牛七拾四頭總計百九頭、牡馬貳拾七頭牝馬八頭、

總計三拾五頭

両子山高百八拾丈周回貳里三町村ノ西北ニアリ、嶺上ヨリ四分シ、東ハ成仏

村西ハ都甲村南ハ本村北ハ赤根村ニ属ス、山脉東ハ弥箇嶽文殊山ニ連リ西北狩松

嶽ニ接ス、北ハ桃ノ木山ニ連ル鉢建目付石仙巖橋ノ数塗列鑿シ仙巖橋尤モ高シ、

崇聳本郡ニ冠タリ三面樹木植セス草莽深茂独リ南方老木森立竹樹蒼蔚タリ、半腹

寺アリ両子寺ト称ス、登路老条村西字下リ松ヨリ登リ八町両子寺ニ至リ左旋シテ

鉢建目付石ヲ經テ仙巖橋ノ頂上ニ至ル、長三拾貳町極メテ險峻トス、溪水二条ア

リ一ハ仙巖橋ヨリ沸出シ、一ハ目付石湧出シ両子寺前無明橋ニ至リ、合流東下シ

山下數村ノ田ニ灌漑ス、乃チ安岐川ノ源ナリ、水深三寸広貳間、弥箇嶽高八拾

丈字杖立ヨリ側ス、周回貳拾四町村ノ正北ニアリ東北ハ横手村ニ属シ西南ハ本

村ニ属ス、山脉西南両子山ニ連ル樹木生セス茅葛繁茂登路老条、麓字弥箇嶽ヨリ

左二回リ字迫田渓ヲ經テ上ル拾三町極メテ險峻渓水壳条嶽ノ半腹ヨリ湧出ス、深

五寸渓幅巷間字杖立ニ至リ學川ニ合ス、伽藍山高三拾丈字川原前ヨリ測ス、周

面九町村ノ正南ニアリ、東北ハ吉広村ニ属シ、西南ハ本村ニ属ス、樹木茂生往々

大木アリ、登路壳条字德光ヨリ登ル長九町拾間、渓水壳条字深三寸渓幅巷間下流字

米丸ニ至リ學川ニ入ル、高尾山高四十丈貳尺字川原ノ前ヨリ測ス、周回不詳村ノ

東南ニアリ嶺上ヨリ二分シ、東南北ハ吉広村ニ属シ西本村ニ属ス、山脉西南西字

山ニ連ル樹木生ヤス登路二條アリ、一ハ字川原ヨリ登ル、高拾町一ハ字宮ノ脇ヨリ

登ル、高拾町三拾間

川

學川ニ等河ニ属ス、深三尺淺壹尺広八間狭四間流レ緩ク水清ク味淡ニシテ寒冷ナリ、水源ニツツハ村北両子山字仙巖橋及目付石ノ湧泉ニ発シ、幅貳間長拾三町

一ハ同山ノ西麓字走水ヨリ發シ、幅貳間長八町三十間字夫婦淵ニ至リ二水合流シ、村ノ中央ヲ南流シ、字中川原ニ至リ二等川トナル、字園田ニ至リ富清村界ニ入ル、此間壱里拾八町下流安岐川トナリ安岐港ニ注ク、久保田橋杵築往還ニ属ス、村南

拾壹町架シテ學川ノ下流字久保田ニアリ、水広六間深老尺橋長五間広壹間被土橋、中園橋大分往還ニ属ス、村北六町架シテ學川ノ上流字小園ニアリ、水深貳尺広

四間、橋長四間幅壹間被土橋、杖立橋大分往還ニ属ス、村ノ西北字ホツカケニアリ、水深壹尺広貳間橋長貳間幅壹間被土橋

道路

杵築往還ニ等道路ニ属ス、北ハ成仏村界字簾ヶ尾ヨリ南ハ富清村界字神ノ木ニ至ル、長壹里拾五町馬蹄巷間道敷壹間五尺村ノ中央字德台ヨリ、西北貳拾町字四

ツ辻ヨリ西ニ折レ高田往還アリ、又同所ヨリ東ニ折レ、古市ニ通スル支道アリ、

高田往還ニ等道路ニ属ス、村ノ中央字德台ヨリ都甲村界字走水ノ辻ニ至ル廿八

町道巾壹間、古市道ニ等道路ニ属ス、本村ノ中央字德台ヨリ吉広村界字伽藍ノ

辻ニ至ル、長貳拾町道巾壹間、明治道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央字德台ヨリ明

治村界字高地ニ至ル、長拾四町巾四尺、丸小野道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央字

治台ヨリ丸小野村界字丸小野越ニ至ル、長拾五町巾四尺

歳神社村社、社地東西四拾間南北貳拾七間余、面積三反六畝貳拾壹歩、村ノ東

南字德台ニアリ大年神・伊邪那岐尊ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十二月初

丑ノ日

寺

両子寺天台宗、東西四拾八間余南北壹町貳拾間面積壹町貳反八畝貳拾八步近江国

滋賀郡延暦寺末村北両子山ノ半腹ニアリ、養老二年僧仁開基創建ス、其後兵火

地勢	東西北ノ三面諸山屏立運輸便ナラス薪炭乏トセス	税地	田六拾三町三反八畝六歩、畑六拾四町九反毫畝九歩、苅畠六町九反貳畝六歩、
里程	大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾四里五町四拾八間四尺標柱本村字中畑五百九拾六番地財前吉郎居宅前面東方五拾六間ノ處ニアリ、	地味	其色黒其質惡水利便ナラス時々旱ニ苦ム桑茶ニ宜シ
幅員	東方富清村ヘ三拾町五拾五間貳尺、西方小野村ヘ壹里拾六町三拾壹間三尺、南方朝来村ヘ壹里壹町四拾五間貳尺、白木原村ヘ三拾壹町五拾六間四尺、北方両子村ヘ三拾町七間三尺	無税地	宅地拾壹町六反八畝廿三歩、山林七拾六町三畝貳拾八步、原野四拾壹町三反五畝歩、芝地拾町貳反六畝拾六步、株場八拾壹町六反三畝拾七步、総計三百五拾六町壹反九畝拾五步
沿革	本村ノ内元諸田村ハ挿間村ニ同シ、元中野・小俣ノ二村ハ矢川村ノ条ニ出ス	官有地	山林壹町貳反毫畝拾壹步埋葬地壹町六反七畝拾壹步
疆域	東ニ益ノ原ノ原野并ニ鶴峠ノ諸山林ヲ界トシ、両子富清ノ二村ト隣リ、西北ハ小野白木原ノ二村ト両子山及ヒ桃ノ木峠ヲ以テ境トシ、南ハ山峰并ニ道路ヲ界トシ、朝来村ト接ス	人數	地租金千九拾八円四拾五錢八厘、酒類稅金三拾八円六拾九錢四厘、牛馬貢租買稅金三円、銃猶稅金三円、総計金千百四拾三円拾五錢貳厘
村名	東西貳拾壹町貳拾間南北壹里五町貳拾間面積	戸数	本籍百九拾五戸平民、社六戸小社、総計貳百壹戸
川	本村ノ内元諸田村ハ挿間村ニ同シ、元中野・小俣ノ二村ハ矢川村ノ条ニ出ス	牛馬	牡牛七拾四頭牝牛六拾五頭總計百三拾九頭、牡馬貳拾貳頭牝馬貳拾壹頭、總計四拾三頭
里程	大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾四里五町四拾八間四尺標柱本村字中畑五百九拾六番地財前吉郎居宅前面東方五拾六間ノ處ニアリ、	山	桃木山高百六丈周回壹里貳町余村西ニアリ、嶺上ヨリ二分シテ西ハ小野村ニ属シ東北南ハ本村ニ属ス、山脉北ハ両子山ニ連リ草木茂生登路壹条村西字前田ヨリ南ニ折レ、宇ヅル路ヨリ登ル拾五町溪水貳条山ノ半腹ニ湧出ス、一ハ字前田ニ至リ朝来野川ニ注ク長拾町幅壹間五尺、一ハ字中田ニ下走シ朝来野川ニ注ク長八町幅貳間

橋長三間巾壱間被土橋、小中橋古市道二属ス、村南七町架シテ朝来野川ノ中流

字前川ニアリ、水深壹尺広三間橋長四間幅壹間被土橋、落合橋大分往還二属ス、

村南八町架シテ小俣川下流字落合ニアリ、水深貳尺広貳間橋長三間幅壹間被土橋

池沼 高地池東西貳拾三間余南北貳拾九間余周回貳町三拾六間村ノ西北ニアリ、村ノ用

水トス

### 道路

大分往還三等道路二属ス、村北両子村界字高地ヨリ南ハ朝来村界字成道ニ至ル、長貳里馬踏壹間、道敷壹間三尺字前田ヨリ西ニ折レ高田往還アリ、字袖ノ木ヨリ

東ニ折レ古市村道アリ、字前川ヨリ西ニ折レ沓掛駅道アリ、高田往還村ノ中

央字中畑渡ヨリ西方八町ノ處西ニ折レ小野村界字袖ノ木ノ項上ニ至ル、長貳拾町

道巾壹間、古市道村東字袖ノ木ヨリ東ニ折レ富清村界字草場ニ至ル、長拾八町

幅五間、沓掛駅道村東字前川ヨリ西ハ白木原村界字谷山ニ至ル、長拾五町幅壹

間

大御神社村社、社地東西貳拾三間南北貳間余、面積貳畝八歩村西字扇ヶ平ニア

リ、大日靈女神・金山彦尊・菅公ヲ祭ル、文政二年四月勅請祭日十一月二十五日、

山神社村社、社地東西貳拾貳間余南北貳拾九間、面積貳反壹畝貳拾九歩、村西字

諸田ニアリ大山祇神・淤勝山津見神・與山津見神・原山津見神ヲ祭ル、祭日七月二

十八日、日吉社村社、社地東西貳拾七間余南北拾四間、面積壹反貳畝貳拾九歩、

村西字中畑ニアリ、天御中主尊・忍穂耳尊・天山昨命・伊邪那岐尊・國狹槌尊・伊

邪那美尊・大己貴尊ヲ祭ル、安政二年六月十八日勅請祭日八月六日、日吉社村社、

社地東西壹町拾七間余南北三拾間、面積七反九畝拾步、村ノ中央字山王ニアリ大山

咋神・大己貴尊・國常立尊・天忍穗耳尊・國狹土尊・伊邪那美尊・邇々芸尊・煌限

尊・瀬織姫命・猿田彦尊・事代主命ヲ祭ル、建久元年四月十五日勅請、以上四社明

治五年村社ニ列ス、祭日十二月二十八日

### 無税地

官有地 埋葬地壹町貳反壹畝拾六步

貢税 地租金千四百八拾三円貳拾七錢三厘、酒類税金八拾円八拾壹錢貳厘、牛馬

学校 民業 男農ヲ業トスル者百八拾四戸

### ○朝来村

#### 本村古ヨリ武藏郷二属ス

古時弁分久末ノ二村タリ明治八年三月合シテ本村ノ称ニ改ム

### 疆域

東ハ富清掛樋ノ二村ト、長坂ノ原野油原ノ山林ヲ以テ境トシ西

ハ山峯或ハ溪谷ヲ界トシ矢川俣水ノ二村ト隣ル、南ハ山浦村ト原野道路ヲ界トス、北ハ耕地ヲ以テ明治村ニ接ス

### 幅員

東西拾七町拾五間南北壹町面積

### 里程

大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里四町三間

貳尺、標柱本村字塔ノ本八百四拾貳番地河野鉄二郎居宅前面南方四間ノ處ニア

リ、東方掛樋村ヘ壹里貳拾壹町五拾間壹尺、南方山浦村ヘ三拾五町三拾壹間壹尺、北方富清村ヘ貳拾八町拾七間貳尺、西南矢

川村ヘ三拾壹町拾九間三尺、西北明治村ヘ壹里壹町四拾五間貳尺

### 地勢

東ニ長坂油原ノ原野山林ヲ負ヒ、西ハ耕地ニ連リ南原野ニ接シ

### 地味

其色黒其質美水利便ニシテ稻梁桑茶ニ宜シ

### 税地

田八拾六町七反三畝四歩、烟四拾五町五反四畝拾壹步、宅地拾三町五反壹畝

七歩内三反壹町拾壹步、山林七拾貳町八反貳畝拾五步、芝地三町六反四畝拾三步、秣場拾五町四反九畝廿九步、原野五拾七町八反三畝歩、總計貳百九

売買税金貳円、銃獵税金八円、総計金千五百七拾四円八錢五厘

戸 数

本籍百八拾六戸平民、社貳戸小社、寺三戸禪臨宗毫宇禪曹洞宗毫宇真言宗毫宇、総計百九拾壹戸

人 数

男三百九拾五口附籍士族毫口平民三百九拾四口、女三百九拾六口附籍士族毫口平民三百九拾五口、総計七百九拾壹口

牛 馬

牡牛百七頭牡牛三拾八頭総計百四拾五頭、牡馬三拾九頭牡馬九頭、総計四拾八頭

川 牛 馬

朝来野川二等河三属ス、深四尺浅毫尺広拾間狭五間、流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ明治村字高地池ヨリ發シ、一ハ村西北字益ノ原ニ發シ字袖ノ木ノ下ニテ二水流合流ニ等河トナリ、本村ノ西界ヨリ中央ヲ割キ東流シテ、山浦村字大橋ニテ矢川ヲ呑ミ安岐川ト称ス、長毫里掛村字成澄ニテ両子川ヲ容レ東下シ、北ハ瀬戸田馬場下原ノ三村、南ハ成久中園塙屋三村ノ間ヲ経過シテ海ニ注ク長五里ナリ、度生橋大分往還ニ属ス、村南拾壹町架シテ朝来野川ノ下流字間方ニアリ、水深貳尺広六間橋長六間幅三尺石製、小屋光渡沓掛駅道ニ属ス、村南朝来野川ノ下流字小屋光ニアリ水深毫尺広貳拾八間歩渡

池 沼

長迫池東西貳拾九間南北四拾三間村周回貳町拾三間北ニアリ、新池東西毫町拾毫間南北貳拾六間、周回三町毫間村東ニアリ、蓮池東西毫町貳間南北三拾毫間周回三町拾四間村東ニアリ、下油原池東西毫町四拾三間南北貳拾六間余周回三町五拾六間村東ニアリ、以上皆村ノ用水トナス

道 路

大分往還三等道路三属ス、村ノ西北明治村界字成道ヨリ南ハ山浦村界字境久ニ至ル毫里貳町馬踏毫間三尺道敷貳間村ノ中央字塔ノ本ヨリ東ニ折レ安岐渡道アリ、村南松ヶ本ヨリ西ニ折レ沓掛駅道アリ、安岐道村ノ中央字塔ノ本ヨリ東方掛駅村界字漫淵ニ至ル、長毫里貳町毫間、杵築往還村北富清村界字長迫ヨリ村ノ中央字塔ノ本ニ至リ大分往還ニ合ス、長拾八町広毫間松樹ノ並木アリ、沓掛駅道村ノ中央字塔ノ本ヨリ、西南矢川村界字岡ノ平ニ至ル、長八町広毫間

社

八坂社郷社、社地東西三拾間貳尺四寸、南北貳拾八間余、面積貳反九畝七歩、村ノ東南字弁分ニアリ、速須佐之男尊・櫛名田比売命・大己貴尊其他十四柱ノ神ヲ祭ル、明治五年郷社三列ス祭日十二月十五日、歲神社村社、社地東西貳拾七歩、南北貳拾三間余、面積毫反六畝拾八步、村北字久末ニアリ、大年神・天照大御神・月読尊・速須佐之男尊・大己貴尊・保食神ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十二月十五日

寺

護聖寺禪曹洞宗、東西拾七間余、南北貳拾六間余、面積毫反五畝拾九步、横手村泉福寺末村北字島越ニアリ、応永十七年僧鏡昭開基創建ス、元禄五年僧元康中興ス、宝寿院真言宗、東西拾毫間、南北貳拾三間余、面積八畝拾八步、山城国宇治郡三宝院末村南字島越ニアリ、寛文元年僧教山開基創建ス、享保元年僧某中興ス、西白寺禪臨宗、東西三拾三間、南北拾九間余、面積貳反毫畝拾三步、山城国葛野郡妙心寺末村ノ中央字台内ニアリ、天正十八年僧末巖開基創建ス

学校

公立小学校毫ヶ所村ノ中央字地蔵院ニアリ生徒男五拾四人、女貳拾八人

村会所

公立所村ノ中央字中村ニアリ

物産

莊生席質中貳千四百拾貳束大坂三輪ス、櫛實質中貳千六百拾斤

民業

男農ヲ業トスル者百八拾貳戸

○矢川村

本村古ヨリ武藏郷ニ属シ古來分合ナシ

彊域

東北山嶺ヲ分テ朝来村ト界ヲナシ、南ハ山浦村ト耕地ヲ境トシ

幅員

原野ヲ以テ岩屋村ニ接ス、西ハ俣水村ニ接シ山及川ヲ界トス

革

東西拾七町貳拾五間南北三拾町面積

沿革

慶長五年豊前國小倉城主細川忠興之ヲ領シ、其臣有吉立行松井

康之ヲシテ速見郡杵築城ヨリ支配セシヲ、寛永九年細川氏肥後へ転封ノ後小笠原忠知信州松本ヨリ徙封代テ之ヲ領ス、正保二

年同氏參州吉田へ転封ス、同年七月松平英親本郡高田城ヨリ杵築ヘ徙リ同氏ノ所領トナリ貞享二年弟松平重長ニ分治セシメ後

世襲松平貫一郎ニ至リ、王政新革明治三年上地ニテ日田県ノ所轄トナリ同四年十一月同県廢セラレテ大分県之ヲ管轄ス

大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町三拾三間五尺標柱本村字坪井九百五拾壹番地藤原房吉居宅前面北方貳拾五間ノ處ニアリ、西方俣水村ヘ壹里六町五拾貳間三尺、南方山浦村ヘ拾九町三拾貳間四尺、東北朝来村ヘ三拾壹町九間三尺、西南岩屋村ヘ貳拾七町貳拾四間

東二小越山林南ニ赤又タ大野ノ諸山野ヲ負ヒ運輸便ナラス薪炭用二贍ル

其色黒其質美稻梁ニ宜シ、最毛糸茶ニ適ス溜池ヲ以テ縋ニ旱ヲ防ク

税地 田三六町六反六畝三歩、畠拾七町貳反拾五步、宅地四町三反四畝拾步内四畝拾六歩寺院地、山林三拾壹町七反四畝步、芝地七反六畝步、秣場七町三反六畝步、原野三拾三町步、総計百三拾壹町六畝貳拾八步

無税地 埋葬地四反貳畝貳拾步  
官有地 山林壹町三反拾步

貢税 地租金五百六拾壹円拾七錢六厘、酒類税金三拾八円九拾九錢九厘、牛馬壹買税金貳円、總計金六百貳円拾七錢五厘

戸数 本籍八拾壹戸平民、社三戸小社、寺壹戸禪臨濟宗、總計八拾五戸人數 男百五拾九口平民、女百八拾三口平民、總計三百四拾貳口牛馬 牝牛拾貳頭牝牛六拾貳頭總計七拾四頭、牡馬四頭牝馬七頭、總計拾壹頭

川 中ノ川三等河ニ属ス、深老尺浅五寸広貳間狭老間、流レ緩ク水清ク味淡シ、源

ヲ村西字中野川溜池ニ發シ、南流字大野川ニ至リ安岐川ニ注ク此間三拾町、矢川三等河ニ属ス、深老尺浅五寸広老間三尺狭老間、流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ

村北字矢川溜池ニ發シ、村北ヲ南流シ村東字川又ニ至リ安岐川ニ注ク此間三拾町安岐川三等河ニ属ス、深三尺浅老尺広三間狭老間三尺長貳拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ白木原村ニ發シ、白木原川ト名ケ侯水村ニ至リ中溪川ト名ケ東ニ流レ村西字大野川ニ至リ、中野川ヲ春ミ村ノ中央ヲ東流シ村東字山ノ口ニ至リ、城ヶ谷ノ泉流ヲ容シ字川又ニ至リ矢川ヲ合シ安岐川トナル、南流山浦村ニ至リ山浦川三合シ下流安岐港ニ注ク長貳拾町

池沼 上池東西三拾五間南北三拾四間周回貳町貳拾五間村北ニアリ、下池東西三拾八間南北貳拾六間周回貳町四間余村北ニアリ、中野池東西四拾四間南北壹町周回

道路 三町五拾壹間余村西ニアリ、以上皆村ノ用水トナス

道路 安岐道三等道路ニ属ス、村西侯水界字中野川ヨリ東ハ山浦村界字大橋ニ至ル、長貳拾八町馬踏壹間道敷老間三尺、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ杵築駅道アリ、杵築駅道村ニ中央字井坪

ニヨリ南方岩屋村界字城ヶ谷辻ニ至ル、長拾貳町広五尺、沓掛駅道村北字岡ノ平越ヨリ西ハ侯水村界字中野川ニ至ル、長五町広老間

山神社村社、社地東西貳拾貳間、南北八間余、面積六畝三步、村ノ中央字上山浦ニアリ、大山祇神・鹿屋野比売神・天之狹土神・國之狹土神・大山昨ノ神・高麗神ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十一月十四日

寺 玉林寺禪臨濟宗、東西七間余、南北拾八間余、面積四畝拾六步、朝来村西白寺末村東字高地ニアリ、寛文四年僧玉伝開基創建ス

学校 公立小学校壹ヶ所村西字高地ニアリ、生徒男拾九人女拾四人物産 芦荳席質中貳千貳百六拾三束大坂ニ輸ス

民業 男農ヲ業トル者七拾五戸

○山浦村

四五拾八錢貳厘

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

疆域 東ハ耕地ヲ境トシテ掛樋村ニ接シ、西ハ字赤谷山ノ嶺ヲ以テ矢

川村ニ界ス、西南ハ早淵原野ヲ以テ岩屋村ニ接ス、南ハ字津野

女原野ヲ限リ山口村ニ隣リ、北ハ字上ノ平山絶頂ヲ以テ朝来村

ニ接ス

幅員 東西三拾四町貳拾六間七合南北貳拾町面積

沿革 矢川村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町三

拾九間貳尺標柱宇井ノ上八拾老番地八幡社鳥井ヨリ北方貳間貳尺ノ處ニアリ、

東方山口村ヘ老里三町拾間貳尺掛樋村ヘ拾六町老尺、南方岩屋

村ヘ老里五町四拾九間三尺、北方矢川村ヘ拾九町三拾貳間四尺、

朝来村ヘ三拾五町三拾老間老尺

地勢 南北薦山上ノ平山対峙シ中三安岐川東流シ運輸便ナラス薪炭林等乏トセス

地味 其色黒其質稍稲梁三宜シ水利便ナリ

税地 田三拾三町六反五畝四歩、畑拾町四反四畝拾歩、宅地貳町五反毫畝貳拾歩内

社地九畝貳拾七歩、堂敷貳拾三歩、林拾町貳反貳拾七歩、原野拾八町八畝貳拾

八歩、藪九反貳畝拾七歩、芝地八反三畝拾九歩、秣場巷町老反歩、総計拾

七町七反七畝八歩

飛地 本村ノ西方矢川村ノ内田貳反六畝老歩

無税地 埋葬地老町老反八畝拾六步

官有地 社地老反毫畝拾四歩、林四町九反五畝歩、原野五畝歩、溜池三町老反貳畝

歩、寺院地六畝三歩、総計八町貳反九畝拾七歩

貢租 地租金四百九拾老円五拾八錢貳厘、牛馬売買税金老円、総計金四百九拾貳

戸数 本籍七拾三戸平民、社四戸小社、寺老戸禪曹洞宗、総計七拾八戸  
人數 男百五拾三口平民、女百四拾八口平民、総計三百老口

牛馬 牡牛貳拾四頭牝牛四拾老頭總計六拾五頭、牡馬拾貳頭牝馬拾二頭、総計貳拾五頭

山 黒岩嶺高七拾六丈周回未詳村ノ西南ニアリ嶺上ヨリ三分シ、西南ハ岩屋村ニ属シ、東北ハ本村及ヒ山口村ニ属ス、山脈西ハ波多方嶺ニ連ル往々大樹麓忍山上ニ溜池アリ板木池ト云フ山間ノ田ニ灌リ、登路三條一ハ村ノ中央井上ヨリ南西ニ上ル三拾町尤險ナリ、一ハ村西字大橋ヨリ南ニ向ヒ登ル道幅毫間三尺險ナリ、高貳拾五町大分往還ナリ此山岩屋村ヨリ岩屋山ト称ス

川 山浦川ニ等河ニ属ス、深毫丈淺毫尺広五拾間狭拾五間長貳拾町流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ明治村字小俣及諸田三発シ朝來野川ト名ケ東南ニ向ヒ朝來野ニ入り東流シ、本村ノ西北字釣尾ニ入り山浦川ト称ス、東南ニ流レ字大橋ニテ安岐川及村西舞谷池ノ下流ヲ合シ村北ヲ東流シ字成澄ニ至リ掛樋村ニ入り學川ヲ合シ安岐川トナリ、南ハ成久中園北ハ瀬戸田馬場諸村ノ間ヲ經テ下原村字湊ニテ海ニ入ル、安岐川三等河ニ属ス、深四尺淺貳尺広三拾間狭貳拾間長五拾間流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ白木原村三発シ白木原川ト名ケ俣水村ニ至リ中溪川ト名ケ矢川村ニ至リ矢川ヲ合シ安岐川トナル、村西字大橋三來リ山浦川ヲ合シ村北ヲ東流シ字成澄ニ至リ、掛樋村ニ入り學川ヲ合シ成久以往諸村ノ間ヲ經テ安岐港三注ク、大橋大分往還ニ属ス、村西六町架シテ山浦川ノ上流字大橋ニアリ、水深貳尺広拾四間、橋長拾四間五尺幅貳間石製

道路

池沼 板木池東西老町貳拾間南北五拾貳間周回三拾間村南ニアリ村ノ用水トス  
大分往還三等道路ニ属ス、村北朝来村界字水口ヨリ南ハ岩屋村界字黒岩ニ至ル、長貳拾六町四拾間幅老間三尺、字黒岩ヨリ字大橋ニ至ルマテ松樹並木アリ長凡拾八町、掛樋道三等道路ニ属ス、村ノ中央字井ノ上ヨリ東ハ掛樋村界字岩ノ鼻ニ

至ル、長拾三町六間三尺幅毫間、山口道三等道路三属ス、村ノ中央字井ノ上ヨリ

南ハ山口村界字ツノメニ至ル、長拾四町四拾五間幅毫間、矢川道三等道路三属ス、

村ノ中央字井ノ上ヨリ村北矢川村界字夜通ニ至ル、長八町五拾毫間幅毫間

## 社

山神社村社、社地東西拾六間南北拾毫間面積五畝九歩、村南字橋下ニアリ、大山

祇命ヲ祭ル祭日十二月廿九日、八幡社村社、社地東西九間、南北拾六間、面積六

畝五歩、村ノ中央字井ノ上ニアリ、眷田別命・高麗神ヲ祭ル、祭日十二月廿八日、

以上二社明治五年村社三列ス

密乗院禪曹洞宗、東西拾間余、南北拾七間余、面積六畝三歩、横手村泉福寺末

村ノ西南字密乘院ニアリ、元禄二年二月僧幻堂開基創建ス

荘芸席質美貳千貳百拾四束大坂三輸ス、商麻質美千七拾四貫

男農ヲ業トスル者六拾戸

間毫尺糸永村ヘ三拾三町六間富清村ヘ毫里貳拾九町四拾八間ニ  
尺

## 地勢

ナク薪炭乏カラス

## 地味

其色黒南部其質美ニシテ水利アリ、北部其質悪ニシテ旱ニ苦ム

## 税地

田七拾六町七反五畝拾歩、畑三拾毫町七反三畝貳拾毫歩、宅地六町七反七畝拾

## 無税地

八歩内社地五畝三步寺院地貳畝貳拾九步堂敷八畝拾歩、林貳拾九町七反三畝貳拾

## 九步

原野四拾貳町九反九畝貳拾八步、藪五町八反五畝拾九步、芝地拾毫町

## 毫反貳畝貳拾四步、

秣場三町三反歩、総計貳百八町貳反九畝九步

## 埋葬地

毫町五反五畝拾七步、溜池貳町毫反九畝貳歩、総計三町七反四畝拾九

## 畝貳拾九步、

原野四拾貳町九反九畝貳拾八步、藪五町八反五畝拾九步、芝地

## 步

## 官有地

社地毫反四畝九步、溜池五町三反七畝四歩、寺院地九畝拾五歩、総計五町

六反貳拾八步

## 貢租

地租金千百六拾八円五拾四錢毫厘、牛馬壳買税金壹円、総計金千百六拾九円

## 五拾四錢毫厘

## 本籍

百六拾貳戸平民、社四戸小社、寺貳戸禪曹洞宗毫字真言宗毫字、總

## 五拾四錢毫厘

## 戸数

本籍百六拾貳戸平民、社四戸小社、寺貳戸禪曹洞宗毫字真言宗毫字、總

## 計百六拾八戸

## 人數

男三百三拾九口平民、女三百四拾三口平民、総計六百八拾貳口

## 牛馬

牡牛六拾八頭牝牛六拾九頭總計百三拾七頭、牡馬貳拾九頭牝馬

## 三頭、

總計三拾貳頭

## 川

安岐川二等河二属ス、深五丈浅貳尺広四拾間狭拾五間流レ急ニ水清ク味淡シ、水

## 貳間

標柱本村字鬼ヲヨシ百七拾番地閔大神社鳥井中央ヨリ、南方四間毫尺五寸ノ

## 處ニアリ、

東方瀬戸田村ヘ三拾貳町毫尺、西方山浦村ヘ拾六町毫

## 尺、

南方山口村ヘ三拾貳町五尺北方朝來村ヘ毫里貳拾毫町五拾

## 里

大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾七町拾

## 程

貳間標柱本村字鬼ヲヨシ百七拾番地閔大神社鳥井中央ヨリ、南方四間毫尺五寸ノ

## 處ニアリ、

東方瀬戸田村ヘ三拾貳町毫尺、西方山浦村ヘ拾六町毫

## 尺、

南方山口村ヘ三拾貳町五尺北方朝來村ヘ毫里貳拾毫町五拾

発シ朝来野川ト名ケ山浦村ニ至リ山浦川ト名ケ安岐川ニ合シ本村ノ西南界字成澄ニ至リ寧川ト合ス、東流村南藤南池ノ下流ヲ容シ字鳴川ニ至リ、油畠木川ヲ合シ成久瀬戸二村ノ間ニ入り中園馬場ノ間ヲ割キ下原村ヲ經テ字湊ニテ海ニ入ル、字長野ヨリ成澄ニ至ル寧川長拾四町山浦川長三拾間合流ヨリ村界ニ至ル長貳拾町、油畠木川三等河ニ属ス、深貳尺浅五寸広六間狭三間長三拾町流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ村北字高地池ニ發シ村ニ中央ヲ東南ニ流レ字鳴川ニ至リ安岐川ニ入ル、長野渡安岐港道ニ属ス、村西八町寧川ノ下流字長野ニアリ水深四尺広拾間歩、成澄渡安岐港道ニ属ス、村西毛町五拾間寧川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間歩、荒井渡安岐港道ニ属ス、村西八町寧川ノ下流ニアリ水深四尺浅五寸広拾間歩

上譲リ葉池東西貳町南北三拾間周回四町三拾貳間村北ニアリ、上水無池東西毛町拾八間南北四拾間周回三町四拾九間村北ニアリ皆吉松村ノ用水トナス、中譲リ葉池東西貳拾五間周回南北毛町周回三町拾八間村東ニアリ下譲リ葉池東西四拾間南北毛町貳拾五間周回四町三拾間村東ニアリ皆瀬戸田村ノ用水トナス、藤ヶ谷池東西毛町五間南北三拾九間周回三町八間村南ニアリ中ノ迫池東西四拾間南北毛町五拾八間周回四町五拾貳間村北ニアリ、中ノ迫下ノ池東西三拾五間南北貳町五間周回五町拾五間村北ニアリ、高地池東西毛町南北三拾三間周回貳町四拾間村北ニアリ、皆本村ノ用水トス

道 路 安岐港道三等道路ニ属ス、村ノ西北系永村界字兒松ヨリ村東瀬戸田村界字鳴川ニ至ル、長三拾三町貳拾八間三尺広毛町中央字鬼ヲロシヨリ南折シ山口道アリ、山口道村ノ中央字鬼ヲロシヨリ村南山口村界字夫婦木ニ至ル、長拾七町三拾六間三尺広三尺、山浦道村西字成澄ヨリ山浦村界字岩鼻ニ至ル、長三町広毛町、朝來道村ノ中央字鬼ヲロシヨリ村西朝来村界字鍛淵ニ至ル、長拾町貳拾八間広三尺、富清道村ノ中央字鬼ヲロシヨリ村北富清村界字堀切ニ至ル、長毛町九町四拾八間貳尺広三尺、吉松道村ノ中央字鬼ヲロシヨリ村東吉松村界字長尾ノ上ニ至ル長三拾三町五拾三間五尺広三尺

## 社

大歲神社村社、社地東西四間余南北拾四間余面積貳畝八歩、村西宇宮永ニアリ、大年神・御年神・若年神・大己貴神・奥津日古神・奥津比売神・豐受日女郎命・埴山比売神ヲ祭ル祭日十二月十五日閑太神社村社、社地東西六間南北貳拾毛間面積貳畝歩、村ノ中央字鬼ヲロシヨリ天照皇大神・瀬織津姫神・伊吹戸主神・速秋津姫神ヲ祭ル祭日十二月十五日、山神社村社、社地東西拾間余南北拾七間余面積四畝廿三歩村北字下神田ニアリ、大山祇神ヲ祭ル祭日十二月二十七日以上三社明治五年村社ニ列ス

## 寺

不動院真言宗、東西八間余南北拾間平面積貳拾九步豊後國速見郡寿生寺末村ノ西南字ホクソニアリ弘化四年僧円学開基ス、泉正寺禪曹洞宗、東西拾三間余南北貳拾貳間余面積九畝拾五步瀬戸田村実際寺末村北字寺屋敷ニアリ、初僧瑞雲開基臨濟宗ナリシカ応永年間僧明岩中興シ、改メテ曹洞宗トナル

## 學 校

公立小学校毛ヶ所村南北字中ニアリ生徒男四拾貳人女拾貳人

莊生席質美貳才貳百四束大坂ニ輸ス

男農ヲ業トスル者百六拾戸

## 物 產

莊生席質美貳才貳百四束大坂ニ輸ス

## 民 業

男農ヲ業トスル者百六拾戸

## ○吉松村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

## 彊 域

東ハ小城山ノ頂ヲ以テ小城村ニ界シ、西ハ鏡石山ヲ以テ掛桶村

ニ接シ、南ハ徑路ヲ界トシ瀬戸田村ニ隣ス、北ハ藤ヶ尾山嶺ヲ限リ吉広志和利両村ニ界ス

## 幅 員

東西毛里拾四町拾間南北貳拾三町貳拾間面積

## 沿 革

挾間村ニ出ス

## 里 程

大分県厅元標大分郡碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里貳町五拾九間五尺標柱本村字草場貳百六拾毛町山野幸衛居宅前面東方拾七間五尺ノ處ニアリ、東方小城村ヘ三拾貳町五拾五間三尺、西方掛桶村ヘ毛里貳拾

四町四拾五間、南方瀬戸田村へ拾三町六拾五間三尺

地勢

南ニ鏡石山北ニ小城山ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭用ニ贍ル

地味

其色赤其質稍ヤ美稻梁ニ宜シ水利便ナラス

税地

田七拾貳町七畝九歩、烟貳拾六町九反九畝貳拾老歩、宅地六町四反壹畝歩内、  
社地四畝貳拾步寺院地貳反貳畝拾五步、林五拾貳町四反貳歩、原野貳拾壹町四  
反歩、藪壹町壹畝貳拾九步、芝地七町六反七畝拾七步、秣場貳町貳反歩、總  
計百九拾町壹反七畝拾七步

無税地

埋葬地貳町五畝拾四步

官有地

社地貳反貳畝拾六步、林四反四畝貳歩、溜池五町三反三畝貳拾七步、堂敷貳

畝拾貳歩、總計六町貳畝貳拾七步

貢租

地租金九拾八円五拾四錢四厘、煙草稅金拾五円、牛馬賣買稅金壹円、總

計金千百拾四円五拾四錢四厘

戸数

本籍百四拾戸平民、社四戸小社、寺三戸真言宗三宇、總計百四拾七

戸

人數

男三百四拾九口平民、女三百四拾三口平民、總計六百九拾貳口

牛馬

牡牛五拾六頭牝牛六拾頭總計百拾六頭、牡馬三拾七頭牝馬九頭、

總計四拾六頭

川

吉松川三等河ニ属ス、深六尺淺壹尺広八間狹壹間長三拾町流レ急ニ水清ク味淡シ、

源ヲ村西字中村三発ノ村北ヲ東南三流レ字仁王ニ至リ七郎川ヲ会同ノ村ノ中央東南

二流レ、字川縁ニテ瀬戸田村三入り浦川ト称ス、同村字小川ニ至リ安岐川ニ合ス、

七郎川三等河ニ属ス、深六尺淺壹尺広拾貳間狹貳間長壹里流レ急ニ水清ク味淡シ、  
源ヲ村西字七郎ニ発シ村南ヲ東流シ字仁王ニ至リ吉松川ニ合ス、浦川橋太分性還

ニ属ス、本村ヨリ拾壹町架シテ村東吉松川ノ下流字浦川ニアリ、水深壹尺幅三間橋

長四間巾老間被土橋

池沼

瀬葉ヶ谷池東西三拾七間南北壹町貳拾間周回四町村北ニアリ、長迫池東西壹

道路

町八間南北貳拾八間周回三町村南北ニアリ、田尾池東西壹町貳拾間南北三拾貳間周  
回四町拾四間村南北ニアリ、園田池東西壹町貳拾貳間南北三拾貳間周回四町四間村西  
ニアリ、皆村ノ用水トナス

○瀬戸田村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

疆域

東ハ径路ヲ以テ馬場村ニ接シ、西ハ掛樋村ト田平山ノ峯ヲ境ト

シ、南ハ安岐川ヲ限り成久中園ノ二村ニ対ス、北ハ西ノ平山ヲ以テ吉松村ニ界ス

幅員 東西貳拾七町貳拾六間七合南北八町五拾三間三合面積

牛馬 牡牛拾四頭牝牛貳拾六頭總計四拾頭、牡馬拾三頭牝馬六頭、總計拾九頭

里幅員 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾四町四拾五間五尺標柱本村字小川三百七拾番地小川熊八居宅前面西方六間三尺ノ處ニアリ、東方馬場村へ拾六町五拾八間五尺、西方成久村へ六町五拾八間壹尺掛樋村へ三拾貳町壹尺、南方中園村へ八町四拾間壹尺、北方吉松村へ拾四町五間三尺

安岐川二等河ニ属ス、深貳丈淺貳尺広壹町狭拾五間長貳拾五町流レ急ニ水清ク味淡シ、水源三ツ一ハ両子山ニ発シ寧川ト名ケ両子富清糸永ノ三村ヲ經テ掛樋村ニ至リ安岐川ニ合ス、一ハ保水村ニ発シ矢川村ヲ經テ諸溪流ヲ合シ安岐川トナル山浦村ニ至リ山浦川ニ合ス、一ハ明治村字小俣及諸田ニ発シ朝来野川ト名ケ山浦村ニ至リ山浦川トナル、安岐川ニ合シ掛樋村ニ至リ寧川ト合シ安岐川ト名ケ東流藤南池ノ下流ヲ容レ字鳴川ニ至リ油留木川ヲ容レ本村ノ西字新涯ニ來リ南方成久村界ヲ東流シ、字小川ニテ浦川ヲ脊ミ村北中園村界ヲ流レ、馬場村ヲ經テ下原村字湊ニテ海ニ入ル、浦川三等河ニ属ス、深六尺淺一尺広三間三尺長貳町貳拾間、流急ニ水清ク味淡シ、水源ニツ吉松村字七郎ニ発シ、一ハ同村字中園村ニ発シ、同村字仁王ニテニ水会合東南ニ流レ吉松川ト称シ同村界字川継ヨリ來リ、村北字寺ノ東ヲ經テ字小川ニ至リ安岐川ニ入ル、大道橋大分往還ニ属ス、村南五拾間架シテ安岐川ノ中流字小川ニアリ水深貳尺巾拾七間、橋長拾八間巾壹間被土橋、小川橋馬場道ニ属ス、村ノ中央架シテ浦川ノ下流字小川ニアリ水深五寸巾壹間壹尺、橋長三間三尺巾壹間壹尺被土橋、浦川橋大分往還ニ属ス、村ノ中央ヲ架シテ浦川ノ上流字寺ノ東ニアリ、水深壹尺巾壹間三尺、橋長壹間三尺巾壹間被土橋

地勢 地味 南ニ安岐川ヲ帶シ北ニ西ノ平山ヲ負ヒ運輸便アリ薪多シ炭乏シ其色赤其質稍ヤ美ニシテ稻梁葉茶ニ宜シ東半部水利アリ、西半部旱ニ苦ム

税地 田三拾四町八反壹畝九步、畠拾五町七反八畝貳拾五步、宅地三町五反四畝四步内寺院地貳反三畝貳拾五步、林三拾四町五反七畝拾六步、藪八反八畝拾三步、芝地七反四畝貳拾八步、物干場九反九畝拾七步、總計九拾壹町三反五畝歩荒地八反四畝五步、溜池壹畝五步、埋葬地壹町貳反貳拾五步、總計貳町六畝五步

官有地 社地 四反壹畝貳歩、寺院地五反貳畝貳拾五步、林九反壹畝貳拾步、總計壹町八反五畝拾七步

道路 大分往還二等道路ニ属ス、村北吉松村界字仁王ヨリ南ハ成久界字小川ニ至ル、長西掛樋村界字鳴川ヨリ中央字小川ニ至リ大分往還ニ合シ又東ニ折レ馬場村界字馬場先ニ至ル、長貳町四拾壹間広壹間

貢租 戸数 地租金六百七拾八円三拾錢九厘、煙草稅金五円、牛馬壳賣稅金壹円、家祿稅金壹円八拾五錢六厘、總計金六百八拾六円拾六錢五厘

本籍八拾七戸士族貳戸平民八拾五戸、社貳戸小社、寺貳戸禪曹洞宗堯宇淨土宗堯宇、總計九拾壹戸

人數 男百拾三口士族三口平民百八拾口、女百七拾三口士族四口平民百六拾九口、總計三百五拾六口

寺社 八幡社郷社社地東西拾八間余南北五拾七間余面積貳反六畝拾貳歩村東字宮ニアリ葦田別尊・武内宿祢ヲ祭ル、明治五年郷社ニ列ス祭日十一月三十日 実際寺禪曹洞宗、東西三拾七間余南北五拾七間余面積三反九畝拾六步、横手村泉福寺末村ノ中央字レンカンニアリ、延慶二年僧伝照開基創建シ臨濟宗ナリシカ其後

大友氏ノ為兵燹ニ罹リ襄微セシヲ、以テ正保二年僧守照中興シ以後曹洞宗トナル、  
淨国寺淨土宗。東西貳拾四間余南北三拾九間余面積三反七畝四歩、山城國愛宕郡  
知恩院末村ノ東南字山ヶ屋敷ニアリ慶長元年僧莫無開基創建ス

学校 公立小学校壱ヶ所村ノ中央字レンカンイアリ生徒男百貳拾貳人女拾三人  
物産 荘生席質美千百拾ヽ東大坂ニ輸ス、茴麻質美四百四拾貳貫  
民業 男農ヲ業トスル者ハ拾八戸、商ヲ業トスル者四戸

### ○馬場村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

疆域 東ハ溝渠ヲ以テ下原村ニ界シ、西ハ徑路ヲ界トシ瀬戸田村ニ隣  
ス、南ハ用水路ヲ境トシテ中園村ニ対ス、北ハ字蓑辺山ヲ以  
小城糸原ノ二村ニ界ス

幅員 東西拾五町四拾間南北拾九町拾間面積

沿革 挿間村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里四町四拾貳  
間五尺標柱本村字中村五百六拾貳番地永松壯三郎居宅前面中央ヨリ東方五間三尺  
ノ處ニアリ、東方下原村ヘ六町四拾七間三尺、西方瀬戸田村ヘ拾六  
町五拾八間五尺、中園村ヘ拾五町三拾三間四尺、糸原村ヘ貳拾  
九町五拾七間三尺、西北小城村ヘ貳拾町

地勢 土地平坦南ニ安岐川ヲ帶ヒ運輸便ナレトモ薪炭乏シ

地味 其色黒其質南部ハ美ニシテ北部ハ惡稻梁葉茶ニ宜シ水利アリ

税地 田六拾町貳反八畝拾九歩、畑貳拾貳町八畝拾四歩、宅地六町六反貳畝壱歩内  
社地壱畝貳拾八歩寺院地壱反貳拾六歩、林貳拾貳町八反五畝八歩、藪貳反三畝拾  
九歩、芝地貳町三反七畝貳拾壱歩、秣場貳町九畝歩、物干場壱町貳反歩、總

計百拾八町七反四畝拾四歩

無税地 荒地七反四畝貳拾貳歩、埋葬地九反四畝貳拾歩、總計壱町六反九畝拾壱歩  
官有地 社地貳反六畝拾壱歩、寺院地貳反貳畝四歩、畠壱反五畝拾壱歩、林九反四畝  
拾貳歩、溜池六町七反歩、總計八町貳反八畝八歩

貢租 地租金千三百五拾円六拾六錢五厘、船税金貳円五拾四錢、酒類税金貳拾九  
円三拾四錢、總計千三百八拾三円五拾四錢五厘

戸数 本籍百五十戸士族三口平民百四拾七口、社貳戸小社、寺貳戸禪臨濟宗  
壱宇真言宗壱宇、總計百五拾四戸

人数 男三百五拾貳口士族九口平民三百四拾三口、女三百貳拾口士族七口平民三  
百拾三口、總計六百七拾貳口

牛馬 牡牛貳拾頭牝牛拾壱頭、牡馬五拾三頭牝馬五頭、

総計五拾八頭

日本形船貳百石未満五拾石以上總計貳艘

川 沼 安岐川ニ等河ニ属ス、深五丈淺貳尺広壱町拾間狭四拾間流レ急ニ水清ク味淡シ、

一ハ侯水村ニ發シ矢川村ヲ經テ諸溪流ヲ合シ安岐川ニ入ル、一ハ明治村字小侯及七  
諸田ニ發シ朝来野川ト名ケ山浦村ニ至リ山浦川ト名ケ安岐川ニ合シ掛樋村ニ至リ、

率川ヲ合シ安岐川トナリ藤南池ノ下流ヲ容レ、同村字鳴川ニ至リ油留木川ヲ容レ、

成久瀬戸田二村ノ間ヨリ本村ノ西界宇宮ノ前ニ來リ村南中園村ト界シ東流更ニ本村  
ニ入り字小川尻ヨリ下原村ニ入り、同村字港ニテ海二入ル本村ヲ通スル長九町貳拾

四間 蔑ノ辺池東西壱町三拾四間南北壱町拾七間周回五町四拾貳間村北ニアリ、谷池  
東西壱町拾間南北三拾五間周回六間村北ニアリ、タ々ラ池東西壱町南北五拾間  
周回四町村北ニアリ、皆村ノ用水トス、赤上ノ池東西貳町五拾間南北壱町貳間

周回七町五拾七間村北ニアリ、赤下ノ池東西壱町拾間南北貳町五拾間周回四拾  
九歩、芝地貳町三反七畝貳拾壱歩、秣場貳町九畝歩、物干場壱町貳反歩、總  
計百拾八町七反四畝拾四歩

貳町拾壱間村北ニアリ、皆下原村ノ用水トス

道 路	中園道三等村ノ中央字中村ヨリ西南中園村界字小屋二至ル、長九町五拾七間四尺幅三尺、小城道三等村ノ中央字中村ヨリ村北系原村界字陣山二至ル、長貳拾貳町四拾間幅三尺、安岐港道三等道路二属ス、村西瀬戸戸田村界字土丈田ヨリ村東下原村界字小川尻ニ至ル、長九町三拾三間幅老間
社 寺	熊野社村社、社地東西拾四間余南北四拾四間余面積貳反貳畝拾四歩村ノ西南字政所ニアリ、伊邪那美尊・天照皇大神・熊野久須比神ヲ祭ル祭日十二月十五日、八社村社、社地東西拾三間余南北九間余面積三畝貳拾七歩村東字子ギテニアリ素盞鳴尊ヲ祭ル、祭日十二月二十九日以上二社明治五年村社三列ス
大 儀 寺	大儀寺禪臨慈宗、東西四拾五間南北貳拾貳間面積貳反貳畝四歩山城国葛野郡妙心寺末村西字宇ジナニアリ僧心燈開基創建ス、最広寺真宗、東西貳拾壹間余南北拾五間面積壹反貳拾六歩、山城国葛野郡本願寺末村ノ中央字ヒロマツニアリ觀応二年僧証円開基創建ス
物 産	莊生席質美千九百五拾八束大坂二輪ス、茵麻質美七百拾壹貫三百目
民 業	男農ヲ業トスル者百四拾戸、商ヲ業トスル者七戸、医ヲ業トスル者三戸
○ 下原村	本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時下原古城ノ二村タリ明治八年三月古城村ヲ本村ニ合ス
彌 城	東八海ニ瀕シ西ハ溝渠ヲ界トシテ馬場村ニ接ス、南ハ荒木川ヲ以テ塩屋村ニ隣ル、北ハ耕地ヲ以テ中園村ニ接ス小径ヲ以テ原村ニ界ス
幅 員	東西拾六町貳拾間南北拾町面積
沿 革	抜間村ニ出ス
里 程	大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里六町貳拾間
税 地	田五拾三町九畝拾四歩、畑四拾三町八反七畝貳拾四歩、宅地八町八反五畝拾四步内社地毫畝五歩寺院地貳反三畝拾六歩林三拾貳町五反毫畝貳拾五步、藪三反五畝六歩、芝地三町毫反五畝六歩、者干場四町九反九畝拾六歩、総計百四拾六町八反四畝拾五歩
無 稅 地	溜池三畝拾壹歩、埋葬地毫町貳反六畝拾九歩、総計毫町三反歩
官 有 地	社地三反五畝拾貳歩、寺院地九畝拾七歩、林拾貳町三畝貳拾壹歩、芝地五畝九歩、溜池七反五畝貳拾壹歩、総計拾三町貳反九畝貳拾歩
人 数	本籍百九拾三戸士族貳戸平民百九拾戸、社毫戸小社、寺三戸禪臨慈宗壹字真宗毫宇、総計百九拾六戸
貢 稅	地租金七百七拾五円拾四錢五厘、船税金拾三円拾錢、総計金七百八拾八円八拾四錢五厘
牛 馬	牡牛拾三頭牝牛貳拾壹頭総計三拾四頭、牡馬四拾四頭牝馬六頭、
舟	日本形船貳拾六艘貳百石以上毫艘貳百石未満五拾石以上四艘五拾石未満貳拾百五拾五口、総計八百七拾壹口
川	安岐川二等河ニ属ス、深七尺浅貳尺広毫町狭三拾間流レ緩ク水清ク味淡シ、村西字川原マテ潮汐進退舟筏通ス、水源三ツ一ハ両子山ニ發シ琴川ト名ケ両子富清糸永

ノ三村ヲ経テ掛橋村ニ至リ安岐川ニ合ス、一ハ俣水村ニ発シ矢川村ヲ経テ諸溪流ヲ

合シ山浦村ニ至リ山浦川ト名ケ掛橋村ニ至リ寧村ヲ合シ同村藤南池ノ下流ヲ容レ同

村宇鳴川ニ至リ油留木川ヲ容レ馬場村ニ至リ安岐川ト名ケ村西字小川尻ヨリ来り、

村南ヲ東流シ字港ニテ荒木川ヲ合シ海ニ入ル、長貳拾五町、荒木川三等河ニ属ス、

深四尺浅貳尺広貳拾五間狭拾間長三町、流レ緩ク水清ク味淡シ、水源ニツ一ハ山口

村中津尾山一ハ同村馬渡池ニ發シ字中津尾ニテニ水会合シ、東流下山口西本中園村

界ヲ經テ村南字川原ヨリ来リ、西本村字一本松ニテ大通寺川ノ流ヲ容シ、南方塩屋

村ト界シ東流字港ニテ安岐川ニ合ス、港橋塩屋道ニ属ス、村南八間架シテ安岐川

ノ下流字港ニアリ、水深貳尺広四拾貳間橋長四拾貳間幅貳間被土橋、塩屋橋塩谷

道ニ属ス、村南貳町四拾間架シテ荒木川ノ下流字塩屋ニアリ、水深貳尺広拾五間橋

長六間幅九尺被土橋

塩屋道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央字湊ヨリ村南塩屋村界字川原ニ至ル、長貳町四

拾間幅老間、馬場道ニ等道路ニ属ス、村ニ中央字港ヨリ村西馬場村界字小川尻ニ

至ル、長五町老間三尺幅老間、糸原道ニ等村ノ中央字港ヨリ村北系原村界字赤ニ

至ル、長拾八町幅老間

安岐港無等安岐川ノ末流東西七町南北四拾五間深溝八尺干潮四尺東方ニ向フ村

ニ東方ニアリ東南風ニ宜シカラス、港名アレトモ其実ハ舟船投錨ノ便ナリ、商舟來

ラス唯小舟往復スルノミ修繕費ハ民ニ属ス

### 暗 磚

二ツ石礁東西五間南北三間二大石相双フ満潮ニハ深六尺干潮ニハ露出スルコト凡  
三尺村ノ東北ニアリ海汀ヲ去八町安岐港ヲ距ル拾三町、九石礁東西貳間南北貳間  
満潮ニハ深六尺干潮ニハ露出スルコト三尺村ノ東北ニアリ海汀ヲ去ル八町安岐港ヲ

距ル拾八町

### 社

加茂社村社、社地東西貳拾四間余南北拾八間面積老反三畝貳拾四歩村東字港ニア  
リ、加茂武角見命・伊加古夜北壳命・王依姬命・加茂別雷命・瓊々杵命・神日本盤

余比古尊・五十鈴姫命ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十二月十八日

### 寺

光明寺真宗、東西貳拾四間余南北三拾六間面積貳反三畝拾六歩山城國葛野郡本願  
寺末村西字松尾ニアリ、慶長五年六月僧慶祐開基創建ス、普門寺禪臨濟宗、東西

拾八間余南北拾六間余面積九畝拾七歩、山城國葛野郡妙心寺末村ノ中央字門田ニア

リ、僧乾靈中興ス

### 古 跡

安岐城東西三町南北四町濶断已ニ湮スルモ遺址尚ホ弁スヘシ、大友能直ノ二子泰  
広昌ヲ國東郡ニ食シ始メテ安岐城ヲ築キ居ル天正中泰弘十二世孫親質大友氏ニ反シ  
為メニ討滅セラル、大友氏國除ノ後豐中公熊谷直陳ヲ封シ此城ニ居ラシム、直陳罪

ヲ東照公ニ得テ國除セラル、慶長五年石田三成ノ兵ヲ挙クルニ及テ直陳ノ旧封ヲ復  
シ命シテ大垣城ヲ保セシム、直陳其叔父熊谷外記ヲシテ安岐城ヲ守ラシム巳ニシテ  
黒田孝高ノ為メニ囲マル末タ幾ハクナラス、外記直陳ノ戰死ヲ聞キ城ヲ棄テ去リ城

遂ニ廃ス

### 学 校

公立小学校堺ヶ所本村中央字湊ニアリ生徒男七拾貳人女拾三人

### 物 産

甘諸質美五千貳百四拾貫、苗麻質美七百六拾八貫、莊荘席質美千九百七拾七  
束以上大坂ニ輸ス

### 民 業

男農ヲ業トスル者百七拾五戸、商ヲ業トスル拾貳戸

### ○中園村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

彊 城

東ハ田畔ヲ界トシ下原村ニ隣シ、西ハ道路ヲ以テ成久村ニ接シ  
西南大通寺川ヲ以テ下山口ニ界シ、南ハ荒木川ヲ以テ西本村ニ  
界シ、北ハ安岐川ヲ限リ瀬戸田村ニ対シ用悪水路ヲ以テ馬場村  
ニ界ス

幅 員 東西貳拾貳町拾間南北六町五拾間面積  
沿 革 换間村ニ出ス

里 程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾九町毫

間標柱本村字トラボシ田七百九拾八番地大歳社拝殿前面中央ヨリ間<sup>(アマ)</sup>ノ處ニアリ貳

拾四間四尺下山口村へ拾八町七間毫尺、南方西本村へ四町三拾四間三尺馬場村へ拾五町三拾三間四尺、北方瀬戸田村へ八町四拾間毫尺

地勢 南二荒木川北二安岐川ヲ帶ヒ土地平坦ニ屬シ運輸便ナルト雖ト

モ薪炭殊ニ乏シ

地味 東部ハ其色赤西部ハ其色黒其質共ニ美ニシテ稻梁葉茶ニ宜シ水利便ナリ

税地 田七拾町毫反九畝毫歩、畠三町六反四畝貳拾三歩、宅地六町三反貳畝貳拾貳歩、

林木五反六畝七歩、藪貳畝貳拾五歩、芝地四畝歩、物干場三反四畝拾六歩、總計八拾壹町毫反四畝四歩

無税地 埋葬地六畝拾四歩

官有地 社地毫反三畝九歩

地租 地租金五千五百六拾八円貳錢毫厘

戸数 本籍百三戸士族貳戸平民百拾戸、社毫戸小社、總計百拾四戸

人數 男貳百六拾七口士族三口平民貳百六拾四口、女貳百八拾口士族五口平民百七拾五口、總計五百四拾七口

牛馬 牝牛七頭牝牛四頭總計拾毫頭、牡馬七拾毫頭牝馬五頭、總計七拾六頭

川 安岐川二等河二属ス、深毫丈淺貳尺広毫町狭三拾間長拾町、流レ急ニ水清ク味淡シ、水源三ツ一ハ両子山三発シ率川ト名ケ両子富清糸永ノ三村ヲ經テ掛磯村ニ来り、

一ハ俣水村ニ發シ矢川村ヲ經テ諸漢流ヲ合シ安岐川トナル、山浦村ニ至リ山浦川トナリ一ハ明治村字小俣及ヒ諸田三発シ、朝來野川ト名ケ山浦村ニ至リ山浦川ト名ケ掛橋村ニ来リ率川ト合シ袖留木川ヲ容レ、瀬戸田成久西村間ヲ過キ本村ノ西界字大道ヨリ来リ村北瀬戸田村界ヲ、東流シ北方馬場村ト界ヲナシ字中河原ニ至リ同村ニ

○成久村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

彊域 東ハ道路ヲ以テ中園村ニ接シ、西ハ夫婦木池ヲ境トシ掛橋村ニ

入ル同村及ヒ下原村ヲ經テ海三入ル、荒木川三等河ニ属ス、深六尺淺毫尺広貳拾

間狹四間長貳拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、水源二ツ一ハ山口村字中津尾山一ハ同村馬渡池ニ發シ、同村字中津尾ニテ一水合流シ本村ノ西南界下山口西本兩村ノ間字荒原ニ至リ、東北ニ向ヒ塙屋馬場西村ノ間ニ入り、馬場村字新涯ニ至リ安岐川ニ合ス、大通寺川三等河ニ属ス、深貳尺浅五寸広貳間狹毫間、源ヲ成久村字上野ニ發シ、西方下山口成久両村界ヲ經テ村南字大通寺ヨリ来リ村南東流シ字一本松ニ至リ荒木川ニ入ル、長貳町、大道橋大分往還ニ属ス、村西北七町貳拾間架シテ安岐川ノ中流字大道ニアリ、水深貳尺広拾七間橋長拾七間幅毫間被土橋、山鼻橋西本道ニ属ス、村南五町架シテ荒木川ノ中流字唯田ニアリ、水深毫尺広三間三尺橋長四間幅毫間被土橋、大通寺橋大分往還ニ属ス、村西拾貳長架シテ大通寺川下流大通寺ニアリ、水深五寸広毫間三尺橋長毫間三尺幅四尺五寸石製、中園溝安岐川ノ支流ヲ容レ字高原ヨリ起リ字迫ニ至リ一派ニ分レ字柳田ニ至リ又一派トナリ田ニ入ル、長五町幅毫間田拾貳町五畝拾五歩ノ用水トナス

大分往還ニ等道路三属ス、村ノ西北瀬戸田村界大道橋ヨリ西南下山口村界字大通寺ニ至ル、長拾町広毫間三尺、西本道ニ等道路三属ス、村ノ中央字寺田ヨリ村南西本村界字池田ニ至ル、長四町六間三尺広三尺、成久道ニ等道路三属ス、字トヲボンヨリ村西成久村界字大道ニ至ル、長七町貳拾貳間幅毫間

隣シ、南ハ茶畠山ヲ以テ山口村ニ界シ大通寺川ヲ以テ下山口村

界シ、北ハ安岐川ヲ限り瀬戸田掛樋村ニ対ス

幅員 東西貳拾九町貳拾間余七合、南北九町拾間余三合面積

沿革 挿間村ニ出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾六町五

拾三間三尺標柱本村字橋本九百拾六番地利行三治居宅前面中央ヨリ北方拾四間三尺ノ處ニアリ、東方中園村ヘ拾貳町貳拾四間四尺瀬戸田村ヘ六町五拾八間毫尺、南方下山口村ヘ拾五町五拾三間四尺、西南山口村ヘ貳拾八町三拾三間

地勢 西南夫婦木山二対シ北ハ安岐川ニ沿ヒ運輸便ニシテ薪炭乏カラ

ス

地味 東部其色黒其質美ニシテ稻梁ニ宜シ水利便ナリ西部ハ之ニ及ス

税地 田三拾三町七反七畝八歩、畑拾町七反五畝六歩、宅地三町六畝拾五歩、林拾八町九反三畝八歩、原野拾三町七反五畝歩、敷地貳町七反五畝三歩

無税地 反毫畝五歩、物干場五畝拾歩、総計八拾三町七反四畝三歩

荒地 三畝歩、埋葬地一町貳反五畝貳拾三歩、総計壹町貳反八畝貳拾三歩

官有地 社地壹反八畝貳拾九歩、溜池壹町五反歩、堂敷三畝拾歩、総計壹町七反貳畝九歩

貢租 地租金六百八拾三円八拾四錢八厘、牛馬壳買税金壹円、家禄税金三円七拾壹錢毫厘、総計金六百八拾八円五拾五錢九厘

戸数 本籍六拾四戸士族貳戸平民六拾貳戸、社壹戸小社、総計六拾五戸

人數 男百五拾三口士族五口平民百四拾八口、女百六拾壹口土族三口平民百五拾八口、総計三百拾四口

牛馬 牡牛三頭牝牛五頭總計拾八頭、牡馬貳拾三頭牝馬貳頭、総計貳拾五頭

川

安岐川二等河ニ属ス、深貳丈浅貳尺広五拾間狭三拾間長三拾町流レ急ニ水清ク味

淡シ、水源三ツ一ハ両子山ニ發シ率川ト名ケ両子富清系永ノ三村ヲ經テ掛樋村ニ來

リ安岐川ニ合ス、一ハ俣水村ニ發シ矢川村ヲ經テ諸溪流ヲ合シ山浦村ニ至リ山浦川

ト名ケ、一ハ明治村字小侯及ヒ諸田ニ發シ朝来野川ト名ケ、山浦村ニ來リ山浦川ト

名ケ安岐川ト合シ、掛樋村ニ來リ率川ト合シ油留木川容シ本村ノ西北内ヶ畑ニ來

村北瀬戸田村界ヲ東流シ字大道ニ至リ中園馬場一村ノ間ヲ經テ、下原村字湊ニテ來

ニ入ル、大通寺川三等河ニ属ス、深貳尺浅五寸廣貳間狭毫間流レ緩ク水濁リ味淡シ、源ヲ村西字上野ニ發シ村南ヲ東流シ字一本松ニテ中園下山口三村界ヲ東流シ、

西本村字一本松ニ至リ荒木川ニ合ス、長八町、大道橋大分往還ニ属ス、村東六町拾間五尺架シテ安岐川ノ中流字大道ニアリ、水深貳尺広拾七間橋長拾八間幅毫間三尺被土橋、大通寺橋大分往還ニ属ス、村ノ東南拾町拾貳間架シテ大通寺川ノ下

流字大通寺ニアリ、水深五寸広毫間三尺橋長毫間三尺幅四尺五寸石製

池沼 上野池東西壹町南北三拾間周回貳町拾間村南ニアリ、夫婦木池東西壹町三間南北五拾七間周回三町三拾七間村西ニアリ、皆村ノ用水トナス

道路 大分往還ニ等道路ニ属ス、村北瀬戸田村界字大道ヨリ南ハ下山口村界字大通寺ニ至ル、長七町広毫間三尺、中園道ニ等道路ニ属ス、村ノ中央字橋本ヨリ村東中園村界字大道ニ至ル、長五町四間四尺幅毫間揭示場村東入口ヨリ五間字大道ニアリ

用務所村東字大道ニアリ

物産 芦生席質美千九拾東大坂等ニ輪ス、茵麻質美千貳百八拾七貫五百目

民業 男農ヲ業トスル者六拾五戸

○塩屋村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

疆域 東ハ海ニ沿ヒ西ハ岐路ヲ以テ西本村ニ界シ、南ハ耕地ヲ以テ奈多村ニ隣リ北ハ荒木川ヲ境トシテ下原村ニ対ス

幅員	東西九町南北貳拾壹町三拾間面積
沿革	抜間村ニ出ス
里程	大分県序元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾三里拾壹町五拾八間貳尺九寸標柱本村字横谷七拾四番地柏平四郎角ヨリ北方六間貳尺貳寸ノ処ニアリ、南方奈多村へ貳拾壹町四拾九間、西方西本村へ貳拾貳町拾六間貳尺六寸、北方下原村へ拾三町拾四町貳尺
地勢	土地平坦ニシテ海ニ沿ヒ運輸便ナレトモ薪炭乏シ
地味	其色赤黒ニシテ其質美ナラスト雖未穀甘薯ニ宜シ桑茶ニ適セス
水利便ナリ	
税地	田五拾三町九反四畝貳拾四歩、畑貳拾四町七反七畝貳拾壹歩、宅地八町八反貳拾五歩内老反六歩寺院地、林五町四畝拾八歩、藪壹町八反八畝貳拾歩、芝地八反九畝七歩、物干場三町八反四畝壹歩、総計九拾九町壹反九畝貳拾六歩
無税地	荒地三畝貳拾六歩、溜池壹畝貳拾壹歩、埋葬地八反壹畝拾八歩、総計八反七畝五歩
官有地	社地三反壹畝九歩、林四反八畝歩、芝地六畝貳歩、寺院地九畝貳拾貳歩、畑五畝貳拾歩、溜池敷四反六畝壹歩、総計壹町四反六畝貳拾四歩
貢租	地租金八百九拾九円五錢三厘、家祿税金貳円六拾三錢貳厘、船税金五円八拾錢、総計金九百七円四拾八錢五厘
戸数	本籍百三拾貳戸土族壹戸平民百三拾戸、社壹戸小社、寺貳戸禪臨済宗壹宇真言宗壹宇、総計百三拾五戸
人數	男貳百八拾壹口土族壹口平民貳百八拾口、女三百貳拾四口土族壹口平民三百貳拾三口、総計六百五口他出寄留男老人
牛馬	牡牛四頭牝牛八頭總計拾貳頭、牡馬六拾六頭
舟	日本形船三拾四艘五拾石未満漁船
川	荒木川三等河ニ属ス、深三尺浅壹尺広拾六間長五町流レ緩ク水清ク味鹹ナ

○西本村

リ、水源二ツ一ハ山口村字中津尾山一ハ同村馬渡池ニ発シ、下山口西本ノ二村ヲ経テ本村ノ西西本村界字樋本ヨリ来リ字壹本松ニテ大通寺川ノ余流ヲ容レ、下原村界ヲ東流シ字新涯ニ至リ安岐川ニ合ス、塙屋橋下原道ニ属ス、村北八町架シテ荒木川ノ中流字新田ニアリ水深貳尺広拾六間、橋長拾六間幅壹間三尺被土橋

池沼 東迫池東西貳拾貳間南北拾九間周面壹町拾六間村東ニアリ、西迫池東西貳拾四間南北拾八間周面壹町貳拾間村ノ中央ニアリ、皆村ノ用水トナス

道路 奈多道三等道路ニ属ス、村ノ中央字横谷ヨリ村南奈多村界字大水ヶ谷ニ至ル、長三町五拾五間広壹間、下原道三等道路ニ属ス、村ノ中央字横谷ヨリ村北下原村界字新田ニ至ル、長拾町三拾四間広壹間、西本道三等道路ニ属ス、村ノ中央字横谷ヨリ村西西本村界字カカンカン石ニ至ル、長拾壹町五拾貳間広壹間

暗礁 小島礁東西貳拾間南北拾四間満潮深四尺干潮ニハ露出スルコト五尺村東海汀ヨリ壹町ヲ隔ツ、小々島礁東西貳拾八間南北拾四間満潮深四尺干潮ニハ露出スルコト五尺村東海汀ヨリ壹町ヲ隔ツ、中津礁東西六間南北六間満潮深壹丈千潮ニハ礁尖少シク出ツ村汀ヨリ六町ヲ隔ツ三礁皆安岐港ヲ距ル貳拾町

社天神社村社、社地東西四拾八間余南北貳拾間面積貳反三畝拾壹歩、村ノ中央字横谷ニアリ皇產靈尊ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十月八日

寺心月寺禪臨済宗、東西拾四間南北拾六間面積九畝貳拾貳歩、山城國葛野郡妙心寺末村西字リヨウニアリ、元久年間僧卓宗開基創建ス寛政中僧月礪再興ス、真乘院真言宗、東西六間南北貳拾五間面積壹反六步吉松村西宝院末村ノ中央字白石上ニアリ正徳五年僧真乘開基創建ス

学校 公立小学校壹ヶ所村西字リヨウニアリ、生徒男三拾貳人女貳拾六人

物産 荘芸席質美貳千貳拾三東大坂ニ輸ス、苘麻六百四拾貳貫

民業 男農ヲ業トスル者百貳拾戸

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

### 彌域

東ハ岐路ヲ以テ塩屋村ニ界シ、東南ハ塔ノ尾山上ヲ以テ奈多村ニ界シ、西ハ三手谷川ノ流ヲ境トシテ下山口村ニ隣シ、南ハ鷹鳥山ノ背筋ヲ以テ横城村ニ界シ、北ハ荒木川ヲ限り中園村ニ界ス

ス

### 幅員

東西拾四町拾六間余南北拾町三拾六間余面積

### 里程

大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾五町四拾貳間三寸標柱本村字山ノ鼻百四拾五番地箕浦居宅前面中央南方拾三間四尺八寸ノ處ニアリ、東方塩屋村ヘ貳拾貳町拾六間貳尺六寸、西方下山

口村ヘ拾五町四間四尺五寸、南方横城村ヘ貳拾三町貳拾間四尺五寸、奈多村ヘ壹里五拾五間壹尺六寸、北方中園村ヘ四町三拾四間三尺

### 地勢

南鷹鳥山ニ對シ北荒木川ヲ帶ヒ運輸便ナレトモ薪炭ニ乏シ

### 地味

其色赤其質北部ハ川ニ沿ヒ美ナリ、南部ハ山ニ属シテ惡シ禾穀

甘薯ニ宜シ桑茶ニ適セス土壤水旱相半ス

### 税地

田四拾五町九反五畝拾三歩、畑六町六畝拾七步、宅地四町五反六歩、林拾六町貳反八畝拾四歩、藪貳反壹歩、芝地八反壹畝拾壹歩、總計七拾三町八反貳畝貳歩

### 無税地

荒地九畝拾四歩、埋葬地七反三畝拾四歩、總計八反貳畝貳拾八歩

### 官有地

社地六畝拾八歩、溜池八反三畝歩、總計八反九畝拾八歩

### 貢租

地租金七百五拾六円六拾錢七厘

### 戸数

本籍八拾貳戸平民、社壹戸小社、總計八拾三戸

### 人數

男百八拾貳口平民、女百九拾貳口平民、總計三百七拾四口

### 牛馬

牡牛七頭牝牛八頭總計拾五頭、牡馬四拾九頭牝馬貳頭、總計五

### 捨老頭

高尾山高五拾丈周面五町村ノ西南ニアリ嶺上ヨリ東西二二分シ南半面ハ横城村ニ

属シ、北半面ハ本村ニ属ス、樹木布蘚葛大樹ナシ、登路一條村南字内迫ヨリ上ル高

八町

### 川

荒木川三等河ニ属ス、深巻間浅貳尺広五間狭三間長貳拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、

水源二ツ一ハ山口村字中津尾山、一ハ同村馬渡池ニ發シ同村字中津尾ニ至リニ水合

流シ、下山口村ヲ經テ本村ノ西字樋掛ヨリ来リ村北中園村界ヲ東流シ、字一本松ニ

テ大通寺川ノ余流ヲ容レ字大フチニ至リ、東南塩屋村ニ入り同村字新涯ニテ安岐川ニ合ス、樋掛橋下山口道ニ属ス、村西八町架シテ荒木川ノ上流字樋掛ニアリ、水

深貳尺広四間橋長四間広壹間被土橋、山鼻橋中園道ニ属ス、村ノ中央架シテ荒木川ノ中流字山ノ鼻ニアリ、水深壹尺広四間橋長四間広壹間被土橋

立熊池東西七間南北三拾九間周回貳町壹間村ノ東南ニアリ、平原池東西拾九間南北貳拾貳間周回壹町貳拾壹間村ノ東南ニアリ、内迫池東西拾三間南北貳拾壹間

周回壹町八間村西ニアリ、木野池東西貳拾六間南北二拾五間周回壹町五拾間村ノ西北ニアリ、皆村ノ用水トナス

### 池沼

立熊池東西七間南北三拾九間周回貳町壹間村ノ東南ニアリ、平原池東西拾九間南北貳拾貳間周回壹町貳拾壹間村ノ東南ニアリ、内迫池東西拾三間南北貳拾壹間

周回壹町八間村西ニアリ、木野池東西貳拾六間南北二拾五間周回壹町五拾間村ノ西北ニアリ、皆村ノ用水トナス

### 道路

塩屋道三等道路ニ属ス、村ノ中央字田中下ヨリ村南塩屋村界字カソカン石ニ至ル、

長拾町貳拾四間広壹間、奈多道三等道路ニ属ス、村ノ中央字田中下ヨリ村南奈多

村界字伊予野原ニ至ル、長拾六町三拾五間広壹間、横城道三等道路ニ属ス、村ノ

中央字田中下ヨリ村南横城村界字鳥居場川ニ至ル、長四町拾間広壹間、下山口道

三等道路ニ属ス、村ノ中央字田中下ヨリ村西下山口村界字樋掛ニ至ル、長八長五拾

三間広壹間、中園道三等道路ニ属ス、村ニ中央字田中下ヨリ村北中園界字山鼻ニ

至ル、長貳拾八間広壹間

### 公社

鉢社村社、社地東西拾四間余南北拾貳間余面積六畝拾八歩村ノ中央字三反畑ノ上

ニアリ素盞鳴尊ヲ祭ル、祭日十二月一日、八幡社村社、社地東西四拾間余南北貳

拾間面積貳反九畝四歩、本村ノ村社ニテ横城村地内字大將軍ニアリ仲哀天皇応神天

皇神功皇后ヲ祭ル、祭日十二月一日明治五年村社三列ス

無税地 荒地三反七畝拾毫歩、埋葬地七反三畝貳拾歩、総計壱町壱反壹畝壹歩

官有地 社地六反四畝拾歩、林四町五反歩、寺院地壱反壹畝拾四歩、溜池壱町三畝

物産 荘主席質美千貳百八拾貳東大坂二輪ス、苘麻六百八拾八貫  
民業 農ヲ業トスル者八拾四戸

賃租 地租金五百貳拾六円九拾七錢壹厘、家祿稅金貳円拾壹錢五厘、総計金五百貳

九歩、総計六町貳反九畝三歩

拾九円八錢六厘

○下山口村

本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時山口村ノ一村タリ元祿中分テ本村ヲ置ク

疆域 東ハ荒木川ヲ境トシテ西本村ニ隣シ、東北ハ代通寺川ヲ以テ中園村ニ界シ、西ハ小径ヲ界トシテ山口村ニ接ス西南下リ山。城ノ越原野ヲ以テ大添村ニ界シ、南ハ堂ノ山ヲ以テ横城村ニ界シ北ハ大通寺川ヲ以テ成久村ニ対ス

幅員 東西拾三町貳拾間南北拾七町四拾間面積

沿革 挿間村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾町三拾七間毫尺八寸標柱本村字向田貳百三拾番地木田末吉居宅前面中央ヨリ南方壹間三尺五寸ノ處ニアリ、東西西本村ヘ拾五町四間四尺五寸、横城村ヘ貳拾町貳拾七間五尺、中園村ヘ拾八町七間毫尺、西方山口村ヘ拾七町貳拾三間、南方大添村ヘ貳拾五町五拾貳間四尺貳寸、北方成久村ヘ拾五町五拾三間四尺

川

荒木川三等河三属ス、深六尺浅毫尺広拾間狭五間長拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、水源二ツ一ハ山口村字中津尾山ニ發シ一ハ同村馬渡池ニ出テ同村字中津尾ニテ二水合流シ、村西字三郎丸ニ來リ村ノ中央ヲ東三流レ字延吉ニ至リ西本村ニ入り同村字一本松ニテ大通寺川ヲ合シ、塙屋村字新涯ニ至リ安岐川ニ合ス、大通寺川無等深貳尺浅五寸広貳間狭毫間長拾町流レ緩ク水濁リ味淡シ、源ヲ成久村字上野ニ發シ北方成久中園村界ヲ東流シ、字キノハタリニテ西本村ニ入り同村字一本松ニテ荒木川ヲ合ス、大通寺橋大分往還ニ属ス、村東五町四拾毫間架シテ大通寺川ノ下流

字大通寺ニアリ、水深五寸広毫間三尺幅四尺五寸石製、柳津橋大分往還ニ属ス、村ノ中央ニ架シテ荒木川ノ中流字柳津ニアリ、水深貳尺広五間橋長五間幅貳間被土橋

地勢 南ニ堂ノ山北ニ重尾山ヲ負ヒ中ニ荒木川ノ流アリ、運輸便ニシテ薪炭乏カラス

西本村ニ同シ

地味 田四拾三町九反六畝五歩、畑六町七反八畝五歩、宅地三町三反壹畝八歩、林

拾八町四反壹畝拾五歩、原野五町三反五畝步、林場壹町貳畝九歩、芝地壹町四反四畝貳拾七歩、総計八拾町貳反九畝九歩

池沼

深迫池東西三拾九間南北貳拾六間周回貳町五間村北ニアリ、野原池東西貳拾四間南北拾六間周回壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周回

壱町八間村西ニアリ、堤奥池東西貳拾壹間南北三拾貳間周回壱町三拾間村東ニアリ、皆村ノ用水トナス

学校

公立小学校壱ヶ所村ノ西南字大間ニアリ生徒男八拾六人女五拾零人

古跡

庄田戰場土人相伝フ慶長五年熊谷直陳ノ臣熊谷佐助黒田氏ト此地ニ戰フ、今ハ沼トナリ蒲葦叢生ス

物産

莊主庶質美千貳百五拾七束大坂二輸ス

民業

男農ヲ業トスル者七拾七戸

### ○山口村

本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時下山口村ト一村タリ元禄ノ頃分

テ二村トナル

疆域 東ハ小径ヲ以テ下山口村ニ界シ、西ハ道路ヲ境トシ山浦村ニ接ス、南ハ鷹城山及高雲山ノ嶺ヲ限り大内大添ノ二村ニ接ス、北ハ茶畠山ノ峯ヲ以テ成久掛樋ノ両村ニ界ス

幅員

東西壹里七町貳拾六間余南北拾七町五拾間面積

沿革

挿間村ニ出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里五町拾八間

三尺標柱本村字ヲヘキ三百五拾壹番地高橋勝平居宅前面中央ヨリ南方拾八間ノ処ニアリ、東方下山口村ヘ拾七町貳拾三間、西方山浦ヘ壹里三町拾

間貳尺、南方大添村ヘ貳拾五町拾五間壹尺、大内村ヘ壹里貳拾九町五拾七間、北方掛樋村ヘ三拾貳町五尺

地勢

南ハ鷹城山及高雲山ニ対シ北ハ茶畠ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭鮮トセス

地味

其色赤黒ニシテ其質美ナラス稻梁ニ宜ク葉茶ニ適セス旱ニ苦ム

税地 田六拾七町七反四畝拾八步、畑拾四町八反四畝貳拾七步、宅地五町九反三畝歩

### 川

人 戸数 本籍百四拾四戸士族三戸平民百四拾壹戸、社三戸小社、寺壱戸真言宗堀宇、  
総計百四拾四戸  
七口、総計六百四拾壹戸  
牛馬 牡牛六拾四頭牝牛四拾六頭總計百拾頭、牡馬貳拾六頭牝馬九頭、  
総計三百五頭

山 黒岩嶺高七拾六丈周回詳ラカナラス、嶺上ヨリ三分シ東ハ本村ニ属シ、西南ハ岩屋村ニ属シ、北ハ山浦村ニ属ス、山脉西ハ波多方嶺ニ連ル東西南樹木ナク唯茅草アリ、北面ハ樹木葱鬱タリ高城山高八拾五丈周回貳里山腹ヨリ貳分シ、南ハ大添村ニ属シ東西北ハ本村ニ属ス、山脉西ハ黒岩嶺ニ連ル往々雜樹アリ、登路一条村西字今ヶ倉ヨリ登ル高拾八町ニシテ險遠シ

川 荒木川三等河ニ属ス、深六尺淺毫尺広拾間狭五間長毫里拾八町流レ緩ク水清ク味淡シ、水源ニツ一ハ本村中津尾山一ハ馬渡池ニ発シ字中津尾ニ至リ合流シ村ノ中央ヲ東流シ字三郎丸ニ至リ下山口村ニ入り西本村ニ入り同村字一本松ニテ大通寺川ノ余流ヲ入レ、塙屋村字新涯ニ至リ安岐川ヲ合ス、乙ケ淵橋大添道ニ属ス、村ノ中央架シテ荒木川ノ上流字乙ヶ淵ニアリ、水深毫尺広四間橋長四間幅毫間毫尺石製

内寺院地五畝拾六步、林四拾九町五畝貳拾壹步、原野六拾三町七反三畝貳拾七步、秣場拾壹町壹反拾步、藪五畝貳拾六步、芝地三町七反三畝九步、総計貳拾六町貳反壹畝拾三步

百拾六町貳反壹畝拾七步

### 官有地

無税地 潤池四畝貳拾步、埋葬地六反六畝六步、総計七反八步  
地租金九百貳拾四円九拾壹錢七厘、家祿税金壹円八拾五錢六厘、総計金九百貳拾六円七拾七錢三厘

### 貢租

社地貳反七畝拾八步、林八町九反九畝拾四步、田三畝九步、潤池三町八反七步、林四畝貳拾步、総計拾三町壹反八畝壹步

### 無税地

溜池四畝貳拾步、埋葬地六反六畝六步、総計七反八步  
地租金九百貳拾四円九拾壹錢七厘、家祿税金壹円八拾五錢六厘、総計金九百貳拾六円七拾七錢三厘

沿革	大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾壹里貳拾三町拾五間貳尺標柱本村字御館四百三拾番地笠置隆門前中央ヨリ南方拾五間三尺三寸ノ處ニアリ、東方横城村へ貳拾九町五拾四間三尺守江村へ壹里八町三拾貳間三尺、南方大内村へ壹里拾七町七間壹尺貳寸、北方下山口村へ貳拾五町五拾貳間四尺貳寸山口村へ貳拾町五拾五間壹尺
里程	五間貳尺標柱本村字御館四百三拾番地笠置隆門前中央ヨリ南方拾五間三尺三寸ノ處ニアリ、東方横城村へ貳拾九町五拾四間三尺守江村へ壹里八町三拾貳間三尺、南方大内村へ壹里拾七町七間壹尺貳寸、北方下山口村へ貳拾五町五拾貳間四尺貳寸山口村へ貳拾町五拾五間壹尺
社	南大祓山ニ對シ北鷹城山及妙見山ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭用ニ贍ル
寺	山口村ニ同シ
物産	田四拾五町貳反六畝七歩、畠九町三反九畝五歩、宅地三町貳畝壹歩、林貳拾九町貳反六畝壹歩、原野九拾九町九反壹畝貳拾八步、秣場拾六町五反歩、藪三間面積八畝九步村東字新涯ニアリ舊公ヲ祭ル祭日十二月十六日以上二社明治五年村社ニ列ス
民業	芝反九畝七歩、芝地貳町五畝五歩、總計貳百五町八反六畝貳拾四歩
○大添村	荒地貳反五畝貳拾八步、溜池七畝拾三步、埋葬地八反壹畝拾九步、總計壹町壹反五畝歩
疆域	社地三反九畝三歩、林三拾町六反七畝貳拾八步、芝地三畝壹歩、溜池拾貳町六反拾九步、總計四拾三町七反貳拾壹步
牛馬	地租金百拾達六拾錢壹厘、家祿稅金六円八錢五厘、總計金六百拾六円七拾四錢六厘
山	人數 男百七拾四口土族八口平民百六拾六口、女百七拾八口土族六口平民百七拾貳口、總計三百五拾貳口他出寄留男老人
幅員	本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ
茶烟池東西三拾五間周回壹町五拾八間村東ニアリ、皆村ノ用水トナス、葛巻池東西壹町貳拾八間南北四拾三間周回六町村ノ東北ニアリ、成久村ノ用水トナス	
道路	下山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ下山口村界字大坪ニ至ル、長拾三町四拾九間幅壹間、大添道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ大添村界字岩鼻ニ至ル、長拾四町拾三間幅壹間、掛通道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ掛通道村界字夫婦木ニ至ル、長拾四町貳拾四幅壹間、山浦道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ山浦界字角目ニ至ル、長貳拾四町貳拾五間幅壹間、大内道三等道路ニ属ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ村南大内村界字高雲ニ至ル、長貳拾五町五間幅貳尺
社	山神社村社、東西貳拾貳間南北貳拾壹間面積壹反貳拾步、村ノ中央字樋村ニアリ大山祇神・高麗神ヲ祭ル祭日十二月十六日、天満社村社、社地東西拾六間南北拾三間面積八畝九步村東字新涯ニアリ舊公ヲ祭ル祭日十二月十六日以上二社明治五年村社ニ列ス
敬学院	ノ中央字寺ニアリ正長元年僧真乗開基創建ス
物産	莊生席質美千八百三拾九束大坂三輪ス、茵麻質美九百四拾六貫
民業	男農ヲ業トスル者百三拾五戸

斯樹木篠葱登路一条村東字原ヨリ登ル高五町険峻、高城山高八拾五丈周回貳里山

腹ヨリ二分シ、東西北ハ山口村三属シ南ハ本村ニ属ス山脉西ハ黒岩嶺ニ連ル、登路

一条村西宇今ヶ倉ヨリ登ル高拾八尺

川

守江川

三等河

二属ス、深三尺浅五寸広貳間狭五尺流レ緩ク水清ク味淡シ水源ニツ、

一ハ本村ノ東尾松池ニ八発シ北流レ字野添ニ至リ西流シ、一ハ村ノ西北小迫池ニ出

テ南流シ字長迫ニ至リ二水合流村ノ中央ヲ西走シ守江村ニ至リ松川ノ池ニ入り更ニ

流出シ南ニ流レ海ニ入ル、尾松池ヨリ合流マテ長六町合流ヨリ松川池ニ至ル長四長、

長迫橋大分往還ニ属ス、村西七町架シテ守江村ノ上流字長迫ニアリ、水深貳尺広

毫間橋長毫間三尺幅四尺石製

里幅員

大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町貳拾

九間毫尺六寸標柱本村字松本五百拾三番地手嶋次郎沿門前中央ヨリ北方拾三間

五尺ノ處ニアリ、東方奈多村ヘ拾六町四拾毫間四尺五寸、西方大添

村ヘ貳拾九町五拾四間三尺下山口村ヘ貳拾町貳拾七間五尺、北

方西本村ヘ貳拾三町貳拾間四尺五寸

地勢南見立野山ニ對シ西ニ大祓山ヲ負ヒ運輸便ニテ薪炭鮮トセス

地味其色白其質惡稻粱甘諸ニ宜ク棄茶ニ適セス水利便ナラス

税地田三拾町八反五畝拾毫步、畑五町六反九畝三歩、宅地貳町毫反三畝貳拾七步内

寺院地毫反三畝拾步、林貳拾六町毫畝拾步、原野三拾六町六反三畝貳拾八步、

林場五町四反四畝拾五步數七畝五歩、芝地四反毫畝貳拾九步、總計百七拾町

貳反七畝八步

無税地荒地毫町七反六畝貳步、埋葬地貳反八畝拾八步、總計貳町四畝貳拾步

官有地社地四反七畝貳拾三步、林貳町毫反七畝六步、溜池五反三畝九步、總計三町

毫反八畝八步

貢租地租金三百三拾貳円六錢九厘

總計四拾八戶

戶數本籍四拾五戶土族四口平民九拾三口、女九拾三口土族毫口平民九拾貳口、總

計一百九拾口他出寄留男老人

人數男九拾七口土族四口平民九拾三口、女九拾三口土族毫口平民九拾貳口、總

計一百九拾口他出寄留男老人

牛馬牡牛三拾貳頭、牡馬七頭牝馬貳頭、總計九頭

物産莊廿席質美千五百八拾貳束大坂二輸ス、商麻四百三拾毫貫

ニアリ、応神天皇ヲ祭ル明治五年村社ニ列ス、祭日十一月十五日

社八幡社村社、社地東西三拾間南北貳拾四間余面積貳反四畝四歩村ノ中央字宮ノ原

ニアリ、応神天皇ヲ祭ル明治五年村社ニ列ス、祭日十一月十五日

民業男農ヲ業トスル者ハ拾毫戸

### ○横城村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

疆域東ハ田畔ヲ界トシテ奈多村ニ接シ、西ハ大祓山ノ嶺ヲ限リ大添

山	高尾山高五拾丈周回五町村ノ東北ニアリ嶺上ヨリ東西ニ二分シ北反面ハ西本村ニ 属シ、南反面ハ本村ニ属ス孤立樹木鬱葱	沿革	大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里三拾三町四 里
川	長谷川三等河ニ属ス、深貳尺浅五寸広三間狭毫間長七町流レ急ニ水清ク味淡シ、 源ヲ村西字尾払口ニ発シ村南ヲ東流シ字山ノ神ニ至リ南流シ、字長谷川ニテ奈多村 ニ入り字濱田ニテ海ニ注ク	里程	拾七間五尺五寸標柱本村字寺ノ前五百九拾四番地矢野三四郎居宅前面中央ヨリ 東方貳拾六間四尺五寸ノ處ニアリ、西方横城村ヘ拾六町四拾毫間四尺五 寸守江村ヘ毫里九町五拾七間、北方西本村ヘ毫里五拾五間毫尺 六寸塙屋村ヘ貳拾毫町四拾九間
池 沼	新田池東西貳拾壹間南北拾九間周回毫町拾五間村ノ東北ニアリ、溝淵池東西三 拾間南北貳拾八間周回毫町三拾毫間村ノ東北ニアリ、谷迫池東西貳拾四間南北三 拾五間周回毫町四拾五間村東ニアリ、皆本村ノ用水トナス	地勢	西二見立山ヲ負ヒ東海ニ沿ヒ運輸便ナレトモ薪炭乏シ
道 路	西本道三等道路ニ属ス、村ノ中央字松本ヨリ東西本村界字鳥居場ニ至ル、長拾九 町幅毫間奈多道三等道路ニ属ス、村ノ中央字松木ヨリ南奈多村界字兼松ニ至ル、 長貳町五拾七間幅毫間、大添道三等道路ニ属ス、村ノ中央字松木ヨリ西大添村界 字大祓ニ至ル、長拾貳町貳間幅毫間、下山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央松本ヨ リ北下山口村界字堂ノ後ニ至ル、長九町拾貳間幅毫間	地味	横城村ニ同シ
寺	東光寺天台宗、東西拾間余南北貳拾間面積貳反貳畝貳拾七歩、近江国滋賀郡延暦 寺末村北字堂ノ前ニアリ、養老年間僧了秀開基創建ス、寛文四年僧了俊中興ス	税地	田八拾町毫反貳畝四歩、堀三拾六町四反拾歩、宅地六町毫反毫畝貳拾六步内社 地毫畝八步、林三拾七町貳畝貳拾五步、原野貳拾四町貳拾五步、秣場三町九 反九畝九步、敷毫町貳反毫畝五步、芝地九反九畝歩、物干場六町六反七畝拾 歩、総計百九拾六町五反四畝貳拾四歩
物 產	莊生席質美五百三拾七束大坂三輪ス、藺麻質美貳百六貫五百目	無税地	荒地七反七畝三步、埋葬地八反五畝歩、總計毫町六反貳畝三步
民 業	男農ヲ業トスル者三拾八戸	官有地	社地毫町六反四畝七步、林拾貳町五反七畝拾六步、寺院地三反毫畝拾六步、 溜池四町三反五步、總計拾八町八反三畝拾四歩
○奈多村	本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ	貢租	地租金九百五十五円六拾壹錢九厘、船稅金八円五拾六錢、總計金九百六拾四 円拾七錢九厘
彌 城	東ハ海ニ瀬シ東北ハ耕地ヲ以テ塩屋村ニ接ス、西ハ見立野山ノ 嶺ヲ以テ守江村ニ界シ西北ハ耕地原野ヲ以テ横城村ニ接ス、南 ハ道路ヲ境トシテ同村ニ接ス、北ハ塔ノ尾山背筋ヲ限り西本村 ニ界ス	戶數	本籍百三拾五戸士族三戸平民三百三拾戸、社毫戸県社毫座、寺毫戸神臨 濟宗毫宇、總計百三拾七戸
人 數	男三百三拾貳戸士族七口平民三百貳拾五口、女三百拾七戸士族七口平民三 百拾口、總計六百四拾九口	人數	男三百三拾貳戸士族七口平民三百貳拾五口、女三百拾七戸士族七口平民三 百拾口、總計六百四拾九口
牛 馬	牡牛五拾八頭牝牛拾四頭總計七拾貳頭、牡馬三拾八頭牝馬貳頭、 總計四拾頭	牛馬	牡牛五拾八頭牝牛拾四頭總計七拾貳頭、牡馬三拾八頭牝馬貳頭、 總計四拾頭
舟	日本形船三拾四艘五拾石以上荷船毫艘、五拾石未満小船三拾三艘	舟	日本形船三拾四艘五拾石以上荷船毫艘、五拾石未満小船三拾三艘
山	見立山高貳百六拾丈村西ニアリ嶺上ヨリ一分シ、東ハ本村ニ属シ、西ハ守江村ニ 一分	山	見立山高貳百六拾丈村西ニアリ嶺上ヨリ一分シ、東ハ本村ニ属シ、西ハ守江村ニ 一分

川

属ス山脉後野山三属シ、樹木鬱葱登路一條村西字エケヨリ上ル高拾町陥岐  
長谷川三等河ニ属ス、深貳尺浅五寸広四間狭貳間長拾七町流レ緩ク水清ク味淡シ、  
源ヲ横城村字尾拂口ニ発シ村北字長谷ヨリ来リ、村ノ中央ヲ南流シ字浜田ニテ海ニ  
入ル、古川橋奈多村道ニ属ス村ノ中央架シテ長谷川ノ下流字古川ニアリ、水源毫  
尺広五間橋長五間幅貳間貳尺被土橋

池沼

薦迫池東西拾七間南北拾九間周回堀町三拾間村ノ西南ニアリ、柳原池貳拾九間  
南北三拾三間周回堀町五拾貳間村ノ西南ニアリ、櫻田池東西貳拾貳間南北拾九間  
周回堀町拾七間村西ニアリ、新池東西五拾三間南北堀町周回三町貳拾五間村ノ西  
北ニアリ、西ヶ迫池東西四拾五間南北貳拾三間周回貳町三拾三間村北ニアリ、  
三熊池東西三拾貳間南北三拾九間周回四町貳拾堀町村東ニアリ、長迫池東西貳

拾堀町南北四拾三間周回六町五拾六間村ノ東北ニアリ、皆本村ノ用水トナス

道路 横路道三等道路ニ属ス、村ノ中央字寺ノ前ヨリ西北横城村界字平原ニ至ル、長拾  
三町四拾三間幅堀間、西本道三等道路ニ属ス、村ノ中央字寺ノ前ヨリ西北西本村  
界字塔ノ尾ニ至ル、長貳拾堀町幅堀間、塩屋道三等道路ニ属ス、村ノ中央字寺ノ前  
ヨリ東塩屋村界字大水ヶ谷ニ至ル、長拾七町五拾四間幅堀間、守江道三等道路ニ  
属ス、村ノ中央字寺ノ前ヨリ南守江村界字桜殿ニ至ル、長拾堀町拾貳間幅堀間、揭  
示場本村南口ヨリ拾堀町貳拾間寺ノ前ニアリ

暗礁

大島礁東西堀町南北三間満潮壳間干潮ニハ露出スルコト六尺村東海汀ヨリ七町  
ニアリ、湍島礁東西五間南北三間満潮壳間干潮ニハ露出スルコト四尺村東海汀ヨ  
リ三町ニアリ、平瀬礁東西六町南北六町満潮壳間干潮ニハ露出スルコト三尺村東海汀ノ際ニアリ

社

奈多八幡社県社、社地東西四町三拾間南北堀町拾七間余面積堀町六反壹畝貳拾

五歩村南字龜山ニアリ、應神天皇・仁德天皇・神功皇后・比売太神・皇靈大神・昔

公合祀ス聖武天皇天平元年敕祭鎮座以後歷朝御崇敬豐前国宇佐宮ニテ亞キ同國下毛郡  
大貞薦神社并八箇社等ニ同シ、又建久以來大友氏殊ニ崇敬シ神田若干ヲ寄附シ祠殿  
ヲ建立シ壯麗國中ニ冠タリ、永延中一条天皇敕額ヲ奉納シ給ヒ藤原道長大江匡房扁  
額ヲ奉納セラル、永祿天正ノ間屢兵戰ニ加リ其後大宮司奈多氏滅シ神領ハ豊臣氏ニ  
没収セラレ示後祭典發絶ス、慶長元年七月九日海嘯ニヨリ祠殿多クハ薄尽ス、細川  
忠興ノ封内タルニ及テ神領ヲ改造シ神領ヲ奉附シ祭典ヲ再興シ神宮ヲ設置スレトモ  
猶昔時ノ十一タルニ過ス、其後小笠原氏松平氏等代々特別ノ崇敬ニテ神領等寄附殿  
宇ノ修繕祭典ノ資費等ヲ奉供スル細川氏ニ同シ、明治五年県社ニ列ス、祭日四月一日

寺

報恩寺前臨濟宗、東西三拾四間南北四拾五間面積三反堀敷拾六步、山城國葛野村  
妙心寺末村ノ中央字宗清ニアリ、初メ天台宗ニテ奈多八幡社ニ附屬シ祭祠海ニ誦經  
執行ス、該社宮司奈多秀基仏法ヲ兼尊シ元徳元年該寺ヲ再建シ僧密室ヲ開基トシ禪  
宗ニ改ム、永祿年間奈多社宮司奈多大和守鑑基更ニ之ヲ中興ス、寛文九年僧嚴叟之  
ヲ再建ス

学校 公立小学校堀ヶ所村ノ中央字平ノ上ニアリ生徒男四拾三人女三拾四人  
物産 荘菜席質美千五百六拾五束大坂ニ輪ス、蕓麻質美五百三拾貫

民業 男農ヲ業トスル者百三拾三戸

○守江村

本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時守江野辺銅倉灘手狩宿ノ五村タ  
リ明治八年三月四村併テ本村ニ合ス

疆域 東ハ見立野山或ハ道路ヲ以テ奈多村ニ界シ、西ハ小溪ヲ以テ大  
内村ニ界シ、南ハ海ニ際シ、北ハ大祓野山野ヲ以テ大添村ニ界  
シ、東北平川原野ヲ以テ横城村ニ界ス

幅員	東西凡貳里南北壹里余面積	牛馬	牡牛百八拾六頭牡牛三拾八頭總計貳百貳拾四頭、牡馬六拾五頭	
沿革	抜間村ニ出ス	牝馬八頭、	總計七拾三頭	
里程	大分県厅元標大分郡大分町碩田中央ニアリヨリ北方拾壹里貳拾三町五拾間五尺九寸標柱本村字原貳拾貳番地笠置啓藏居宅後面西方拾壹間壹尺九寸八分ノ所ニアリ、西方大内村へ壹里拾伍町貳拾伍間三尺、東方奈多村へ	大熊山高貳百貳拾丈周面貳拾六町貳拾三間村東三孤立シ、頂上小松列植ス防予二五拾石未満荷船貳拾貳艘、漁船四拾九艘	日本形船七拾五艘五百石未満貳百石以上壹艘、貳百石未満五拾石以上三艘、	
地勢	東南海ニ瀬シ北ハ見立大平ノ両山ヲ負ヒ運輸便ナラス薪炭乏シ	園田川三等河ニ屬ス、深壹尺五寸淺五寸広四間狭壹間三尺流レ緩ク清ク味淡シ、	州ヨリ豊後ニ來航スル者皆指点シテ方位ノ目表トス、登路貳条一ハ村東字狩宿ノ西南ヨリ登ル三町貳拾間險ニシテ近シ、一ハ村東字守江ヨリ登ル四町易ニシテ遠シ	
地味	其色黒其質惡稻梁ニ宜シ葉茶ニ適セス旱ニ苦ム	源ヲ本村ノ北界大添村松川池ニ発シ、村北ヨリ東ヲ繞南流海ニ注ク長貳拾三町、江頭川三等河野属ス、深三尺淺六寸狹貳間流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ大内村字藤野川長谷池ニ発シ、本村ノ北ヨリ来リ中央ヲ割キ南三奔リ宇神場ニ至リ海ニ入ル長頭川三等河野属ス、深三尺淺六寸狹貳間流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ大内村字藤野川長谷池ニ発シ、本村ノ北ヨリ来リ中央ヲ割キ南三奔リ宇神場ニ至リ海ニ入ル長	園田川三等河ニ屬ス、深壹尺五寸淺五寸広四間狭壹間三尺流レ緩ク清ク味淡シ、	
税地	田百五拾壹町四反八畝廿七歩、畑七拾貳町九畝歩、宅地拾伍町八反五畝九歩内社地老反拾八步寺院地九畝九歩、山林五拾六町四反七畝六歩、原野八町貳反四畝歩、芝地四拾貳町五反五畝拾壹歩、株場拾壹町九反九畝歩、物干場三町七反八畝歩、寄洲貳町六反五畝廿四歩、總計三百六拾伍町壹反貳畝拾七歩	頭川三等河野属ス、深三尺淺六寸狹貳間流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ大内村字藤野川長谷池ニ発シ、本村ノ北ヨリ来リ中央ヲ割キ南三奔リ宇神場ニ至リ海ニ入ル長頭川三等河野属ス、深三尺淺六寸狹貳間流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ大内村字藤野川長谷池ニ発シ、本村ノ北ヨリ来リ中央ヲ割キ南三奔リ宇神場ニ至リ海ニ入ル長	日本形船七拾五艘五百石未満貳百石以上三艘、	
無税地	荒地拾壹町八反五畝三歩、埋葬地貳町三反七畝九歩、溜池壹反壹畝廿四歩、	園田橋村東三町架シテ園田川ノ下流字守江ニアリ本村ヨリ國東郡奈多村ニ通ス、水深壹尺五寸広三間橋長貳間広壹間壹尺貳寸石製、長久橋架シテ村東貳町江頭川ノ下流字江川頭ニアリ本村ヨリ奈多村ニ通ス退潮ノ時深壹尺水広五間橋長拾壹間三尺幅壹間三木製	州ヨリ豊後ニ來航スル者皆指点シテ方位ノ目表トス、登路貳条一ハ村東字狩宿ノ西南ヨリ登ル三町貳拾間險ニシテ近シ、一ハ村東字守江ヨリ登ル四町易ニシテ遠シ	
官有地	社地壹町六反拾六步、林五拾七町八反五畝歩、溜池七町五畝拾五步、總計六拾六町五反壹畝壹歩	後野池東西四拾五間南北三拾七間周回貳町四拾四間村ノ東北ニアリ、荒平池東西貳拾九間南北四拾八間周回貳町三拾四間村ノ東北ニアリ、大塚池東西四拾九間南北貳拾八間周回貳町三拾四間村ノ東北ニアリ、雨堤池東西四拾六間南北拾七間周回貳町六間村東ニアリ、白土池東西四拾六間南北拾八間周回貳町八間村東ニアリ、奈多台池東西貳拾五間余南北四拾四間周回貳町拾八間村ノ東南ニアリ、長迫池東西四拾四間南北貳拾五間余周回貳町拾九間村南ニアリ、高岡池東西貳拾八間南北貳町貳拾七間周回三町五拾間村ノ西北ニアリ、下島池東西五拾六間南北四拾間周回三町拾貳間村ノ西北ニアリ、笛原池東西貳拾五間南北貳拾五間周回壹町貳拾六間村ノ西北ニアリ、谷池東西五拾八間南北三拾三間周回三町貳間村ノ西北ニアリ、	大熊山高貳百貳拾丈周面貳拾六町貳拾三間村東三孤立シ、頂上小松列植ス防予二五拾石未満荷船貳拾貳艘、漁船四拾九艘	日本形船七拾五艘五百石未満貳百石以上三艘、
人數	男九百五拾貳口主族拾貳口平民九百三拾口、女九百拾貳口主族貳拾七口	平民八百八拾五口、總計千八百六拾四口他出寄留男老人、外同居寄留五人男五人	州ヨリ豊後ニ來航スル者皆指点シテ方位ノ目表トス、登路貳条一ハ村東字狩宿ノ西南ヨリ登ル三町貳拾間險ニシテ近シ、一ハ村東字守江ヨリ登ル四町易ニシテ遠シ	

ノ原池東西壱町九間南北三拾間周回三町三拾六間村西ニアリ、一本松池東西五拾八間余南北拾五間周回貳町貳拾七間村西アリ、平川原池東西五拾四間南北壱町五拾六間周回五町四拾間村ノ東北ニアリ横城村細溝ノ余流ヲ容ル皆本村ノ用水トナス、行安池東西壱町三拾三間南北壱町四拾壹間周回六町貳拾八間村ノ東南二アリ汚下ノ池ニ雨水澆蓄スルノミ土人奈多社ノ御池ト称ス

## 道路

大分往還二等道路ニ属ス、西北大添村界字岩川ヨリ東ハ大内村界字梅ヶ敷ニ至ル長四町拾間幅壹間、横城道三等道路ニ属ス、村ノ東北字野邊ヨリ北ハ横城村界字

平川原ニ至ル長貳拾壹町広貳尺、奈多道三等道路ニ属ス、村東奈多村界字桜田ヨリ西南大内村界字崎ニ至ル長貳里壹町拾六間四尺貳寸幅壹間三尺或ハ五尺

守江港三等港ニ属ス、東西九拾町南北凡貳拾四町退潮ノ時深貳丈ヨリ九尺ニ至ル、西南ニ向フ出洲アリ港南ヲ擁ス、村ノ東南ニアリ北風ニ亘カラス、此港々名アレトモ其美港ニ非ス、風濤ヲ避ケ或ハ便風ヲ候シ往々投錨スルノミ

住吉崎白沙一帶青松植シ村ノ西南二斗出スル、凡八町住吉社鎮座スルヲ以テ土俗地名トス、御野崎積石巖村ノ東南ニ斗出スルコト凡五町  
山神社村社、社地東西七間三尺南北貳拾七間面積七畝九歩、村東字神ニアリ大山祇神・大歲神・御歲神・若歲神ヲ祭ル祭日六月廿八日、住吉社村社、社地東西三拾間南北壱町拾三間面積八反四畝貳拾壹歩、村南字神場ニアリ住吉神並ニ神功皇后ヲ祭ル元祿元年正月創立祭日十月十三日、八幡社村社、東西四拾七間南北貳拾八間面積貳反六畝八歩、村ノ中央字天村ニアリ応神天皇ヲ祭ル慶長中勅請祭日六月十五日、八幡社村社、社地東西拾五間南北貳拾壹間面積壹反貳畝廿八歩村ノ西南字王子ニアリ、応神天皇ヲ祭ル祭日六月十五日、以上四社明治五年村社ニ列ス

## 出崎

大分往還還二等道路ニ属ス、西北大添村界字岩川ヨリ東ハ大内村界字梅ヶ敷ニ至ル長四町拾間幅壹間、横城道三等道路ニ属ス、村ノ東北字野邊ヨリ北ハ横城村界字

平川原ニ至ル長貳拾壹町広貳尺、奈多道三等道路ニ属ス、村東奈多村界字桜田ヨリ西南大内村界字崎ニ至ル長貳里壹町拾六間四尺貳寸幅壹間三尺或ハ五尺

○大内村  
本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時藤野川・大内山・草場・篠原・菅尾ノ五村タリ明治八年三月併セテ本村ノ称ニ帰ス  
疆域 東ハ小径ヲ以テ守江村ニ界シ、西ハ耕地山林ヲ以テ鴨川村及遠見郡鴨川村ニ界シ、南ハ海及鷹山川ヲ境トシ同郡杵築村ニ對シ西南ハ鷹山川ヲ以テ同郡宮司村ニ隣ス、北ハ高良平ノ原野ヲ以テ本郡山口村ニ尾迫ノ原野ヲ以テ大添村ニ界ス

幅員 東西壹里余南北三拾三町面積

沿革 挾間村ニ出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾里八町貳拾五間貳尺九寸標柱本村字立岩四百五拾貳番地高本巳之次居宅後面西方七間ノ處ニアリ、

東方守江村ヘ壹里拾五町貳拾五間三尺、西方鴨川村ヘ三拾壹町四拾貳間五尺宮司村ヘ貳拾壹町五拾八間五尺壹寸、南方杵築村ヘ拾四町拾七間四尺北方山口村ヘ壹里貳拾九町五拾七間大添村ヘ壹里拾七町七間壹尺貳寸

地勢 東守江村ニ接シ西南鷹山川ニ沿ヒ海ニ瀕シ北原野ニ連リ運輸便ナラス薪炭乏シ

地味 守江村ニ同シ

税地 田百貳拾三町八反三畝貳拾四步、畠五拾六町貳反五畝六步、宅地拾三町大分往還還二等道路ニ属ス、西北大添村界字岩川ヨリ東ハ大内村界字梅ヶ敷ニ至ル長四町拾間幅壹間、横城道三等道路ニ属ス、村ノ東北字野邊ヨリ北ハ横城村界字

御野崎古戦場明応三年五月安岐城主田原親宗其兵貳千余人ヲ率ヒ宗国大友氏ノ居城府内ヲ襲ヒ敗レテ還ル、木付城主木付親久兵ヲ御野崎ニ伏シ親宗ヲ要撃之レヲ

## 古跡

公立小学校貳ヶ所一ハ村ノ東南字守江ニアリ生徒男貳拾六人女拾七人、一ハ村東字前ニアリ生徒男拾三人女七人

## 学校

御野崎古戦場明応三年五月安岐城主田原親宗其兵貳千余人ヲ率ヒ宗国大友氏ノ居城府内ヲ襲ヒ敗レテ還ル、木付城主木付親久兵ヲ御野崎ニ伏シ親宗ヲ要撃之レヲ

物産 前鰯質中千三百七拾五斤、煎海鼠質中五百斤、莊芋席質中三千八拾束大坂ニ輸送ス

斬ル其墓今猶存ス

反八畝八歩、製塩場八反三畝拾五歩、山林七拾町三反七畝貳拾四歩、原野四

拾貳町貳反老畠貳拾八歩、秣場三町九反六畝歩、總計三百三拾老町貳反三畝貳

拾七歩

無税地 荒地四町貳反七畝壹歩、潮溜九反五畝貳拾八歩、溜池壹畝貳拾貳歩、埋葬地

貳町貳反六畝拾壹歩、總計七町五反壹畝拾貳歩

官有地 社地壹反九畝四歩、溜池三町五反八畝壹歩、總計三町七反七畝五歩

新開地 塩浜民有二属ス、東西六町拾五間南北三町四間村南ニアリ、嘉永六年杵築藩々費

ヲ以テ新開シ堤塘四方ヲ圍ミ反別貳拾八町五反六畝拾五歩内貳拾町壹反八畝八歩ヲ

塩田トシ、食塩路毎年凡四千石余ヲ製シ之ヲ輸出ス、人民大ニ其利ヲ享ク

公租地 租金千七百拾八円四錢八厘、家祿税金貳拾壹円拾四錢八厘、酒類税金五拾

九円四拾錢三厘、銃獵税金三円、船税金三円、牛馬壳買税金貳円、總計

金八百六円五拾九錢九厘

戸数 本籍三百四戸土族拾六戸平民貳百八拾八戸、寺壹戸真言宗老宇、總計三百

人數 男七百貳拾三口土族四拾口平民六百八拾三口、女七百三拾九口土族三拾

六口平民七百三口、總計千四百六拾貳口外同居寄留貳人男貳人

牛馬 牝牛百五拾五頭牝牛五拾五頭總計貳百拾頭、牡馬八拾八頭牝馬

拾三頭、總計百老頭

舟日本形船拾三艘貳百石未滿五拾石以上壹艘五拾石未滿荷艘拾貳艘

鷹山川三等河二属ス、深五尺淺壹尺五寸広壹町拾九間狹拾間長拾九町拾間三尺流

レ緩ク水清ク味淡シ、村西字鷹山三至ルマテ潮汐進退ス、満潮ニ八字孝高石ニ至ル

マテ荷舟ヲ通ス可シ、源ヲ速見郡大平片平村字濁池ニ発シ南流同郡溝井村字乙王ニ至

リ船部川ヲ呑ミ溝井川トナリ東流、鴨川村字山迫ニ至リ鴨川ヲ容レ鷹山川トナリ本

村ノ西界ヨリ來リ村ノ南界ト宮司杵築二村ノ間ヲ画シ東流海二入ル、永代橋大分

往還二属ス架シテ村南壹町鷹山川ノ下流字草場ニアリ深サ満潮三八五尺退潮三八毫

尺五寸広五間橋長壹町拾八間壹尺貳寸広壹間石製

池沼

尾伏池東西壹町四拾四間南北四拾六間周回四町五拾貳間村ノ東北ニアリ、長谷

池東西壹町南北三拾四間周回三町八間村ノ東北ニアリ、古畠池東西拾五間南北九間周回四拾八

間余村ノ東北ニアリ、大人跡池東西拾七間南北拾八間周回壹町拾間村ノ東北ニ

拾四間周回三町五拾六間村ノ東北ニアリ、長迫池東西壹町拾五間南北貳

池東西貳拾八間南北壹町七間周回三町拾五間村東ニアリ、黒ノ田池東西三拾五

間南北四拾壹間周回貳町三拾間村北ニアリ、南黒ノ田池東西三拾九間南北五拾

池東西貳拾八間南北壹町拾四間周回壹町四間村ノ西北

三アリ、黒岩谷池東西貳拾六間南北壹町拾七間周回三町貳拾六間村ノ北方ニアリ、戸功石池東西壹町拾壹間南北壹町貳拾三間周回三町三拾七間、村西ニアリ

リ、戸功石尻池東西貳拾五間南北壹町貳拾三間周回三町貳拾六間村ノ西北ニアリ、戸功石池東西壹町拾壹間南北壹町貳拾八間村ノ西北ニアリ、

皆本村ノ用水トス

道路 大分往還二等道路属ス、村ノ東北守江村界字梅ヶ藪ヨリ、南ハ速見郡杵築村界字

北浜ニ至ル長壹町拾三町壹間幅壹間三尺道敷壹間、両子往還三等道路二属ス、

村西速見郡鴨川村界字五田ヨリ北ハ山口村界字馬渡ニ至ル長貳拾貳町四拾九間幅壹

間三尺馬踏壹間三尺松樹ノ並木アリ路漸ク陥、揭示場本村南口ヨリ壹町字立岩ニアリ

堤塘 塩浜堤村南永代橋ヨリ東北二回リ塩浜ヲ周囲ス、長拾九町三拾六馬踏九尺狭五尺

堤敷拾間水門拾ケ所修繕費ハ官ニ属ス

寺光明寺淨土宗東西拾七間南北拾四間面積九畝九歩速見郡南杵築村長昌寺末村ノ

西南字浜ニアリ古ヘ小堂アリ元禄九年十二月僧伝心再興ス、天龍院真言宗、東西

六間余南北貳拾間面積四畝貳拾三步速見郡南杵築村寿生院末村北字篠原ニアリ

学校 公立小学校貳ヶ所一八村南字草場ニアリ生徒男六拾壱人女貳拾六人、一八村  
北字観音ニアリ生徒男三拾三人女六人

北字観音ニアリ生徒男三拾三人女六人

物産 食塩質中四千石、莊生席質中三千百束食塩ハ長門日向等二輸出ス、莊生席ハ

大阪二輸ス

民業 男農ヲ業トスル者三百拾貳戸

食塩質中四千石、莊生席質中三千百束食塩ハ長門日向等二輸出ス、莊生席ハ

民業 男農ヲ業トスル者三百拾貳戸

戸数 本籍貳拾三戸平民、社壇戸小社、総計貳拾四戸  
人數 男四拾六口平民、女五拾貳口平民、総計九拾八口

牛馬 牝牛九頭牝牛七頭総計拾六頭、牡馬三頭

鴨川三等河二属ス、深貳尺淺壱尺広九間狭三間長拾五町流レ緩ク水清ク味淡シ、

源ヲ速見郡川平村字尾迫池ニ発シ、曲折シテ同村ト岩屋村ノ間ヲ経テ村北ヨリ來リ

西界ヲ限り南流シ、村南字照月ニ至リ速見郡鴨川村ニ入り南流シテ溝井川ニ合シ鷺

山川トナル、大鴨橋村西宅町架シテ鴨川ノ上流字下原ニアリ長拾間幅九尺、水深

壱尺幅九尺速見郡鴨川村ニ通ス被土橋

道路 保水道三等道路三属ス、村東大内界字菅尾ヨリ西岩屋村界字高平ニ至ル、長拾五

町六間幅貳間、鴨川道村ノ中央字原ヨリ西南速見郡鴨川村界字大鴨ニ至ル、長毫

町三尺

里 程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾壱里四町五拾五

町六間幅貳間、鴨川道村ノ中央字原ヨリ西南速見郡鴨川村界字大鴨ニ至ル、長毫

町三尺

地勢 東北ニ黒岩嶺ヲ負ヒ西南ニ鴨川ノ流ヲ帶ヒ運輸便ナラス薪炭乏

シ

地味 土地粘硬其色赤ク其質悪ク禾穀菜蔬適セス少ク莊生植ス

税地 田拾貳町七反歩、畠毫町九反三畝拾五歩、宅地九反八畝九歩、山林拾町三反

八畝貳拾七歩、藪四反九畝貳拾七歩、芝地四反五畝拾五歩、総計貳拾六町九

反五畝貳拾七歩

無税地 溜池九畝拾貳歩、埋葬地貳反三畝貳拾七歩、総計三反三畝九歩

官有地 社地七畝、山林貳反八畝八歩、総計三反五畝八歩

貢租 地租金八拾八円六拾貳錢七厘

○鴨川村

本村安岐郷ニ属ス、古時速見郡鴨川村ト一村タリ明治五年割テ

本郡ニ属ス

彊域 東ハ耕地山林ヲ以テ大内村ニ界シ、西南ハ鴨川ヲ境トシ速見郡

鴨川村ニ接シ、北ハ高平山嶺ヲ以テ岩屋村ニ界ス

幅員 東西三拾町南北拾貳町拾間面積

沿革 挿間村ニ出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾壱里四町五拾五

町六間幅貳間、鴨川道村ノ中央字原ヨリ西南速見郡鴨川村界字大鴨ニ至ル、長毫

町三尺

地勢 東北ニ黒岩嶺ヲ負ヒ西南ニ鴨川ノ流ヲ帶ヒ運輸便ナラス薪炭乏

シ

地味 土地粘硬其色赤ク其質悪ク禾穀菜蔬適セス少ク莊生植ス

税地 田拾貳町七反歩、畠毫町九反三畝拾五歩、宅地九反八畝九歩、山林拾町三反

八畝貳拾七歩、藪四反九畝貳拾七歩、芝地四反五畝拾五歩、総計貳拾六町九

反五畝貳拾七歩

無税地 溜池九畝拾貳歩、埋葬地貳反三畝貳拾七歩、総計三反三畝九歩

官有地 社地七畝、山林貳反八畝八歩、総計三反五畝八歩

貢租 地租金八拾八円六拾貳錢七厘

○岩屋村

本村安岐郷ニ属ス、古時速見郡川平村ト一村タリ明治五年割テ

岩屋村トシ本郡ニ属ス

彊域 東ハ高平山ヲ以テ山口村ニ界シ、西ハ岩屋川ヲ界トシ速見郡川

平村ニ隣シ、南ハ高平山麓ヲ以テ鴨川村ニ界シ、北ハ岩屋山嶺

ヲ以テ山口矢川保水山ノ浦四村ニ接ス

幅員 東西拾三町貳拾間南北拾五町貳拾間面積

沿革 挿間村ニ出ス

里程 大分県厅元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾町標柱本村

字岩谷四百七拾八番地一宮二藏持田西方毫間ノ處ニアリ、東方山浦村ヘ毫里五町四拾九間三尺、西方川平村ヘ貳町、南方俣水村ヘ毫里貳町  
拾四間貳尺矢川村ヘ貳拾七町貳拾四間

地勢 東南ハ高平山ヲ負ヒ、北ハ岩屋山ニ依リ、西ハ岩屋川ヲ帶ヒ山溪深阻人家山腹ニ散布シ運輸便ニ便ナク薪炭頗多シ  
地味 其色白ク其質惡ク多ハ深淖冷水稻麦熟セス収利甚タ薄シ  
税地 田拾五町七畝拾貳歩、畑八町三反五畝歩、宅地毫町四反八畝貳拾壹歩、山林拾四町五反四畝六歩、藪三町毫反九畝貳拾四歩、林場三拾貳町九反六畝歩、芝地毫町五反三畝貳拾四歩、總計七拾七町毫反五畝三歩

無税地 埋葬地貳反拾貳歩

官有地 社毫反九畝貳拾六歩、溜池毫町四反三畝歩、山林三町貳反歩、總計四町八反  
貢租 地租金百八拾貳斗四拾四錢

戸数 本籍三拾五戸平民、社毫戸小社、總計三拾六戸

人数 男八拾九口平民、女七拾五口平民、總計百六拾六口他出寄留男毫口牛馬 牝牛三頭牝牛三拾頭總計三拾三頭

山 岩谷山高七拾六丈周面詳カナラス嶺上ヨリ三分シ、東ハ山口村ニ属シ北ハ山浦村ニ属ス、山脉西ハ波多方嶺三連ル樹木生セス唯草茅アリ北面樹木鬱葱登路毫条、村西字岩谷ヨリ登ル高拾町陥峻此山ニ黒岩嶺ト云

川 岩谷川三等河ニ属ス、深貳尺淺毫尺広三間狹貳間長三拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ速見郡川平村字尾迫池ニ發シ、本村ノ西北ヨリ來リ村西川平村界ノ間ヲ經テ村南ニ至リ速見郡鴨川三入ル

池沼 高平下池東西三拾五間南北毫町八間周回貳町村ノ東南ニアリ、鴨川村並ニ速見郡鴨川村ノ用水トナス、高平上池東西三拾間南北五拾間周回毫町貳拾間村南ニアリ、岩屋池東西三拾間南北五拾間周回貳町村北ニアリ、皆村ノ用水トナス

道 路 両子往還三等道路ニ属ス、村東山口村界ヨリ北ハ山浦村界字橋上ニ至ル、長拾毫町福毫間三尺巨松ノ並木アリ、俣水道三等道路ニ属ス、村東鴨川村界字黒岩ヨリ北ハ俣水村界字赤水ニ至リ、長毫里八町広毫間三尺字城ニ越ヨリ北ニ折レ矢川道一ノ小路アリ

社 東山八幡社村社、社地東西貳拾貳間南北貳拾七間余面積毫反九畝貳拾七歩、村ノ中央字岩谷ニアリ營田別尊・天照皇大神・大山祇神ヲ祭ル明治五年村社ニ列ス祭日十二月廿三日

物産 芝生席質惡百八東大坂ニ輸ス

民業 男農ヲ業トスル者三拾五戸

### III 寺社関係資料

— 東国東郡寺院明細牒（明治二三年） ○ 大分県公文書館蔵

安岐町の地域信仰に関する資料として、ここには明治期の行政資料である寺院明細牒と神社明細牒を翻刻収載した。なお、収載対象地は安岐町とともに『国東郡村誌』（本書Ⅱ）で古くは安岐郷域とされた地域もこれに含めた。

明治期の大分県における寺院・神社明細牒の編纂は、明治四年（神社のみ）、五年（寺院のみ）、一五年、二三年、四四年に実施されている。東国東郡については、現在明治二三年以降のものが大分県公文書館に所蔵されており、今回は明治二三年編纂の明細牒を翻刻した。ここからは、神社における合祀の様子をはじめ、明治時代の寺社の状況や当時認識されていた寺社の由緒も知ることができる。

このうち、神社明細牒については注目すべき点が二つほどある。

一点目は、独立した神社として記載されているものの、明治一八年に他社に合祀した旨が記された社がみられる点である。これは明治一五年の明細牒編纂後に実施された「社寺検査」の結果に拠るもので、ここから明治二三年作成の明細牒が、基本的に一五年作成の明細牒を踏襲してまず製作されたことが窺える。

次に二点目としては、明細牒に掲載された神社の数が非常に多い点である。大字（近世村）単位の鎮守とともに、より小さな単位の鎮守まで記されており、これは従前の調査対象地となつた西国東郡域と異なる。

なお、翻刻にあたっては、書式は原本の体裁を尊重したが、紙幅の都合から本尊あるいは祭神・建物の規模については一行にまとめ、寺社の所有地・大分県庁までの距離に関する項目は省略した。

大分県管下豊後国東国東郡糸永村字杉山  
両子寺末  
瑠璃光寺

天台宗

一本尊 薬師如來

此寺タルヤ養老二戌午年仁聞大士創建開基タリ、中古堂宇頽傾、宝永五戊子年住職寛度再興シ其講堂明治五年正月七日焼失ス

一 堂宇 積九間三尺 横三間三尺

一 境内 貳百三拾坪 民有地一種

一 檀徒 六拾人

大分県管下豊後国東国東郡糸永村字袖ノ木

宝陀寺末

臨済東福寺派

桂德寺

一本尊 観音大士  
此寺タルヤ応永十六己丑年開山文渙創立シ、文化十四丁

丑年住職実田再興ス

一 堂宇 積拾間三尺 横五間

一 境内 四百五拾五坪 民有地一種

一 境内 二字

觀音堂

一本尊 觀音

由 緒	不詳	本 尊	弥陀仏
堂 宇	堅貳間 橫貳間	地藏堂	
本 尊	地藏石仏	本 尊	地藏石仏
由 緒	不詳	由 緒	不詳
堂 宇	堅壱間三尺 橫壱間三尺	堂 宇	堅壱間三尺 橫壱間三尺
一 墓 徒	貳拾三人	一 墓 徒	貳拾三人
大分県管下豊後国東国東郡糸永村字小久保	大分県管下豊後国東国東郡糸永村字花テン	大分県管下豊後国東国東郡富清村字小久保	大分県管下豊後国東国東郡富清村字花テン
真宗本願寺派	光蓮寺	真宗本願寺派	光蓮寺
本 尊	阿弥陀仏	本 尊	阿弥陀仏
由 緒	開基蓮城ナルモノ本願寺八世蓮如上人之末弟ニシテ、寺号ヲ光蓮寺ト号法名ヲ蓮城ト賜フ、且本山之山号ヲ龍谷	由 緒	開基蓮城ナルモノ本願寺八世蓮如上人之末弟ニシテ、寺号ヲ光蓮寺ト号法名ヲ蓮城ト賜フ、且本山之山号ヲ龍谷
山ト称ス故ニ龍ノ一字ヲ賦テ以テ該寺ノ山号ヲ龍光山トス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存在ス	山ト称ス故ニ龍ノ一字ヲ賦テ以テ該寺ノ山号ヲ龍光山トス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存在ス	山ト称ス故ニ龍ノ一字ヲ賦テ以テ該寺ノ山号ヲ龍光山トス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存在ス	山ト称ス故ニ龍ノ一字ヲ賦テ以テ該寺ノ山号ヲ龍光山トス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存在ス
一 墓 宇	堅七間 橫七間	一 墓 宇	堅九間 橫四間
一 鐘 堂	堅壠間三尺 橫壠間三尺	一 鐘 堂	堅壠間三尺 橫壠間三尺
一 庫 裏	堅六間 橫四間三尺	一 墓 宇	堅九間 橫四間
一 境 内	三百七坪 民有地一種	一 墓 宇	堅九間 橫四間
一 墓 徒	三百二十九人	一 墓 宇	堅九間 橫四間
大分県管下豊後国東国東郡富清村字西迎寺	西福寺	大分県管下豊後国東国東郡富清村字西迎寺	西福寺
宝陀寺末	宝陀寺末	宝陀寺末	宝陀寺末
本 尊	地藏菩薩	本 尊	地藏菩薩
由 緒	中古当村友成利平祖先某回国シテ筑前ノ国ニ至リ、路傍ニ石仏地藏安置アルヲ背負帰リ境内ニ	由 緒	中古当村友成利平祖先某回国シテ筑前ノ国ニ至リ、路傍ニ石仏地藏安置アルヲ背負帰リ境内ニ
臨濟宗東福寺派	西迎寺	臨濟宗東福寺派	西迎寺
宝陀寺末		宝陀寺末	

堂宇ヲ建設安置シタリト古老ノ口碑ニ伝

堂宇 積一間二尺七寸 横一間二尺七寸

一 塚 徒 百九拾貳人

天台宗

不動明王

両子寺

大分県管下豊後国東郡富清村字穴井

明連寺末

西念寺

真宗派本願寺派

阿弥陀仏

一 由 緒 抑此寺タルヤ当地散在ノ信徒下毛郡中津町真宗明連寺ニ  
隨帰スルニ、避遠ノ地ニシテ教導解怠ナルヲ以同寺次男

僧淨念元和九年当地ニ派遣シ此寺ヲ創建、西京府下該宗  
西派本願寺ニ清願本尊安置ス、爾後明治十三年迄星霜二  
百六十七年連綿世襲十一世タリ

一 由 緒 人王四拾代元正天皇養老二年ノ秋開山仁聞和尚親ラ不動  
明王ノ尊像ヲ彫刻シ以当寺ニ安置シ、鎮護國家万民安穩  
ヲ祷リシヨリ今ニ至リ、長日護摩供修行スル事怠慢ナシ  
一 境 内 積五間 橫十一間

内 千三百三十五坪

官有地一種

三千九百三十五坪

民有地一種

一 境内仏堂 五宇

岩屋本堂

本 尊 兩子大菩薩

一 由 緒 養老二年ノ春開山仁聞當寺草創ノ志願ヲ起シ先  
ツ山上ノ巖石ニ坐シ一夏九旬誦々精修志願成就  
ヲ祷リケルニ、或時威徳熾盛ノ天童來現シテ山  
岳ヲ揺動シ天地ヲ晦冥シ種々恐怖ノ事ヲ為シ、  
又或時端正有相ノ天女來現シテ嬉戯快樂変能種  
々仁聞精修ヲ擾ス、然ルニ仁聞益精心ヲ励シ頻  
ニ觀音ヲ念シケルニ一時觀音示現告ケ曰ク、彼  
ノ天童天女ハ欲界ノ諸天汝ヲ試ルノミ汝チ精心  
勇猛ナルトキハ、今ヨリ汝ヲ守護シ利益ヲ為ス  
事究リ無ラント云々、其後彼天童天女屢來現シ  
一 境内仏堂 一宇

弘法堂

本 尊 弘法大師

由 緒 字カツルニ安置アルヲ明治九年七月七日境内ニ

移転ス

堂 宇 積貳間 橫堀間五尺

大分県管下豊後国東郡両子村字両子山

本寺

テ護祐ヲ加ヘケレハ、乃仁聞岩畔ニ一字ヲ創テ

主坐ニ觀音ヲ安シ左右ニ彼ノ天童天女ヲ祭リ両

子大菩薩ト崇メ、又此菩薩擁護ニ因リ寺門ノ榮

昌ヲ欲シ寺ヲ両子ト名ケタリ、後世両子トハ彼

男天女天ヲ崇メタルナレハ、男女ノ二子ヲ授ケ

子孫繁昌ヲ守リ玉フノ義ナリトシ、世人出生長

寿ヲ禱ルニ其應驗結尤著シト云フ

講堂 堂宇 長六間壱尺 橫貳間五尺

由緒 開山仁聞親ラ藥師仏ヲ彫刻シ以テ本尊トシ

月一日第八日ニ至リ、藥師仏ノ大像ヲ修行シ國家ノ幸福ヲ禱リテヨリ修正会ト名ケ、例テ永年

式ト為シ今ニ至リテ怠ルコトナシ

堂宇 長五間 橫五間

開山堂

本尊 仁聞和尚  
由緒 後世恩報ノ為メ一宇ヲ創テ之ヲ安置ス年月不詳

堂宇 長一間 橫二間

弁天堂

本尊 弁才天  
由緒 弁才天ハ光明經ノ説ニ依ル三福德自在仏法

守護ノ天神ナルヲ以此ニ安置シテ寺門ノ榮昌ヲ

禱ルナリ、創立ノ年月不詳

堂宇 長貳間 橫壹間三尺五寸

十六善神堂

本尊 文珠菩薩 十六善神

由緒 文珠菩薩十六善神俱ニ大般若經隨喜衆ナルニ因リテ、此ヲ以本尊ト為シ大般若經ヲ納シ置キ時ニ此ヲ転読シテ祈祷ヲ為スモノナリ

堂宇 長二間 橫二間

境内支坊 一宇

大万坊 一

本尊 阿弥陀如來  
由緒 不詳

堂宇 長四間 橫九間  
門 長四尺 橫一間一尺

一壇徒 千五百五十七人

大分県管下豊後國東國東郡両子村字中屋敷

三宝院末

真言宗 本尊 不動明王  
由緒 不詳

知福院

一境一庫裡 堂宇 長二間 橫二間

百五十貳坪 民有地第一種

大分県管下豊後國東國東郡両子村字園田

三宝院末

円寿院 真言宗

一	本尊	愛宕地藏	由緒 不詳
一	堂宇	長二間 橫二間	堂宇 長貳間 橫貳間
一	庫裡	長二間壹尺 橫五間壹尺	
一	境内	百三拾五坪 民有地第一種	千百八拾老人
一	壇徒		
大分県管下豊後国東国東郡朝来村字小屋元			
一	真言宗	三宝院末	禪宗曹洞宗
一	本尊	將軍地藏	觀世音菩薩
一	由緒	不詳	不詳
一	堂宇	長三間 橫二間半	長六間三尺 橫五間
一	境内	貳百五拾八坪 民有地第一種	堅三間 橫三間
一	信徒	五人	四百六拾九坪 民有地四種
一	妙心寺末	西白寺	萬樹寺末
大分県管下豊後国東国東郡朝来村字台ノ内			
一	禪宗臨濟宗妙心寺派		護聖寺
一	本尊	聖觀世音菩薩	
一	由緒	不詳	
一	堂宇	長八間三尺 橫五間三尺	
一	境内	六百四拾三坪 民有地第一種	
一	境内仏堂	壱宇	
一	觀音堂		
大分県管下豊後国東国東郡矢川村字高地			
一	臨濟宗妙心寺派		
一	本尊	地藏大菩薩	
一	由緒	不詳	
一	堂宇	長六間三尺 橫三間三尺	
一	境内	百三拾六坪 民有地一種	
一	境内仏堂	壱宇	
一	本尊	觀世音菩薩	
一	由緒	不詳	
一	壇徒		
大分県管下豊後国東国東郡朝来村字鳥越			

一 墓	一 墓	一 墓	一 墓
徒	徒	徒	徒
百五人	百五人	百五人	百五人
大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字北西	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	西宝院
三宝院末	三宝院末	三宝院末	
不動院	不動院	福寿院	
一 信 徒	一 信 徒	一 信 徒	真言宗
三人	三人	三人	不動明王
百二拾二坪 民有地第一種	百二拾二坪 民有地第一種	慶長十乙巳正月十日開基、修驗宗派ナルヲ明治七年二月廿一日真言宗帰入トナル	永正元年申子正月三日開基、修驗宗派ナルヲ明治七年二月廿一日真言宗帰入トナル
一 境 内	一 境 内	一 境 内	一 境 内
庫 裏	庫 裏	護摩堂	由 緒
長六間 橫三間	長六間 橫三間	堂 字	本 尊
八拾九坪	八拾九坪	貳百七坪	真言宗
五百三拾人	五百三拾人	民有地第一種	不動明王
民有地一種	民有地一種	横三間	護摩堂
大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字上油留木	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	豎二間三尺 橫二間	堂 字
泉福寺末	泉正寺	豎六間二尺 橫三間三尺	由 緒
觀世音菩薩	不詳	貳百七坪	信 徒
長四間二尺 橫五間三尺	長二間 橫二間三尺	民有地第一種	信 徒
二百八拾五坪 官有地一種	二百八拾五坪 官有地一種	三人	信 徒
百五十五人	百五十五人	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>
三宝院末	三宝院末	三宝院末	三宝院末
常寢院	常寢院	常寢院	常寢院
愛宕地藏	愛宕地藏	愛宕地藏	愛宕地藏
一 由 緒	一 由 緒	一 由 緒	一 由 緒
真言宗	真言宗	真言宗	真言宗
本 尊	本 尊	本 尊	本 尊
大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>	大分県管下豊後国東国東郡吉松村字 <sup>カミ</sup>
天正三乙亥十月十日開基、修驗宗派ナルヲ明治七年二月廿一日真言宗帰入トナル			

一 堂 宇	堅六間五尺	横四間二尺	一本 尊	釈迦如來
一 護摩堂	堅二間三尺	横二間	一 由 緒	弘仁年中ニ弘法大師草創シ、延慶ニ已酉年四月ニ至リ勅賜仏照禪師來臨シテ再建スト云、此時臨濟宗ナリ開基ノ義ハ大友七代孫太郎藏人前式部大輔源ノ氏泰公ナリ、大友兵乱ノ砂伽藍焼失シ寛永年中ニ至リ伝尊和尚再建ス
一 境 内	三百四拾六坪	民有地第一種	一 信 徒	三人
一 墓 種	大分県管下豊後国東國東郡瀬戸田村字山香屋敷			
一 淨 土 宗	阿弥陀如來	觀世音菩薩	一 知恩院 末	
一 本 尊	觀世音菩薩	勢至菩薩	一 浄 国 寺	
一 由 緒	當鄉官代職馬場村住片山越後守一千ノ開起ニテ天正十五年一宇建立シタリト云		一 本 堂	長七間 橫五間
一 庫 裏	千百拾四坪	内三百九拾九坪	一 庫 裏	長八間三尺 橫四間三尺
一 境 内	内三百九拾九坪	官有地四種	一 境 内	千八拾六坪
一 境 内	七百拾五坪	民有地一種	一 境 内 仏堂	官有地四種
一 境 内 仏堂	壱宇		一 觀 音 堂	
一 鎮 守 堂	本 尊 大日如來		一 本 尊	觀音菩薩
一 墓 種	由 緒 不詳		一 由 緒	不詳
一 墓 種	壘 宇 長二間四尺	横壹間五尺	一 墓 種	壘 宇 長二間四尺 橫二間三尺
一 墓 種	貳千貳百三拾五人		一 墓 種	四百八人
一 墓 種	大分県管下豊後国東國東郡瀬戸田村字レイカソ			
一 鐘 堂	臨濟宗妙心寺派			
一 門 廉	一本 尊	十一面觀世音菩薩		
一 墓 種	由 緒 不詳			
一 墓 種	長九間	横五間		
一 墓 種	長三間五尺	横壹間三尺		
一 墓 種	長壹間二尺	横壹間二尺		
一 墓 種	六百六拾四坪	官有地四種		
一 禪 宗	泉福寺 末			
一 実 際 寺				
一 禪 宗	曹洞派			
一 大 分 県	管下豊後国東國東郡瀬戸田村字レイカソ			

一 塏 徒 六百三拾七人

一 塏 徒 六拾人

大分県管下豊後国東國東郡馬場村字広松

本願寺末

真宗西派本願寺派

最広寺

一本尊 阿弥陀如來

不詳

一本堂 縱六間 橫六間

一庫裡 縱四間 橫七間

一境内 三百二十六坪 民有地第一種

一壇徒 三百四十七人

大分県管下豊後国東國東郡下原村字門田

妙心寺末

普門寺

真言宗古義派

一本尊 不動愛染明王

一由緒 正徳五年創立以來無担ニテ住職ノ者代々之ヲ保護ス、明治八年七月三日間還俗ノ情願許可セラレタシトキ、元来

所有地内ノ安置故元住職鈴士清順平民ニテ之ヲ保護ス

一本堂 長六間三尺 橫五間

一庫裡 長八間 橫五間

一境内 貳百八拾七坪 官有地四種

境内仏堂 一宇

地藏堂

一本尊 地藏

由緒 不詳

一本堂 長一間二尺 橫一間二尺

大分県管下豊後国東國東郡塙屋村字白石上

西京西本願寺末

真宗西本願寺

光妙寺

一本尊 阿弥陀如來

不詳

一本堂 長七間三尺 橫九間三尺

一庫裡 長九間三尺 橫四間三尺

一境内 七百六坪 民有地第一種

一壇徒 百九十人

大分県管下豊後国東國東郡塙屋村字リヨウ

三宝院末

真乘院

一本尊 不動愛染明王

一由緒 正徳五年創立以來無担ニテ住職ノ者代々之ヲ保護ス、明治八年七月三日間還俗ノ情願許可セラレタシトキ、元来

所有地内ノ安置故元住職鈴士清順平民ニテ之ヲ保護ス

一本堂 長六間 橫五間

一境内 三百六坪 民有地第一種

一本堂 長一間二尺 橫一間二尺

大分県管下豊後国東國東郡塙屋村字リヨウ

妙心寺末

心月寺

一本尊 西方無量寿如來

一由緒 創立年月日不詳

一本堂 長拾間三尺 橫五間

一境內 二百九拾貳坪 官有地四種

一境内仏堂 一字

觀音堂

本尊如意輪觀世音

堂 長二間 橫壹間三尺

一壇徒 百二十人

大分県管下豊後國東國東郡下山口村字大間

知恩院末

淨泉寺

一本尊 阿彌陀如來

一由緒 從來本郡瀬戸田村淨國寺末ノ処、明治十七年一月知恩院

一本堂 長七間半 橫六間  
直末トス

一本堂 長八間 橫五間

一庫裡 長貳間 橫貳間

一門 長貳間 橫貳間

一境内坪數 三百四拾四坪 官有地第四種

一境内仏堂 一字

十王堂

本尊地藏菩薩

由緒不詳

堂 長一間三尺 橫一間三尺

一壇徒 四百五拾人

大分県管下豊後國東國東郡山口村字寺

三寶院末

真言宗

一本尊 不動明王

一由緒 不詳

一堂宇 長二間三尺 橫二間

一境內 百六拾六坪 民有地一種

一信徒 二人

一本尊 如意輪觀世音

堂 長二間 橫壹間三尺

一壇徒 百二十人

大分県管下豊後國東國東郡横城村字堂ノ前

延曆寺末

一本尊 天台宗

一由緒 不動明王

一堂宇 養老二戌午年仁聞菩薩ノ創建六鄉一十八ヶ山ト称スル一

一由緒 ナリ寛文年間中興了俊以後大阿闍梨法印ニ任ス

一堂宇 一棟 長拾壹間 橫五間

一境內 四百坪 民有地第一種

一境内仏堂 一字

藥師堂

本尊藥師如來 弥勒菩薩

由緒養老二戌午年仁聞菩薩ノ開基東光寺旧境内字堂

山鎮座明治九年移転、字同所弥勒菩薩字畠ノ前

觀音堂字西阿彌陀堂字堂面毘沙門堂ヲ合併ス

			大分県管下豊後国東國東郡奈多村字宗清
一 墓	堂 宇 方二間	一 墓	境 内 二百七拾九坪 民有地第一種
一 墓	百七拾五人	一 墓	境 内 壱宇
一 墓		一 墓	觀音堂
一 墓		本 尊 觀音仁闡菩薩ノ作	
一 墓		由 緒 村内信仰者ノ創立、年月日不詳	
一 墓		堂 宇 長二間二尺 橫 一間五尺	
一 墓		六百四人	
一 墓			
一 墓	大分県管下豊後国東國東郡奈多村字宗清	大分県管下豊後国東國東郡大内村字タタラ迫	
一 墓	妙心寺末	壽生院末	
一 墓	報恩寺	天龍院	
一 墓			
一 墓	本 尊 觀世音	不動明王	
一 墓	由 緒 不詳	不詳	
一 墓	堂 宇 長三間 橫二間	堂 宇 長三間 橫二間	
一 墓	方貳間三尺	境 内 長四間三尺 橫三間	
一 墓	六百拾五人	庫 裏 百四拾三坪 民有地第一種	
一 墓		境内石仏	
一 墓		壇 宇 壱宇	
一 墓			
一 墓	光明寺		
一 墓	長昌寺末		
一 墓	大分県管下豊後国東國東郡守江村字浜町		
一 墓			
一 墓	淨土宗		
一 墓	阿弥陀如來		
一 墓	開山伝心和尚徃生地、元禄九年丙子十二月十四日ノ創立		
一 墓	長七間 橫 五間三尺		
一 墓			
一 墓	本 尊		
一 墓	由 緒		
一 墓	堂 宇		

一 墓	大分県管下豊後国東國東郡大内村字タタラ迫	一 墓	境 内 二百七拾九坪 民有地第一種
一 墓	壽生院末	一 墓	境 内 壱宇
一 墓	天龍院	本 尊 觀音仁闡菩薩ノ作	
一 墓		由 緒 村内信仰者ノ創立、年月日不詳	
一 墓		堂 宇 長二間二尺 橫 一間五尺	
一 墓		六百四人	
一 墓			
一 墓	真言宗	不動明王	
一 墓	由 緒 不詳	不詳	
一 墓	堂 宇 長三間 橫二間	堂 宇 長三間 橫二間	
一 墓	境 内 長四間三尺 橫三間	境 内 長四間三尺 橫三間	
一 墓	庫 裏 百四拾三坪 民有地第一種	庫 裏 百四拾三坪 民有地第一種	
一 墓	境内石仏	境内石仏	
一 墓	壇 宇 壱宇	壇 宇 壱宇	
一 墓			
一 墓	弘法大師	弘法大師	
一 墓	由 緒 不詳	由 緒 不詳	
一 墓	本 尊	本 尊	
一 墓	信 徒	信 徒	
一 墓	八 人	八 人	

二 東国東郡神社明細牒（明治二三年）

○大分県公文書館蔵

由緒 不詳

石祠 七寸四歩 九寸二歩

八幡社

祭神 応神天皇

大分県管下豊後国東国東郡糸永村字小久保

村社

八坂社

由緒 不詳

石祠 一尺一寸五歩 二尺七寸

八坂社

祭神 速須佐之男神

天承二壬子年創立、同年六月十日勧請旧糸永村・旧恒清村ノ產土神タリ、天和二年以来松平図書□地祈願所三社ノ内二列シラレ松平貫一郎三至明治二年正月廢セラル、宝暦十三年十月恒清村新社ヲ建設タリシニヨリ糸永村一村ノ產土

神トナリ明治五年申年村社三列セラル、十一年二月一日神幸再興ノ官許アリ例祭七月廿八日執行セリ

堅四間 橫四間  
堅四間 橫三間  
堅四間半三尺 橫三間  
堅六間 橫三間  
六社

郷分社

祭神 八衢比古神 八衢比壳神

由緒 字小久保本宮二鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺二寸九步 一尺五寸七步

郷分社

祭神 八衢比古神 八衢比壳神

由緒 郷分ノ神ト称シ字牛頭王ケ久保二鎮座ノ処ヲ明治九年七月廿此境内ニ移転ス

石祠 一尺七寸 二尺二寸

郷分社

祭神 大綿津見神

由緒 字花棚耕地ノ傍ニ鎮座ノ処明治九年七月廿四此境

二尺七步 一尺一寸五步

石祠 二尺七步 一尺一寸五步

戸数 百三拾四戸

郷分社

祭神 大綿津見神

由緒 字花棚耕地ノ傍ニ鎮座ノ処明治九年七月廿四此境

三移転ス  
小字武藏越ノ山野ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内

石祠 七寸七步 一尺四寸五步

戸数 百三拾四戸

郷分社

祭神 大綿津見神

由緒 小字武藏越ノ山野ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内

七寸七步 一尺四寸五步

郷分社

祭神 大綿津見神

由緒 小字武藏越ノ山野ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内

上筒男之神

無格社

大分県管下豊後国東国東郡糸永村字山ノ神

山神社

無格社

「明治十八年一月本村字峯鎮座御祖社へ合併」

山神社

祭神  
由緒

大山祇神　谷山祇神　葉山祇神

勧請年月不詳、旧杉山村拾三戸産土神ノ処、明治八年此村ヲ糸永村ニ合併、同年十年二月村社八坂大神神幸再興ノ官許ヲ得氏子議シテ仮ニ神幸所トナス

神殿

一間二尺　横一間一尺

境内

百四拾七坪　官有地第一種

信徒

拾三人

大分県管下豊後国東郡糸永村字峯

無格社

御祖社

祭神  
由緒

伊邪那岐尊　伊邪那美尊　大山祇神

抑古老ノ口碑タルヤ享保五年ノ春字峯山ノ岬ニ毎夜火明りスルヲ西山亦七ナル者怪シミ、村内桂徳寺住職南嶺ニ告テ神名ヲ伺ヒシニ兩子大權現ト現レシニ由リ一ノ祠ヲ建立シ峯權現ト齋キ奉リ、西山家ノ守神ト仰キ寛政ノ度ニ至リ、一村拳テ信仰例祭執行ス、大山祇神ハ村字峯鎮坐ノ処明治十八年一月合併

石祠

一尺八寸　横一尺五寸

石祠

堅三間　横一間三尺

石祠

六拾四坪　民有地一種

信徒  
百三十二人

大分県管下豊後国東國東郡糸永村字峯

村社

山神社

無格社

「明治十八年一月本村字峯鎮座御祖社へ合併」

山神社

祭神  
由緒

大山祇神

古老人口碑ニ往昔清水三郎ト云ヘル者石祠ヲ設山神ヲ祭リシニ其苗裔死絶ヘ祭ル者無キヲ、慶長元年福田文七郎ナル者敷ヲ伐採拝殿ヲ造營シ福田家四戸ノ守護神ト仰キ其後植田家七戸相加リ共ニ祭典執行セリ

石祠

一間二尺　横二間

境内

六坪　民有地一種

信徒

拾壹人

大分県管下豊後国東郡糸永村字迫

無格社

山神社

祭神  
由緒

大山祇神

此祠タル明和二年二月古庄和左工門ト云者字迫ノ山地ヲ堀穿チ二ノ古祠ニ堀当リ其地ニ其傍山神ト改、古庄家ノ守神ト信仰祭典執行ス

石祠

一尺四寸　一尺五寸

石祠

六坪　民有地一種

信徒  
七人

境内  
拝殿  
石祠

百三十二人

大分県管下豊後国東國東郡富清村字宮畠

宮 煙 社

山 神 社

一 祭神

大年大神 菅原大神

祭神

大山祇神

一 由緒

此社タルヤ菅原大神往昔ヨリ鎮座在シニ、大年神宇本宮二  
鎮座アリテ富清村字富永分七十三戸ノ産土神タリシヲ氏子

由緒

二鎮座ノ處ヲ明治九年七月三日境内二移転ス

一 由緒

議定シテ新社造営、元禄十丁丑年二月十九日大年神ヲ相殿

由緒

シ遷社シ、以二柱ノ神ヲ一村ノ產土神ト仰キ宮烟社ト称ス、

一 由緒

七月廿日例祭ニテ神幸アリ来リ、明治五壬申年村社三列セ  
ラル

由緒

石祠 一尺四寸 二尺三寸

一 由緒

遷社シ、以二柱ノ神ヲ一村ノ產土神ト仰キ宮烟社ト称ス、

由緒

石祠 一尺四寸 二尺三寸

一 由緒

七月廿日例祭ニテ神幸アリ来リ、明治五壬申年村社三列セ  
ラル

由緒

石祠 一尺四寸 二尺三寸

賀来社

祭神 武内大神

由緒 文政年度大分郡賀来村善神王ヲ勧請スト云、然レ

トモ年月不詳

石祠 八寸 九寸

金刀比羅社

祭神 金刀比羅大神

由緒 天保四卯年三月十日大久保山ノ頂ニ勧請鎮座ノ

處、明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 六寸 八寸六歩

夷社

祭神 八重言代主神

由緒 故字市場ニ鎮座在シテ明治九年七月三日境内ニ移

転ス、口碑ニ伝ルハ往古毎年十二月祭典有リ、市

ヲ成セシニ当郡古市村ニ譲リシトカヤ此市ニ來觀

人渡川スル架橋所ヲ市場川ト云ヘリ

石祠

今日靈社

祭神

今日靈

由緒 宇神ノ木ニ鎮座ノ處、明治九年七月三日境内ニ移

転ス

石祠 一尺二寸五步 二尺

今日靈社

祭神 今日靈

由緒 往昔ヨリ宮畠社境内ニ鎮座、由緒不詳

石祠

一氏子 戸数 七拾八戸

大分県管下豊後国東郡富清村字新宮

村社

八坂社

一 祭神 速須佐之男命 大己貴命 小彦名命

一 由緒 此社タルヤ宝曆十三年社地ヲ選定新社造営同年十月廿三日

八坂大神ヲ勧請鎮座之處、富清村字恒清分九拾戸ノ産土

神ト仰キ例祭祭十一月三十日ヲ以神幸祭典ノ執行、明治五

壬申年村社二列セラル

堅二間貳尺 橫貳間

堅二間一尺三寸 橫二間三尺七寸

堅六間 橫三間毫尺

堅二間三尺 橫壹間三尺

境内 八百四拾六坪 官有地第一種

一 境内神社

住吉社

祭神 上筒男之神

由緒 不詳

石祠 七寸五步 一尺

八幡社

祭神 応神天皇

由緒 不詳

石祠 七寸、九寸

産靈社

祭神 天御中主神

由緒 往昔ヨリ宇妙見山ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内

石祠 一尺 一尺四寸

年神社

祭神 大年神 御年神 若年神 夏之壳神 秋毘壳神

冬年神

由緒 往昔ヨリ宇年ノ神ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月七日

境内ニ移転ス

石祠 一尺六寸 一尺九寸

愛宕社

祭神 火貝土神

由緒 字寺山ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月七日境内

石祠 二尺一寸 一尺六寸

住吉社

祭神 上筒男之神 中筒男之神 下筒男之神

由緒 字住吉ニ鎮座ノ處ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺二寸五步 二尺

貴舟社

祭神 弥都波熊壳神

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊

由緒 字貴舟ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺五寸 一尺五寸

由緒

往古天台宗道妙寺ト云寺アリ、其ノ境内ニ山王權現鎮座ニシテ守護タリシトカ古老ノ口碑ニ伝ヘリ、其山王權現神仏混淆云々、御布告ニ因リ明治二年管厅ノ指揮アリ、祭神ニ柱ノ神ト改タリ

八幡社

祭神 応神天皇

神殿

豎四尺 橫三尺

由緒 字高野ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺 一尺四寸

拝殿

豎貳間 橫壹間三尺

一氏子

九拾壱戸

境内

四百七坪 官有地一種

信徒

貳拾老人

大分県管下豊後国東國東郡富清村字伊勢谷

無格社

伊勢両大御神社

祭神 豊受大神

天照大御神

祭神

伊邪那岐尊 伊邪那美尊

由緒 此社タルヤ伊勢參詣為シ得サル者有ルヲ以テ長保三年辛午  
年社地ヲ撰ヒ神殿造営シ、同年六月十六日勧請大神宮ト齋  
奉リ明治二年官ノ許可ヲ得テ、伊勢両大御神ト改メ宇恒清  
分九拾壱戸ノ守神ト信仰ス

神殿 積貳貫壱尺 橫貳間

祭神

伊邪那岐尊

伊邪那美尊

境内 拝殿 積三間四尺 橫壹間四尺

祭神

古老ノ口碑ニ金当倉吉ナルモノノ祖先某紀伊国ヨリ移住タ

リシニ、養老元年六月大旱シ井出水モ涸シ困苦ノ際生国紀

州熊野權現ニ誓願スルニ忽チ大降雨アリシニ由リ之ヲ勧請

シ、今熊權現ト齋奉リ、明治二年御祖社ト改ム往古ハ金當

一統ノ守護タリシニ現ニ信徒貳拾戸ニテ祭典執行ス

信徒 九拾壱戸

信徒

貳拾人

貳百五拾三坪 官有地一種

大分県管下豊後国東國東郡富清村字山王

無格社

御祖社

大分県管下豊後国東國東郡富清村字永吉

無格社

伊勢両大御神社

大分県管下豊後国東国東郡両子村字徳代

無格社

祭神 天照大御神 豊受大神

往昔ヨリ財前家ノ鎮守神ニシテ同家所有地宇永吉ニ鎮座ア

リシヲ、文政七申年ヨリ宇日平土匁貳拾六戸守神ト信仰シ

共同シテ神殿修繕祭典執行ス

〔明治十八年一月本村字天徳鎮坐歲神社境内へ移転〕 常磐社

祭神 武内大臣

由緒 長三尺 横二尺五寸

石社 長貳間 橫壹間三尺

由緒 不詳

石祠 菅原道美公

由緒 不詳

大分県管下豊後国東国東郡両子村字天徳

村社

歳神社

祭神 大年大神 伊邪那岐尊

由緒 創立年月不詳、明治五年村社ニ列セラル

神殿 長七間 橫三間

拝殿 長貳間三尺 橫貳間半

境内 千百一坪 官有地第一種

境内神社 一社

住吉社

祭神 底筒男命 中筒男命 上筒男命

由緒 不詳

社殿 長毫間三尺 橫壹間三尺

氏子 百三拾戸

大分県管下豊後国東国東郡両子村字二郎丸

無格社

菅原社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

石祠 菅原道美公

由緒 不詳

祭神 由緒

神殿 由緒

拝殿 由緒

境内 由緒

境内神社 由緒

住吉社 由緒

祭神 由緒

神殿 由緒

拝殿 由緒

境内 由緒

境内神社 由緒

住吉社 由緒

祭神 由緒

神殿 由緒

拝殿 由緒

境内 由緒

境内神社 由緒

住吉社 由緒

一 石祠	二尺四寸	二尺七寸
一 境内	四百五拾四坪	官有地第一種
一 信徒	拾五人	
一 神殿		
一 拝殿	堅六間	横貳間
一 境内	六百五拾九坪	官有地第一種
一 境内神社	五社	
一 八坂社		
祭神	速素盞鳴尊	
由緒	創立年月詳カナラス往古ヨリ字大榎ニ鎮座アリ明治九年七月境内二移転	
八坂社		
祭神	速素盞鳴尊	
由緒	創立年月詳カナラス往古ヨリ字大榎ニ鎮座アリ明治九年七月境内二移転	
石祠		
八坂社		
祭神	速素盞鳴尊	
由緒	創立年月詳カナラス往古ヨリ字大榎ニ鎮座アリ明治九年七月境内二移転	
石祠		
大分県管下豊後国東国東郡明治村字徳林		
村 社		
山 神 社		
大山祇命	淤勝山見津命	奥山見津命
水象女尊		原山見津命
一 祭神		
一 由緒		
創立年月不詳、往古諸田飛騨守ナル者社地ヲ撰定シ、社殿ヲ設ケ大山祇命・淤勝山見津命・奥山見津命ヲ祭り、山王社ト称シ奉リ村名ヲ諸田ト呼ヒ一村ノ産土神ト仰キ奉リシト古老ノ口碑ニ伝ヘリ、中昔宇宮ノ原ニ鎮座アリシ水象女尊ヲ相殿ニ遷シ奉リシト云フ、明治五年壬申年村社ニ列シラレ山神社ト称シ奉ル		
一 神殿		
一 横壱間		
祭神	天一目神	
金比古社		
祭神	今日靈	
由緒	創立年月詳カナラス往古ヨリ字水ヶ尾ニ鎮座アリ明治九年七月境内二移転	
石祠		
今日靈社		
祭神	今日靈	
由緒	創立年月詳カナラス往古ヨリ字水ヶ尾ニ鎮座アリ明治九年七月境内二移転	
石祠	一尺一寸	一尺三寸

一 祭神	由緒	創立年月詳カナラス字水ヶ尾ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転	一 神殿	堅壱間三尺 橫壱間三尺
一 氏子	五拾八戸	石祠 六寸 九寸	一 拝殿	堅貳間三尺 橫貳間三尺
一 祭神	天御中主尊	伊邪那岐尊 伊邪那美尊 忍穗耳尊	一 境内神社	貳百九拾三坪 官有地第一種
一 由緒	國挾槌尊 大山咋尊 大己貴尊	大御神社	一 境内神社	三社
一 祭神	安元二年丙申年六月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧中野村字中烟拾戻戸ノ產土神ナリ、明治五千申年村社ニ列セラレ七拾七戸ノ氏神ト仰キ奉ル	祭神 天照大御神	一 天満社	菅原道(ミヤマ)実公
一 祭神	堅四尺 橫三尺五寸	石祠 一尺二寸五步 一尺七寸	由緒	不詳
一 祭神	堅三間三尺 橫貳間	山神社 祭神 大山祇命	祭神	菅原道(ミヤマ)実公
一 境内	三百八拾九坪 官有地第一種	由緒 創立年月詳カナラス明治村ノ内字吉行ニ鎮座アリ	祭神	天照大御神
一 氏子	七拾七戸	リシヲ明治九年八月四日境内ニ移転ス	石祠	一間五尺二寸 一間四尺
一 祭神	大己貴尊	石祠 一尺四寸 一尺七寸五步	社	一間五尺二寸 一間四尺
一 祭神	建久元年申子四月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧小俣村ノ產土神ナリ、天和二年以来領主松平家ノ祈願所トナル、明治二年正月廢セラレ同五年申年社格村社ニ列セラル	大分県管下豊後国東郡明治村字中尾	一 天満社	堅壱間三尺 橫壱間三尺
一 祭神	大日靈尊	大分県管下豊後国東郡明治村字扇ヶ平	祭神	菅原道(ミヤマ)実公
一 祭神	大御神社	大分県管下豊後国東郡明治村字扇ヶ平	祭神	天照大御神

設ケ明治村ノ内旧中野村ノ守神ト仰キ奉ル

無格社

蛭子社

一 拝殿 墓二間三尺 横二間  
一 境内 六拾八坪 官有地第一種  
一 境内神社 貳社

琴平社

祭神 金山彦神

由緒 文政二己卯年四月勅請

石祠 一尺一寸八步 一尺五寸四步

天満社

祭神 菅原道(アマ)実公

由緒 文政二己卯年四月勅請

石祠 九寸四步 一尺一寸六步

一 信徒 七拾三人

大分県管下豊後国東郡明治村字岩詰  
無格社 多賀社

一 祭神 伊邪那岐尊

一 由緒 不詳

一 社殿石祠 壱尺貳寸 橫壹尺

一 拝殿 墓三間

一 境内 三拾坪 民有地一種

一 信徒 十三人

大分県管下豊後国東郡明治村字宮ノ原

一 祭神 事代主神  
一 由緒 此社タルヤ古老ノ口碑ニ建久年度ノ創立ナリ、中古大塚仙太郎ノ祖先和平ナルモノ土中ヨリ御鏡ヲ掘出シ箱中ニ納アルニ光輝殊ニ赫々タリ、夜中夢ニ蛭子宮ノ御心ナリト因テ之レヲ社内ニ納タリト云々、明治村ノ内故諸田村貳拾三戸ノ守神ト往古ヨリ仰キ奉ル

一 社殿石祠 繫貳尺四寸五歩 橫壹尺八寸

一 境内 四百五坪 官有地第一種

一 境内神社 壱社

琴平社

祭神 金山彦神

由緒 不詳

石祠 一尺五寸 一尺三寸

一 信徒 貳拾三人

大分県管下豊後国東郡明治村字宮ノ平

無格社

龍頭社

一 祭神 海津見神 豊玉比売神

一 由緒 此社タルヤ創立年月祥力ナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎

ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣アラハ、産土神ト仰キ奉ラシト誓願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ産土神ト仰キ奉リシト云フ

一 神殿石祠	豎貳尺	橫貳尺	一 境內	三百拾壹坪	官有地第一種
一 拝殿	豎貳間、橫壹間三尺		一 信徒	三拾九人	
一 境內神社	四百三拾五坪	官有地第一種			
一 境內	四百三拾五坪	官有地第一種			
一 山神社					
一 祭神	大山祇命		一 祭神	天御中主神	
一 由緒	不詳		一 由緒	不詳	
一 石祠	一尺二寸	一尺五寸	一 石殿石祠	豎壹尺五寸	橫壹尺
一 山神社			一 境內	五坪	民有地一種
一 祭神	大山祇命		一 境內神社	壹社	
一 由緒	不詳		一 弁天社		
一 石祠	七寸 一尺		一 祭神	市杵嶋比売神	
一 信徒	拾壹人		一 由緒	不詳	
一 大杉社			一 石祠		
一 祭神	大己貴尊	素盞鳴尊	一 祭神	市杵嶋比売神	
一 由緒	不詳		一 由緒	不詳	
一 石祠	一尺六寸	二尺二寸	一 信徒	拾人	
一 信徒			一 祭神		
一 無格社			一 石祠		
「明治十八年一月廿三日明細帖取消許可」			一 祭神	天御中主神	
貴船社			一 祭神	天御中主神	
一 祭神	水象女尊		一 祭神	天御中主神	
一 由緒	不詳		一 祭神	天御中主神	
一 社殿石祠	豎壹尺五寸	橫壹尺五寸	一 祭神	天御中主神	
一 拜殿	豎壹間三尺	橫壹間三尺	一 祭神	天御中主神	
一 無格社			一 祭神	天御中主神	
大分県管下豊後國東郡明治村字貴船			一 祭神	天御中主神	
無格社			一 祭神	天御中主神	
「明治十八年一月本村宇尾鎮座日吉社境内へ移転」			一 祭神	天御中主神	
貴船社			一 祭神	天御中主神	
一 祭神	水象女尊		一 祭神	天御中主神	
一 由緒	不詳		一 祭神	天御中主神	
一 社殿石祠	豎壹尺五寸	橫壹尺五寸	一 祭神	天御中主神	
一 拜殿	豎壹間三尺	橫壹間三尺	一 祭神	天御中主神	
一 無格社			一 祭神	天御中主神	
大分県管下豊後國東郡明治村字田ノ上			一 祭神	天御中主神	
無格社			一 祭神	天御中主神	
山神社			一 祭神	天御中主神	
此社タルヤ延享三年丙午十月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧中			一 祭神	天御中主神	
野村字桐畠貳拾貳戸ノ産土神也、明治五年申年社格被定無			一 祭神	天御中主神	
格社トナル			一 祭神	天御中主神	
豎四尺	橫三尺五寸		一 祭神	天御中主神	
一 神殿			一 祭神	天御中主神	

一 拝殿 積貳間三尺 橫貳間

一 境内 百六拾貳坪 官有地第一種

一 信徒 貳拾貳人

由緒 創立年月不詳、往古ヨリ字下野添ニ鎮座ノ処明治九年八月十日境内ニ移転ス

石祠 一尺五步 一尺六寸

四拾貳人

大分県管下豊後国東国東郡明治村字峯

無格社

日吉社

一 祭神 大己貴尊  
一 由緒 此社タルヤ享保二年丁酉二月ノ創立ニシテ、明治村ノ内旧中野村字市ノ尾及ヒ紺屋台ノ両台產土神ト仰ギ奉ル、社格被定

一 神殿 積四尺八寸 橫三尺六寸

一 拝殿 積五間 橫貳間

一 境内 三百貳十六坪 官有地第一種

一 境内神社 貳社

生目八幡社

祭神 景清公

由緒 創立年月不詳、古老ノ口碑ニ宇佐野国太郎ノ祖先

瀧右エ門ナルモノ眼病ヲ煩ヒ困苦ノ余日向國生目

八幡宮ニ誓願シ病癒ユルニ因リ字片峯ニ勸請スト

云フ、明治九年八月十日境内ニ移転ス

石祠 九寸 一尺一寸

塞社

祭神 八衢比古神 八衢比売神

一 拝殿 積貳間三尺 橫貳間

一 境内 百六拾貳坪 官有地第一種

一 信徒 貳拾貳人

四拾貳人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字宮園

無格社

天満社

一 祭神 菅原道実公  
一 由緒 不祥

一 神殿 積壹尺五寸 橫貳尺

一 拜殿

積壹間三尺五寸 橫壹間三尺六寸

一 境内 三拾坪 民有地一種

一 信徒 拾貳人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字宮園

郷社

八坂社

一 祭神 速須佐之男命 榆名田姫命 大己貴命

往昔宝藏火災ニ羅詣記録瀕焼失シ創立及沿革等不詳ト雖モ、

安岐郷二十余名ノ惣廟ニシテ年々大祭御幸ノ節ハ數村ノ產子群拝シ大ニ賑栄タリシニ中世以降絶止シタリト古老ノ口碑ニ存、明治五年壬申年郷社ニ列セラレテ明治十年ヨリ復タ御幸ノ式執行

長壹間貳尺 橫壹間壹尺

一 神殿

一 氏子	八百八拾戸	大分県管下豊後国東国東郡朝来村字大石ヶ本 村社
一 境内神社	五百社	五靈神社
直会殿	三百拾壹坪	官有地第一種
境内	長六間、横三間	拝殿 長拾間 橫貳間
境内神社	五社	一 境内神社
拝殿	三百拾壹坪	直会殿 長六間、横三間
祭神	菅原大神	祭神 菅原大神 大年神 吉備大神
由緒	不詳	由緒 不詳
社殿	長貳間、横壹間三尺	社殿 長貳間、横壹間三尺
八幡神社		八幡神社
祭神	応神天皇	祭神 応神天皇
由緒	不詳	由緒 不詳
石祠	一尺一寸 二尺二寸	石祠 一尺一寸 二尺二寸
郷分社		郷分社
祭神	八衢彦神 八衢姫神	祭神 八衢彦神 八衢姫神
由緒	字トヲノ尾ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移 転ス	由緒 字トヲノ尾ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移 転ス
石祠	一尺一寸 一尺五寸	石祠 一尺一寸 一尺五寸
大御神社		大御神社
祭神	天照皇大御神	祭神 天照皇大御神
由緒	不詳	由緒 不詳
石祠	七寸 九寸	石祠 七寸 九寸
山神社		山神社
祭神	大山祇神	祭神 大山祇神
由緒	字釜ヶ迫鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移転ス 石祠 一尺二寸 一尺九寸	由緒 字釜ヶ迫鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移転ス 石祠 一尺二寸 一尺九寸

一 祀神	大年神 月読命 天照皇大御神 大己貴命	一 祀神	大年神 月読命 天照皇大御神 大己貴命
一 由緒	此社タルヤ往古宮ノ渡リト云川ノ中渕ニ鎮座アリシヲ正徳 二壬辰年字流田ニ遷社セシニ四面田圃ニテ稍汚穢ノ恐アリ、 亦享保八癸卯年字大石ケ本ニ移転セリ、明治五年壬申年村 社ニ列セラル、菅原神ハ本村字寺山鎮座之処明治十八年一 月本社へ合併		一 由緒
一 神殿	長一間二尺五寸 橫五尺五寸		一 神殿
一 拝殿	長二間 橫二間四尺二寸		一 拝殿
一 直会殿	長二間三尺八寸 橫五間二尺八寸		一 直会殿
一 境内神社	三百坪 官有地第一種		一 境内神社
一 境内	三百坪 官有地第一種		一 境内
一 大御神社	三百坪 官有地第一種		一 大御神社
一 祀神	天照皇大御神		一 祀神
一 由緒	不詳		一 由緒
一 石祠	一尺四寸 一尺七寸		一 石祠
一 大御神社	三百坪 官有地第一種		一 大御神社
一 祀神	天照皇大御神		一 祀神
一 由緒	字伊勢ノ前ニ鎮座シテ明治九年八月境内二移転ス		一 由緒
一 石祠	一尺二寸 一尺七寸		一 石祠

貴船社

祭神 水象女神

由緒 字貴船ノ谷ニ鎮座シテ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 一尺五寸 一尺七寸

一 氏子 六拾四戸

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字寺山

無格社

〔明治十八年一月本村字大石ヶ本鎮座歲神社境内ハ合併〕 琴平社

一 祭神 金山彦神

一 祭神 長壹尺八寸 橫壹尺三寸

一 境内 拾三坪 民有地一種

一 信徒 六拾四人

一 石祠 不詳

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字寺山

無格社

〔明治十八年一月本村字大石ヶ本鎮座歲神社境内ハ合併〕 菅原社

一 祭神 菅原大神

一 由緒 不詳

一 神殿 長二間四尺 橫貳間壹尺

一 境内 六坪 民有地

一 信徒 貳拾人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字上ノ迫

無格社

山神社

大山祇神

不詳

長三尺四寸 橫四寸

長二間壹尺 橫一間五尺六寸

百八拾八坪

官有地第一種

拾三人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字横畠

無格社

天兒屋根命 大山祇神

不詳

長一間二尺五寸 橫一間一尺

百貳拾七坪

官有地第一種

拾三人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字下油原

無格社

大山祇神

不詳

長壹間 橫壹間

長四間三尺 橫一間三尺

一 拝殿	一 神殿	一 由緒	一 祭神	一 境内	一 境内	一 境内	一 境内
長貳間三尺	横貳間	大山祇神	大山祇神	字久保屋敷	字溝山ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移転ス	字溝山ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内二移転ス	百八拾三坪
長五尺	横五尺	不詳	不詳	九拾坪	八拾貳戸	八拾貳戸	官有地第一種
大山祇神	大山祇神	明治六年癸酉年村社三列セラル	山神社	民有地第一種	民有地第一種	民有地第一種	官有地第一種
大分県管下豊後国東郡矢川村字宮ノ山	大分県管下豊後国東郡矢川村字芭蕉	大分県管下豊後国東郡矢川村字白ハケ	大分県管下豊後国東郡朝来村字白ハケ	善神王社	無格社	無格社	溝山八幡社
無格社	山神社	石祠	石祠	壹社	生目八幡社	石祠	加藤社
山神社	村社	由緒	由緒	百拾坪	長一間二尺	長一間二尺	境内神社
拝殿	神殿	武内大神	武内大神	民有地第一種	横一間二尺	横一間二尺	境内
長貳間三尺	横貳間	百二十人	百二十人	壹社	善神王社	壹社	境内神社
大山祇神	大山祇神	大山祇神	大山祇神	壹社	由緒	由緒	境内神社
拝殿	神殿	由緒	由緒	由緒	武内大神	清正大神	境内神社
長五尺	横五尺	不詳	不詳	不詳	大山祇神	応神天皇	境内神社
大山祇神	大山祇神	大山祇神	大山祇神	大山祇神	祭神	祭神	境内神社
大分県管下豊後国東郡矢川村字芭蕉	大分県管下豊後国東郡矢川村字宮ノ山	大分県管下豊後国東郡矢川村字久保屋敷	大分県管下豊後国東郡矢川村字白ハケ	山神社	無格社	無格社	境内神社
無格社	山神社	山神社	山神社	山神社	無格社	無格社	境内神社
山神社	山神社	山神社	山神社	山神社	山神社	山神社	境内神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 拝殿 長四尺 橫四尺

境内 四百九拾九坪 橫三尺

官有地第一種

境内神社 貳社

今日靈社

祭神 今日靈

由緒 字池下二鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 壓七寸 橫一尺

稻荷社

祭神 受持神

由緒 字油ノ木ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 壓一尺 橫一尺二寸

一信徒 貳拾貳人

大分県管下豊後国東郡矢川村字宮谷

無格社

山神社

祭神

由緒 不詳

大山祇神 横五尺

葉山祇命 長五尺

闔山祇命

境内

拜殿 神殿 長四間 横老間三尺

貳百五拾貳坪 官有地第一種

一 境内神社 壱社

貴船社

祭神 水象女神

由緒 字松ヶ迫ニ鎮座在シヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 壓一尺二寸 橫一尺五寸

一信徒 三拾人

大分県管下豊後国東郡山浦村字井ノ上

村社

八幡社

譽田別尊 高龕神

不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 拝殿 壓四尺五寸 橫三尺五寸

百八拾五坪 橫老間五尺

境内 氏子 壓五間二尺

百八拾五坪 官有地第一種

五拾五戸

大分県管下豊後国東郡山浦村字橋上

村社

山神社

祭神

由緒 不詳

大山祇神 明治六癸酉年村社ニ列セラル

堅四尺 橫三尺

境内

拜殿 神殿 壓三間三尺 橫二間

百五拾九坪 官有地第一種

一	氏子	貳拾壱戸	一	神殿	堅壱間四尺五寸 橫壱間貳尺五寸
一	祭神		一	渡殿	堅六間 橫壱間
一	由緒		一	拝殿	堅貳間 橫貳間壠尺
一	祭神	天照皇大神 瀬織津姫神 氣吹戸主神 速秋津姫神	一	境内	百四拾三坪 官有地第一種
一	由緒	元禄年中当国海部郡嵯峨関ヨリ飛来鎮座ス、其濫暢ヲ尋ル 二当村有寺号西岸寺、元禄十五年壬午八月廿九日夜烈風暴雨ノ時塩屋村ノ方海上ヨリ九光飛來リ同寺ノ側ニテ消滅ス、 村人怪ミ該寺ニ至ル二人面三枚胡珠一顆有テ堂中嚇灼タリ、 依テ昨夜ノ九光果シテコレナルヲ知リ、尊信スルニ其應驗 如響隨声、且嵯峨ノ関ノ社司某來云、夜上關權現ノ神体此 地ニ飛來ス再ヒ上関ニ移シ奉ラント、村人諾セス官許ヲ得 西岸寺ノ境内ニ小社ヲ創建シ三社權現ト称ス、時三元禄十五年壬午年六月十五日再来当村ニ蝗憲ナシ	一	氏子	六拾貳戸
一	神殿	堅壱間壠尺 橫壱間	一	歲神	大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神
一	拝殿	堅四間 橫二間	一	由緒	不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル
一	境内	六拾坪 官有地第一種	一	神殿	堅壱間 橫壠間
一	氏子	七拾三戸	一	拝殿	堅三間三尺 橫二間
大山祇神	大分県管下豊後國東國東郡掛樋村字下神田		一	境内	六拾八坪 官有地第一種
不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル	村 社		一	信徒	貳百拾五人
大山祇神	大分県管下豊後國東國東郡掛樋村字下神田		大歳社	大歳社	大歳社
不詳	山 神 社		大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神	御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神	御年神 若年神 大己貴神 奥津彥神
大山祇神	大分県管下豊後國東國東郡掛樋村字下神田		無格社	無格社	無格社
不詳	山 神 社		大山祇神	大山祇神	大山祇神
大山祇神	大分県管下豊後國東國東郡掛樋村字下神田		不詳	堅壱間三尺五寸 橫壠間三尺五寸	堅壱間三尺五寸 橫壠間三尺五寸
境内	拝殿	堅四間五寸 橫貳間壠尺	神殿	堅四間五寸 橫貳間壠尺	神殿
百三坪	官有地第一種		由緒	不詳	不詳

一 氏子 貳拾六戸

由緒 吉松村常覚院境内地ノ西山林工鎮座ナルヲ明治十  
年三月本社二移転ス

大分県管下豊後国東国東郡掛撻村字雲取

石祠 壓一尺、横一尺

無格社

菅原社

一 氏子

三拾四戸

祭神

菅原神

不詳

由緒

不詳

神殿

拝殿  
堅三尺 橫三尺

神殿

拝殿  
堅一間 橫一間

境内

五拾五坪 官有地第一種

信徒

貳百五拾八人

大分県管下豊後国東郡吉松村字一之瀬

村社

八坂社

祭神 大己貴神  
素戔鳴神  
勅請延慶二己酉年月日不詳、明治四年辛未十二月村社三列セラル  
セラル

由緒

拝殿  
堅老間 橫老間二尺

神殿

拝殿  
堅六間五尺 橫二間

境内

七拾三坪 官有地第一種

一 境内神社 三島社 祭神 大日本根子彦大瓊命 大日本根子彦 国牽命  
一 境内神社 壱社 祭神 大山祇神

一 氏子 大氏子 貳拾六戸

大分県管下豊後国東國東郡吉松村字七郎 祭神 大日本根子彦

大山祇神

無格社

大分県管下豊後国東國東郡吉松村字本谷 祭神 大山祇神  
中山祇神 正勝山祇神 開山祇神 原山祇神  
勅請年月日不詳、明治四年辛未十二月村社三列セラル  
セラル

山神社 村社

山神社

祭神

麓山祇神 離山祇神 原山祇神  
中山祇神 正勝山祇神 開山祇神 奥山祇神

由緒

拝殿  
堅壱間四尺 橫壱間壱尺  
拝殿  
堅七間五尺 橫二間

神殿

拝殿  
堅四間 橫二間

神殿

拝殿  
堅壱間四尺 橫壱間壱尺  
拝殿  
堅七間五尺 橫二間

神殿

拝殿  
堅四間 橫二間

境内

六百三坪 官有地第一種

境内神社

井上社 壱社

祭神

大日靈貴神  
由緒 吉松村字木キ山鎮座ナルヲ明治十年三月本社二移  
転ス

一 氏子 九拾壹戸 祭神 大日靈貴神  
由緒 吉松村字木キ山鎮座ナルヲ明治十年三月本社二移  
転ス

山神社		祭神	大山祇神	中山祇神	麓山祇神	正勝山祇神	由緒	吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス 勧請年月日不詳
離山祇神		神殿	離山祇神	奥山祇神	闇山祇神	原山祇神	石祠	七寸 七寸 勸請年月日不詳
戸山祇神		拝殿	堅六間	横五尺	横二間	百拾五坪	貴船社	天御中主神 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス 勧請年月日不詳
氏子		境内	貳拾六戸	民有地第一種			産靈社	高皇產靈神 神皇彥靈神
境内神社		祭神	高龜神	雷神	岡象女神	貴船社	石祠	九寸 九寸 百五十人 一 信徒
岑平社		由緒	慶長六年辛未年十二月十日ノ勧請	堅四尺	横三尺	大分県管下豊後国東郡吉松村字田口	大分県管下豊後国東郡瀬戸田村字宮ノ本	由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス 勧請年月日不詳
祭神		神殿	拝殿	堅二間三尺	横二間	境内	貴船社	天御中主神 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス 勧請年月日不詳
境内神社		境内	貳拾五坪	民有地第一種	持主後藤正照	三社	八幡社	高皇產靈神 神皇彥靈神
岑平社		祭神	高龜元乙卯年十一月誉田別尊ヲ豊前国宇佐宮ヨリ、武内宿 神祇神ヲ筑後国高良玉垂社ヨリ勧請ス、依之宇佐神宮ヨリ細 男神事流鏑神事ヲ分移シ六月廿九日十月十一日行幸アリテ、 当安岐ノ郷ノ惣社ナリ	神殿	神樂殿	神門廻樓門	御門廻樓門	祭神 武内宿祢神 正勝山祇神 由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス 勧請年月日不詳
石祠		境内	七百九拾貳坪	官有地第一種	七百九拾貳坪	二百三拾五戸	石祠	九寸 九寸 六寸 九寸 加来社

大分県管下豊後國東國東郡馬場村字子ギテ

大分県管下豊後國東國東郡瀬戸田村字伊勢ノ平

村社  
八坂社

大神社  
村社

大神社

祭神  
天照大神 豊受大神 猿田彦神  
由緒 不詳、明治六癸酉年村社三列セラル

神殿  
長三尺六寸 橫三尺二寸

拝殿  
長七間五尺 橫二間

境内  
四百四拾坪 官有地第一種

信徒  
三百廿人

大分県管下豊後國東國東郡馬場村字政所

村社

熊野社

祭神  
天照大御神 伊佐那義命 熊野久須比神  
由緒 人皇八十一代後鳥羽天皇御宇建久六年乙卯六月大友能直豊

後下向之節、五百灘三於テ暴風激浪起り、船舶既三転覆セ

ントス時能直自紀州熊野神社三海上安全ノ祈願ヲナシ神明

ノ加護ニテ危難ヲ免レ当安岐浦三着岸ス、依テ神恩ニ報ヒ

奉ラント紀州熊野三社ヲ此地ニ勧請シ社領若干ヲ寄付ス

堅一間 橫一間四尺

堅三間七尺 橫三間二尺

拝殿  
境内

六百七十四坪 官有地第一種

信徒

祭神

素戔鳴男命  
寛永元年甲子月日不詳勧請

神殿  
堅五尺 橫四尺

拝殿  
堅三尺 橫二尺

境内坪数  
百十七坪 官有地第一種

境内神社  
五社

惠美須神  
祭神 事代主命

石祠  
七寸 一尺二寸

金刀比羅社  
祭神 猿田比古大神

石祠  
七寸 一尺二寸

稻荷社  
祭神 宇賀魂神

石祠  
八寸 一尺二寸

井峯社  
祭神 蒼魂社尊

石祠  
不詳

石祠  
七寸 九寸

石祠  
九寸

五十鈴社

祭神 大日靈神

由緒 不詳

石祠 六寸 七寸

六百八十人

一信徒

大分県管下豊後国東國東郡馬場村字平

無格社

秋葉社

火產靈神

不詳

一尺五寸 二尺六寸

長四間 橫二間

石祠 拝殿

境内

由緒

祭神

大分県管下豊後国東國東郡下原村字宮ノ本

村社

賀茂社

賀茂武角見命

伊加古夜姫命 玉依姫命

加茂別雷命

瓊々杵命 神日本磐余比古命

五十鈴姫命

人皇七拾四代鳥羽天皇御宇保安二年六月塙屋村下原村漁人

当浦ニ於テ漁ルニ網中青石五箇ヲ得ル、之ヲ海中ニ投棄シ  
網代ヲ換ヘ漁ルニ復タ五青石ヲ得ル事三度ニ及ヒ漁人怪テ

一由緒

一祭神

一石祠 一拜殿 一境内 一信徒

携ヘ帰ル、即夜水口次郎右エ門ナル者夢ニ老翁告テ曰、汝等得所ロノ五青石ハ洛陽加茂ノ神靈也ト、依之村民議官ニ請テ此地ニ勅請ス、明治五壬申村社ニ列セラル

神殿

長二間壱尺二寸、横三尺

拜殿

長拾三間三尺、横貳間

境内

四百拾四坪

官有地第一種

神社

惠美須神

祭神 八重事代主命 底筒男命 中筒男命 表筒男命

由緒 不詳

社殿 長一間五尺二寸 橫六尺

八坂社

祭神 素盞烏命

由緒 不詳

石社 七寸 一尺

金刀比羅社

祭神 猿田彥命

由緒 不詳

石社 七寸 一尺一寸

稻荷社

祭神 宇加魂神

由緒 不詳

石社 六寸 一尺四寸

生目社

祭神 平景清靈神



境内神社		住吉社、蛭子社合殿		
金刀比羅	石祠豎七寸五步 橫一尺	祭神	上筒男之尊 中筒男之尊 底筒男之尊 少彦名神	由緒 創立年月日不詳、從來當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転
稻荷社	豎九寸 橫一尺	御浜社	豎七寸 橫九寸	社殿 長二間二尺 橫一間四尺
権現	豎七寸 橫九寸	金毘羅瑜伽社		
大分県管下豊後國東國東郡成久村字宮		祭神 大物主命 伊邪那岐命		
村社		由緒 創立年月日不詳、當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転		
歲神社		石祠 豎一尺五寸 橫一尺五寸		
大歲神	不詳、明治六癸酉年村社二列セラル	磯神社 祭神 多岐津彥命 多岐津姫命		
由緒	長三間 橫武間式尺	由緒 創立年月日不詳、當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転		
神殿	拝殿	石祠 豎一尺五寸 橫一尺五寸		
長八間 橫武間式尺		磯神社 祭神 多岐津彥命 多岐津姫命		
四百六拾七坪	官有地第一種	由緒 創立年月日不詳、當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転		
氏子	六拾三戸	石祠 豎二尺 橫二尺		
大分県管下豊後國東國東郡塙屋村字横谷		八坂社 祭神 素盞鳴命		
村社		由緒 創立年月日不詳、當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転		
天神社		石祠 豎三尺 橫三尺		
皇彥靈尊		八坂社 祭神 素盞鳴命		
創立年月日不詳、明治辛末年社格確定村社トナル		由緒 創立年月日不詳、當村字浜二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転		
祭神		石祠 豎三尺 橫三尺		
由緒		產靈社 祭神 皇產靈尊		
神殿		由緒 創立年月日不詳、當村字白石二鎮座明治十年三月十五日本社境內二移転		
拝殿		石祠 豎一尺 橫一尺		
長二間 橫壹間五尺				
長四間 橫二間				
境内	七百一坪			
境内神社	官有地第一種			
六社				

八坂社

祭神 素盞鳴命

由緒 創立年月日不詳、古来本社境内二鎮座

石祠 積一尺五寸 横一尺五寸

一 信徒 六百二十六人

大分県管下豊後国東郡塙屋村字原

無格社

熊野社

伊弉諾尊

天照皇大神

熊野久須昆神

創立年月日不詳、明治十年三月十五日当村字横谷村境内二

移転ノ願許可ヲ得テ、同十二年六月十四日復旧ス

長一間二尺 橫一間

神殿 拝殿

長四間 橫二間

貳百三拾八坪 官有地第一種

六百廿六人

大分県管下豊後国東郡西本村字三反畑ノ上

村社

劍社

祭神 素盞鳴尊

稻魂尊

養老四庚申ノ創立ニシテ享保十二丙午年本村字明神山二

移転シ天明八戌申年復旧ス、明治四辛未年十月村社ニ定メ

ラル、古來旧安岐郷七社ト称スルニシテ今尚信仰厚シ、

稻魂尊往古ヨリ字梅友山ニ鎮座ナリシヲ明治十年三月本社

二合ス

神殿 長壹間三尺二寸 橫壹間壹尺七寸

拝殿 長五間五尺 橫二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

祭神 大物主神

由緒 創立不詳、明治十年三月字金毘羅山ヨリ移転ス

石社 四寸 六寸

木野明神社

祭神 素盞鳴尊

由緒 創立不詳、明治十年三月字大明神山ヨリ移転ス

石社 一尺 一尺六寸

大杉社

祭神 不詳

由緒 文久二壬戌年八月勧請

石社 一尺三寸 一尺七寸

氏子 八拾二戸

一 氏子

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

村社

八坂社

祭神 素盞鳴尊

伊邪那岐神

元禄十丁丑年五月創立、其他不詳

長貳間 橫九尺七寸

			拝殿	長七間	橫貳間
			境内神社	千四百三拾坪	官有地第一種
			境内神社	七社	
			五十鈴社	祭神	大日靈貴神
				由緒	不詳
			社殿	長貳間、横壹間三尺	
			貴船社	祭神	高寵
				由緒	不詳
			石社	一尺	一尺五寸
			多賀社	祭神	伊邪那岐命
				由緒	不詳
			善神社	武内宿禰神	
				由緒	不詳
			祭神	菅原神	
			天満社	祭神	
				由緒	
			石社	石社	
				不詳	
			春日社	健雷神	天兒屋根命
				不詳	經津主神
			石社	菅原神	比売神
				不詳	
			祭神	天満社	
				不詳	
			石社	石社	
				不詳	
			春日社	健雷神	天兒屋根命
				不詳	經津主神
			石社	菅原神	比売神
				不詳	

大分県管下豊後国東国東郡下山口村字菩提寺

山神社	祭神	菅原神	由緒	享保九年甲辰正月創立、明治六年村社ト列セラル
大山祇神	由緒	不詳	石社	一尺 一尺八寸
金刀毘羅社	祭神	大物主命	石社	五寸 一尺
一 氏子	由緒	不詳	瑜伽社	五寸 一尺
五拾戸	由緒	伊邪那岐命	石社	六寸 五寸
稻荷社	祭神	伊邪那岐命	石社	六寸 五寸
生目社	由緒	不詳	石祠	平景清神靈
石社	祭神	平景清神靈	石祠	五寸 八寸
石社	由緒	不詳	石祠	五寸 八寸
稻荷社	祭神	稻魂尊	石祠	六寸 七寸
石社	由緒	不詳	金刀毘羅社	祭神 大物主命
五拾戸	由緒	不詳	石祠	七寸 一尺
稻荷社	祭神	稻魂尊	金刀毘羅社	祭神 大物主命
生目社	由緒	不詳	石祠	八寸 一尺一寸
石祠	祭神	平景清神靈	石祠	八寸 一尺一寸
石祠	由緒	不詳	生目社	六寸 八寸
山神社	祭神	大祇神	石祠	六寸 八寸
天満社	由緒	不詳	山神社	六寸 八寸
村社	大分県管下豊後国東国東郡下山口村字新涯	一 境内神社	金刀毘羅社	祭神 大物主命
		一 拝殿	石祠	一尺二寸
		一 神殿	金刀毘羅社	長六間、横貳間
		一 境内	石祠	貳百四拾九坪
		一 境内	金刀毘羅社	官有地第一種

一 氏子	大拾三戸	大分県管下豊後國東郡山口村字桶村
一 祭神	大山祇尊	村社
一 由緒	宝永五年戊子四月創立、明治六年村社ニ列セラル	山神社
一 神殿	長貳間 橫壹間三尺	
一 拝殿	長八間 橫貳間	
一 境内	三百六坪	
境内神社	官有地第一種	
一 四社		
貴船社		
一 祭神		
一 由緒		
稻荷社	高龕	
一 祭神		
一 由緒		
稻荷社	不詳	
一 祭神		
一 由緒		
石祠	倉稻魂命	
一 石祠		
一 五寸		
山神社	一尺四寸	
山神社	九寸	石祠
山神社	九寸	祭神
山神社	九寸	大抵 <sup>(マツ)</sup> 神
由緒		由緒
石祠		不詳

祭神	大山祇神
由緒	不詳
石祠	一尺一寸 一尺五寸
生目社	
祭神	平景清神靈
由緒	不詳
石祠	九寸 一尺二寸
百三拾七戸	
氏子	
大山祇尊	
祭神	
由緒	
神殿	
拝殿	
境内	
境内神社	
賀来社	
祭神	武内宿祢神
由緒	不詳
石社	七寸 九寸
權現社	
祭神	素盞鳴尊
由緒	不詳
大分県管下豊後國東國東郡山口村字馬渡	
無格社	
山神社	
長壹間 橫四尺	
長五間 橫壹間三尺六寸	
貳百五拾九坪	官有地第一種
二社	

一 氏子 石社 一尺四寸 一尺六寸  
 二十八戸 信徒百三拾壱人

大分県管下豊後国東國東郡大添村字宮ノ原

村社 八幡社

祭神 応神天皇  
 由緒 享保二丁酉年三月創立  
 神殿 長堀間三尺 橫堀間三尺  
 拝殿 長七間 橫貳間

境内 七百三十三坪 官有地第一種  
 境内神社 六社

善神王社

祭神 武内宿祢神

由緒 不詳

石祠 一尺三寸 一尺八寸

金毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

稻荷社

祭神 稲魂神

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

天満社

祭神 菅原神  
 由緒 不詳

石祠 一尺一寸 一尺六寸

八幡社

祭神 応神天皇  
 由緒 不詳

石祠 一尺四寸 二尺

權現社

祭神 素盞鳴尊  
 由緒 不詳

石祠 一尺 一尺

八拾戸

氏子

大分県管下豊後国東國東郡大添村字妙見

無格社

産靈社 祭神 皇產靈尊

由緒 不詳

神殿 長貳尺七寸 橫貳尺壹寸

拜殿 長貳間、横堀間三尺

境内 四百四拾坪 官有地第一種

信徒 三百六拾八人

大分県管下豊後国東國東郡横城村字大將軍

村社

一 祭神	氣長足姫命 足伸彦命 菅田別命	八幡社
一 由緒	養老六壬戌年ノ創立、明治四辛未年十月村社ニ定メラル、往古ヨリ旧安岐郷ノ七社ト称シ郷中人民特ニ崇敬ノ一ナリ、且西本全村横城村ノ内荒巻ノ氏神ト称シ來リシニ、御維新爾來両社ノ氏子タルヲ得ス依テ今信徒トス	
一 神殿	長毫間三尺二寸 橫毫間一尺七寸	
一 拝殿	長四間五尺 橫二間二尺	
一 境内	八百七拾四坪 官有地第一種	
一 信徒	四百三人	
大分県管下豊後国東國東郡横城村字立ヶ鼻		
無格社		
日吉社 妙見社		
一 祭神	天御中主神 高皇靈神 神皇產靈神 伊弉諾尊	
一 由緒	伊弉冊尊 大山咋命 天照大御神 大物主命	
大山祇神		
養老二戌午年創立尔來本村ノ氏神ト崇敬スト雖、六社大權現ト称シ天台宗東光寺奉仕シ仏像神体トナシ祭神不詳ヲ以テ村社ニモ列セラレス、自然埋埋ニ至ラン事ヲ憂ヒ願ニ依リ明治七年三月廿一日官許ヲ得社号ヲ日吉社ト改称シ、祭神ヲ産靈ノ三神諸冊ノ二神大山乍命ニ改正シ村社ニ列セラレンコトヲ願達中ナリ、明治十年四月字山ノ神鎮座大山祇命字堂ノ後鎮座同神宇松本鎮座天照大御神大物主命字堂山產靈社等ノ本社二合祀ス		

一 祭神	應神天皇 一ノ御殿 比賣大神 二ノ御殿	八幡社
一 由緒	抑当社ハ應神天皇筑紫巡狩ノ時比売大神ノ古例ニ効ヒ、伊予国御机ヨリ航海シ給ヒ行宮ノ地ナルヲ以テ万民特ニ尊敬シ、其宮殿ヲ再建シ神在カ如クスル事久シク遂ニ聖武天皇ノ歎聞ニ達シ、天皇深ク神徳ノ炳焉タルヲ歎感坐マシ宇佐宿祢公基ニ勅シテ更ニ宮殿ヲ造営シ、天平元己巳年鎮座成リ、祭祀創ル天平神護元乙巳年閏十月八日ノ宣旨ニ依テ四年ニ一度宇佐行幸アリ弘仁八丁酉年ヨリ六年ニ一度トナル、寛正二辛巳年ヨリ諸邦兵乱ニ依テ退転セシヲ元和二丙辰年國守細川越中守忠興修行ス其後亦絶タリ、是天皇在世ニ當宮ヨリ宇佐ニ行幸巡狩シ給ヒテ還幸ノ式ナリト天平元年宇佐公基始テ任大宮司叙從四位永延二戌子年公基孫国基任從四位侍從尔來從四位ヲ以テ家例トス、城ヲ奈多ニ築キ居之因テ奈多ヲ以テ氏トス、天正十五年丁亥八月五日奈多大膳大夫鎮基卒シ家滅フ、天平元年ヨリ八百五十九年ニシテ奈多氏斷絶ス、又一條天皇八幡大神ノ徳光ヲ仰クノ地ハ許多	
一 拝殿	長毫間二尺 橫五尺五寸	
一 境内	五百毫坪 官有地第一種	
一 信徒	百九拾六人	
大分県管下豊後国東國東郡奈多村字龜山		
縣社 宇佐神宮攝社		

アリト雖、奈多宮ハ八幡大神ノ在世ニ始り事皆実蹟ヲ以テシテ、初中後此大廟ノ最上タルヲ叡感坐マシ、永延ニ戊子

年日本最上八幡初中後廟ノ十字ノ宸筆ヲ奉ラン、建久元中

大友氏豊後國守護職トナリ特ニ当社ヲ崇敬シ神領若干ヲ寄

附シ大ニ殿宇ヲ建立シ壯麗國中ニ冠タリ、天正年中大宮司

奈多家滅亡以後神領ハ豊臣大閣ニ没収セラレ年中ノ祭典モ

絶タリ、就中慶長元年七月九日海嘯ニヨリ殿宇尽ク、海潮

ニ流壊セルヲ元和二年ニ至リ、參議宰相細川越中守忠興神

領ヲ寄附シ中絶ノ祭典ヲ興シ、寛永四年社殿造営セラル其

後領主小笠原氏松平氏特別ノ崇敬ニテ、神領ヲ寄附シ殿宇ヲ修繕シ祭典ノ資費ヲ奉ラル、往昔年中ノ祭典七十四度ナ

リシモ天正ノ兵乱ヨリ廃典トナリシヲ、細川氏再興以後節

約シテ年中大中小札ノ祭典廿四度トナリシカ、明治二年己

巳六月松平氏版図奉還ニ付神領返上爾來年中僅ニ四度トナ

リシ明治五壬申年十二月県社ニ定メラレシ、同十年内務省

ヨリ宇佐宮攝社ニ被列タリ

長三間二尺壱寸 橫三間壱尺五寸

長二間二寸 橫壱間二尺二寸

長三間壱尺 橫二間七寸

方貳間五寸

南回廊長五間壱尺 橫二間五寸

北回廊長三間五寸 橫二間五寸

長三間 橫二間

一 横三間三尺 橫三間壱尺八寸

衛士屋

一 境内 四千八百六拾五坪 官有地第一種  
境内神社 十四社

### 若宮社

祭神 若宮 若姫 宇礼姫 久礼姫  
由緒 不詳

神殿 長二間三尺 橫二間壱尺

### 磯神社

祭神 田心姫命 瑞津姫命  
由緒 創立本社ニ同シ明治十年本村字岡山ヨリ遷ス

### 市杵社

祭神 市杵嶋姫命

由緒 創立本社ニ同シ明治十年本村字権田ヨリ遷ス

### 石社

### 産靈社

祭神 皇產靈神 菅原神 大山祇命 素盞鳴尊  
由緒 不詳、大山祇命素盞鳴尊ハ本社旧境内本宮ノ南一  
丁半距ノ山神社鎮座ナルヲ、明治十年当社合祀ス

### 社殿

長二間、横壱間壱尺七寸

### 山造社

祭神 大山祇命 木祖神 彦狹知命 手置帆負命  
由緒 創立不詳、本社ヨリ戌亥二方距ル七丁余ノ林中

字山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天  
平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

### 石社

稻荷社	祭神	少彦名神
石社	由緒	明治十年本村字中ヨリ遷ス
愛宕社	石社	伊弉冊尊 火產靈命
	妙見社	明治十年本村字荒平ヨリ遷ス
	龍神社	祭神 皇產靈神
	石社	由緒 明治十年本村字ユフ田ヨリ遷ス
	石社	祭神 大和多津見命
	石社	由緒 明治十年字トウゼンヨリ遷ス
金刀毘羅社	祭神	事解男尊 速玉男尊
石社	由緒	明治十年字宮司ヨリ遷ス
蛭子社	祭神	大物主神
	由緒	明治十年字六本木ヨリ遷ス
石社	由緒	明治十年字室屋ヨリ遷ス
八阪社	石社	素盞鳴尊
	石社	由緒 明治十年字平ノ上ヨリ遷ス
	諏訪社	祭神 健御名方神
	石社	由緒 明治十年字重珍ヨリ遷ス
	石社	氏子 九百三拾戸

一 祭神 大山祇命 大年神 御年神 若神神	大分県管下豊後國東郡狩宿村字向 村社 山神社	一 祭神 大山祇命 大年神 御年神 若神神
一 祭神 大山祇命 大年神 御年神 若神神	山神社	寛永九年癸卯二年丹後國熊野郡組庄松藏村住人橘朝臣西垣 勝夫正吉檀那奉山御神社建立、右社頭大宮司藤原朝臣手島 助右衛門宗実此筆記豈前国宇佐郡比姫織部大神信道書、其 後享保十三年戊申五月再建棟札アルノミ、明治六年村社二 列セラレ字神ヘ鎮座ノ処年數経過神殿等破壞三及ヒ殿宇模 様換再當セントスルモ社地嶮岨ニシテ建立スル能サルヲ以 テ明治十四年四月大分県厅へ上願、同年六月移転許可ヲ得 テ此地へ殿宇新築同年十月四日遷座ス

一 神殿 拝殿

堅壱間三尺 橫貳間  
堅貳間貳尺 橫壱間三尺

境内

九拾坪 官有地第二種

信徒

五百三拾七人

境内神社

八坂社 五寸 八寸

天満社 七寸 八寸

大日 六寸 七寸

陵神社 六寸 九寸

八衛比売神

從來當所鎮座  
字三塚鎮座

宇神鎮座 祭神 豊受大神

祭神 八衛比古

八衛比売神

大分県管下豊後國東國東郡守江村字神場

村社

住吉社

神功皇后

表筒男命

中筒男命

底筒男命

貞享五年辰八月、木付城主松平重頼朝臣江高奉勤ノ節播州  
明石灘ニテ颶風ニ遇シ船甚危険、於是城主親ラ住吉神ニ祈  
願シ此難ヲシテ無事ナラシメル領内ニ一社設立永ク奉仕セ

ント、為ニ颶止ミ無事兵庫ニ着ス、巧チ使ヲ馳セ左海住吉

神宮三分靈ヲ請イ元禄二年正月遷宮、蓋シ祭典等本社ノ旧

式ニ敬ヒ旧領主ヨリ之ヲ執行シ代々祈願ノ事アリタリ矣

長二間 橫二間

長三間三尺 橫二間

神殿 拝殿

境内 拝殿

貳千五百四拾壱坪

但官有地第一種

一 信徒 二百七拾三人

大分県管下豊後國東國東郡守江村字王子

村社 八幡社

應神天皇

祭神

由緒

高橋六郎左エ門織田家ニツカエシ時、織田ノ族ノ為メ名ハ不  
詳、四国ニ下リ当國灘手村ニ標着アリ、宇佐八幡ニ主君ノ加

護ヲ祈祷六左エ門ムメケ崎ノ不潔ヲ恐レ、天正四年九月八  
日守江村雉子立テ王子ニ御靈ヲ移ス、即今正保二年松平市  
正源英親公木付ニ入城アリ、同五年木付城丑寅ノ神ト定メ  
ラレ守江社地ノ助ニ矢縫ノ幕ヲ下ラレ筆飯旨載セ祭ラレタ

リ

リ

神殿 拝殿 長二間 橫壱間半

神供殿 長六間 橫二間

長二間 橫壱間半

三百八拾八坪

但官有地第一種

境内神社

金刀比 一尺方

同 九寸 一尺一寸

大日 八寸 八寸

稻荷 一尺三寸 一尺八寸

大帶 一尺八寸 二尺三寸

貴船 七寸 六寸

一 祭神	大分県管下豊後国東國東郡守江村字天村 村社 八幡社	祭神 由緒 境内 拝殿 信徒	應神天皇 不詳、明治六癸酉年村社ニ列セラル 長二間 橫壹間三尺 七百八拾八坪 橫二間 二百七拾三人
應神天皇			
大分県管下豊後国東國東郡守江村字小浦 村社 山神社	大山祇神 不詳、明治六癸酉年村社ニ列セラル 長壹間一尺 橫壹間六寸 百七拾六坪 官有地第一種 七拾四人	祭神 由緒 境内 拝殿 信徒	大分県管下豊後国東國東郡守江村字小浦 村社 山神社
無格社			
灘手社			
一 社殿	大分県管下豊後国東國東郡大内村字貴船 無格社 貴船社	祭神 由緒 境内 拝殿 信徒	高麗神 大山祇命 不詳、大山祇命字山ノ神へ鎮坐ノ処、明治八年当社ニ合併 長貳間 橫壹間半三尺 長八間五尺 橫貳間 貳百坪 民有地第一種 民有藤ノ川分共有地
石祠	金刀比羅社 善神王社 祭神 武内宿祢 由緒 是マテ字二田尾ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳 貴船社境内へ移転	祭神 多伎理姫命 多伎都姫命 由緒 是マテ字二田尾ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳	
石祠			
大分県管下豊後国東國東郡守江村字末永 無格社			
灘手社			
一 社殿	大分県管下豊後国東國東郡大内村字貴船 無格社 貴船社	祭神 由緒 境内 拝殿 信徒	高麗神 大山祇命 不詳、大山祇命字山ノ神へ鎮坐ノ処、明治八年当社ニ合併 長貳間 橫壹間半三尺 長八間五尺 橫貳間 貳百坪 民有地第一種 民有藤ノ川分共有地
石祠			
善神王社 祭神 武内宿祢 由緒 是マテ字二田尾ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳 貴船社境内へ移転			

彦山社	祭神	菅原道真靈二柱 大山祇命
天津日根命	由緒	從來ノ沿革不詳、大山祇命宇山ノ神へ菅原道真公宇天神へ 鎮座ノ處、去ル明治八年宇浜天神天満社へ合併鎮座同社神 拝殿共年數経過破損シ且社地不潔殊ニ不便ノ地ニシテ再當 難出来付、信徒協議ノ上明治十四年三月社地転換ノ儀大分 県厅へ上頭、同年四月許可ヲ得テ神殿及拝殿改營同年十一 月廿五日本地へ遷座ス
貴船社境内へ移転	石祠	
八坂社	祭神	素盞鳴命
由緒	是マテ字祇園二鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳、	
天満社	境內へ移転	
石祠	拝殿	堅壹間三尺 横壹間四尺
天満社	祭神	菅原道真公
由緒	是マテ字祇園二鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳、	
石祠	境內へ移転	
生目社	景清公	
由緒	是マテ字朝霧二鎮座ノ處去ル明治八年月日不詳、	
境内へ移転	石祠	堅貳間三尺 橫七間
一信徒	一百八拾三坪	百八拾三坪 民有地第一種
一信徒	三百三拾三人	境内金刀比羅社遙拝所
一信徒	三百三拾三人	由緒 字丸尾山へ建立ノ所去ル明治八年宇浜本社境內へ 移転アリシヲ、明治十四年十一月廿五日本社一同 移転ス
一信徒	草場社	大分県管下豊後国東國東郡大内村字妙見
一信徒	無格社	大分県管下豊後国東國東郡大内村字妙見
大分県管下豊後国東國東郡大内村字浜	祭神	天ノ御中主神 大山祇命
無格社	由緒	字山ノ神へ鎮座ノ處明治八年合併
境内へ移転	社殿	長壹間半 横壹間半
一信徒	四百三拾四人	四拾七坪 民有地第一種

一 信徒 三百四拾七人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字宮ノ脇

無格社

山神社

一 祭神

大山祇命

高龕神

多伎理姫命

素盞鳴命

産巢日神

多伎都姫命

不詳、素盞鳴命ハ字向烟ヘ高龕神ハ字ヤシキヘ産巢日神ハ  
字タヽラ迫ヘ金刀比羅社ハ字ナラノ木ヘ鎮座ノ處明治八年  
不詳当社へ合併

一 神殿

堅貳間三尺 橫貳間

一 境内

九拾四坪 民有地第一種

一 信徒

貳百四拾五人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字広ヤシキ

無格社

山神社

一 祭神

大山祇命

由緒

不詳

長毫間半三尺 橫毫間半三尺

九拾六坪 民有地第一種

百五拾三人

一 境内 神殿

由緒

不詳

長毫間半三尺 橫毫間半三尺

民有地第一種

一 信徒

# IV 小社小堂資料

△ 下原 √

ここに収載した資料は、安岐町に所在する小社小堂の現地調査の記録である。これらは本調査の調査員であつた堀内宜士氏による調査成果である。残念ながら、平成一三年度途中に堀内氏は奇縁に遭われ現在も病床にある。そこで、氏の調査成果を新たに調査員となつていただいた中野昭純氏に補足していただき、今回掲載することとした。

また、現地調査の記録とともに、末尾には大分県公文書館所蔵の「豊後国境外仏堂明細牒」の関係部分も収めた。この記録は、明治政府による在地の寺社堂祠の整理をうけて作成されたものである。もとは明治一五（一八八二）年に作成されたが、その後の実地検査によって改訂を行い、明治一九（一八八六）年に完成したのが本史料である。この明細牒に掲載された仏堂は、県当局によつて公認されたものである。在地にはさらに多くの仏堂が所在したが、その多くは廢堂・合祀された。しかし、書類上廢堂という形をとりつつ、實際には存続した仏堂も少なからずあり、県当局はその後も仏堂の整理徹底を宗教行政の一環として行つていった（明治時代の大分県社寺課旧蔵資料・大分県公文書館蔵）。

ここに収載するにあたつては、書式は原本の体裁を尊重したが、紙幅の都合から本尊および建物の規模の項目については一行にまとめ、所有地・大分県庁までの距離に関する項目は省略した。

## 1 大師堂（字黒河原）

〈堂宇〉一間×一間

①石造弘法大師像（四三cm）

※黒河原組が祀る。

## 2 大師堂（字本丸）

〈堂宇〉二間×二間

①木造如来立像（四〇cm）、②石造弘法大師像（四五cm）三躯、③石造弘法大師像（三〇cm）

〈境内〉

石灯籠 ①高一二五cm「奉寄進／文政七申三月吉日 世話人茂助」、②高一二五cm「奉寄進／文政十年丁亥三月廿一日／南無大師遍照金剛」、庚申塔 ①高一五cm「宝曆四甲戌天一月吉日 組中七人」、②高八三cm「文政四巳／七月日」、③高六二cm 無銘

※古城組が祀る。境内に五輪塔五基、一石五輪塔五基、五輪塔残欠三基分がある。また、隣接して安岐城碑（明治三八年造立）がある。

## 3 大日様（字千人塚）

〈拝殿〉五間×二間

向かって右から①石祠（七〇cm、石仏 高一六cmがある。）、②石祠（八六cm、牛乗り大日像 高二四cmがある。）「文政六年 未二月吉日」、③石祠（七三cm、石造地蔵菩薩像 高二一cmがある。）、④石造役行者像（六〇cm）、⑤石造前鬼像（三〇cm）、⑥石造後鬼像（三一cm）、⑦石造十王像

(三七cm) 一〇軀、⑧石造地蔵菩薩像 (四一cm)、⑨石造狛犬 (四八cm)、

⑩石灯籠 (八四cm) 「天保三辰季冬／浦下原講中」

〈境内〉

①石造地蔵菩薩像 高二六cm、庚申塔 ①高九五cm 「享保十七丙午年」、  
②高七八cm 無銘、③高八九cm 無銘、④高七〇cm 無銘、⑤高九〇cm

無銘、⑥高六二cm 無銘、⑦高七八cm 無銘

※脇田組が祀る。石祠周囲に一石五輪塔九基、五輪塔残欠一〇基分、墓碑一基がある。

#### 4 弘法堂 (字ミナト)

〈堂宇〉 一間×一間

①木造弘法大師坐像 (四五cm)

※脇田組が祀る。

#### 5 阿弥陀堂 (字ホキ)

〈堂宇〉 一間×一間

①木造阿弥陀如来像 (九〇cm)

※個人が祀る。

#### 6 山神社 (字ミナト)

〈拝殿〉 三間×二間

鳥居 「願主山本茂七／天保五年堂惣右衛門 山本幸助 山本五右衛門」、

石灯籠 高一九九cm 「奉明／天保五甲午天中冬／福力屋富助 福力屋龍

之助 当邑氏子中」

※追組が祀る。

#### 7 虚空藏様 (字宝蔵寺)

〈堂宇〉 一三五cm×一二八cm ブロツク造

①石造虚空藏菩薩像 (二六cm)、②石造地蔵菩薩像 (四六cm)、③石造弘

法大師像 (五三cm)

※脇田組が祀る。十王石殿残欠がある。

#### 8 大師石祠 (字安田)

①石造修業大師立像 (一一五cm)、②石造馬頭観音像 (四四cm)、③石造不動明王像、④石造祠入弘法大師像 (二三三cm・二七cm)

#### 9 弘法石祠 (字吉永)

①石造弘法大師坐像 (三三三cm)

※吉永組が祀る。

#### 10 福地観音堂 (字福地)

〈堂宇〉 二間×二間

①石造馬頭観音像 (五九cm)、②木造藥師如來坐像 (三四cm)、③木造地蔵菩薩立像 (九一cm)、④石造弘法大師像 (四七cm) 「安政四丁巳年／正月吉日」

※福地組が祀る。

①石造弘法大師坐像（三三三cm）

※塩屋新町が祀る。

12 龍神堂（字ハマ）

〈堂宇〉一間×一間

※龍神骨片を祀るという。

13 真乘院跡（字白石上）

①石造弘法大師坐像（五〇cm余・二七cm余）、②木造不動明王立像（七〇cm余）、③木造不動明王立像（三一cm余）

※現在は個人宅になつてゐる。

## △馬場▽

18 大師堂（下馬場公民館）

①木造薬師如來坐像（三三cm）、②石造阿彌陀如來坐像（四五cm）、③石造弘法大師坐像（三五cm）、④石造觀音坐像（五〇cm）、⑤石造地藏菩薩坐像（三六cm）、⑥木造阿彌陀三尊像（三〇cm・脇侍立像二五cm）

※周辺の仏像を集めたもの。中村組が祀る。

14 観音堂（心月寺境内）  
〈堂宇〉二間×二間

①木造觀音菩薩像（四七cm）、②木造觀音菩薩像（四九cm）、③木造祖師坐像（三五cm）

15 弘法石祠（字横谷）  
①石造弘法大師坐像（四〇cm）

※原組が祀る。

19 穴觀音（字子ギテ）  
①石造觀音菩薩像（四七cm）

※横穴式石室内にある。中に一石五輪塔四基、五輪塔残欠二基分、外に五輪塔一基、石灯籠残欠一基分がある。

20 愛宕堂（字子ギテ）  
〈堂宇〉一間×一間

①石塔（一六二cm）

16 塔尾觀音堂（杵築市）  
〈堂宇〉一間×一間

①石造觀音坐像（三六cm）、②石造弘法大師坐像（三一cm）  
※原組と杵築市横城が祀る。

石灯籠 ①高一〇二cm 「奉納／明治三十七年／卯十一月吉日／願主下原村松村長太郎」、②高一一四cm 「奉納／明治三十七年／卯月吉日」

17 大師堂（字荒巻）

〈堂宇〉一間×一間

①石造弘法大師坐像（四〇cm）

※荒巻組が祀る。

※境内に一石五輪塔一基、五輪塔残欠四基分がある。

21 大師堂（字マツタケ）

〈堂宇〉二間×二間

- ①石造觀音菩薩立像（七六cm）、②石造威徳明王像（六〇cm）、③石造牛乘大日像（四四cm）、④石造弘法大師坐像（五一cm）、⑤石造弘法大師坐像（三九cm）六軀、⑥石造地藏菩薩坐像（三八cm）

※平組が祀る。

22 観音堂（字マンドコロ）

〈堂宇〉二間×一間半

- ①木造觀音菩薩坐像（二九cm）、②石造地藏菩薩坐像（三六cm）、③石造弘法大師坐像（三三cm）、④石造牛乗大日像（三五cm）

※向須賀組が祀る。

23 釈迦堂（大儀寺境内）

〈堂宇〉二間半×二間

- ①木造釈迦立像（九一cm）、②木造十六羅漢坐像（四五cm余）一六軀、③

木造目蓮迦葉立像（六五cm）、④木造菅公神坐像（三〇cm余）

26 宮地社（字レンガン）  
〈拝殿〉二間×一間  
鳥居 「嘉福成農 紀元二千五百六十三年九月／弘証有余 願主小野誠治 孝之介 石工川野金太」、石燈籠 高二一六cm「常夜燈／奉納 明治卅六年十一月設立／世話人 当村是松 岡 佐藤 井上／石工 溝部 井上 高橋」

25 不動堂（字六ツ枝）

〈堂宇〉一間半×一間半

- ①石造弘法大師坐像（二八cm）、②石造弘法大師坐像（二七cm）、③石造不動明王立像（九六cm）、④木造十一面觀音立像（一一六cm）、⑤石造觀音立像（二九cm）

〈境内〉

供養塔 高八〇cm 「奉書写法華經一部金剛經一卷／享保十二丁未七月吉日／沙門瑞明」

八瀬戸田▽

24 大日堂（淨國寺境内）

〈堂宇〉二間半×二間半

①石造地藏菩薩立像（一一五cm）、②石造菩薩坐像（五八cm）、③石造大日塔（七八cm）、④石造弘法大師坐像（五四cm）、⑤石造弘法大師坐像（四三cm）、⑥石造菩薩坐像（四六cm）、⑦石造菩薩坐像（四六cm）、⑧石造弘法大師坐像（四三cm）、⑨石造地藏菩薩坐像（三五cm）、⑩石造地藏菩薩立像（六〇cm）、⑪石造弘法大師坐像（四二cm）、⑫石造大日如來像（五〇cm）、⑬木造祖師坐像（三〇cm）

①千手觀音像、②石造准胝觀音坐像（二〇〇cm）、③弘法大師像

28 地藏堂（字惠良）

〈堂宇〉一間×一間

①石造地藏菩薩坐像（六五cm）、②石造地藏菩薩坐像（四五cm）、③石造

弘法大師坐像（四五cm）

※惠良組が祀る。

30 大師様（字田中）  
①祠入石造弘法大師像（三一cm）

※田中組が祀る。

31 覚安寺（字内迫）  
〈堂宇〉三間×三間

①石造文殊菩薩像（三六cm）、②石造普賢菩薩像（三〇cm）、③石造弘法

大師坐像（三〇cm）、④木造仏坐像（一九cm）

※内迫組が祀る。

八 西 本 √

29 梅友庵（字下西本）

①金銅釈迦如來坐像（二七cm）、②石造弘法大師坐像（三八cm）  
〈境內〉

石燈籠 高一四五cm 「奉寄進／文政十三寅三月廿一日／下總國相馬郡宮

和田村宝心」、石造地藏菩薩立像 高一三九cm 台座銘「万靈等／寛政九

丁巳年正月吉祥日／願主本多氏 弁指由信」、供養塔 ①高七五cm 「奉納  
西國三十三所為供養／寛延三庚午天／六月十一日」、②高九〇cm 「奉書

写大乘妙典一字一石／宝永四丁亥天／西本玄右衛門／右者大親眷族須証

菩提」、③高八七cm 「奉供養大乘妙典六十六部／天下泰平 享保四己亥

天／國土安全 正月吉祥日／西本村宝心押」、④高一〇五cm 「南無阿彌

陀仏／文政十一戊子天六月二十二日／西方行者窓口」、⑤高八四cm 「奉納  
大乘妙典日本廻國／宝永七庚寅天五月六日／當村門野屋敷利兵衛」、⑥

高八七cm 「奉納大乘妙典日本廻國供養／安永二癸巳年正月廿二日／施主

西本村中 豊前願主教信」

32 觀音堂（字木野）  
〈堂宇〉一間半×三間

①木造阿弥陀如來立像（六三cm）、②石造准胝觀音像（五〇cm）「明治式  
拾五年六月吉日／世話人嘉策」、③石造弘法大師坐像（三九cm）  
〈境內〉

供養塔 高一〇〇cm 「大聖十一面觀世音大乘妙典供養塔／天保九戌戌年

六月日／西本村斎藤祐助元幸」

※木野組が祀る。

33 木野弁天（字木野）

①石造弁天磨崖石祠（一一一cm）、②石造弘法大師像（七七cm）

八 中 園 √

34 法雲堂（字高原）

〈堂宇〉二間×二間

①石造觀音菩薩像（四二cm）八八軀、②石造弘法大師坐像（三七cm）「弘化五戊申三月」

〈境内〉

石燈籠 二基 高一三六cm 無銘、庚申塔 高一一六cm 「奉請青面金剛

講中敬白／享保六辛巳天／十二月吉日」、供養塔 ①高八九cm 「奉供

養大乘妙典六十六部／安永二癸巳八月吉祥日／施主中園邑儀閑造立之

願主佐土荔養仙」、②高一二〇cm 「三界万靈塔／享保十三戊申年／七月十

日」

※高原組が祀る。境内には無縫塔一基・五輪塔三基・五輪塔残欠三基分・

石造十王像（欠損）一〇軀がある。

35 阿弥陀堂（字大道）

〈堂宇〉一間×一間

①木造阿彌陀如來立像（四一cm）、②石造准胝觀音坐像（三三cm）、③石造弘法大師坐像（二七cm）

39 阿彌陀堂（字番畠）  
〈堂宇〉二間×二間

①木造阿彌陀如來立像（八〇cm）、②石造弘法大師坐像（四五cm）二軀、  
③石造弘法大師坐像（四三cm）、④石造地藏菩薩坐像（四五cm）

〈境内〉

36 地藏堂（字大道）

〈堂宇〉一間半×二間

①石造地藏菩薩坐像（四三cm）、②石造弘法大師坐像（一七cm）

八 成 久 √

37 大師堂（字大道）

〈堂宇〉一間半×二間

①石造地藏菩薩坐像（五二cm）、②石造地藏菩薩坐像（一二cm）

※大道組が祀る。

38 地藏堂（字福園）  
〈堂宇〉三間×二間

①石造地藏菩薩立像（四六cm）、②石造弘法大師坐像（二七cm）

供養塔 高九〇cm 「奉納大乘妙典廻國供養塔／文政十一戊子十月二十九

日／行者蜜宇知伝首座」

※ヒナタ組が祀る。

供養塔 高九一cm 「奉書金剛經一字一石□□／元禄十五壬午年仲春初九  
日／相原大藏安昌」  
※陰平組と原組が祀る。

40 毘沙門堂（字西山）

〈堂宇〉 一間×二間

①木造毘沙門天立像（七五cm）、②木造准胝觀音像（五三cm）、③木造觀音坐像（三三cm）、④木造燒仏 七軀（六三cm）二軀・四七cm・五三cm・五九cm・七二cm・七六cm）

※現在の堂宇は平成七年に新築。もとは山中になり廃絶した成久寺の諸仏を安置するという。

## △ 吉松 ▽

41 開山堂（字立中）

〈堂宇〉 一間×一間

①石造開山塔（一一六cm・台石四〇cm）、②石造藥師如來立像（九〇cm）  
③木造阿彌陀如來立像（五〇cm）、④石造弘法大師像 二軀（四一cm・三二cm）、  
⑤石造十王像（三一cm）、⑥棟札「上棟開山御廟一宇／天地長久  
弘化二己巳歲 極樂山西方院開山隱居地也而御廟／再建立地而新石垣  
馬場追刻シ直ニ御忌相勸也現実際寺実山叟誌之／國土安全 一月十二日／  
世話人 小俣為助 利行善兵衛 中嶋貞右衛門」

〈境内〉

石灯籠 高一四八cm「獻燈／安政六歳己未秋八月吉辰／小俣 為助 敏

助」、庚申塔 高一二一cm「宝曆七丁酉天正月廿八日」、供養塔 高七五cm「三界万靈之塔」、石幢 高八九cm 無銘  
※一ノ瀬組が祀る。

〈堂宇〉 一間×一間

①木造觀音像坐像（三五cm）、②石造弘法大師坐像（四五cm）

〈境内〉 石燈籠 ①高一九九cm「奉寄進石燈籠／宝永二乙酉天 後藤喜兵衛／九

月吉日」、②高一八〇cm「獻燈／文化十一甲戌四月吉日／石工 岩屋村吉  
竹良右衛門」、西國巡礼供養塔 高一一五cm「南無觀世音菩薩／奉供西國  
巡礼同行十六人／正徳二辰天三月日」、庚申塔 ①高一三〇cm「享保元丙  
申歳／八月四日／後藤氏一家中敬白」、②高一二五cm 無銘  
※後藤一統で祀る。境内には五輪塔一六基と墓碑二基がある。

43 野々田觀音堂（字柿田）

〈堂宇〉 一間×一間

①木造觀音菩薩立像（六二cm）、②石造地藏菩薩坐像（六六cm）、③木造觀音菩薩立像（五三cm）、④石造弘法大師像 二軀（三九cm・二一cm）、  
⑤石造觀音菩薩坐像（四八cm）

〈境内〉

大乘妙典塔 高九〇cm「奉誦誦大乘妙典一部／享保三戊戌天／十月二十  
四日」、三界万靈塔 高九九cm「三界万靈／南無阿彌陀仏／享保十三庚申  
天正月十二日 野々田佐助」

44 尾崎地藏堂（字地藏）

①木造觀音菩薩立像（四三cm）、②石造地藏菩薩坐像（四九cm）、③石造弘法大師坐像（四〇cm）、④石造弘法大師坐像（五一cm）、⑤木造菅公坐像（一八cm）

〈境内〉

西国巡礼供養塔 高一一cm 「奉納西國三拾三所順礼／元文二丁巳歲／

十二月三日／吉松村次兵衛 政三郎 弥介 助七 西本村 助右衛門

弥右衛門」、石塔 高一一四cm 「地藏菩薩靈廟／奉寄附 為石細工冥加白

石久右衛門」、墓碑 高一一七cm 「南無阿彌陀仏 住光信士 心玉信士

常花信女／元禄七甲戌年七月八日 川野長兵衛建之」

※尾崎組が祀る。現在は公民館となつていて。棟札五枚と祈祷札二枚が

ある。

#### 45 観音堂（字ホクソ）

①陶製大日如來像（七〇cm）、②石造弘法大師坐像（四九cm）、③石造弘法大師坐像（三二cm）

※中村組が祀る。現在は公民館となつていて。

#### 46 七郎観音堂（字ユノ木）

〈堂宇〉 二間×二間

①木造觀音菩薩坐像（五〇cm）、②木造毘沙門天立像（五三cm）、③木造將軍地藏菩薩坐像、④木造毘沙門天立像（二七cm）、⑤石造弘法大師坐像（三三cm・二九cm・一四cm）三軀、⑥木造閻魔大王坐像（七〇cm）  
〈境内〉

庚申塔

①高一四〇cm 「元禄十五己未天／十一月十三日」、②高一〇五cm 無銘、③高一三〇cm 「宝曆八庚寅天／二月吉日／願主□□」、西國巡礼供養塔 高一三七cm 「西國巡礼供養塔／寛延二己巳天／七月吉日 当村□

□ □ □ 伝七 同人妻

※七郎組が祀る。

#### △ 掛 槌 ▽

#### 47 地蔵堂（字小野）

①石造觀音坐像（九二cm）、②石造地藏菩薩坐像（五二cm）、③石造牛乘大日如來像（五一cm）、④石造羅漢像（四二cm）、⑤石造弘法大師坐像（四九cm）

〈境内〉

石灯籠 高一八三cm 「奉寄進 神德光勝新／万延元年庚申六月吉日／世話人溝部和七 溝部周助」、供養塔 ①高一一七cm 「奉建立郷七社百日參

塔／享保八卯天／六月初十日 願主 円心」、②高一三六cm 「南無阿彌陀仏法界／渡辺小右衛門」、③高八七cm 「南無遍照大師金剛尊／元禄七甲戌天／六月廿一日／施主小右衛門」、④高七七cm 「郷七社百日詣供養塔／享保十午天／八月廿六日」

※小野組が祀る。境内に五輪塔五基、宝塔一基、五輪塔残欠二基分、宝篋印塔残欠一基分がある。現在公民館となつていて。

#### 48 山神社（小野谷川）

〈拝殿〉 一間半×一間

鳥居 「山岳日茂生 小野藤原多治郎 石工掛樋小山田松造／神德光座

新氏子中 明治十七甲申二月吉日」、石灯籠 ①高一六八cm 「奉寄進／享和元酉年／六月吉日 溝部俊一 又助 四良左衛門」、②高一六八cm 「奉寄進／享和元酉年／七月吉日 矢野順清 定右衛門 吉右衛門

※小野組が祀る。

〈堂宇〉一間半×一間

- ①石造大威德明王（五〇cm）、②石造馬頭觀音像（三七cm）、③石造馬頭觀音像（六〇cm）、④石造地藏菩薩坐像（五六cm）、⑤石造弘法大師坐像（三九cm）、⑥石造觀音菩薩立像（五七cm）、⑦石造觀音菩薩坐像（六九cm）、⑧庚申塔（一一〇cm）「寛延元年二月吉日」

〈境内〉

- 石造修業大師像（一七〇cm）、石燈籠 高一七九cm「奉寄進／安永八亥十二月／掛樋邑施主八右衛門」、供養塔 ①高一二一cm「念佛百万遍塔／合唱念佛者万法廻法 宝永二乙酉天正月十三日／依之益万返自他往生」、②高一一二cm「奉誦誦法華部七部／宝永四丁亥天／二月廿三日」、③高一三cm「三界万靈塔／施主昌譽益庵信士／逆修造臺也／元祿三庚午」、④高五七cm「三界万靈塔」、⑤高七七cm「奉書寫大乘妙典一部供養塔／享保己巳天／卒隻吉祥日／法名梅林溪靈／俗名布施是作」

※寛下組が祀る。

- 50 虚空藏様（字向野）  
①石造虚空藏菩薩（六二cm）  
※石窟内にある。

51 城園寺跡（字城園）

〈堂宇〉一間半×一間半

- ①木造不動明王立像（五一cm）、②木造十二神將像（三三cm）一一軀

〈境内〉

- 岩窟内 ①石造觀音菩薩坐像（九九cm）、②石造弘法大師坐像（四二cm）、③石造地藏菩薩立像（四二cm）、④石造觀音坐像（四四cm）、庚申塔 二

基①高一〇六cm「正徳四年午／二月廿二日」、②高一〇五cm 無銘、石祠

高一〇〇cm「奉寄山之神／文政八年／二月吉日」

※境内に宝塔四基、五輪塔八基、五輪塔残欠五基分、墓碑二基がある。  
城園組が祀る。

52 地藏堂（字成澄）

〈堂宇〉一間×一間

- ①石造地藏菩薩立像（一〇五cm）

※寛上組が祀る。境内に五輪塔七基、五輪塔残欠六基分がある。

△ 油 留 木 ▽

53 觀音堂（字口ノ坪）

〈堂宇〉三間×二間

- ①木造觀音菩薩立像、②石造觀音菩薩坐像（三八cm）、③木造地藏菩薩立像（六九cm）、④石造弘法大師坐像（三四cm）、棟札 「奉寄進下油留城村觀音堂地藏堂弘法大師一字 為 敬白／為願主除災安樂／五穀豐穰」

※下油留木分で祀る。境内に宝篋印塔一基、三連板碑一基、五輪塔六基、五輪塔残欠四基分がある。

- 54 不動堂（字下ヶ迫）

〈堂宇〉三間×二間

- ①石造不動明王坐像（一五五cm）、棟札「不動山不動堂再建／文久三年／亥八月／大工両子手永久末村 田辺仙右衛門」

〈境内〉

薬師堂 一間×一間 ①石造薬師如来坐像（七八cm）、②石造阿弥陀如来坐像（六〇cm）、③石造弘法大師坐像（五一cm）、④石造觀音菩薩坐像（五cm）、⑤石造弘法大師坐像（四九cm）

石祠 高一一三cm 「当邑／施主喜輔」 石祠前に石灯籠二基 ①高一〇五cm 「奉獻灯／当村喜助」、②高一〇五cm 「奉獻灯／当村新兵衛」  
供養塔 高一二五cm 「奉書写法華一部金剛經一卷／享保十五／七月日沙門□□」、石灯籠 ①高一七五cm 「献灯／明治廿六年旧十二月中旬／ユルキ渡辺吉平」

※上油留木分が祀る。五輪塔一〇基、石殿一基がある。

55 愛宕堂（字蜘蛛取）

〈堂宇〉一間×一間

①木造將軍地藏菩薩坐像（三一cm）、②木造仏坐像（一五cm）

※愛宕講（七軒）で祀る。

56 地蔵堂（泉正寺境内）

〈堂宇〉三間×二間半

①木造地蔵菩薩立像（四九cm）、②石造觀音菩薩立像（一〇三cm）、③石造觀音菩薩像（四〇cm）、④石造觀音菩薩坐像（四〇cm）、⑤木造弘法大師坐像（四〇cm）、⑦石造弘法大師坐像（三八cm）、棟札「奉再建地蔵堂一字 氏子繁榮諸人快樂祈口／聖主天中天迦陵頻伽声 明治廿參稔 当山現住大勇代／哀愍衆生者我等今敬礼 寅旧八月吉日／當邑大工渡辺久右衛門 石工安倍元五郎／世話人茂倉柳太 大熊松五郎」

57 地蔵堂（泉正寺境内）

〈堂宇〉一間×一間

①石造地蔵菩薩坐像（一〇三cm）、②石造地蔵菩薩坐像（五六cm）、③石造地蔵菩薩立像（六八cm）、④石造地蔵菩薩立像（七〇cm）、⑤石造地蔵菩薩立像（七〇cm）、⑥石造地蔵菩薩立像（七〇cm）、⑦石造地蔵菩薩立像（七〇cm）

像（七〇cm）

△ 下 山 口 ▽

58 大師堂（字石ノ田）

〈堂宇〉一間×一間

①石造如來坐像（三四cm）、②木造千手觀音立像（三九cm）、③木造不動明王立像（三三cm）、④石造弘法大師坐像（三三cm）

※下組が祀る。

59 行安觀音堂（字南行安）

〈堂宇〉二間×二間

①木造觀音菩薩坐像（像高一八cm）、②木造不動明王立像（七〇cm）、③石造弘法大師坐像（四二cm）「文化十一戌天／京田 吉左衛門／願主今村友作」、④鷄口（径一七cm）無銘

※個人が祀る。

60 京田阿弥陀堂（字京田）

〈堂宇〉一間×二間

①木造阿弥陀如来立像（九八cm）、②木造不明尊型立像（六〇cm）、③石造地藏菩薩立像（五八cm）、④石造弘法大師坐像（二八cm×二）二軀  
※京田組が祀る。

①木造阿弥陀如来立像（四八cm）、②石造弘法大師坐像（三四cm）、③木造地藏菩薩坐像（二四cm）、④石造觀音菩薩立像（一〇cm）  
境内

61 堂様（字菩提提司）

〈堂宇〉一間×一間

①石造觀音菩薩像（四二cm）、②石造地藏菩薩像（三九cm）、③石造地藏菩薩立像（四三cm）、④石造弘法大師坐像（三九cm）

※個人が祀る。

62 地藏堂（字菩提提司）

〈堂宇〉一間×一間

①石造地藏菩薩立像（一三三cm）

63 十王堂（淨泉寺境内）

〈堂宇〉二間半×二間

①石造閻魔大王坐像（四八cm）、②石造十王像  
右から上段（1）三二cm。  
(2) 三三cm・(3) 三一cm・(4) 三二cm、下段  
(1) 三一cm・(2) 三  
二cm・(3) 三一cm (4) 三二cm・(5) 三二cm・(6) 三三cm、③石造脫  
衣婆像（三四cm）、④石造青鬼（三三cm）、⑤石造男像（三一cm）、⑥石造  
女人像（二九cm）⑦石造赤鬼（三三cm）、⑧石造人頭（一一cm）、⑨石造  
弘法大師坐像（四六cm）



66 阿彌陀堂（字ツツ井）

〈堂宇〉一間半×一間半

①木造阿彌陀如來坐像（六八cm）、②石造弘法大師坐像（四六cm）、③石  
造藥師如來坐像（六二cm）  
※会舞組が祀る。境内に五輪塔一基がある。

67 阿彌陀堂（字ツツ井）

①木造阿彌陀如來坐像（三三cm）、②石造地藏菩薩立像（四三cm）、③石  
造弘法大師坐像（三〇cm）

65 走水觀音堂（字走水）

〈堂宇〉二間×一間半

①木造菩薩坐像（四三cm）、②石造十一面觀音立像（七一cm）、③石造地  
藏菩薩坐像（六五cm）、④石造弘法大師坐像（三一cm）、⑤鷦口（径一七  
cm）「宝永五戊子二月吉日／下山口 新六」

※三郎丸組が祀る。

64 保正庵（字保正庵）

〈堂宇〉三間×三間

石造仁王像 二軀（高九〇cm）無銘  
※三郎丸組が祀る。境内に五輪塔二基、五輪塔残欠四基分がある。

石造仁王像 二軀（高九〇cm）無銘

※三郎丸組が祀る。境内に五輪塔二基、五輪塔残欠四基分がある。

棟札「奉再造阿弥陀堂一字吉久／于時天保三壬辰三月八日／實際寺十一

世大悟叟謹記之／安岐山口邑 施主阿部又助 高橋今右衛門／大工 棟

七 仙助」（裏）「御領主松平河内守親良公／御代官渡辺近蔵／庄屋耕田  
彦次郎 弁指吉田庄右衛門」

※もとは裏山にあつた堂が倒壊したため、明治時代に仏像等を個人宅へ  
移した。

## 68 弘法様（字ノダ）

①石造弘法大師像（四二cm）、②石造觀音菩薩像（七八cm）、③石造地藏  
龕（七二cm）

※皇宗組が祀る。

## △ 大添 ▽

## 71 弘法様（字妙見）

①石造弘法大師坐像（三二cm）、②石造弘法大師坐像（二八cm）

## 72 中西觀音堂（字前ノ脇）

〈堂宇〉一間半×一間半

庚申塔 ①高一一五cm 無銘、②高一三三cm 無銘、③高八二cm 「元文  
五庚申天／八月廿二日」、④高七四cm 「安政十二庚申歲十月吉日／施主木  
田十兵衛」

※谷組が祀る。

庚申塔 ①高一一五cm 無銘、②高一三三cm 無銘、③高八二cm 「元文  
五庚申天／八月廿二日」、④高七四cm 「安政十二庚申歲十月吉日／施主木  
田十兵衛」

法大師坐像（二八cm）  
〈境内〉  
①石造文殊菩薩像（四八cm）、②石造弘法大師坐像（四五cm）、③石造弘  
法大師坐像（二八cm）

## 70 馬渡觀音堂（字シヲキハ）

〈堂宇〉一間半×一間半

①石造觀音菩薩立像（一〇〇cm）、②石造馬頭觀音像（六二cm）、③石造  
弘法大師坐像（五三cm）、④石造觀音菩薩坐像（三三cm）

※馬渡組が祀る。

現在公民館へ移転 庚申塔 高八〇cm 「奉請庚申二世／元禄十四辛巳天  
正月七日／涼／口太郎 口口」、供養塔 ①高一〇三cm 「奉供養西国三十  
三ヶ所／元文二丁巳天／正月吉日」、②高一一〇cm 「大乘妙典一字一石日  
本廻國供養塔／天下和順 宝曆六丙子天正月吉日／国土安全 行者布施  
人口龍」

※現在は公共施設に改築された。日陽組が祀る。

①石造地藏菩薩坐像（六九cm）、②石造地藏菩薩坐像（五五cm）、③木造  
如來立像（四〇cm）、④石造弘法大師坐像（四一cm）、⑤石造弘法大師坐  
像（四五cm）、⑥石造弘法大師坐像（二九cm）二軀、⑦石造地藏菩薩立像

73 大師堂（字神田）  
〈堂宇〉二間×二間

(三)三三)

※中西組が祀る。

74 愛宕堂（字志村）

〈堂宇〉八〇cm×五〇cm

①石造地藏菩薩坐像（四三cm）

75 地藏堂（字志村）

〈堂宇〉プロック造

①石造地藏菩薩立像（四〇cm）、②石造地藏菩薩坐像（二七cm）、③石造

地藏菩薩坐像（三六cm）

※俗にいば地藏とよばれる。

78 地藏堂（桂徳寺境内）  
〈堂宇〉二間×二間

①石造地藏菩薩坐像（像高五〇cm）、②石造十王坐像（一一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一cm）一〇軀、③石造弘法大師坐像（三七cm）、④木造弘法大師坐像（四

〇cm）

※古庄一統が祀る。

79 地藏堂（字狩満）

①木造地藏菩薩立像（一五八cm）、②木造十王像（三八cm）一軀、③石造

威徳明王（四六cm）、④石造弘法大師像（四六cm×二）二軀

※現在は瑠璃光寺境内に移築。

八 糸 永 ヴ

76 十王堂（字上杉山）

①石造虚空蔵坐像（三〇cm）、②石造弘法大師坐像（三五cm）、③木造閻

魔大王坐像（四五cm）

※個人宅地に祀られる。

八 富 清 ヴ

80 西迎寺跡（字孝田）

〈堂宇〉

①石造祠入地藏菩薩坐像（二五cm）、②石造祠入地藏菩薩立像（五五cm）、

③石造地藏菩薩坐像（八一cm・台石四六cm）、④石造弘法大師坐像（三〇

cm）、⑤石造地藏菩薩立像（五八cm）

77 觀音堂（桂徳寺境内）

〈堂宇〉二間×二間

①木造觀音菩薩立像（二〇〇cm）、②石造馬頭觀音坐像（五五cm）、③石

造弘法大師坐像（三六cm・四三cm・三四cm）三軀

81 大師堂（字加鶴）

〈堂宇〉一間半×一間半

①石造弘法大師坐像（九〇cm）

※陽平組が祀る。

## 85 工地蔵堂（字岡）

〈堂宇〉二間×三間

### 82 地蔵堂（字中山）

〈堂宇〉三間×二間半

- ①石造延命地蔵菩薩像（五五cm）、②石造延命地蔵菩薩像（六〇cm）、③石造大日如來像（三三cm）、④石造馬頭觀音像（三六cm）、⑤石造牛乘大日如來像（四六cm）、⑥石造弘法大師像（三二cm）二軀、⑦石造弘法大師像（二九cm）二軀

〈境内〉

### 庚申塔 高一三三cm 「天明元辛丑年／七月吉日／世話人伝六 助左衛門

久右衛門 半助 長介 与平 又四郎」

※陽平組が祀る。

## 83 地蔵堂（西福寺境内）

〈堂宇〉一間半×一間

- ①石造地蔵菩薩立像（八五cm）、②木造十王坐像（五二cm）、③石造地蔵菩薩像（三九cm）、④石造弘法大師像（二七cm）

## 87 阿弥陀堂（字二郎丸ノ上）

- 86 不動堂（字二郎丸ノ上）  
〈堂宇〉一間×一間  
①石造不動明王像（五四cm）  
※中分天満社境内にある。

※堂内に一石五輪塔一基がある。中分組が祀る。

## 88 徳代觀音堂（字中ノ迫）

- 〈堂宇〉二間半×一間半  
①木造阿彌陀如來立像（九九cm）

※境内に一石五輪塔一基がある。中分組が祀る。

①木造觀音菩薩立像（一一五cm）

※徳代組が祀る。

## 89 毘沙門堂（字上ノ迫）

〈堂宇〉二間×二間

- ①石造祠入威德明王坐像（三五cm）、②石造祠入大日如來坐像（四〇cm）

①木造觀音菩薩立像（一七二cm）

※境内に五輪塔二基・石塔一基がある。小畠組が祀る。

八両子▽

## 84 小畠觀音堂（字前）

〈堂宇〉三間×三間

①木造觀音菩薩立像（一七二cm）

※境内に五輪塔二基・石塔一基がある。小畠組が祀る。

三郎 作太郎 新蔵 紀太郎 安蔵 曾太郎 佐太郎 久二郎」

※横峯組が祀る。本尊である木造毘沙門天像（一七〇cm）は両子寺が保管する。

①木造大日如来坐像（三九cm）、②木造觀音菩薩立像（四一・五cm）、③木造不動明王立像（三七cm）、④木造大威德明王像（六三cm）  
※中分が祀る。

## 90 地藏堂（字払）

〈堂宇〉一間×一間

①木造地藏菩薩立像（七三cm）、②木造半跏坐地藏菩薩像（四六cm）

※払組が祀る。

## △ 山 浦 ▽

## 93 梁瀬十王堂（字今井ヶ平）

〈堂宇〉一間半×一間半

①石造地藏菩薩立像（九七cm）、②石造閻魔大王像（六二cm）、③石造十

王像（1）五五cm・（2）五六cm・（3）五二cm・（4）五二cm・（5）五  
五cm・（6）五一cm・（7）五三cm・（8）五四cm・（9）五二cm、④石造

觀音菩薩立像（六四cm）

※陰平組が祀る。

## 92 走水觀音堂（字走水）

〈堂宇〉三間×二間

①十一面觀音菩薩像（八〇cm）、②如意輪觀音菩薩像（七一cm）、③石造

弘法大師像（四〇cm）、④鷲口（徑一五cm）「宝永五戊子年二月吉日／下

山口村 新六」

## 94 大師堂（字榎木田）

①石造如來立像（五九cm）、②石造弘法大師坐像（四九cm）

〈境内〉

①石造地藏菩薩立像（七二cm）、②石造弘法大師坐像（三七cm）、③石造  
馬頭觀音像（六四cm）⑤石造牛乘り大日像（七六cm）

※四国五十四番とされる。小瀬原組が祀る。

〈堂宇〉三間×三間

※建物は壊れしており、仏像は所在しない。かつては下分が祀っていた。

## 95 地藏堂（字宮ノ本）

133 知福院（字中屋敷）

①石造地藏菩薩立像（五〇cm）、②石造地藏菩薩立像（六五cm）、③鷲口

(径一九cm) 無銘

〈境内〉

石灯籠 高一八九cm 「奉寄進／享保十五庚戌年／七月吉日」、供養塔 ①

高七八cm 「奉納大乘妙典六十六部日本廻國／安永二癸巳年四月吉祥日」

行者道徹」、②高八〇cm 「南無觀世音菩薩／延享二乙丑天四月十一日」

※小瀬原組が祀る。

96 觀音堂（字井ノ上）

①木造觀音菩薩坐像（三七cm）、②木造觀音菩薩坐像（四二cm）、③石造

地藏菩薩坐像（三九cm）

※現在、堂宇は壊され、仏像は小瀬原地藏堂に安置される。

97 十王堂（字密乗院）

〈堂宇〉一間半×一間半

①石造閻魔大王像（五四cm）、②石造泰広王像（五一cm）、③石造十王像

(1) 五〇cm・(2) 五三cm・(3) 五三cm・(4) 五四cm・(5) 四四cm・(6) 五一cm・(7) 四二cm・(8) 五一cm、④石造地藏菩薩坐像（六

六cm）

※密乗院組が祀る。

98 山神社（字密乗院）

石灯籠 高九二cm 「慈光／文政十己天／二月吉日／当村 紀口 良藏」

※密乗院組が祀る。

①木造地蔵菩薩坐像（五〇cm）  
〈堂宇〉二間×二間

100 阿弥陀堂（字釘尾）  
〈堂宇〉二間×二間

①木造如來坐像（七〇cm）、②石造弘法大師像（三七cm）

※釘尾組が祀る。棟札六点がのゝる。

101 橋上觀音堂（字西）  
〈堂宇〉二間×二間

①木造觀音菩薩像（一六〇cm）

※境内に五輪塔五基・一石五輪塔三基・五輪塔残欠五基分がある。橋上組が祀る。

△ 矢 川 ▼

102 仏野觀音堂（字新涯）  
〈堂宇〉二間×二間

①木造觀音菩薩立像（一〇三cm）、②石造弘法大師坐像（三五cm）二軀、  
③石造十王像（三三cm・三九cm）、④木造觀音菩薩立像（二〇cm余）  
〈境内〉

石造仁王像 二軀（一一八cm） 無銘、庚申塔 高九八cm 無銘、供養塔  
高一四四cm 「法華一字一石／謙六／□□」

※仏野組が祀る。境内に五輪塔一六基、五輪塔残欠九基分、墓碑三基が

ある。

①木造觀音菩薩立像（一七〇cm）

〈境内〉

石造弘法大師像（石祠入） 高三五cm 祠銘「文政三辰 九月吉日」

※境内に五輪塔一基がある。

103 長瀬觀音堂（字長瀬）

〈堂宇〉 一間半×一間半

①石造馬頭觀音像（三七cm）、②石造大日如來坐像（四二cm）、③木造地  
藏菩薩像（四〇cm）

〈境内〉

庚申塔 高一一五cm 「文化甲子天／十二月吉日／組中志」

107 宝寿院（字小屋光）  
△ 朝 来 ▽

庚申塔 高一一五cm 「文化甲子天／十二月吉日／組中志」

※長瀬組が祀る。

104 中ノ川觀音堂（字屋敷）

〈堂宇〉 二間×一間半

①木造觀音菩薩立像（一一六cm）、②石造如來坐像（三四cm）、③石造地  
藏菩薩坐像（三三cm）、④隨身像（四三cm）二軀

※中の川組が祀る。隣接して、宝篋印塔一基・板碑二基がある。

108 觀音堂（字宮原）  
△ 朝 来 ▽

庚申塔 高一一五cm 「文化甲子天／十二月吉日／組中志」

①木造如來坐像（七四cm）、②木造不動明王立像（九〇cm）、③木造祖師  
坐像（五〇cm）

105 中ノ川藥師堂（字屋敷）

〈堂宇〉 二間×二間

①木造藥師如來坐像（五四cm）、②石造弘法大師坐像（四四cm）、③石造

弘法大師坐像（六三cm）③鰐口（径一九cm）「九州豊後國国崎郡中ノ川村／  
元禄十三庚辰歳 九月吉祥日／川野善助」

※個人が祀る。

※倉掛集落で祀る。

109 藥師様（字上油原）

①石造藥師如來像（三五cm）、②石造弘法大師像（四三cm）、③石造藥師  
如來像（四〇cm）

※油原組が祀る。以前は堂宇があつた。

106 玉林寺跡（字中之迫）

〈堂宇〉 三間×三間

110 觀音堂（字松ヶ本）

〈堂宇〉一間×一間

①木造觀音菩薩立像（一五〇cm）、②木造童子立像（三五cm）

〈境内〉

庚申塔 高一五五cm 「奉敬待青面金剛講一結衆一世安樂所／寛文十二壬子天／閏六月十七日／秋吉茂太夫」

※平原組が祀る。

111 観音堂（字陣ノ内）

〈堂宇〉一間×一間

①木造觀音菩薩立像（六三cm）、②石造地藏菩薩立像（五七cm）

〈境内〉

庚申塔 高一〇五cm 「元禄六年／十一月日」

※個人が祀る。

112 弘法堂（字一ツ鍬）

〈堂宇〉三間×二間

①石造弘法大師坐像 一七軀（三五cm～七〇cm）

※中村組が祀る。

116 中原觀音堂（字中原）

〈堂宇〉一間×一間

①木造觀音菩薩坐像（五八cm）、②石造弘法大師坐像（二六cm）

〈境内〉

供養塔 高九七cm 「日本廻國供養塔／安永七戌戌天／十一月吉祥日／施主村長亦左衛門／願主新藏亦助」

※中原組が祀る。

113 堂様（字寺野）  
〈堂宇〉一間×一間  
①石造地蔵菩薩坐像（七七cm）、②石造地蔵菩薩坐像（五九cm）  
〈境内〉

庚申塔 高一四〇cm 「宝永元年／十一月廿四日／三助 清四郎 仁介 新六 与介」

※寺野組が祀る。

114 平原地藏堂（字平原）

〈堂宇〉ブロック造

①木造地蔵菩薩坐像（四二cm）

※平原組が祀る。

115 迫地藏堂（字京徳）

〈堂宇〉ブロック造

①石造地蔵菩薩坐像（五〇cm）、②石造十王坐像（四八cm×二）二軀、③石造伽藍神（四三cm）、④石造藥師如來立像（六二cm）、⑤木造地蔵菩薩坐像（三七cm）

※京徳組が祀る。

117 木馬寺跡（字鳥越）

①石造牛乘大日坐像（五四cm）、②供養塔 高一五一cm 「草創仁聞大土護國寺古迹道空庵／開山応伝 祖心和尚／二祖密伝 祖灯大和尚」

## △ 明 治 ∇

①木造如来坐像（六〇cm）、②木造如来坐像（六〇cm）  
③木造地藏菩薩坐像（五五cm）、④石造觀音菩薩像（三〇cm）、⑤石造弘法大師坐像（一八cm）、⑥石造如來立像（六三cm）、⑦石造不動明王立像（六五cm）、  
⑧石造地藏菩薩立像（六二cm）、⑨石造地藏菩薩立像（四二cm）  
⑩石造不動明王立像（三一cm）  
※吉行組が祀る。

### 118 愛岩堂（字中園）

〈堂宇〉一間半×一間半

- ①石造地藏菩薩坐像（五五cm）、②石造觀音菩薩像（三〇cm）、③石造地藏菩薩像（二九cm）  
〈境內〉  
庚申塔 高一五五cm 無銘

※中園組が祀る。

### 119 阿弥陀堂（字岩詰）

〈堂宇〉二間×二間

- ①木造如來坐像（六三cm）、②木造觀音菩薩立像（五四cm）、③木造如來立像（三七cm）、④石造地藏菩薩坐像（二六cm）  
※岩詰組が祀る。

### 123 金剛院觀音堂（字金剛院）

〈堂宇〉一間×二間

- ①木造觀音菩薩立像（一四二cm）  
※境内に板碑一基がある。

### 124 旭堂（字切畑）

〈堂宇〉一間半×一間

- ①木造阿彌陀如來坐像（四九cm）、②木造勢至菩薩像（一一cm）、③木造觀音菩薩像（五一cm）、④石造地藏菩薩像（九〇cm）、⑤木造十王像 五軀（四〇cm）、⑥石造弘法大師像 二軀（四九cm・三一cm）  
※袖ノ木組が祀る。現在は倒壊している。

### 125 紺屋地藏堂（字紺屋）

〈堂宇〉三間×一間半

- ①木造阿彌陀如來坐像（四九cm）、②木造勢至菩薩像（一一cm）、③木造觀音菩薩像（二七cm）、④木造地藏菩薩像（五六cm）  
※切畑組が祀る。

### 121 寺園觀音堂（字宮ノ平）

〈堂宇〉九〇cm×七〇cm

- ①石造地藏菩薩像（五八cm）、②石造弘法大師像（三五cm）、③鷦口（徑

一七cm) 「奉寄進御宝前／安永八年戊三月吉日／中野村財前氏子中」

〈境内〉

石灯籠 ①高一五六cm 「奉寄進 石燈爐一基／享保八癸卯年／正月吉祥

日／諸田村」、②高一五六cm 「奉神燈 石燈籠／天明六壬辰三月吉日／願

主 当村勝平」、③高一五六cm 「奉寄進 石燈爐／文化三年寅二月」、供

養塔 高六〇cm 「南無阿弥陀仏 大乘妙典一字一石／元文三戊午天九月

吉日／享保十三庚戌天九月吉日／財前氏次郎兵衛安信 諸田村石工 次

兵衛」

※紺屋組が祀る。

## 126 市ノ尾觀音堂（字市ノ尾）

〈堂宇〉二間×一間半

①木造觀音菩薩立像（八〇cm）、②木造阿彌陀如來立像（七八cm）、③石

造地藏菩薩坐像（三四cm）、④石造普賢菩薩像（三七cm）、⑤木造千手觀

音菩薩立像（一五cm）

〈境内〉

庚申塔 高一四六cm 「明和八年／卯月吉日」、供養塔 高四六cm 「大乘妙

典日本回国供養塔／安政己酉天十月吉日／願主玄心」

※市ノ尾組が祀る。

## 127 弥勒堂（字中烟）

〈堂宇〉

①木造弥勒菩薩坐像（五三cm）、②木造阿彌陀如來坐像、③鰐口（径二五

cm) 「奉掛御仏前／願主当村重兵衛／安永二癸巳年三月」

〈境内〉

庚申塔 高一〇〇cm 無銘  
※中烟組が祀る。

## 128 愛宕堂（字大坪）

〈堂宇〉一間半×一間半

①木造地藏菩薩像、②木造不動明王立像

庚申塔 高一四〇cm 無銘、供養塔 高一一〇cm 「奉唱念仏百万遍 神

力院義伝供養塔／于時享保廿乙卯歲

現住大覺坊／寒露月下旬第七回忌

菩提也」

※諸田下組が祀る。

## 129 報恩寺（字寺田）

〈堂宇〉八m×八m

①木造千手觀音菩薩坐像（一七五cm）、②石造地藏菩薩坐像（四五cm）③

木造毘沙門天立像（八三cm）、④木造不動明王立像（六二cm）

〈境内〉

無縫塔 三基、石殿 総高二四五cm、宝篋印塔 二基、石燈籠 ①高一

四六cm 「奉寄進燈籠兩器／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村住三浦仁

右衛門啓白」、②高一四六cm 「奉寄進燈籠兩基／享保八癸卯天四月吉祥日／

願主当村住三浦仁右衛門義淨」、③高一四八cm 「奉寄進燈籠兩器／享保八癸卯天仲夏吉祥日／施主当村住堀助兵衛」、④高一五五cm 「奉寄進燈籠一

基／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村堀助兵衛啓白」、

①木造弥勒菩薩坐像（五三cm）、②木造阿彌陀如來坐像、③鰐口（徑二五

cm) 「奉掛御仏前／願主当村重兵衛／安永二癸巳年三月」

〈境内〉

〈堂宇〉一間半×一間半

①石造薬師如来像（三〇cm）、②石造如来像（三五cm）、③木造弘法大師坐像（三〇cm）、④木造威徳明王坐像（六〇cm）

〈境内〉

①石造阿弥陀如来像（五〇cm）、②石造菩薩像（五六cm）、④石造菩薩像（七六cm）、⑤石造地藏菩薩坐像（四五cm）、⑥石造弘法大師像（三〇cm）、  
⑦石祠（六四cm）、

庚申塔 高一三五cm 「享保四己亥年／十二月廿一日／茂助 又七 久平  
藤七 紋七 次良平 久助」

※上組が祀る。境内に宝篋印塔一基・墓碑一基がある。

131 大吉堂（字尾園）

〈堂宇〉プロック造

①石造仏像（五〇cm）、②木造如来立像（二〇cm）、③石造弘法大師像（二九cm）

※境内に国東塔がある。

豊後國境外仏堂明細譜（明治一九年） ○大分県公文書館蔵

大分県管下豊後國東國東郡山浦村字古屋敷

愛宕堂

愛染明王

十王尊

一本尊 愛宕地藏尊 愛染明王 十王尊  
由緒 不詳

一本尊 愛宕地藏尊 愛染明王 十王尊  
由緒 不詳

一本尊 愛宕地藏尊 愛染明王 十王尊  
由緒 不詳

一 敷地 拾三坪 民有地第一種  
一 境内仏堂 三字

十王堂

本尊 十王尊

由緒 不詳、元当村字カゲ平安置ノ処明治八年此境内ニ

移ス

堂宇 竪一間三尺 橫二間

觀音堂

本尊 觀音尊

弘法大師

地藏尊

愛染明王

大日如來

由緒 不詳、元当村字東ノ浦安置ノ処明治八年此境内ニ

移ス

堂宇 竪一間三尺 橫一間三尺

阿弥陀堂

本尊 阿弥陀如來

由緒 不詳、元当村字釘尾安置ノ処明治八年此境内ニ移

ス

一	信	徒	堂宇	豎二間	横一間三尺			
一	信	徒	三百五拾六人					
一	敷	地	四拾五坪	民有地第一種				
一	信	徒	百廿五人					
一	敷	地	四拾五坪	民有地第一種				
一	信	徒	百廿五人					
大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字岩屋								
觀音堂								
一本尊	觀音尊	地藏尊	弘法大師	大日如來				
一由緒	愛染明王							
一由緒	不詳							
一堂宇	豎一間	橫一間						
一敷地	武拾七坪	民有地第一種						
一信徒	三百五拾六人							
大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字上油留木								
不動堂								
一本尊	不動尊	弘法大師						
一由緒	不詳							
一堂宇	豎二間	橫二間三尺						
一敷地	武百廿三坪	民有地第一種						
一信徒	百五拾六人							
大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字下油留木								
地藏堂								
一本尊	觀音尊	文殊菩薩						
一由緒	弘法大師	觀音尊						
一堂宇	地藏尊	觀音尊						
一由緒	不詳							
一堂宇	豎三間	橫三間						
大分県管下豊後国東国東郡吉松村字地藏								
地藏堂								
一本尊	愛宕地藏							
一由緒	開基不詳、当村内山野路傍ニ在来ノ諸仏体明治十年三月							
一堂宇	豎二間	橫二間三尺						
一敷地	廿九坪	民有地第一種						
一信徒	武拾人							
大分県管下豊後国東国東郡中園村字法南								
觀音堂								
一本尊	觀音菩薩	弘法大師						
一由緒	不詳							
一堂宇	地藏菩薩							

一 堂宇 積二間 橫一間五尺

一 敷地 三拾五坪 民有地第一種

一 信徒 四拾五人

觀音堂

一本尊 觀世音 地藏尊

一由緒 不詳

一堂宇 積二間 橫一間三尺

一敷地 拾武坪 民有地第一種

一信徒 三百三拾四人

一本尊

阿彌陀如來 弘法大師 毘沙門菩薩 觀音菩薩

地藏菩薩

一由緒 不詳、觀音菩薩ハ本村字久作分二、弘法大師ハ字砂原二、

毘沙門菩薩ハ字西山ニ安置ノ處明治八年七月合併

一堂宇 積一間二尺 橫一間

一敷地 拾坪 民有地第一種

一信徒 式拾四人

大分県管下豊後國東國東郡西本村字覺安寺

阿彌陀堂

阿彌陀仏

創立年月不詳、奈多八幡初中後口記ニアリ、昔ハ奈多宮

地ハ死体ヲ不葬西本村ニ葬地アリ、内迫山覺安寺ト云、  
因テ按スルニ堂社旧大宮寺奈多家ノ建立スル処ナラン

堅二間一尺五寸 橫二間一尺五寸

一堂宇 式拾五坪 民有地第一種

一信徒 三百八拾式人

大分県管下豊後國東國東郡山口村字ドウ

大分県管下豊後國東國東郡大添村字宮ノ原  
地藏堂

地藏堂

一本尊

地藏尊

一由緒 不詳

一堂宇 積一間三尺 橫一間三尺

一敷地 九坪 民有地第一種

一信徒 百八拾六人

## V 石造文化財実測図

安岐町には様々な石造物が豊富に所在する。その中で、板碑について  
は一四世紀代の紀年銘のあるものが少くない。これは従前の調査対象  
地と異なる点であるが、その他については無銘のものが多く、今回の調  
査でも編年の基準をつくるため、主な石造物の実測調査を実施した。ま  
た、ここでは安岐郷と関係の深い奈多宮に所在する宝篋印塔も実測した。  
以下に掲げた図面はその成果であり、ここでは石造物の種類ごとに推定  
年代順に配列した。なお、掲載図面はすべて縮尺二〇分の一である。

1	釜ヶ迫国東塔（建武二八一三三五▽年銘）	大字朝来字宮原
2	西福寺国東塔（一四世紀後半）	大字富清字田ノ上
3	大吉堂国東塔（一四世紀後半）	大字明治字尾園
4	木野国東塔（一四世紀末～一五世紀初）	大字西本字木野
5	恵良国東塔（一五世紀前半）	大字瀬戸田字恵良
6	桂徳寺宝篋印塔（一四世紀後半）	大字糸永字袖ノ木
7	中ノ川宝篋印塔（一四世紀後半）	大字矢川字屋敷
8	両子歳神社宝篋印塔（一五世紀前半）	大字両子字天徳
9	護聖寺宝篋印塔（一五世紀前半）	大字朝来字広舞
10	泉正寺宝篋印塔（一五世紀前半）	大字油留木字寺ヶ迫
11	報恩寺宝篋印塔（二号）（一五世紀後半）	大字明治字寺田
12	報恩寺宝篋印塔（二号）（一五世紀後半）	大字明治字寺田
13	実際寺宝篋印塔（一六世紀前半）	大字瀬戸田字小川
14	奈多宮宝篋印塔（一六世紀前半）	杵築市奈多

15	護聖寺板碑（一号）（正応四八一二九一▽年銘）	大字朝来字広舞
16	柳井田板碑（元亨元八一三二一▽年銘）	大字朝来字若名田
17	岩尾板碑（元亨四八一三三四▽年銘）	大字朝来字広舞
18	護聖寺板碑（二号）（嘉曆四八一三二九▽年銘）	大字朝来字広舞
19	弁分八坂社板碑（元弘三八一三三三▽年銘）	大字朝来字宮園
20	金剛院板碑（一四世紀後半）	大字明治字金剛院
21	中ノ川板碑（一四世紀後半）	大字矢川字屋敷
22	実際寺開山堂無縫塔（貞和五八一三四九▽年銘）	大字吉松字立中
23	報恩寺無縫塔（一号）（一五世紀）	大字明治字寺田
24	報恩寺無縫塔（二号）（一五世紀）	大字明治字寺田
25	報恩寺無縫塔（三号）（一五世紀）	大字明治字寺田
26	七郎一石五輪塔（一五世紀）	大字吉松字今屋敷
27	報恩寺石殿	大字明治字寺田

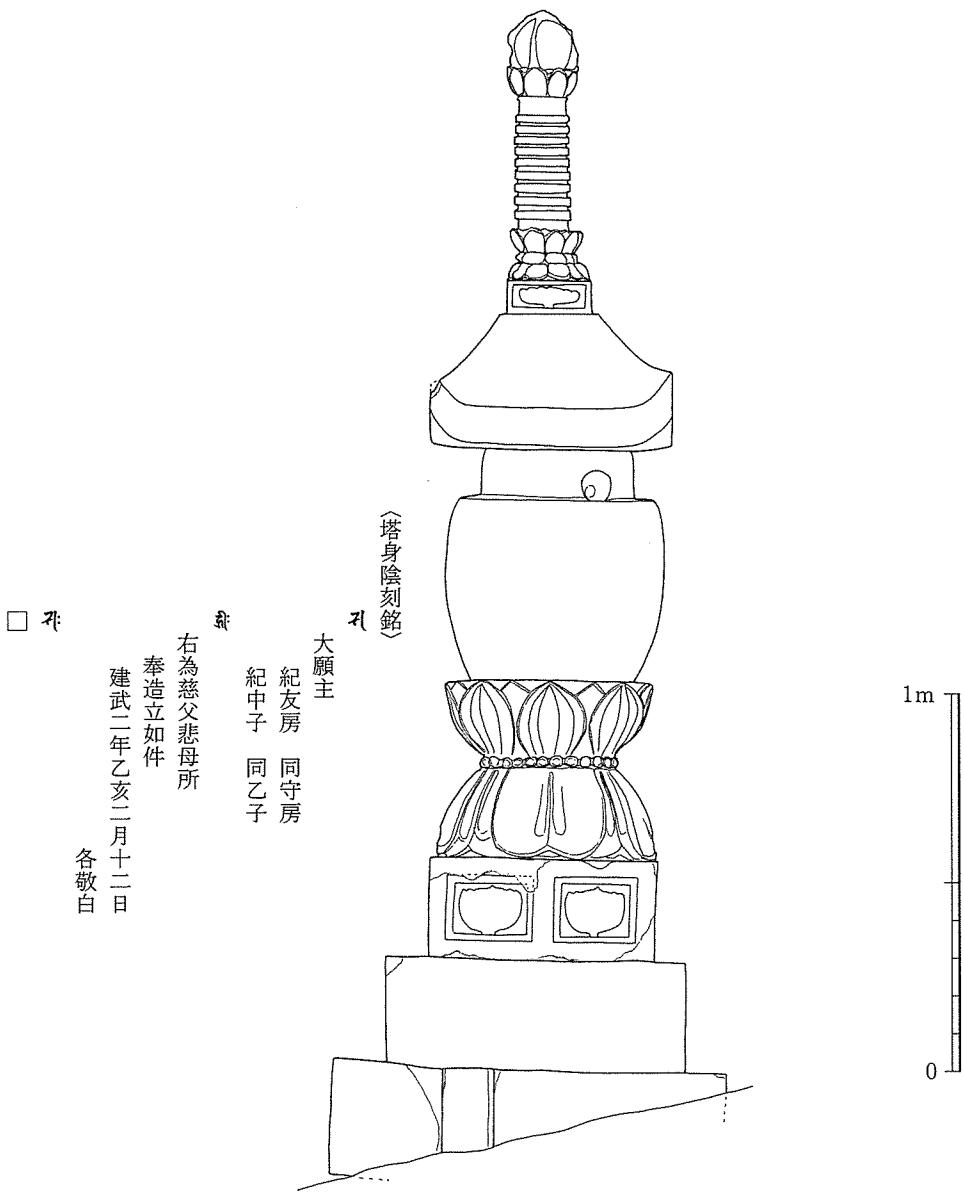


図1 金ヶ迫国東塔

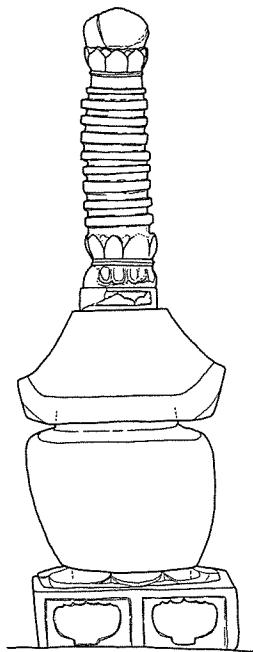


図3 大吉堂国東塔

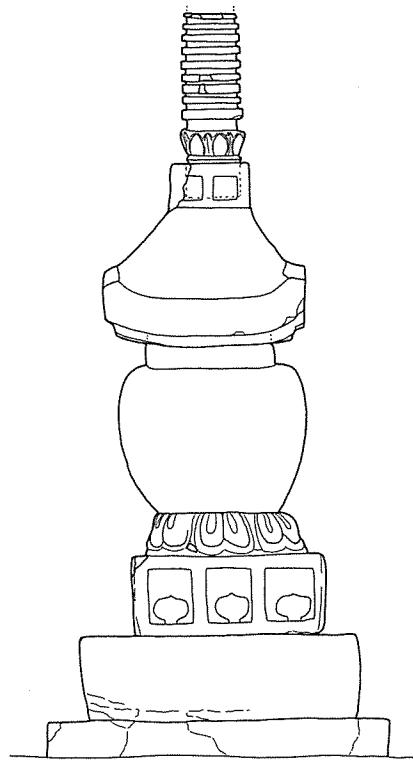


図2 西福寺国東塔

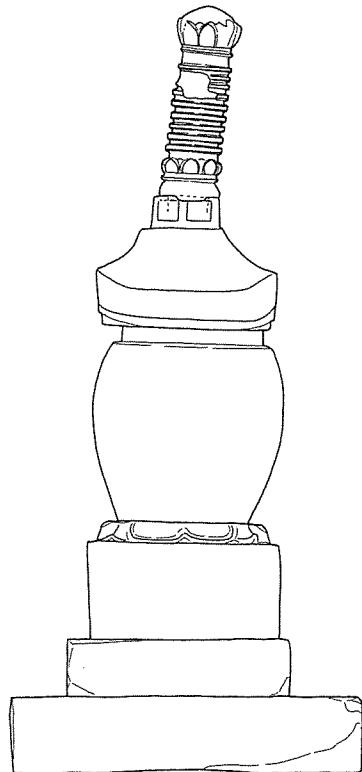


図5 恵良國東塔

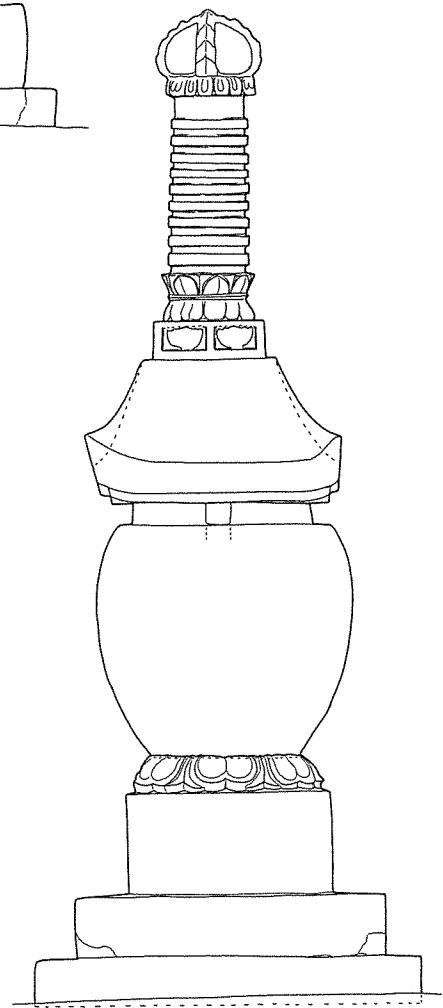


図4 木野國東塔

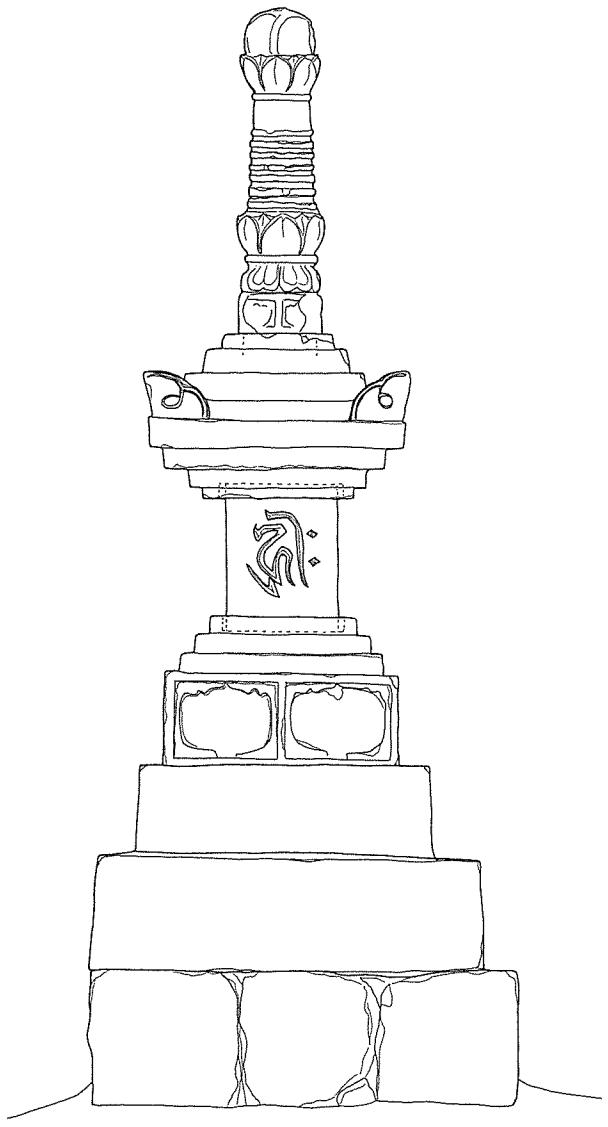


図7 中ノ川宝篋印塔

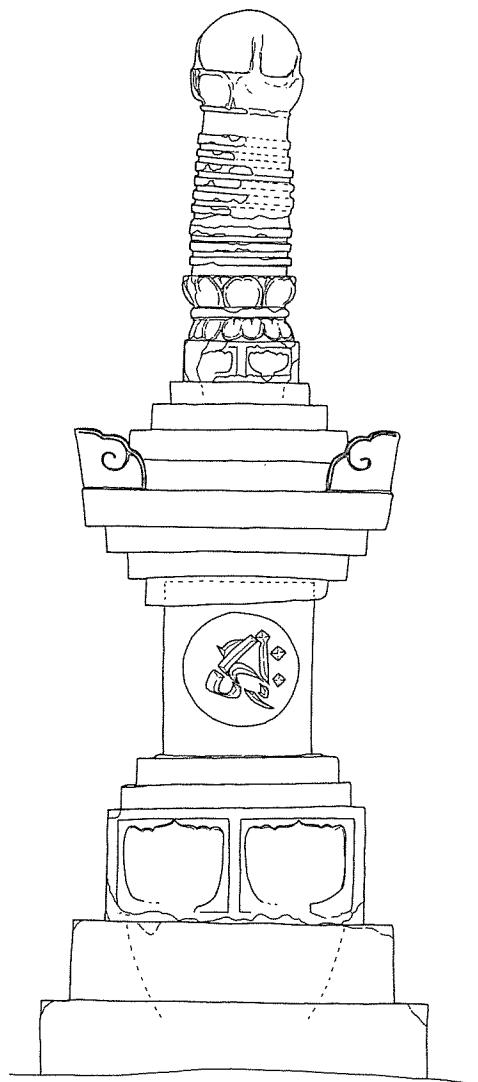


図6 桂徳寺宝篋印塔

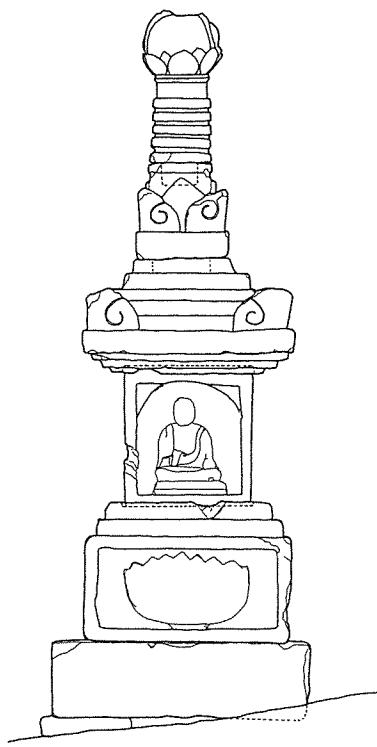


図9 護聖寺宝篋印塔

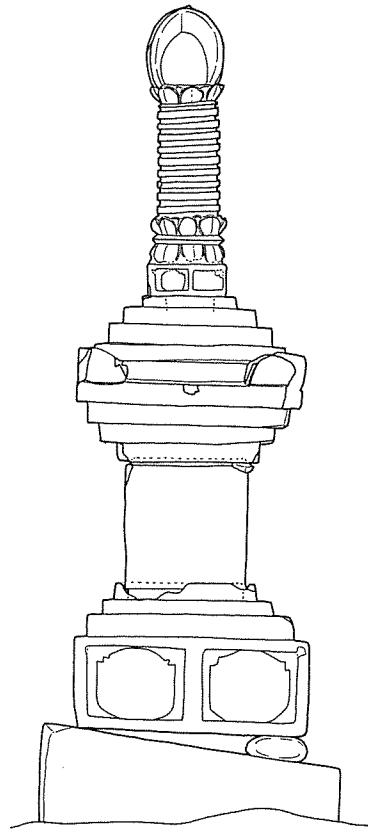


図8 兩子歲神社宝篋印塔

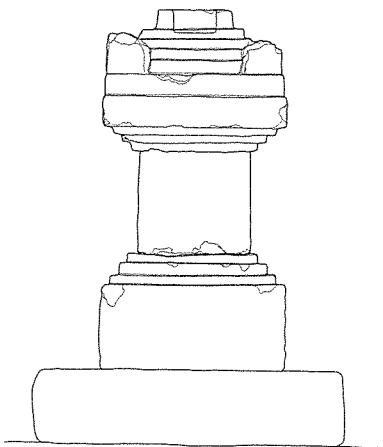


図12 報恩寺宝篋印塔（2号）

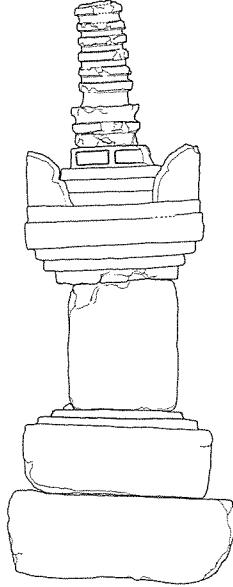


図11 報恩寺宝篋印塔（1号）

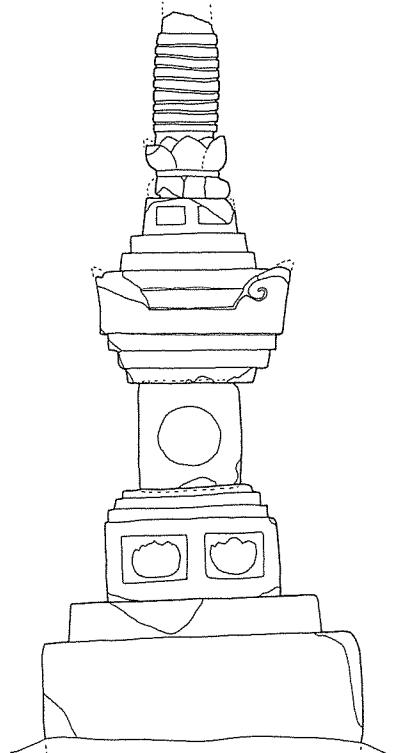


図10 泉正寺宝篋印塔

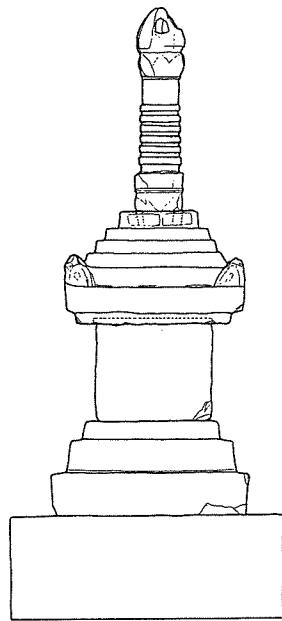


図 14 奈多宮宝箇印塔

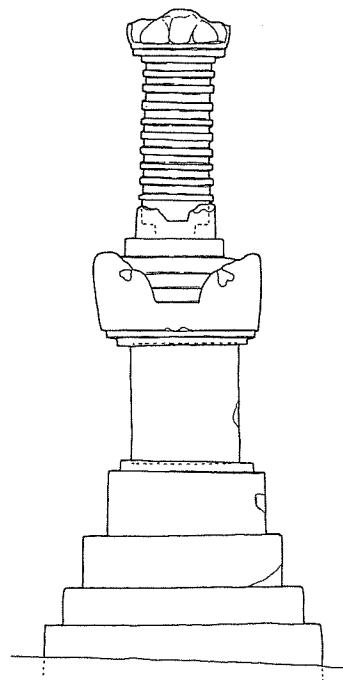


図 13 実際寺宝箇印塔

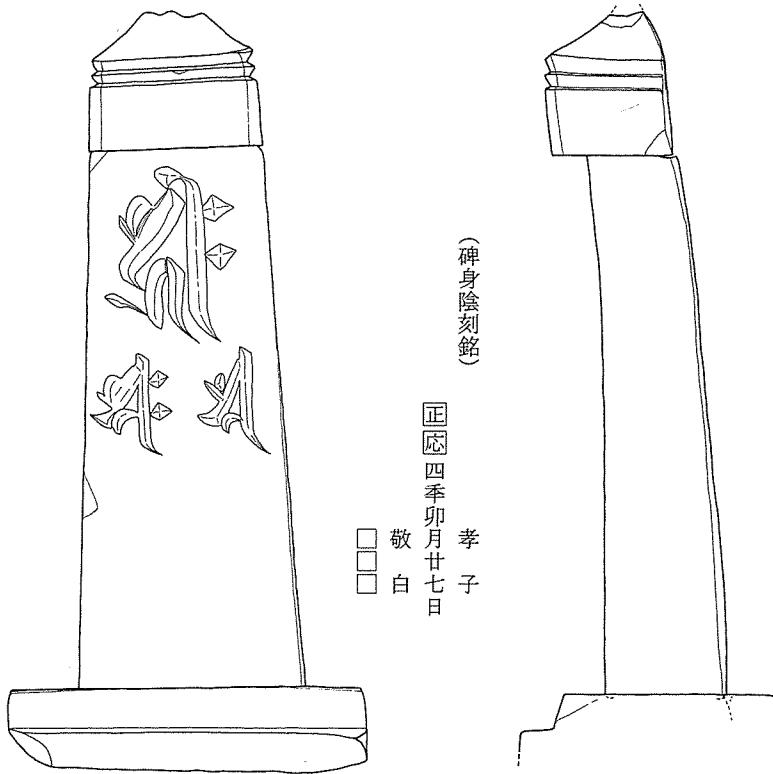


図 15 護聖寺板碑 (1号)

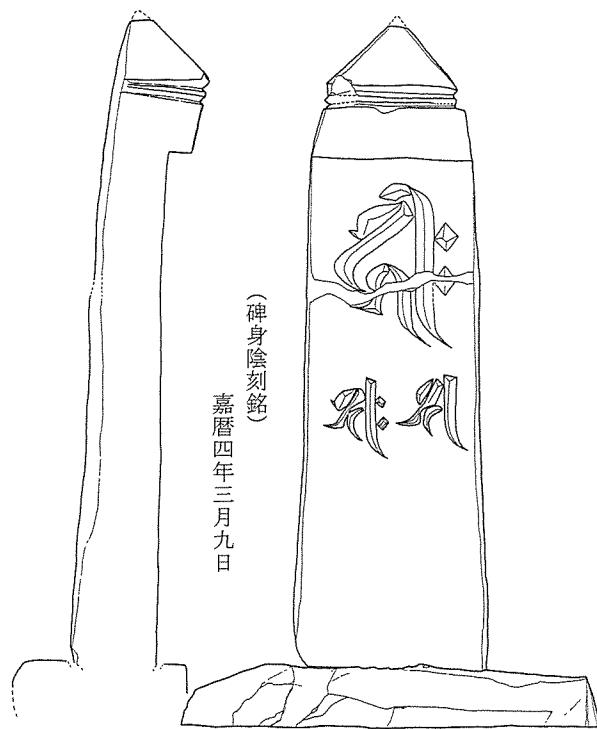


図 18 護聖寺板碑（2号）

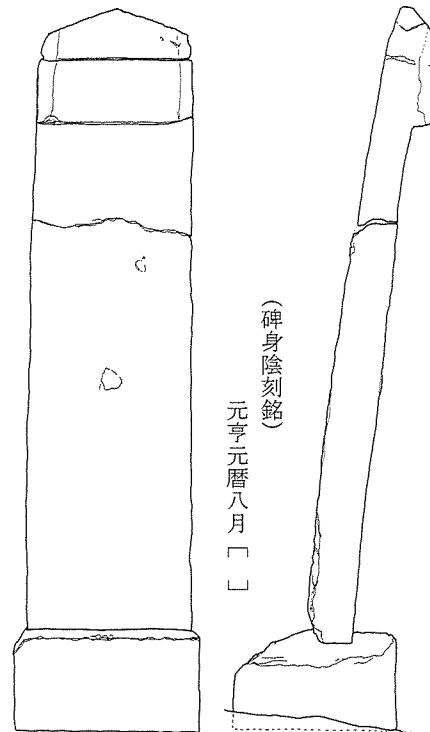


図 16 柳井田板碑

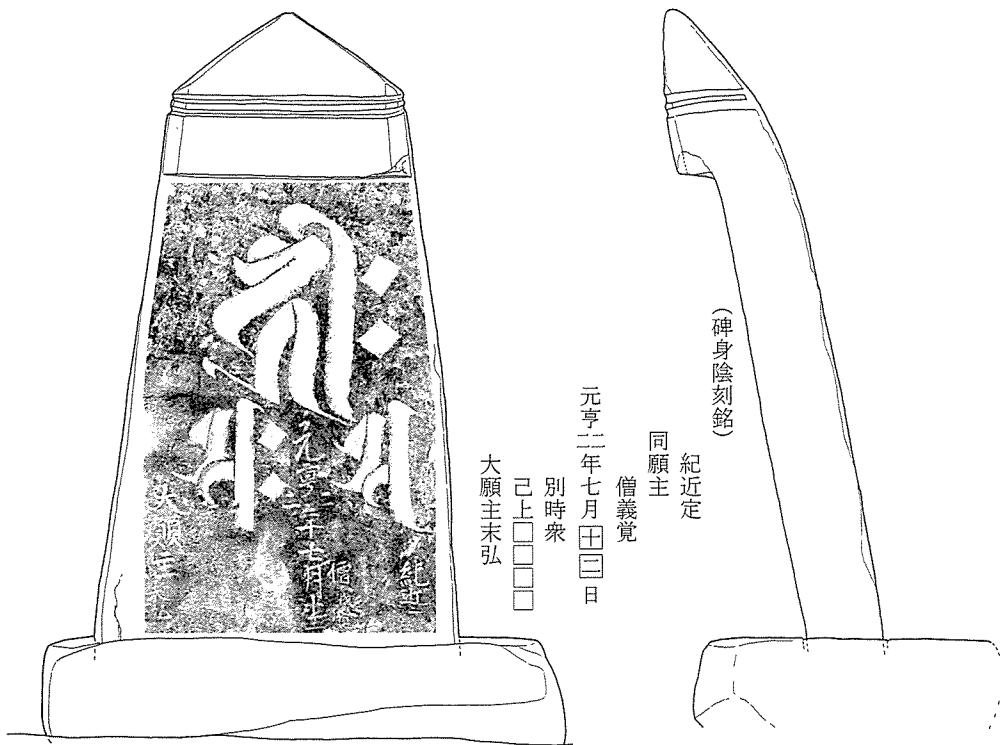


図 17 岩尾板碑

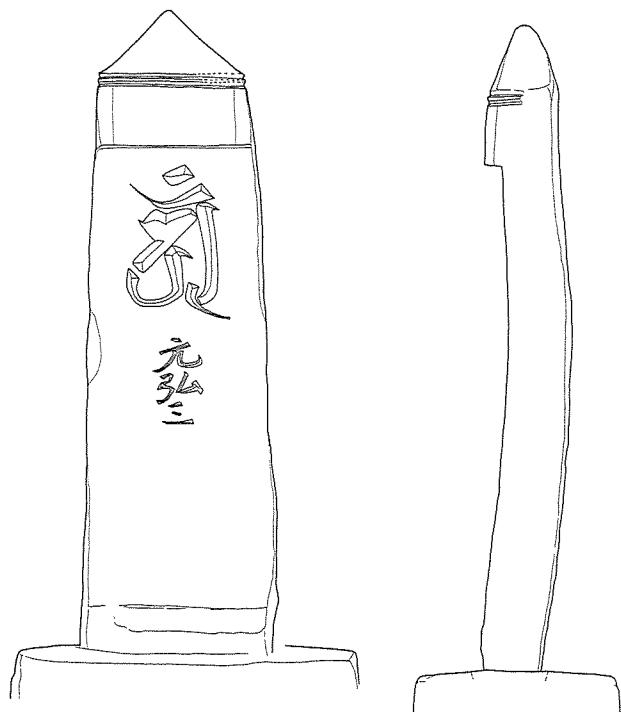


図19 弁分八坂社板碑

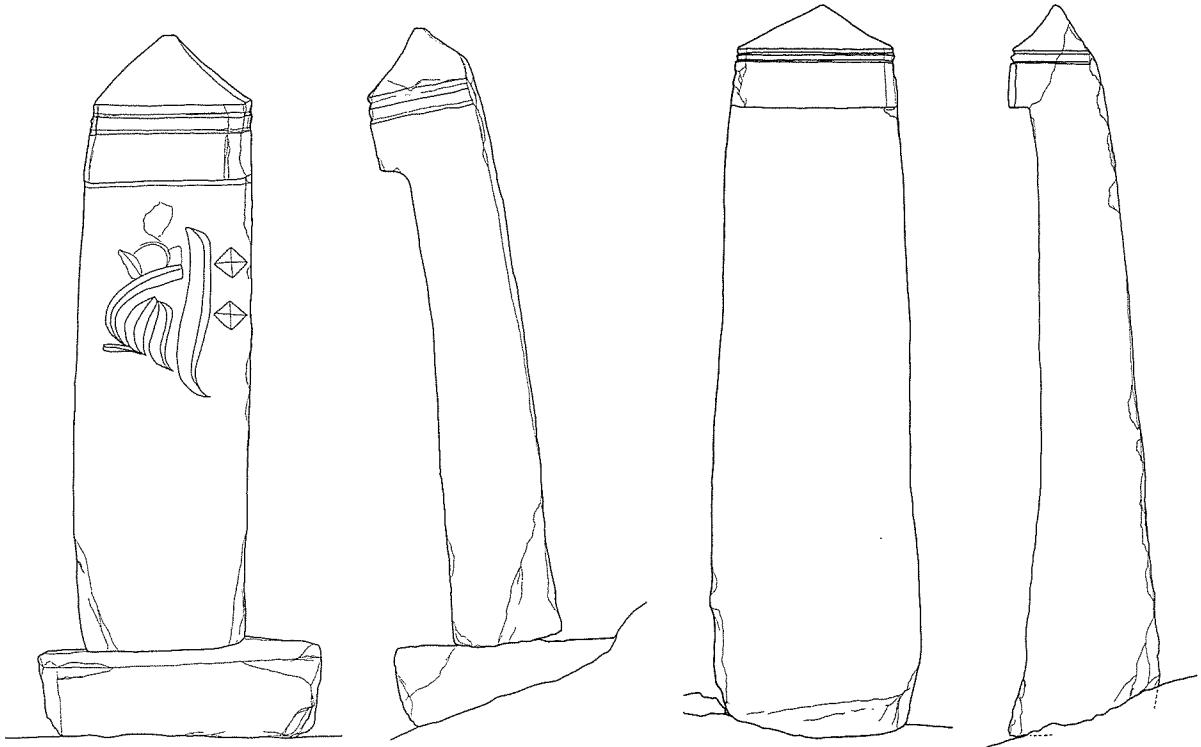


図21 中ノ川板碑

図20 金剛院板碑

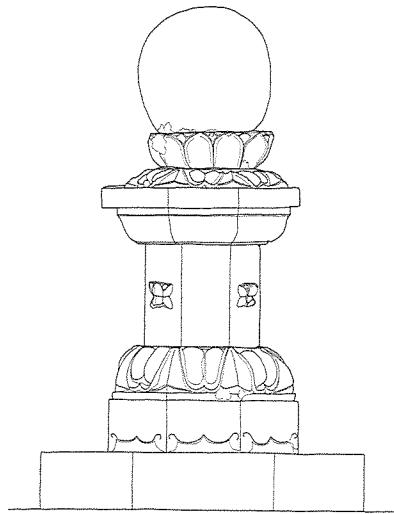


図 23 報恩寺無縫塔（1号）

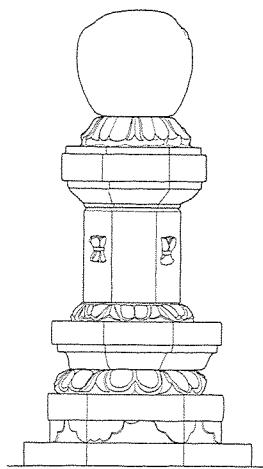


図 24 報恩寺無縫塔（2号）

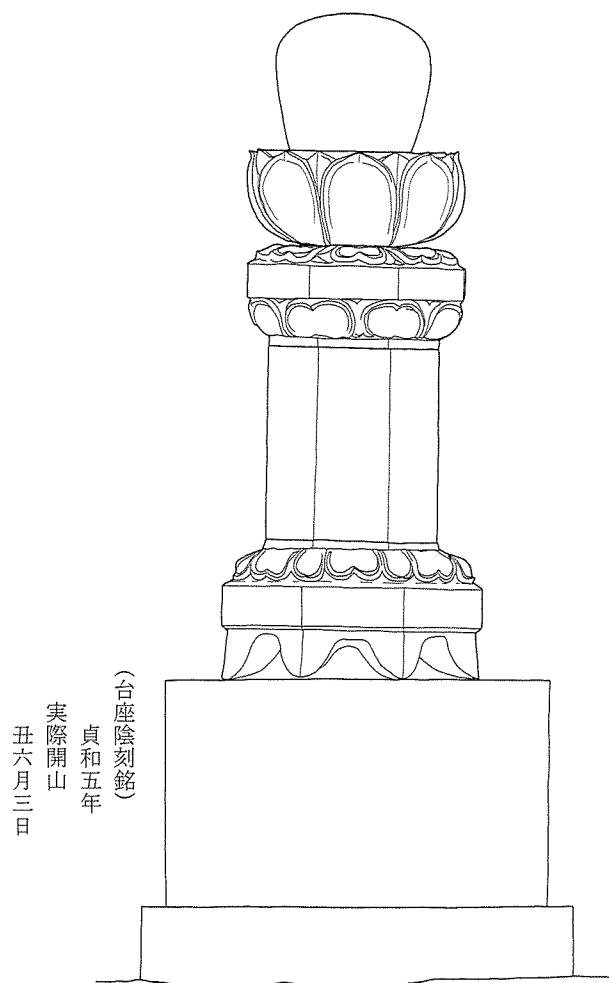


図 22 実際寺開山堂無縫塔

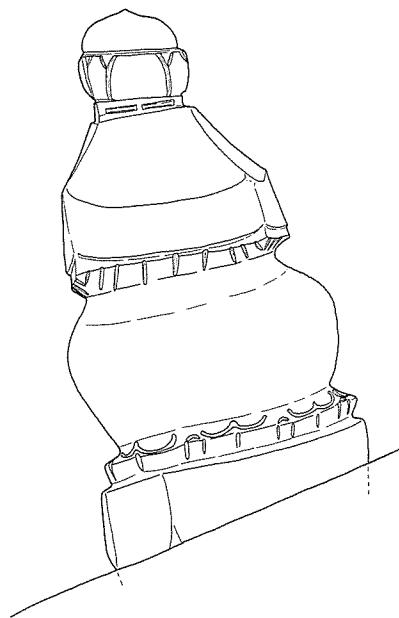


図 26 七郎一石五輪塔

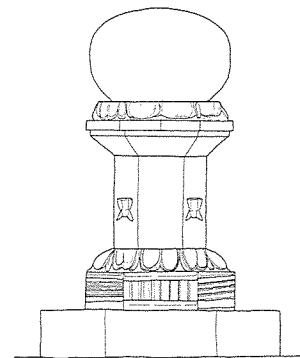


図 25 報恩寺無縫塔（3号）

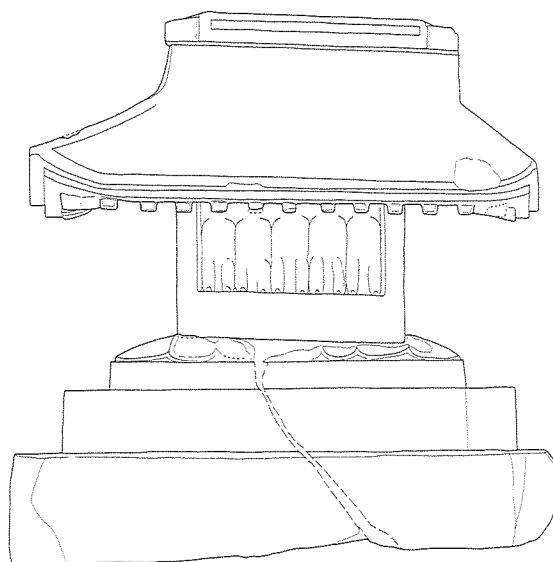
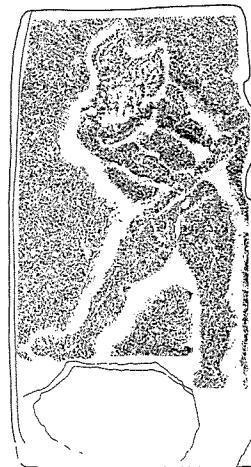


図 27 報恩寺石殿

（柱竿陰刻銘）  
于時應永廿五龍集戊辰三月二日



（柱竿）



2 西福寺国東塔



1 釜ヶ迫国東塔



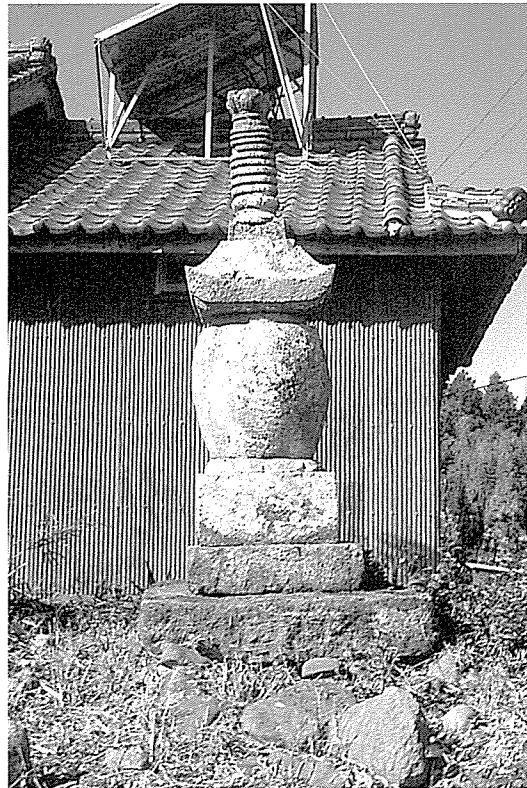
4 木野国東塔



3 大吉堂国東塔



6 桂徳寺宝篋印塔



5 恵良國東塔



8 両子歳神社宝篋印塔



7 中ノ川宝篋印塔



10 泉正寺宝篋印塔



9 護聖寺宝篋印塔



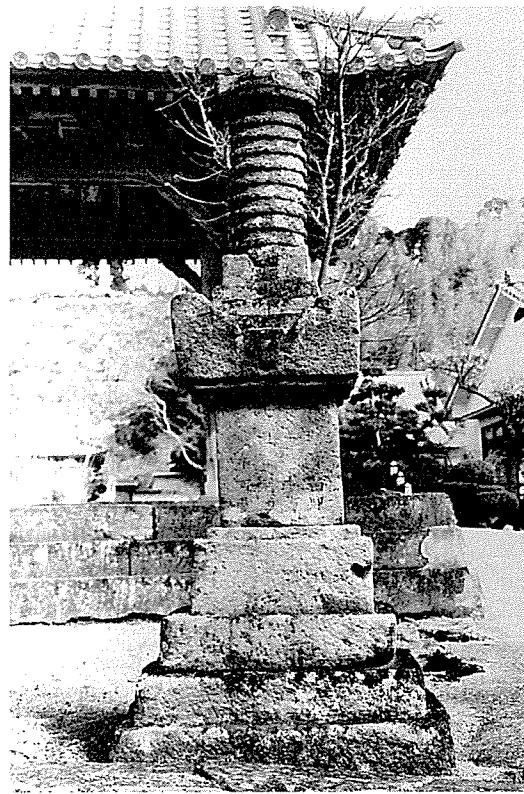
12 報恩寺宝篋印塔（2号）



11 報恩寺宝篋印塔（1号）



14 奈多宮宝箇印塔



13 実際寺宝箇印塔



16 柳井田板碑



15 護聖寺板碑（1号）



18 護聖寺板碑（2号）



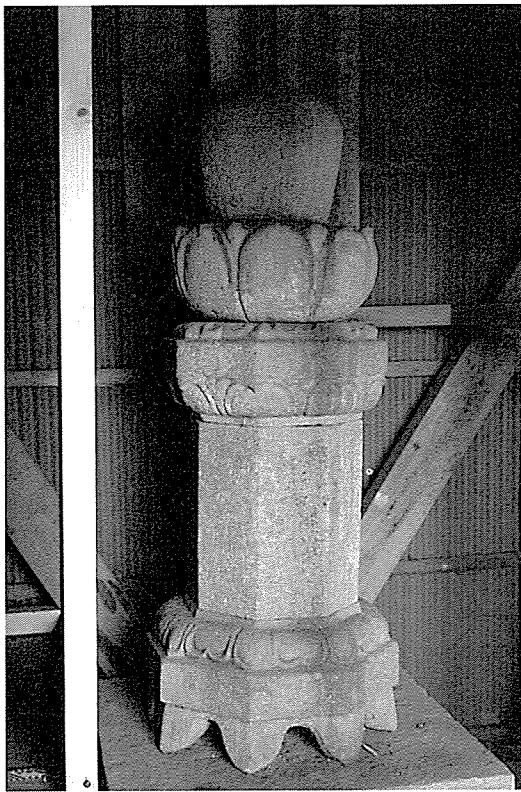
17 岩尾板碑



20 金剛院板碑



19 弁分八坂社板碑



22 実際寺開山堂無縫塔



21 中ノ川板碑



24 報恩寺無縫塔（2号）



23 報恩寺無縫塔（1号）



26 七郎一石五輪塔



25 報恩寺無縫塔（3号）



27 報恩寺石殿

## VI 小字・シコナ一覧

この一覧表は、東国東郡安岐町全域の小字とシコナ（小字内地名）・屋号などを収録したものである。

今回の収録にあたっては、従前の田染莊・都甲莊・香々地莊の調査方法を踏襲し、小字ごとに地番を記すとともに、シコナについても地番表示を行つた。このうち、シコナの収録については一〇〇〇分の一あるいは二〇〇〇分の一地形図の中に聞き取つたシコナを記入し、後に明治二二（一八八九）年～明治二五（一八九二）年編纂の字図によつて地番を確認する方法をとつた。ただし、地番表示のないものはシコナの位置を特定できなかつたところである。今後の調査で確認されたものについては、本編に補遺として掲載することとした。

さて、今回の一覧表に關わつて留意される点を三点ほど指摘しておきたい。

一つは、安岐町大字塩屋および富清で顯著にみられる小字設定の在り方である。例えば大字塩屋では小字番号六〇一に端的に示されているが、一つの小字が一筆から四筆の耕地で構成されている。この他小字番号一二～五一まででも、一〇筆以上の耕地から成るものもあるが、一筆のものも見られ、基本的に小字の設定が細かくなされている。特に筆数の少ない小字が分布する範囲は荒木川右岸の水田部分であり、この一帶での小字設定はシコナ単位に近い形で実施されたことが窺える。このようない状況は、大字富清のうち、旧富永村の領域に属する小字番号一四〇～一五八などに代表されるように、両子川右岸および左岸の集落一帯で顯著である。この他にも、安岐町内では小字設定が細かくなされている地

区があり、ここに從前の調査対象地とは異なる安岐町な特徴を見ることができる。

二点目としては、現在大字塩屋のうち、後掲の一覧で旧横城村分とされた地である。この一帯は俗に荒巻と呼ばれ、荒木川右岸に位置する。本書所収の『国東郡村誌』の横城村の項を見ると、村域について「北ハ西本村ト耕地ヲ接シ田畔ヲ境トス」とあり、『神社明細牒』の横城村大将军所在の八幡社の由緒にも「且西本全村横城村ノ内荒巻ノ氏神」と記されている。ただ、現在の所どの時期から荒巻一帯が横城村であつたことを知ることはできず、何故に山地を越えて横城村が荒木川右岸まで領域としたかは詳らかでない。昭和三十一年の杵築市成立時、この一帯は安岐町に編入され、大字塩屋の一部となつた。一覧では現況の地番を示した。

三点目は、大字油留木の地番についてである。一四一～から始まっていいるが、これは『国東郡村誌』に明記されているとおり、明治八（一八七五）年に油留木村が掛樋村に合併されたことに拠つている。

最後に、シコナの所に付けた記号であるが、◎は二つ以上の小字にまたがるもの、※小字が特定できない地名を示している。なお、判読できなかつた文字については□で示し、地番の特定できないものはシコナのみ表示した。

△ 下原 ▽

一	大海田（一～一四）	二四	中ノ原（九〇〇～九八〇）
二	権田（二五～二八）	二五	大人（九八一～九九一）
三	フクミ（二九～四五）	二六	七ツ枝（九九二～一〇三八）
四	石渡り（四六～八二）	二七	向野（一〇三九～一四五）
五	長迫（八三～一〇四）	二八	野田（一一四六～一七九）
六	キンゼ（一〇五～一二七）	二九	原（一一八〇～一二三五）
七	西迫（一二八～一八六）	三〇	上ノ町（一二三六～一二六二）
八	東カナ（一八七～二五一）	三一	尾合（一二六三～一二九七）
九	西カナ（二五二～二九〇）	三二	南大人（一二九八～一三二五）
一〇	アシ（一九一～三四七）	三三	塔ノ本（一三三六～一三八〇）
一一	土林（三四八～三七三）	三四	菖蒲（一三八一～一四一七）
一二	カナイツ（三七四～四二三）	三五	経塚（一四一八～一四三二）
一三	西小野田（四二四～四四七）	三六	川ヅラ（一四三三～一四四九）
一四	小野田（四四八～五四〇七）	三七	原口（一四五〇～一四五）
一五	熊尾（五〇八～五四〇）	三八	長命（一四九六～一五一四）
一六	神田（五四一～六一一）	三九	イノシシ（一五一五～一五三一）
一七	下神田（六一二～六四二）	四〇	堀ノ内（一五三三～一五六八）
一八	マグミ（六四三～六九三）	四一	西経塚（一五六九～一五九〇）
一九	中尾（六九四～七四九）	四二	上野地（一五九一～一六四五）
二〇	カツラヲ（七五〇～七八五）	四三	松迫（一六四六～一六六八）
二一	金ユリ川（七八六～八二三）	四五	市木（一六六九～一七〇五）
二二	黒川原（八二四～八四七）	四六	寺尾（一七二三～一七六〇）
二三	下野地（八五〇～八九九）	四七	塩入（一七六一～一七八八）
		四八	福地（一七八九～一八〇九）

1オニシ (一七九五・一七九七)

四九 野村 (二八一〇・一八九九)

五〇 貴船 (一九〇〇・一九〇三)

五一 迫 (一九〇四・一九一三)

五二 吉永 (一九一四・一九九五)

1オヒガシ (一九六三)・2スヤ (一九七六)

五三 辻 (一九九六・二〇〇一)

五四 追田 (二〇〇二・二〇一一)

1テラニシ (二〇〇六・二〇〇七)

五五 立畠 (二〇一三・二〇三四)

五六 久保 (二〇三五・二〇六二)

五七 カキソイ (二〇六三・二〇九九)

五八 西喜寺 (二一〇〇・二一〇七)

五九 宝藏寺 (二一〇八・二一・八)

六〇 竹ノ内 (二一・九・二一四二)

六一 利正寺 (二一・四三・二一・六二)

六二 池ノ上 (二一・六三・二一・七一)

六三 千人塚 (二一・七二・二一・九八)

六四 直持庵 (二一・九九・二二・一九)

六五 脇田 (二二・一〇・二三・五四)

1フダバ (二二・一七)

六六 ミナト (二三・五五・二五・二四)

1タビラ (二三・八一)・2海老屋 (二四・七〇)・3ニシ (二四)

八〇・4ドウ (二四・九〇・二五・二四)

六七 猫畠 (二五・一五・二五四一)

1ネコバタケ (二五・三六・二五・三八)

六八 正太郎 (二五・四二・二五・九六)

六九 ツガニソノ (二五・九七・二六・一)

七〇 大太郎 (二六・一二・二六・三)

七一 安田 (二六・三一・二六・八)

七二 潟ノ上 (二六・八七・二六・九)

七三 川原 (二六・九九・二七・四三)

七四 御馬ノ松 (二七・四四・二七・四七)

七五 裏門 (二七・四八・二七・五六)

七六 水吐 (二七・五七・二〇・六〇)

七七 熊谷寺 (二七・六一・二七・七六)

七八 下池 (二七・七七・二八・一)

七九 煙田 (二八・一・二・二八・五)

八〇 中ノ切 (二八・五二・二八・八)

八一 井手口 (二八・八四・二九・一)

八二 亀井 (二九・一・三・二九・三)

八三 北堀 (二九・三六・二九・五九)

八四 長若寺 (二九・六〇・二九・七)

八五 門口 (二九・七三・三〇・〇)

八六 西出口 (三〇・〇一・三〇・一)

1オオニシ (三〇・一)

八七 南堀 (三〇・二〇・三〇・三)

八八 町 (三〇・三五・三〇・六)

八九 内堀 (三〇・六九・三〇・八)

九〇 小丸 (三〇・八三・三・〇)

## 八 塩屋 ▼

- 一 シンガイ (一~八三)
- 1 シング (五〇・五一)
- 二 新田 (八四~一〇六)
- 三 川原 (一〇七~一〇八)
- 四 北ノ田 (一〇九~一一八)
- 五 塩屋 (一一九~一二一)
- 六 松堀 (一二三)
- 七 水口後 (一三三~一三六)
- 八 水口 (一三七~一三八)
- 九 神ノ木 (一三九)
- 一〇 アゲ (一四〇)
- 一一 丸ムタ (一四二)
- 一二 用作 (一四二~一四九)
- 一三 門ノフケ (一五〇~一五二)
- 一四 西新田 (一五三~一五六)
- 一五 煙田 (一五七~一七二)
- 一六 イノキ田 (一七三~一七六)
- 一 シンガイ (一~八三)
- 1 シング (五〇・五一)
- 二 新田 (八四~一〇六)
- 三 川原 (一〇七~一〇八)
- 四 北ノ田 (一〇九~一一八)
- 五 塩屋 (一一九~一二一)
- 六 松堀 (一二三)
- 七 水口後 (一三三~一三六)
- 八 水口 (一三七~一三八)
- 九 神ノ木 (一三九)
- 一〇 アゲ (一四〇)
- 一一 丸ムタ (一四二)
- 一二 用作 (一四二~一四九)
- 一三 門ノフケ (一五〇~一五二)
- 一四 西新田 (一五三~一五六)
- 一五 煙田 (一五七~一七二)
- 一六 イノキ田 (一七三~一七六)

- 九一 天守 (三一〇~三一二〇)
- 九二 本丸 (三一三~三一三八)
- 1 シオヤ (三一四六)
- 九三 ホキ (三一三九~三一七四)
- 1 イチャ (三一七〇)
- 一七 大地 (一七七~一八六)
- 一八 アノウ (一八七~一九二)
- 一九 横枕 (一九二)
- 二〇 宮畑 (一九三~一九六)
- 二一 田高田 (一九九~二〇五)
- 二二 橋ノ本 (一九九~二〇五)
- 二三 高田 (一〇六~二一二)
- 二四 長田 (一一三~一二四)
- 二五 ヲミ島 (一一五~一二二)
- 二六 フケ (一二二)
- 二七 氏那 (二二三~二三〇)
- 二八 カノ本 (二二一~二四五)
- 二九 溝添 (二四六~二四七)
- 三〇 藏ノ田 (二四八~二五七)
- 三一 脇子付 (二五八~二六六)
- 三二 小徳田 (二六七~二七一)
- 三三 鎌ヲサ (二七二)
- 三四 美盛 (二七三~二七七)
- 三五 塩田 (二七八~二八八)
- 三六 ハシノ本 (二八九)
- 三七 室 (二九〇~二九八)
- 三八 古屋敷 (二九九~三〇六)
- 三九 内ノ田 (三〇七~三〇九)
- 四〇 清内 (三一〇~三一一三)
- 四一 松本 (三二三~三三九)

四二	長畑 (三四〇～三五三)	六六	西 (七一二～七一五)
四三	屋敷田 (三五四～三六九)	六七	1◎白石 (七一四) 西迫口 (七一六～七一七)
四四	彦代 (三七〇～三八二)	六八	自石上 (七一八～七二五) 1◎白石 (七一七)
四五	白石下 (三八三～四〇四)	六九	自石 (七二六～七六〇) 1オオニシ (七二六)・2◎白石 (七二六・七三七・七三八・ 七五八)
四六	シホウ (四〇五～四〇九)	七〇	原口 (七六一～七八七) 1◎白石 (七六一・七六二・七六六・七六七)
四七	西池下 (四一〇～四一三)	七一	谷 (七八八～八〇三)
四八	仁入 (四一四～四一九)	七二	後原口 (八〇四～八〇六)
四九	山田 (四二〇～四三〇)	七三	アザミ (八〇七～八〇八) 1◎白石 (八〇七)
五十	沖 (四三一～四三八)	七四	東迫 (八〇九～八二三)
五一	四十田 (四三九)	七五	上ノ畑 (八二四～八二八)
五二	下ノ山 (四四〇～四四四)	七六	屋敷 (八二九～八三四)
五三	イヨノ下 (四四五～四八〇)	七七	ヘヤ (八三五～八四二) 1ヘヤ (八三五) 2◎サンゲンマチ (八三七・八四〇)
五四	1ミヤデン (四六二)	七八	横谷 (八四三～八九〇)
五五	平田 (四八一～五〇一)	七九	黒土 (八九一～九五六)
五六	御馬田 (五〇三～五一〇)		
五七	アシユウ (五一～五五〇)		
五八	犬ホウシ (五五一～六一六)		
五九	幸神 (六一七～六一八)		
六〇	外畑 (六一九～六三二)		
六一	ウラ (六三三～六三五)		
六二	リョウ (六三六～六六五)		
六三	塔ノ本 (六六六～六七三)		
六四	尾バナ (六七四～六九九)		
六五	井ノ尻 (七〇〇)		
六五	西迫 (七〇一～七一一)		

八一	向 (九六四～九八八)	キサンダ (二〇九二～二一三一)
八二	伊予野 (九八九～一〇四八)	宮ノ下 (二二三二～二一七〇)
	1コーヤ (九九〇・九九二・九九五～九九七)・2ヨノ (一〇一六・一〇一八・一〇二〇・一〇二八・一〇三三)	溝瀬 (二二七一～二一八一)
八三	原 (一〇四九～一四二)	
八四	伊予ノ原 (一一四三～一三〇一)	
八五	小金田 (一三〇三～一三二四)	
八六	ホキ (一三三五～一五五〇)	
八七	前 (一五五一～一五六六)	
八九	塚山 (一五九三～一六〇〇)	
八八	水吳 (一五六七～一五九二)	1◎サンダンマチ (一五五三～一五六二)
九〇	池下 (一六〇一～一六〇四)	
九一	ハマ (一六〇五～一八七四)	
九二	大水谷 (一八七五)	1コーヤ (一六五九)・2ゴマツ (一七二九)
九三	殿山 (一八七六～一八七八)	
〈旧横城村分〉		
	大將軍 (一八七九～一九〇八)	
	谷迫 (一九〇九～一九六七)	
	1タニ (一九四〇・一九五一)	
	緑リ (一九六八～二〇六三)	
	ミフ (一〇六四～二〇九二)	
	1マエ (一〇六四・二〇六五)	

△ 馬 場 ▽

一	陣山 (一)	一	陣山 (一)	一	陣山 (一)
二	アカ (一～一一)	二	アカ (一～一一)	二	アカ (一～一一)
三	ヲニ (二二～三二)	三	ヲニ (二二～三二)	三	ヲニ (二二～三二)
四	アシ (三三～六八)	四	アシ (三三～六八)	四	アシ (三三～六八)
五	山神 (六九～一三一)	五	山神 (六九～一三一)	五	山神 (六九～一三一)
六	大石 (一三三～一五五)	六	大石 (一三三～一五五)	六	大石 (一三三～一五五)
七	原 (一五六～一三〇)	七	原 (一五六～一三〇)	七	原 (一五六～一三〇)
八	ナカサコ (二三一～二三六)	八	ナカサコ (二三一～二三六)	八	ナカサコ (二三一～二三六)
九	西平 (二三七～二四三)	九	西平 (二三七～二四三)	九	西平 (二三七～二四三)
一〇	池ノ下 (二四四～二五三)	一〇	池ノ下 (二四四～二五三)	一〇	池ノ下 (二四四～二五三)
一一	タタラ (二五四)	一一	タタラ (二五四)	一一	タタラ (二五四)
一二	中ノ尾 (二五五～二八〇)	一二	中ノ尾 (二五五～二八〇)	一二	中ノ尾 (二五五～二八〇)
一三	黒林 (二八一～三六六)	一三	黒林 (二八一～三六六)	一三	黒林 (二八一～三六六)
一四	樋ノ木 (三六七～三六八)	一四	樋ノ木 (三六七～三六八)	一四	樋ノ木 (三六七～三六八)
一五	ハルシタ (三六九～三八一)	一五	ハルシタ (三六九～三八一)	一五	ハルシタ (三六九～三八一)
一六	クズシ (三八二～三八七)	一六	クズシ (三八二～三八七)	一六	クズシ (三八二～三八七)
一七	タナ (三八八～三九四)	一七	タナ (三八八～三九四)	一七	タナ (三八八～三九四)
一八	ヲヤマダ (三九五～四〇一)	一八	ヲヤマダ (三九五～四〇一)	一八	ヲヤマダ (三九五～四〇一)
一九	ヒラエ (四〇二～四一〇)	一九	ヒラエ (四〇二～四一〇)	一九	ヒラエ (四〇二～四一〇)

二〇 カラキ (四一～四二〇)  
二一 ハヤシ (四二一～四九八)  
二二 ケリキ (四九九～五四五)  
二三 子ギテ (五四六～六三五)  
二四 カハツラ (六三六～六六一)  
二五 トクゼ (六六二～六六四)  
二六 マエ (六六五～七六三)

1フルテヤ (一九七)・2カジヤ (一一三七)  
四三 コショウジ (一一四三～一二七九)

四五 下大田 (一三一七～一三六六)  
四六 ナリマツ (一三六七～一三八八)  
四七 マツタケ (二三八九～一五二七)

四八 井尻 (一五一八～一五四九)  
一イギリ (一四五五)・2アンノウエ (一五四〇)  
四九 ノブヨシ (一五五〇～一六四〇)  
一ノブヨシ (一五七一)・2オシャモト (一五九〇)・3ナカ  
ダ (一六二八)

五〇 サコ (一六四一～一七一四)  
一サコ (一六五〇・一六五一)

五一 ヒラ (一七二五～一八四七)  
五二 タニ (一八四八～一九二九)

五三 カラス山 (一九三〇～一九八〇)  
五四 ヒラマツ (一九八一～二〇〇二)

五五 柳迫 (二〇〇三～二〇一五)  
五六 ヒラバル (二〇一六～二〇四三)

五七 出口 (二〇四四～二〇七五)  
五八 アゲノ田 (二〇七六～一一二二)  
五九 カキホコ (一一二三～一一四八)  
六〇 ミノベ (一一四九～二二九八)

六一 提迫 (一一九九～二四五)

三九 コヤ (一〇三〇～一〇七二)  
四〇 中川原 (一〇七三～一一五)  
四一 下堀田 (一一六～一一九四)  
四二 マンドコロ (一一九五～一二四二)

八 瀬 戸 田▽

- 一 仁王（一～八八）
- 二 西ノ平（八九～二三三）
- 三 山首（二二四～二八二）  
1オオニシ（一三八）
- 四 ショウジ（二八二～三一四）
- 五 伊勢平（三一五～三九五）
- 六 杉園（三九六～四四六）  
1イセヤ（四三五）・2ミヤモト（四四一）
- 七 山ヶヤシキ（四四七～四六六）
- 八 福正司（四六七～五一〇）
- 九 石代（五一～五四七）
- 一〇 下藤田（五四八～五九六）
- 一一 藤田（五九七～六二六）
- 一二 土屋（六二七～六五三）
- 一三 末永（六五四～六九五）
- 一四 岡本（六九六～七三八）
- 一五 六ツ枝（七三九～七八二）
- 一六 菊瀬（七八三～八〇二）
- 一七 小川（八〇三～八四〇）  
1オオウエ（七一三）
- 一八 レンガン（八〇七付近）

八 西 本 ▽

- 一九 西ノ原（八六五～八七五）
- 二〇 安旨山（八七六～八七九）
- 二一 安旨（八八〇～九一〇）
- 二二 五田（九一～九二七）
- 二三 黒土（九二八～九七〇）  
1ヤネ（九四五付近）
- 二四 迫椿（九七一～一〇一三）
- 二五 鳥越（一〇一四～一〇九〇）
- 二六 カラミ（一〇九一～一五一）
- 二七 井手ノ原（一一五二～一二〇八）
- 二八 上下（一一〇九～一一三三）
- 二九 椿（一一三四～一二六三）
- 三〇 油津リハ（一二六四～一二九二）
- 三一 西椿（一二九三～一三一三）
- 三二 上下谷（一三一四～一三四六）
- 三三 恵良（一三四七～一五二九）  
1コイチロウ（一四〇三脇）・2イツキ（一五〇一～一五〇五・一五〇八～一五一・一五一四）・3ハシノダン（一四〇七）
- 三四 田平（一五三〇～一五九二）

三 水アリ (一三〇～一八二)  
1 オイデン (一三九東)  
四 山ノ田 (一八二～二一〇)  
五 木野 (二一一～三五五)

1 ニシビラ (二一七)・2 ナカマ (三一〇)

六 大明神 (三五六～四〇三)

七 高辻 (四〇四～四四九)  
八 作田 (四五〇～五四〇)

九 藤ヶ迫 (五四一～六一一)  
一〇 二月田 (六一三～六四七)

一一 内迫 (六四八～七三〇)

一二 庚申 (七三一～七六三)  
一三 三府 (七六四～八三六)

一四 田中 (八三七～八八一)

一五 田中前 (八八一～九〇七)

一六 平野 (九〇八～九九四)  
一七 清水 (九九五～一〇四四)

一八 園田 (一〇四五～一〇七八)

一九 黒川原 (一〇七九～一一二)  
二〇 下西本 (一一二三～一二八七)

1 オイデン (一二八一)  
1 オイデン (一二八一)

## △ 中園 ∇

一 大道 (一～八七)

1 クラヤシキ (四〇)・2 カジヤ (七〇)

二 光広 (八八～一三八)  
1 タロマル (一一・一一四)

三 西山田 (一三九～一四九)

四 見分田 (一五〇～一九〇)

五 荒木 (一九一～二〇九)  
六 下荒木 (二一〇～二二五)

七 流 (二二六～二八二)

1 ◎オヒマチデン (御日待田) (二八二)

八 川ベタ (二八三～三三二)

1 ◎ヤトウデン (夜灯田) (二九八)

九 藏所 (三三三～三五五)

1 シタグチ (三二三北西隅)・2 ◎ヤトウデン (夜灯田) (三

一〇 トガリ (三五六～三七六)

一一 白掛 (三七七～四一一)

一二 城畑 (四一二～四四〇)

一三 竿 (四四一～四七二)

一一 嶋廻 (一二八八～一三四〇)  
一一 フナコテ (一三四一～一四〇二二)

一一 平原 (一四〇三～一四六九)

- 一四 高原 (四七三～五九六)
- 一五 四反田 (五九七～六三〇)
- 一六 黒田 (六三一～六五五)
- 一七 六反田 (六五六～六七二)
- 一八 中川原 (六七三～七二六)
- 一九 石田 (七二七～七六五)
- 二〇 柳田 (七六六～七九二)
- 二一 才田 (七九三～八一二)
- 二二 池田 (八一三～八四〇)
- 二三 森田 (八四一～八六四)
- 一◎アマダ (七三六～七四三・七四七・七四八)・2◎古神田 (七六四)
- 二四 天神面 (八六五～八七八)
- 一イワサキ (四四二)・2オク (四六六)
- 一四 高原 (四七三～五九六)
- 一五 買漆 (八七九～八八四)
- 一六 五反田 (八八五～九一二)
- 一七 覚安寺 (九一三～九三四)
- 一八 川原 (九三五～九六八)
- 一九 小松竹 (九六九～九九四)
- 二〇 地原 (九九五～一〇一八)
- 二一 金比羅田 (一〇〇七一一)・2イナリヂン (一〇〇七一一)
- 二二 沢掛 (一〇一九～一〇八〇)
- 二三 スナガワ (一〇八一～一〇九七)
- 二四 天神面 (八六五～八七八)
- 一テングジンメン (八六五)
- 二五 買漆 (八七九～八八四)
- 二六 五反田 (八八五～九一二)
- 二七 覚安寺 (九一三～九三四)
- 二八 川原 (九三五～九六八)
- 二九 小松竹 (九六九～九九四)
- 三〇 地原 (九九五～一〇一八)
- 三一 沢掛 (一〇一九～一〇八〇)
- 三二 スナガワ (一〇八一～一〇九七)
- 三三 川ノ上 (一〇九八～一一五三)
- 一 大道 (一～五四)
- 一 ヤマシロ (一五)・2ニシヤマシロ (二〇)・3スナワラ (二四)
- 二 西ノ園 (五五～七七)
- 三 ヒヨウノ田 (七八～一〇六)
- 四 長貫 (一〇七～一二九)
- 五 大通寺 (二三〇～一六〇)
- 六 上野 (一六一～三三九)
- 七 宮ノ本 (三三〇～三四三)
- 1◎オヒマチデン (御日待田) (八〇六)
- 1アカツチ (八三〇)・2マロサ (八三九)
- 1◎古神田 (八四五)・2モリバタケ (八五六・八五七)

八 七反坪 (三四四～三七八)  
 1◎ミヤデン (三四四～三六一)  
 九 クグチ田 (三七九～三九九)  
 1トウモト (三八五～三八七)

### △ 吉 松 ▽

二六 ヤケノ (二二九六～一二九七)	一〇 五反田 (四〇〇～四四一)
二七 明戸木 (二二九八～一二九九)	一一 小田 (四四二～四四九)
	一二 小路畠 (四五〇～五一二)
	一ヒガシヤシキ (四七四)
	二 中川原 (五一三～五六七)
	三四 番畠 (五六八～六一二)
	一五 片峯 (五九九)
	一六 福園 (六一三～六六一)
	一七 フルヤシキ (六一六～六一八)・2ミナクチ (六四二)
	一八 宮ノ西 (六六二～六七〇)
	一九 台 (六七一～六九五)
	二〇 西山 (六九六～七八四)
	二一 通山 (七八五～八三六)
	二二 内山 (八三七～九七七)
	二三 内ヶ畠 (九七八～一五三)
	二四 オオヒガシ (一一〇四)・2ナカ (一一四五)・3オオニシ (一一五三)
	二五 内ヶ畠前 (一一五四～一一七二)
	二六 長葉山 (一一七三～一一〇四)
	二七 内山ノ上 (一一〇五～一一四六)
	二八 マイフチ (一一四七～一一九五)
	二九 鶴戸 (一一九〇～三三一一)
	二九 魚ツル (三三二～三五七)
	二一 インキョ (三三四)・2◎ミヤノシタ (三三五七)
	二二 立中 (三五八～三八一)
	二三 1◎ミヤノシタ (三五八)
	二四 鳥越 (三八二～四一〇)
	二五 宮ノ下 (四一～四三六)

一三	塚ノ本（四三七～四七七）	一四	広畑（四七八～四九二）
一五	寺ヶ谷（四九三～五一六）	一六	六ツ枝（五一七～五三九）
一七	油留木越（五四〇～五五一）	一八	久保田（五五二～六一八）
一九	胡麻尻（六一九～六四三）	二〇	岩ノ西（六四四～六六二）
二一	水志（六六三～六九四）	二二	長迫（六九五～七一六）
二三	ヲノハナ（七一七～七三二）	二四	上平原（七三三～七五二）
二五	三ツ石（七五三～七九八）	二六	長尾（七九九～八一三）
二七	1ボウヅクリ（七七九～八〇一）	二八	役蔵（八一四～八二四）
二九	松堀（八二五～八三八）	三〇	榎鶴（八三九～八五七）
三一	大坪（八五八～八八五）	三二	1ヒナタ（八七四～八七六）
三三	桑原（八八六～九〇九）	一ヤマウチ（八九〇）	森ノ元（九一〇～九五六）

三四	ユノ木（九九四～一〇二〇）	三五	今ヤシキ（一〇二一～一〇四五）
三六	立道（一〇四八～一〇七一）	三七	楠坂（一〇七二～一一〇四）
三八	半ノ木（一一〇五～一二七）	三九	宮ノ上（一一二八～一六三）
四〇	宮ノ西（一一六四～一八七）	四一	ケイチン（一一八八～一二三六）
四二	石原（一二三七～一二四九）	四三	宮ノ前（一二五〇～一二九四）
四四	トシャク（一二九五～一三一六）	四五	竹ノ上（一三一七～一三四八）
四六	ヤシキ（一三四九～一三九六）	四七	1インキョ（一三五六）
四八	田尾（一四三二～一四九五）	四九	藤ヶ尾（一三九七～一四三二）
五〇	一ツオサ（一四九六～一五五二）	五一	田尾（一四三二～一四九五）
五一	浅苦（一五五二～一五九〇）	五二	中ノ迫（一六一五～一六二六）
五三	チシャノキ（一五九一～一六一四）	五三	細工（一六二七～一六七三）

五四	西ヶ坂 (一六七四～一七〇八)	七二	赤井 (二四一〇～二四四七)
五五	ササケ平 (一七一二～一七六一)	七三	同免 (一四四八～一四八六)
五六	ホクソ (一七六三～一八四三)	七四	水付 (一四八七～二五一五)
五七	向 (一八四四～一八六一)	七五	草場浦山 (二五一六～二五三四)
五八	岡 (一八六二～一九〇三)	七六	上 (二五三五～二五五四)
五九	物津 (一九〇四～一九二八)	七七	草場ノ上 (二五五五～二五七四)
六〇	馬ノ瀬ヨリ西 (一九二九～一九五一)	七八	七ツ江 (二五七五～二六五〇)
六一	山ノ上 (一九五二～二〇〇三)	七九	1ヒガシ (二五八八)・2ナカ (二五九〇)・3ヘヤ (二六一五)・4インキョ (二六二二)・5ウエ (二六二四)・6タバタ (二六三一)
六二	園田 (二〇〇四～二〇三九)	八〇	柿木田 (二六五一～二六九五)
六三	古神田 (二〇四〇～二〇五四)	八一	井手ノ上 (二六九六～二七四八)
六四	鼻崎 (二〇五五～二〇七一)	八二	1ホウキヤマ (二七三六)
六五	下ヶ平 (二〇七二～二一三四)	八三	溝ヶ平 (二七四九～二七七九)
	1ナカ (二〇八三)・2ヒガシ (二〇八四)・3ムコンヤマ (二一一一〇)	八四	野々山田 (二七八〇～二八〇六)
六六	後 (二二三六～二一六八)	八五	苦ヶ坂 (二八〇七～二八二四)
六七	出口 (二一六九～二二二八)	八六	シリナシ (二八二五～二八四四)
	1デグチ (二一九五)	八七	土地吉 (二八四五～二八七二)
六八	地蔵 (二二二九～二二八二、二二八四)	八八	ニタバ (二八七三～二九一一)
	1タナカ (二二四三)	八九	小迫 (二九一二～二九二九)
六九	平原 (二二八三～二二八五、二三三一)	東 (二九三〇～二九五五)	一ヒガツセ (二九三六)・2シタンヤシキ (二九五一)
	1サコ (二二八三)・2ヒラバル (二二九九・二三三一)	九〇	上ノ谷 (二九五六～二九八三)
七〇	中尾 (二二三二四～二二八九)	九一	ワサダ (二九八四～三〇二八)
七一	大平 (二三九〇～一四〇)	九二	広永 (三〇二九～三〇八二)

- △ 挂 樋 △
- 一 藤ヶ谷（一九三）
  - 二 下藤ヶ谷（九四一三六）
  - 三 向野（一三七二五七）
  - 1 アミダドウ（二二五）・2クリュウ（二四七・二四八・二五二・二五三）
  - 四 大平（二五八二八八）
  - 五 鳴川（一八九三七八）
- 九三 貴船本（三〇八三～三一〇八）
  - 九四 楠田（三一〇九～三一四四）
  - 九五 行安（三一四五～三一六七）
  - 九六 トフノフ（三一六八～三三〇四）
  - 九七 東トフノフ（三二〇五～三二一〇）
  - 九八 小ヤブ（三一一一～三二三〇）
  - 1 ニシ（三一一一～三二一〇）・2オカ（三一一一六）
  - 九九 丸田（三一三一～三二六六）
  - 一〇〇 ヲヤブ（三二六七～三三九九）
  - 一〇一 仁王平（三三〇〇～三三四四）
  - 一〇二 セバケ谷（三三四五～三三五二）
  - 一〇三 ミノベケ平（三三五三～三三七八、三四六三～三四六四）
  - 一〇四 引田（三三七九～三四〇三、三四一四）
  - 一〇五 ミノベ（三三〇四～三四一三、三四一五～三四四八）
  - 一〇六 大入道（三四四九～三四五七）
  - 一〇七 北西（一一三七～一一〇〇）
  - 一〇八 田ノ口（一〇六一～一三六）
  - 一〇九 ヒガシ（一〇八〇）・2ウエ（一一〇四）・3ニシ（一一〇七）
  - 一一〇 荒井（一二〇一～一一五四）
  - 一一一 アライ（一一三一・一一三一）
- 六 阿弥陀ヶ平（三七九～四四〇）
  - 七 小野（四四一～五七八）
  - 八 1 コーヤ（四四二）・2タナカ（五四二）
  - 九 大魔（五七九～六二九）
  - 一〇 須藤寺（六三〇～六八五）
  - 一一 篓（七六八～九一〇）
  - 一一二 1 ゴンゲンイワ（七八七付近）・タナカ（八二九）・3タカギ（八三一）・4フカタ（八五二・八五三）・5カマオサ（八五〇西）・6オシキオサ（八五六東）・7オサキ（八五七・八五八）
  - 一一三 鬼下（九三三～九七六）
  - 一一四 成澄（九七七～一〇一七）
  - 一一五 城園（一〇一八～一〇六〇）
  - 一一六 西ヶ坪（九一一～九三一）

一九 長野 (一二五五～三六七)  
 二〇 春祭 (一三六八～一四〇九)  
 一 クルマヤ (一三八六)・2ウサデン (宇佐田) (一三八九)  
 二 後野 (一四一〇)  
 一 中ノ迫 (一四一一～一四八六)  
 二 向田 (一四八七～一五二三)  
 三 ホキノ上 (一五三四～一六四九)  
 1ソウズガモト (一五三四)・2トウダン (一五四六)・3ト  
 ウモト (一六一)  
 四 口ノ坪 (一六五〇～一七九〇)  
 1カゲヒラ (一六六九・一七一〇～二四)・2ミヤノタ (一七  
 ○五付近)

五 チサノ木 (一七九一～一八四八)  
 六 佐野木田 (一八四九～一八六八)  
 七 蜘取 (一八六九～二〇五四)  
 1スケジュウ (三〇一九・二〇一〇・二〇三九)  
 八 水ヶ迫 (二〇五五～二一二五)  
 1コウヤ (二〇九三)  
 九 中ノ迫越 (一一二六～一二八四)  
 一〇 寺ノ迫 (二二一八五～二四〇三)  
 一一 奥ヶ迫越 (一四〇四～一五三四)  
 1クボタ (二四五四)

一二 長迫越 (二五三五～二六九三)  
 一三 北高地 (二六九四～二七五七)  
 一四 大徳越 (二七五八～二八一五)  
 一五 台良 (二八一六～二九五九)  
 一六 水無 (二九六〇～二九八二)  
 一七 神ノ平 (三九八二～三一一四)  
 一八 塔ノ尾 (三一一五～三三四五)  
 一九 下ケ迫 (三二四六～三三八三)  
 二〇 久保田 (三三八四～三四六八)  
 一ヒナタ (三四一九)  
 二一 尾迫 (三四六九～三五六〇)  
 一オサコ (三四八九・三五〇六)  
 二二 前田 (三五六一～三六七九)  
 1オヒマチデン (三五七七・七八)・2タブチ (三五九三) 3  
 ナカ (三五九四)・4オオニン (三五九五)・5ナガバタケ (三  
 六三七)・6ヒガシ (三六五七)・7◎ワイラガサコ (三六六

八〇七四・三六七八・七九)

二三 ワイラガ迫 (三六八〇～三七三八)

一◎ワイラガサコ (三六八〇～八四・三六九〇～九二・三六

九四～九七)

三四 山ノ神 (三七三九～三八二四)

一ヤマノカミ (三七四四～五四・三七六一～六七・三七七〇～

八二・三七九〇～九二・三七九九・三八〇〇)

二五 鏡石 (三八二五～三九〇二)

一五 木墓 (七一七～七七三)

1タニヤシキ (七一八)・2タニガシラ (七二五)・3ヘヤ (七

四〇)・4ドウノシタ (七六六)

一六 藤工原 (七七四～八二六)

一七 今在家 (八二七～八四九)

一八 走水 (八五〇～八八九)

一九 西ヶ谷 (八九〇～九〇六)

二〇 小城ヶ谷 (九〇七～九二四)

二一 妙見 (九二五～九五四)

二二 三郎坊 (九五五～九七二)

二三 船光 (九七三～一〇二二)

二四 野原 (一〇二三～一〇五六)

二五 カイモチ (一〇五七～一一一六)

二六 徳永 (一一一七～一一五二)

一◎リューツ (柳津) (五六七・五七一)

二二 大坪 (五七三～六二二)

1◎リューツ (柳津) (五七九・五八〇・五九六)

一三 保正庵 (六二三～六五一)

1ホウシヤノヒガシ (六三四)・2ホウシヤノマエ (六三七)・

3ホウシヤノニシ (六四九)

一四 三郎丸 (六五二～七一六)

1オクンヤシキ (六五九)・2ナカンニシ (六六一)・3シン  
タク (六八九)・4オオスエ (七〇四)・5ナカノヒガシ (七

〇五)・6シタンヤシキヒガシ (七〇八)・7シタンヤシキニ  
シ (七一〇)・8シタ (七一二)

## △ 下山口 ▽

一 石ノ田 (一～四二)

二 延吉 (四二～八一)

三 上鶴 (八二～二九三)

四 重尾 (三九四～三三七)

五 深迫 (三三八～三八二)

六 小原 (三八二～四〇九)

七 向田 (四一〇～四二五)

一ムカイダ (四二二)

八 下小原 (四二六～四八二)

九 行安 (四八三～五三六)

一〇 一ノ坪 (五三七～五五六)

一一 立道 (五五七～五七二)

一シゲノ (一一四七)

二七 大間 (一一五三～一一七二)

- 1ダイヤ (一六一)
- 二八 城ノ越 (一七二・一八三)
- 二九 菩提司 (一八四・一一三八)
- 三〇 紺屋鼻 (一二三九・一二九七)
- 三一 山ノ神 (一二九八・一三三二)
- 三二 エコ烟 (一三三三・一三七三)
- 三三 下山 (一三七四・一四三七)
- 三四 堤 (一四三八・一四四四)
- 三五 丸山 (一四五五・一四五五)
- 1マルヤマ (一四五三・一四五九)・2インキヨヤ (一四六九)
- 三六 京田 (一四九六・一五九九)
- 1ヒガシ (一五三八)・2シモンタ (一五三九・一五四〇)・  
3キド (一五四四・一五八八)・4ウエンイエ (一五五五)
- 三七 上徳 (一六〇〇・一六三二)
- 1ジヨウトク (一六二一・一六二三・一六二八・一六二九)
- 三八 下ノ田 (一六三三・一六四六)
- 三九 尾ノ鼻 (一六四七・一六九六)
- 四〇 ユウノ木 (一六九七・一七三一)
- 四一 南行安 (一七三三・一七七五)
- 1ユキヤス (一七三六)・2サルデン (一七七四・一七七五付)
- 近)
- 二 サヲタ (二八・四七)
- 三 平ヲサ (四八・七二)
- 四 カイマイ (七三・一五八)
- 五 迫 (一五九・二二八)
- 六 六地蔵 (二二九・二五六)
- 七 重尾 (二五七・二八〇)
- 八 ツツ井 (二八一・三〇一)
- 九 中島 (三〇三・三〇七)
- 一〇 半田 (三〇八・三二二)
- 一一 カ子石 (三二三・三三一)
- 一二 実次 (三三三・三四八)
- 一三 清水 (三四九・四〇四)
- 一四 元屋敷 (四〇五・四三五)
- 一五 カウソフ (四三六・四四五)
- 一六 西ノタ (四四六・五〇一)
- 1ドウノシタ (四五一)
- 一七 平西 (五〇三・五四九)
- 1ヒラニシ (五二六)
- 一八 シンカイ (五〇五・六〇三)
- 一九 番ソイ (六〇四・六一五)
- 二〇 ノダ (六一六・六六三)
- 1ニシノダ (六三三)

八 山 口 ヴ

一 大坪 (一・二七)

二一	下深田（六六四～七〇一）	四三	渋柿（一三二七～一三八〇）
二二	下川原（七〇二～七二五）	四四	流田（一三八一～一四〇一）
二三	了仙成（七二六～七五〇）	四五	小岩鼻（一四〇二～一四二三）
三四	鼠迫（七五一～七七二）	四六	松ノ木（一四二四～一四四六）
四五	立山（七七三～七八四）	四七	ムキシリ（一四四七～一四六一）
五六	ツゝミ（七八五～七八八）	四八	遺ヶ迫（一四六二～一四七九）
二六	サゝヲ（七八九～八二二）	四九	山田（一四八〇～一五三六）
二七	イモホリ（八二三～八三四）	五〇	水ヶ本（一五三七～一五五二）
二八	四郎迫（八三五～九〇八）	五一	乱橋（一五五二～一六二五）
二九	1シタシロ（八五六）・2シロ（八六四）	五二	畠中（一六二六～一六五八）
三〇	畠ノ辻（九〇九～九二四）	五三	七郎田（一六五九～一七二七）
三一	徳市（九二五～九三二）	五四	穴田（一七二八～一七七一）
三二	1◎トクイチ（九二七）	五五	1シタノヤ（一七三二）
三三	小原田（九三三～九八三）	五五	ハナヤシキ（一七七一～一七八三）
三四	1◎トクイチ（九七二・九七七）	五五	1ハナヤシキ（一七八一）
三五	ソヲス（九八四～九九〇）	五六	小ヶ倉（一七八四～一八五六）
三六	中川原（九九一～九九七）	五七	丸田（一八五七～一八六三）
三七	中山（一〇四七～一〇五九）	五八	楠（一八六四～一八八四）
三八	ソノタ（九九八～一〇三七）	五九	上川原（一八八五～一九〇五）
三九	東竹ノ下（一〇三八～一〇四六）	六〇	ヲヘキ（一九〇六～一九九三）
四〇	南ケ迫（一〇七九～一一三六）	六一	西ノ久保（一九九四～二〇二一）
四一	フンワラ（一一三七～一一七七）	六二	コウシンノ上（三〇二三～三〇三九）
四二	峠（一二三一～一三三六）	六三	後野（三〇四〇～三〇四三）
四三		六四	日陽ノ上（二〇四四～二〇五二）
四四		六五	長山（三〇五三～三〇七二）

六六 シマタ (二〇七三～二〇九四)  
六七 西堤 (二〇九五～二一三五)

六八 日平 (二一三六～二一五七)

1ユリガサコ (二一五三)

六九 カン子尾 (二一五八～二二一六)

七〇 梅久保 (二二一七～二二二七)

七一 曰陽 (二二二八～二三二八)

1ドウノサキ (二二七四)

七二 大東 (二三二九～二三五九)

1オヒガシ (二三二九・二三三四・二三三五・二三三七・二

三五〇)

七三 神テン (二三六〇～二三七九)

七四 上ノタ (二三八〇～二四〇五)

七五 一ノ坪 (二四〇六～二四五七)

七六 セイシン田 (二四五八～二四六二)

七七 一升取 (二四六三～二四八八)

七八 西ヶ谷 (二四八九～二五三三)

七九 北水ヶ本 (二五三四～二五七一)

八〇 原 (二五七三～二六〇〇)

八一 原ノ下 (二六〇一～二六二三)

1トオリミチ (二六〇六)

八二 フカタ (二六一四～二六二二)

八三 間ノ神 (二六二三～二六七一)

八四 喜太郎 (二六七二～二七三三)

八五 隠平 (二七二四～二八一二)

1ナカ (二七五四)・2ドウノヤシキ (二七五五)・3ニシヤ  
(二七八〇)

八六 寺ノ前 (二八一三～二八四五)  
(二七八〇)

八七 城山 (二八四六～二八七七)

八八 上林 (二八七八～二九一一)

八九 百合ヶ迫 (二九一二～二九三八)

九〇 カリノ (二九三九～二九六四)

九一 迫田 (二九六五～二九九七)

九二 ヒカケ (二九九八～三〇一九)  
1ヒガシヤ (二九九八)

九三 小迫下 (三〇二〇～三〇五五)

九四 小迫 (三〇五六～三〇六八)

九五 ササヲ (三〇六九～三〇九五)

九六 西竹ノ下 (三〇九六～三一四八)

九七 西ミツヲサ (三一四九～三一五四)

九八 椎ノ木 (三一五五～三一七五)

九九 六田ヶ迫 (三一七六～三一九三)

一〇〇 立岩 (三一九四～三一四四)

一〇一 原ノ上 (三三四五～三二九三)

一〇二 高城 (三一九四～三一九五)

一〇三 高雲 (三一九六～三三〇七)

一〇四 大久保 (三三〇八～三三一三)

一〇五 木落 (三三一四～三三五七)

一〇六 中津尾 (三三五八～三三七一)

一〇七 北ノ又 (三三七二～三三九八)

一〇八	後田 (三三九九～三四三〇)	六	長迫 (一七六～二二七)
一〇九	中津尾台 (三四三一～三四三四)	七	金クソ (三三八～二六五)
一一〇	トヲセ (三四三五～三四七七)	八	成 (二六六～二九五)
一一一	池ノ口 (三三七八～三五一九)	九	向 (二九六～三〇二)
一二二	池尻 (三五二〇～三五六〇)	一〇	庚申 (三〇三～三四七)
一一三	エノコ石 (三五六一～三五九六)	一一	西ノ久保 (三四八～三九五)
一二四	打越 (三五九七～三六〇九)	一二	岩ノ下 (三九六～四三九)
一二五	前 (三六一〇～三六五四)	一三	尾迫 (四四〇～四五一)
一二六	向 (三六五五～三六七四)	一四	三本松 (四五二～四六六)
一二七	シヲキハ (三六七五～三六八七)	一五	乳母懐 (四六七～四八七)
一二八	西ソノタ (三六八八～三七九九)	一六	一本木 (四八八～五〇〇)
一二九	ウシロ (三八〇〇～三八八四)	一七	堂山 (五〇一～五〇八)
一二〇	マツホリ (三八九四～三九〇八)	一八	内屋敷 (五〇九～五三三)
一二一	アラタ (三九〇九～三九五二)	一九	尾下 (五三四～五三一)
一二二	正月 (三九五三～三九九八)	二〇	前田 (五三三～五三四)
一二三	市木 (三九九九～四〇〇五)	二一	妙見田 (五三五～五六四)
一二四	東板木 (四〇〇六～四〇〇八)	二二	平ヲサ (五六五～五九五)
二八	楠田 (五九六～六二六)	二三	1カルマダコ (六五四)
二四	田平 (六二七～六六〇)	二四	田平 (六六一～六七九)
二五	荷多田 (六六一～六七九)	二六	割布毛 (六八〇～七〇〇)
二七	フラン (七〇一～七一四)	二八	御館 (七一五～七四〇)
一志村 (一～五九)	1オカタ (七一九)		
二堀田 (六～七二)			
三市井子 (七三～七七)			
四松川 (七八～九一)			
五六ツヲサ (九二～一七五)			

△ 大添 ▽

- 一 志村 (一～五九)
- 二 堀田 (六～七二)
- 三 市井子 (七三～七七)
- 四 松川 (七八～九一)
- 五 六ツヲサ (九二～一七五)

二九	谷ヶ迫 (七四一～七五)	四九	三府 (一二二八～一二四六)
三〇	クヌキ山 (七五四～七八八)	五一	1マエバタケ (一一三四)
三一	西野々 (七八九～八〇六)	五〇	下 (一一四七～一一五二)
三二	岩鼻 (八〇七～八八三)	五一	砂川 (一一五三～一二七九)
三三	正月 (八八四～八九二)	五二	1ウエンダン (一一五四)
三四	平 (八九三～九一四)	五三	天神 (一二八〇～一三一四)
三五	峠 (九一五～九二四)	五四	前ノ脇 (一三一五～一三三七)
三六	宮ノ谷 (九二五～九九七)	五五	谷 (一三三八～一三七七)
三七	水口 (九九八～一〇一〇)	五六	井ノ平 (一三三八～一四一三)
三八	宮ノ前 (一〇一～一〇一)	五七	尾坪 (一四一四～一四三七)
三九	神田 (一〇二三～一〇三四)	五八	薮田 (一四五五～一四八二)
四〇	藤十殿 (一〇三五～一〇五八)	五九	野添 (一四三八～一四五四)
四一	高地神 (一〇五九～一〇七三)	六〇	丸尾 (一四八二～一四八八)
四二	松尾 (一〇七四～一〇九六)	六一	尾払 (一四八九～一五一三)
四三	迫 (一〇九七～一一三)	六二	数子尾 (一五一四～一五四〇)
四四	泉迫 (一一一四～一一五三)	六三	前畑 (一五四一～一五四)
	1サコダ (一一三三)・2イズミサコ (一一四一)・3コザコ (一一五三)	六四	大山 (一五五五～一五六四)
四五	奥ノ畠 (一一五四～一一六一)	六五	松畑 (一五六五～一五九〇)
	1オクバタケ (一一五八)	六六	柿ノ木田 (一五九一～一六三二)
四六	七畠田 (一一六二～一一九三)	六七	出口 (一六三三～一六三八)
	1コザコシタ (一一六三)	六八	栗山 (一六三九～一六七七)
四七	壱町田 (一一九四～一二二〇)		長尾迫 (一六七八～一七〇九)
			1ウエンハル (一六八九)
四八	仲畑 (一二二一～一二二七)	六九	城 (一七一〇～一七五五)
		七〇	園田 (一七五六～一七九四)

七一	原（一七九五～一八四〇）	1◎妙見下（一七八七）	一四	鬼籠園（二四八～二六一）
七二	鍛冶屋迫（一八四一～一八九三）	一五	ロンデ（二六三～三一一）	
七三	岩ノ本（一八九四～一九一九）	一六	堂面（三一二～三三九）	
七四	下り山（一九二〇～一九二四）	一七	上ノ迫（三三〇～三六一）	
七五	城ノ越（一九二五～一九六五）	一八	松原（三六三～三八三）	
七六	妙見（一九六六～二〇一〇）	一九	常祥（三八三～三九八）	
		二〇	柿木迫（三九九～四〇四）	
		二一	迫ノ口（四〇五～四四六）	
		二二	貴船（四四七～四六八）	
		二三	永正寺（四六九～四八〇）	
		二四	南（四八一～四八九）	
一	諸管（一～一九）	一	オオエ（四八九）	
二	西ノ下（三〇～六〇）	二五	井向（四九〇～五一九）	
三	新開（六一～七二）	二六	十王（五三〇～五三七）	
四	狩満（七三～八四）	二七	東迫ノ口（五二八～五五一）	
五	西ノ園（八五～九二）	二八	中ノ迫（五五二～五七六）	
	1ニシノソノ（八六）	二九	峯（五七七～六七二）	
六	紺屋ノ谷（九三～一〇二）	三〇	宇登山（六七三～六八六）	
七	馬乗石（一〇三～一一七）	三一	峯上（六八七～六九五）	
八	向川原（一一八～一五〇）	三二	群石（六九六～七一七）	
九	西ノ上（一五一～一七七）	三三	大平（七一八～七二八）	
一〇	新地（一七八～一九七）	三四	寝田場（七二九～七五三）	
一一	助太ヶ迫（一九八～二一八）	三五	山下（七五四～七八八）	
一二	竹ノ平（三一九～二三三）	三六	富園（七八九～八〇七）	
一三	御堂ノ上（二三四～二四七）			

△ 糸 永 ▽

三七	笠ノ谷 (八〇八・八四二)	五七	花棚 (一二六七・一六九)
三八	柳迫 (八四三・八七二)	五八	1◎ハナダナ (一二六七・一六八)
三九	下り松 (八七三・八九八)	五九	中ノ切 (一二七〇・一七八)
四〇	勝負ケ本 (八九九・九〇一)	六〇	1◎ハナダナ (一二七九・一七八〇)
四一	関山 (九〇三・一〇三二)	六一	上田 (一二七九・一二八〇)
四二	野田ノ迫 (一〇三三・一〇八九)	六二	1◎ハナダナ (一二七九・一二八五)
	1クルマヤ (一〇三三)	六三	常泉院 (一二八八・一二八九)
四三	牛王ケ久保 (一〇九〇・一〇九五)	六四	1◎ハナダナ (一二八九・一二九八)
四四	鳴神 (一〇九六・一一二)	六五	迫田 (一二九〇・一二九八)
四五	猪ノ平 (一一一三・一一三九)	六六	下前田 (一二九九・一三〇六)
四六	糸永境 (一一四〇・一一四七)	六七	前田 (一三〇七・一三一三)
四七	山中 (一一四八・一一五〇)	六八	下堂 (一三一四・一三一五)
四八	上杉山 (一一五一・一六九)	六九	中尾渡 (一三二六・一三二九)
	1シンタク (一一六二)	七〇	古池 (一三三〇・一三三一)
四九	岩ヶ鼻 (一一七〇)	七一	先達 (一三三三・一三三五)
五〇	山ノ神 (一一七一・一一七三)	七二	堂ノ上 (一三三六・一三三八)
五一	横畠 (一一七四)		1ドウノヒガシ (一三三七・一三三八付近)
五二	奥屋敷 (一一七五・一一八〇)		
五三	福田 (一一八一・一一八五)		
五四	光枝 (一一八六・一一九〇)		
五五	野田 (一一九一・一一一〇)		
	1ノダ (一一九四)		
五六	神出 (一一一・一一六六)		
	1ゲニンボウ (一一七・一一八付近)・2イケダ (一一三)		
	七・3メイセキ (一一六三)		
七五	岡ノ久保 (一三五八・一三六二)		

七六	中尾ノ上（一三六三～一三六九）	九七	靴畠（一七三八～一七六八）
七七	中尾（二三七〇～一三八八）	九八	塚原（一七六九～一七八二）
七八	松尾（二三八九～一四〇〇）	九九	壬生（一七八三～一八〇六）
七九	芋畑（一四〇一～一四五五）	一〇〇	松ヶ原（一八〇七～一八三四）
	1キネダ（一四〇二）	一〇一	喜兵工田（一八三五～一八五〇）
八〇	高尾（一四四六～一四五四）	一〇二	森多田（一八五一～一九一七）
八一	轍ヶ迫（一四五五～一四六四）	一〇三	中川原（一九一八～一九四〇）
八二	寒山平（一四六五～一四六七）	一〇四	尾出ノ下（一九四一～一九四四）
八三	下芋畑（一四六八～一四七〇）	一〇五	峯ノ下（一九四五～一九九五）
八四	保木ノ下（一四七一～一四八一）	一〇六	古屋敷（一九九六～二〇一五）
八五	出口（一四八二～一四九四）	一〇七	大井（二〇一六～二〇四八）
八六	園田（一四九五～一五一二）	一〇八	川原田（二〇四九～二一二六）
	1ミズトウシ（一五〇八～一五〇九）・2ソデノタ（一五一〇）	一〇九	1◎ガラン（二〇七〇・二〇七九～二〇八九）
	・一五一）	一一〇	前田（二二二七～二二五六）
八七	梅添（一五一三～一五四三）	一一一	殿川（二二五七～二二二九）
八八	下鶴（一五四四～一五八五）	一一二	宮ノ西（二二三〇～二二三七）
八九	鳶ヶ巣（一五八六～一五九九）	一一三	内ノ丸（二二三八～二二五二）
九〇	倉谷（一六〇〇）	一一四	宮ノ下（二二五二～二二七〇）
九一	荒井（一六〇一～一六二三）	一一五	神松葉（二二七一～二二八二）
九二	山田（一六二四～一六五二）	一一六	中園（二二八三～二二三八）
九三	板垣（一六五二～一六七八）	一一七	小久保（二二三九～二四一五）
	1クルマヤ（一六五二）		
九四	保ノ木（一六七九～一七〇三）		
九五	竹田（一七〇四～一七一九）		
九六	植ノ木（一七二〇～一七三七）		

- 1 ウラ (二三二一七)・2 ミスミヤ (二三二一九)・3 ナカ (二三  
 三二)・4 モトミヤ (二三三五付近)・5 カキデ (二三五八)・  
 6 シンタク (二三七七)・7 シンヤシキ (二四〇八)・8 ナカ  
 デ (二四三〇)・9 トリボウズ (トウリアン) (二四三六)
- 1 ヘーヤ (二九〇三)・2 アソノシタ (二九〇四)・3 ナカ (二  
 九〇七)・4 ナカヤマ (二九一六)
- 1 タカミヤ (二八三三)  
 1 三七 尾出 (二八三五～二八八三)
- 1 インキョ (二八五六)・2 オモヤ (二八五七)
- 1 三八 袖ノ木 (二八八四～二九一八)
- 1 三九 成永 (二九一九～二九四二)
- 1 四〇 夏焼 (二九四三～二九九九)
- 1 ホンケ (二九四大)・2 イシズカ (二九六四)
- 1 四一 恩ケ迫 (三〇〇〇～三〇一)
- 1 四二 小八薙 (三〇一八～三〇三九)
- 1 四三 中山 (三〇三一～三〇三九)
- 1 四四 小浦ケ迫 (三〇四〇～三〇八九)
- 1 四五 迫 (三〇九〇～三一三〇)
- 1 四六 山神迫 (三一三一～三一四八)
- 1 四七 平原 (三一四九～三一六六)
- 1 四八 中尾 (三一六七～三二一一)
- 1 四九 武藏越 (三二一三～三二三九)
- 1 五〇 小園山 (三二四〇～三三八一)
- 1 五一 小園 (三二八二～三三一三)
- 1 タンバヤ (三二九四)
- 1 木キノウエ (二七三九)
- 1 五二 原 (三三一四～三三一一)
- 1 五三 妙見 (三三二三～三三二九)
- 1 五四 東小園山 (三三三〇～三三五二)
- 1 五五 納戸ケ平 (三三五三～三三六三)
- 1 三一 保木 (二七一四～二七三六)
- 1 三二 保木ノ上 (二七三七～二七四四)
- 1 三四 市木 (二七四五～二七七七)
- 1 三五 赤糸 (二七七八～二七九八)
- 1 三六 尾出ノ上 (二七九九～二八三四)

一五六	柳尾 (三三六四～三三七三)	八	下小田 (一五五～一六三)
一五七	崩脱 (三三七四～三三七六)	九	小田 (一六四～一八六)
一五八	交合石 (三三七七～三三八一)	一〇	1デグチ (一六四) 2ソラ (二六八)
一五九	石宇谷 (三三八二～三三八五)	一一	仮道 (一八七～一九三)
一六〇	上保ノ木 (三三八六～三四一七)	一二	中根 (一九四～二〇〇)
一六一	古西寺 (三四一八～三五四四)	一二	道妙 (一一〇一～一三三)
	1コサイジ (三五〇九)	一三	立平 (一三四～二四一)
一六二	小田ヶ迫 (三五四五～三五六六)	一四	山王 (一四二～二八二)
	1ナバヤマ (三五四六)	一五	芋地 (一八三～三〇六)
一六三	火燃場 (三五六七～三五九六)	一六	金比羅平 (三〇七)
一六四	大笛 (三五九七～三五九八)	一七	赤禿 (三〇八～三四四)
一六五	荒井道ノ上 (三五九九～三六〇一)	一八	長野平原 (三四五～三七〇)
一六六	児子松 (三六〇一)	一九	長野 (三七一～三八八)
		二〇	竹ノ下 (三八九～三九四)
		二一	膳所 (三九五～四〇二)
		二二	市木 (四〇三～四〇五)
		二三	1イチギヤシキ (四〇三)
一	安政 (一～二八)	二三	西 (四〇六～四〇八)
二	妙見 (二九～四四)	二四	十王 (四〇九～四一四)
	1ミズガモト (三八・三九付近)	二五	前畑 (四一五～四一七)
三	臼杵川 (四五～五四)		1マエバタケ (四一五)
四	見迫 (五五～一〇一)	二六	貴船 (四一八～四四四)
五	柿添 (一〇二～一五一)		1キフネ (四一八)
六	穴井 (一一六～一五一)		
	1トノヤシキ (一三四)		
七	障ノ下 (一五二～一五四)	二七	長野山 (四四六～四七九)
		二八	多々良 (四八〇～五二八)

△ 富 清 ▽

- 二九 小不毛（五二九・五五七）  
 三〇 藤原（五五八・五九一）  
 三一 小屋ヶ鼻（五九二・五九五）  
 三二 柚ノ木（五九六・六四六）  
 三三 松ヶ園（六四七・六七五）  
 三四 1ウエンダン（六六四）  
 新園（六七六・六八五）  
 三五 小御堂（六八六・六九二）  
 三六 谷口（六九三・六九四）  
 1タニグチ（六九四）  
 三七 塔西（六九五・七〇三）  
 1アンノシタ（六九六）・2トウニシ（七〇一）  
 三八 西ノ谷（七〇四・七三〇）  
 1ナカンイエ（七一八）  
 三九 外園（七三一・七四四）  
 四〇 明覚（七四五・七五五）  
 四一 小迫（七五六・七五九）  
 四二 殿山（七六〇・七七二）  
 四三 妙見（七七三・七八六）  
 四四 寺山（七八七・八〇二）  
 四五 風呂ノ本（八〇三・八二）  
 四六 南（八一九・八二八）  
 四七 西迎寺（八二九・八四二）  
 1コウノイケ（八三九）  
 四八 孝田（八四三・八六二）
- 四九 1ミヨウケン（八五三）・2サイコウジ（八五四）  
 五〇 鶩ヶ迫（八六三・八九三）  
 五一 1ハゼヤマ（八六五）  
 五二 今在家（九八四・一〇〇七）  
 1ウエハシ（九八九）  
 五三 野入（一〇〇八・一〇九三）  
 五四 棚田（一〇九四・一一八）  
 五五 堂ノ下（一一九・一二一五）  
 1サネボウ（一一五・一一五七・一一五九）  
 五六 歳神（一二一六・一三六一）  
 1ナガヌキ（一六四・一六七）・2ジユウオウ（一二一六）・  
 3ウメノキ（一二六八）・4ゴセギレ（一二九七）  
 五七 左山（一三六三・一五一一）  
 五八 三札（一五一三・一五九〇）  
 1シタ（一五八四）  
 五九 由里（一五九一・一六三四）  
 六〇 向田（一六三五・一八〇〇）  
 六一 高野（一八〇一・一八三六）  
 六二 大平（一八三七）  
 六三 伊勢（一八三八・一八九〇）  
 六四 丸尾（一八九一・一九三七）  
 六五 狐石（一九三八・一九五四）  
 六六 保木（一九五六・一九七七）

六七	谷 (一九七八～一九八五)	九一	木白 (二四七〇～二四七六)
六八	長畑 (一九八六～二〇〇一)	九二	井ノ本 (二四七七～二四八九)
六九	井ノ木 (二〇〇三～二〇一九)	九三	平原 (二四九〇～二五〇一)
七〇	内河野 (二〇二〇～二〇四七)	九四	壹町畑 (二五〇一～二五一〇)
七一	蘿野 (二〇四八～二〇五八)	九五	日場方 (二五一一～二五六六)
七二	住吉 (二〇五九～二〇九七)	九六	墓山 (二五一七～二五二〇)
七三	西内河野 (二〇九八～二二一一)	九七	迫田 (二五二一～二五二三)
七四	高尾 (二一二三～二二五七)	九八	峯殿 (二五二四)
七五	加鶴 (二一五八～二二〇四)	九九	大良 (二五二五～二五三一)
七六	井ノ迫 (二二〇五～二二二一)	一〇〇	中尾 (二五三三～二五三四)
七七	加羅木 (二二二三～二二五二)	一〇一	深迫 (二五三五～二五五〇)
七八	左山平原 (二二五三～二三〇四)	一〇二	草場 (二五五一～二五六九)
七九	向田 (二三〇五～二三一七)	一〇三	天神平 (二五七〇～二五八四)
	1ヒロゾノ (二三一一)	一〇四	松ヶ本 (二五八五～二五八六)
八〇	鳥帽子 (二三一八～二三三八)	一〇五	1アンノウエ (二五八五)
八一	尾平 (二三三九～二三五一)	一〇六	天神ノ前 (二五八七～二六〇一)
八二	尾迫 (二三五三～二三五七)	一〇七	市場 (二六〇三～二六二一)
八三	徳ヶ迫 (二三五八～二三七三)	一〇八	立平 (二六二四～二六二八)
八四	永迫 (二三七四～二三九五)	一〇九	宮畑 (二六二九～二六三三)
八五	広園 (二三九六～二四四一)	一一〇	岡ノ山 (二六三四～二六四〇)
八六	恩ヶ迫 (二四四二～二四四七)	一一一	鳥越 (二六四一～二六五五)
八七	出口 (二四五八～二四五三)	一一二	大久保 (二六五六～二六五八)
八八	丸山 (二四五四～二四五七)	一一三	大石ヶ平 (二六五九～二六七一)
八九	畠殿 (二四五八～二四六一)		
九〇	鍛冶屋園 (二四六二～二四六九)		

- 一一四 横畠 (二六七三～二六八七)  
 一一五 水口 (二六八八～二六九四)  
 一一六 芹畠 (二六九五～二七一四)  
 一一七 岡 (二七一五～二七二九)  
 一一八 田ノ上 (二七三〇～二七三七)  
 一一九 花田 (二七三八～二七四五)  
 一二〇 柚ノ木 (二七四六～二七四九)  
 一二一 筒ヶ尾 (二七五〇～二七七九)  
 一二二 上園 (二七八〇～二七九八)  
 一二三  
 1ウエゾノ (二七九五)  
 一二四 宮ノ上 (二七九九～二八一三)  
 一二四 宮ノ本 (二八一四～二八二二)  
 一二五 立葉園 (二八二一～二八二六)  
 一二六 楠園 (二八二七～二八二九)  
 一二七 垣添 (二八三〇～二八四〇)  
 一二八  
 1カキゾエ (二八三〇)・2カドバタケ (二八三七)  
 一二九 中ノ迫 (三八四一～二八七六)  
 一三〇 西ノ迫 (三八七七～二九一九)  
 一三一 大石ヶ本 (二九三一～二九四〇)  
 一三二 光安 (二九四一～二九五三)  
 一三三 三隅園 (三九五四～二九五七)  
 一三四 米丸 (二九五八～二九六七)  
 一四五 神ノ木 (三九六八～二九七一)
- 一三六 桑鶴 (二九七三～二九八五)  
 一三七 倉園 (三九八六～二九八八)  
 一三八 十二ヶ田 (二九八九～二九九二)  
 一三九 宮ノ前 (二九九三～三〇〇一)  
 一四〇 堂面 (三〇〇三～三〇一一)  
 一四一 井ノ尻 (三〇一三～三〇一四)  
 一四二 深田 (三〇一五～三〇一五)  
 一四三 海添 (三〇二六～三〇四四)  
 一四四  
 1マルオサ (三〇三八・三〇三九)・2元富 (三〇四一付近)  
 一四五 下田 (三〇四五～三〇五二)  
 一四五 油長尾 (三〇五三)  
 一四六 大神田 (三〇五)  
 一四七 兩ヶ田 (三〇五五～三〇五九)  
 一四八 小神田 (三〇六〇～三〇六三)  
 一四九 尾坪 (三〇六四～三〇七一)  
 一五〇 保木ノ下 (三〇七一～三〇七三)  
 一五一 油田 (三〇七四)  
 一五二 行部作 (三〇七五～三〇七七)  
 一五三 鶴田 (三〇七八～三〇八三)  
 一五四 井田 (三〇八四～三〇九一)  
 一五五 当堂田 (三〇九二)  
 一五六 前川 (三〇九三～三一〇三)  
 一五七 弓場ノ本 (三一〇四)  
 一五八 風呂ノ本 (三一〇五)

一五九 石垣 (三一〇六～三一一)

一六〇 別富永 (三一一二～三一二七)

一六一 四十田 (三一二八～三一三五)

一六二 御供田 (三一三六～三一四〇)

一六三 早田 (三一四一～三一六六)

一六四 瓜川原 (三一六七～三一七〇)

一六五 新涯 (三一七一～三一八二)

一六六 土生田 (三一八三～三二三五)

一六七 出口 (三二三六～三二五一)

1 テグチ (三一四六～三一四八)

一六八 峯田 (三二五二～三二七六)

一六九 羽田 (三二七七～三二九二)

1 ハネタ (三三八七)

一七〇 溝添 (三二九二～三二九四)

一七一 用ノ坪 (三二九五～三三一九)

一七二 志多田 (三三一一〇～三三五〇)

一七三 十二ヶ添 (三三五一～三三五九)

一七四 川原田 (三三六〇～三四一八)

1 オオサ (三三七二・三三七三) • 2 イデノウチ (三四〇八～)

三四一二・3 ヤマンシタ (三四一六)

一七五 岩渕 (三四一九～三四二九)

1 インキョ (三四二六)

一七六 米丸 (三四三〇～三四三七)

一七七 野添 (三四三八～三四四六)

一七八 田平 (三四四七～三四六九)

1 ベンテンビラ (三四五九・三四六一・三四六二付近)

一七九 伽羅 (三四七〇)

一八〇 宮原 (三四七一～三四九六)

一八一 上山 (三四九七～三五四二)

一八二 山首 (三五三二～三五四〇)

一八三 中山 (三五四一～三六二九)

1 ニシ (三五八〇) • 2 ナカ (三五八六) • 3 ウエ (三五八九)

一八四 腰ヶ道 (三六三〇～三六四〇)

1 コシャミチ (三六三七)

一八五 箱畑 (三六四一～三六五〇)

一八六 寺ノ谷 (三六五一～三六五四)

一八七 久吉 (三六五五～三六六四)

一八八 寺 (三六六五～三六七一)

1 テラ (三六七〇)

一八九 下山 (三六七二～三六八六)

一九〇 塔ノ本 (三六八七～三六九三)

1 トウノモト (三六八九)

一九一 榎本 (三六九四～三六九六)

一九二 中園 (三六九七～三七〇九)

一九三 古久井 (三七一〇～三七四五)

一九四 天道寺 (三七四六)

一九五 山添 (三七四七～三七五七)

一九六 迫ノ口 (三七五八～三七八一付近)

1 ミズクチ (三七八〇・三七八一付近)

一九七 大蘿野 (三七八二～三七八八)

- 一九八 水ヶ本 (三七八九～三八一五)  
 一九九 勝負ヶ迫 (三八一六～三八三四)  
 二〇〇 平畠 (三八三五～三八四一)  
 二〇一 祓園 (三八四二～三八四九)  
 二〇二 永吉 (三八五〇～三九〇四)  
 二〇三 妙見平 (三九〇五～三九一四)

- 一二 二郎丸 (四五三～四七八)  
 一三 中屋敷 (四七九～五四二)  
 一四 1ナカヤシキ (四九九)  
 一四 迫田 (五四二～五六六)  
 一五 東ノ上 (五六七～六〇八)  
 一六 德代 (六〇九～七二三)  
 一七 中ノ迫 (七二三～七六三)  
 一八 河内ヶ迫 (七六四～八〇八)  
 一九 堂ヶ迫 (八〇九～八三四)  
 二〇 新屋敷 (八三五～八六九)

## △ 両 子 ▽

- 一 園田 (一～二四)  
 1ニシ (一一)  
 二 園田ノ上 (二五～六〇)  
 三 伽羅 (六一～七八)  
 四 水ヶ迫 (七九～一〇一)  
 1マルヤマ  
 五 川原 (一〇三～一五一)  
 1インキョ (一二五)・2クボヤシキ (一二六)・3ウエンハ  
 シ (一三五)・4カワラ (一四五)  
 六 峯ノ上 (一五二～一八二)  
 七 徳光 (一八三～二二一)  
 八 天徳 (二二一)  
 九 師坊 (二二三～三〇五)  
 一〇 財間 (三〇六～三六四)  
 1フクトク (三一四)  
 一一 二郎丸ノ上 (三六五～四五一)  
 1◎ムコダイ (一一四五)
- 一二 小園 (八七〇～九二七)  
 1ニシキヨゼ (九〇一)・2コゾノ (九一一)  
 二二 小園ノ上 (九二八～九五六)  
 二三 平石 (九五七～九六八)  
 二十四 馬場 (九六九～九八三)  
 二十五 老反田 (九八四～一〇六六)  
 1カワバタ (九八八～九九一)・1〇〇一・1〇〇三・1〇〇  
 六・2ミヅバタ (九九九～一〇〇〇・1〇〇八・1〇一〇)・  
 3ムセオサ (一〇〇一)
- 二六 上馬場 (一〇六七～一〇九一)  
 二七 笹ヶ尾 (一〇九二～一〇五)  
 二八 久保殿 (一一〇六～一一三三)  
 二九 山添 (一一三四～一一四八)

三〇	寒相坊（一一四九～一九三）	四九	上ノ原（一五五八～一六〇二）
一〇	ムコダイ（一一八五・一一八六・一一八八・一一九一）	五〇	多新畑（一六〇二～一六一八）
三一	大般若（一一九四～一二三九）	五一	山ノ神（一六一九～一六二六）
三二	一ノ井手（一二四〇～一二四八）	五二	堀切（一六二七～一六四五）
三三	櫂ノ木（一二四九～一二七七）	五三	上畠（一六四六～一六五二）
三四	弥嶽（一二七八～一三一四）	五四	神岩（一六五二～一六八四）
三五	杖立（一三一五～一三五〇）	五五	一ノ払（一六八五～一七三七）
三六	八間石（一三五一～一三七七）	五六	山ノ下（一七三八～一七五九）
三七	1オコウシンハナ（一三七〇）	五七	竹ノ本（一七六〇～一七八〇）
	六地蔵（一三七八～一四一〇）	五八	米山（一七八一～一八一二）
	1ケンノキ（一三七九・一三九一・一三九二・一三九七・一	五九	払山（一八一二～一八三〇）
	三九八）・2シンヤシキ（一四〇一）	六〇	柳ノ本（一八三一～一八五
三八	箕ノ手（一四一～一四二二）	六一	払（一八五七～一九三五）
三九	平床（一四一三～一四一四）		1カミテダイ（一八五七・一八六五～一八六八・一八七〇・
四〇	中ヶ谷（一四一五～一四一九）		一八七一・一八九五）・2ソラ（一八七五）・3シモテダイ（一
四一	下り松（一四二〇～一四二三）		九〇九～一九一一・一九一八）・4サコダ（一九三三）
四二	代（一四二四～一四四二）	六二	神ノ森（一九三六）
四三	広畑（一四四三～一四七四）	六三	宮ノ上（一九三七～一九四九）
四四	初着岩（一四七五～一四八一）	六四	上ノ迫（一九五〇～一九八五）
四五	内ヶ払（一四八三～一五〇三）	六五	向田（一九八六～一〇〇八）
四六	西（一五〇四～一五四五）		1ヒソロキ（一九九八～一〇〇三・一〇〇五）・2ミズトウシ
四七	両子山（一五四六～一五五七）	六六	横峯（一〇〇九～一〇七九）
四八	走水（一五五八～一五八九）		1セス（一〇一〇）・2ヤセダ（一〇〇九）・3オオサ（一〇 一二）・4デーマン（一〇一三）・5ヨコオサ（一〇一四）・6

シモンタ (三〇一七)・7カミテ (三〇五九)

六七 別荘出 (二〇八〇～二〇九六)

六八 園ノ上 (三〇九七～二一三八)

六九 中ノ尾 (二一三九～二一九四)

七〇 巳尾 (二一九五)

七一 天水 (二一九六～二二三四)

七二 中尾ノ下 (二二二五～二二九四)

七三 早田 (二二九五～二三三三)

七四 道面 (二二三三四～二三七九)

七五 山王田 (二二三八〇～二三九九)

七六 正月田 (二四〇〇～二四六八)

七七 峯ノ丸 (二四六九～二五〇五)

七八 神命 (二五〇六～二五七〇)

七九 権現田 (二五七一～二六〇五)

八〇 明徳田 (二六〇六～二六三二)

八一 川原田 (二六三一～二七〇七)

八二 大万坊 (二七〇八～二七二七)

八三 新地 (二七二八～二七四六)

八四 鬼田 (二七四七～二七五〇)

八五 上川原田 (二七五一～二七八七)

八六 田中丸 (二七八八～二九二三)

八七 上田中 (二九二四～二九八四)

八八 平原 (二九八五～二九九九)

八九 墓堂 (三〇〇〇～三〇三三)

九〇 下田中 (三〇三四～三〇六七)

九一 法眼 (三〇六八～三〇九五)

九二 岡 (三〇九六～三一三)

九三 工園 (三一一四～三二一五)

九四 平石 (三二一六～三二四七)

九五 大良 (三二四八～三三〇八)

九六 明徳 (三三〇九～三三五二)

九七 小畠 (三三五二～三三七一)

九八 前 (三四〇〇～三四一五)

九九 1ホンキョ (三三五八)・2モトヤシキ (三三六八)

九八 小畠ノ上 (三三七一～三三九九)

一〇〇 薬王丸ノ上 (三四一六～三四六一)

一〇一 薬王丸 (三四六三～三五四四)

1カジヤ (三四九二)・2ヒガシ (三五〇九)

一〇二 小迫 (三五三五～三五六一)

## △山浦▽

一 福出 (一～六三)

二 陽春田 (六四～一〇八)

1イマイ (一〇三)

三 榎木田 (一〇九～一四三)

1シンタク (一四〇)

四 今井ヶ平 (一四四～二〇四)

五 砂子 (二〇五～二九二)

- 1ノデ (一一四〇)・2タブチ (一六一)・3インキョ (一六二)  
4ナカマ (一六三)・5ニシ (一六九)
- 六 宮ノ本 (一九三・三四四)  
1オク (三〇一)・2ドウンマエ (三一四)・3ナカズリ (三  
二七・三二九・三三一・三三六)・4ニナジリ (三三〇)
- 七 小瀬原平 (三四五・三六七)
- 八 向田 (三六八・四〇四)  
九 西向田 (四〇五・四一七)  
一〇 向田平 (四一八・四五三)
- 一一 鈎尾 (四五四・五二六)
- 一二 赤二田 (五二七・六三八)
- 一三 光山 (六三九・六九九)
- 一四 密乗院 (七〇〇・八六〇)  
1オク (七四九)・2ナカ (七五三)・3ソラ (七六九)・4ミ  
ナクチ (八二五)・5シンタク (八三九)・6サンジュウダ (八  
五〇)
- 一五 川原田 (八六一・九〇五)
- 一六 神手 (九〇六・九五五)
- 一七 大谷 (九五六・九九三)
- 一八 井ノ上 (九九四・一〇五二)
- 一ムコウ (一〇〇七)・2ヘーヤ (一〇一八)
- 一九 水落 (一〇五三・一〇九九)
- 二〇 カゲ平 (一一〇〇・一一五二)

### △ 矢川 ▽

- 二一 屋那瀬 (一一五三・一二八一)  
1オオニシ (一一五四)・2ワカヤ (一一五七)
- 二二 大山 (一一八二・一三一六)  
二三 正月屋敷 (一三一七・一三六四)  
1カドマツ (一三五一・一三五二)・2カヤジマ (一三五四東  
部)
- 二四 大久保 (一三六五・一四一九)  
二五 板木 (一四三〇・一四九〇)  
1イタギ (一四四三)・2シシガキ (一四八八付近)
- 二六 前田 (一四九一・一五七五)  
1ミヤンサキ (一五三二)
- 二七 迫 (一五七六・一六四一)  
二八 西 (一六四二・一七一八)  
1ヒガシノウエ (一七一〇)
- 二九 橋ノ本 (一七一九・一八〇〇)  
三〇 山ノ田 (一八〇一・一八四八)
- 三一 丸尾 (一八四九・一八一六)
- 一 馬場 (一・五五)  
二 川又 (五六・一三三)
- 1ヒガシ (七〇)・2シリタ (七一)
- 三 下矢川 (三四・一一五)  
1クボヤシキ (一八八・一九〇)

- 四 大平 (二一六・三一一三)  
   1ハイイシダイ (11111～1111四・二五四・二五六)・2ドン  
   サコ (三二〇)
- 五 鳥越 (三二四・三七九)  
   1ハチバタケ (三五二)
- 六 尾払 (三八〇・三九八)  
   久石 (三九九・四七七)
- 七 1ソノヤシキ (四〇九)
- 八 前田 (四七八・五四八)  
   1オカタダイ (五一二・五一六・五二三)
- 九 大内迫 (五四九・六一三)  
   1タカオ (五八七付近)
- 一〇 向田 (六一四・六九一)
- 一一 1ムカイダ (六四三・六四四・六五〇)
- 一二 宮ノ上 (六九二・七五九)
- 一三 広坪 (七六〇・八〇九)
- 一四 新涯 (八一〇・九〇三)  
   1ヤマンクチ (八三八)
- 一五 長瀬 (九〇四・一〇一二)  
   神田 (一〇一三・一〇九七)
- 一六 1ジンデン (1〇三八・一〇四一・一〇四九・一〇五二)・2  
   ジンデ (一〇六四)  
   屋敷 (一〇九八・一一八五)
- 一七 中之迫 (一一八六・一二六四)  
   1ナカノサコ (一一一〇)・2タケノスエ (一一一四)・3ア  
   ンチ (一一二七)
- 一八 花付 (一二六五・一三二六)  
   1マツガサコ (一一七七)
- 一九 大中野 (一三二七・一四〇一)  
   1ソウノキ (一三七〇)
- 二〇 其田 (一四〇一・一四六一)
- 二一 1シンタク (一四四一)
- 二二 上大坪 (一四六二・一五〇四)
- 二三 大野 (一五四三・一六一七)
- 二四 知幸坊 (一六一八・一六八四)
- 二五 城ヶ谷 (一六八五・一七六九)  
   1イヅボ (一六八七)
- 二六 大坪 (一七七〇・一八五二)
- 二七 煙成 (一八五三・一九五八)

△ 朝 来 ▽

- 一 京徳 (一・一四五)
- 二 尾迫 (一四六・二六七)
- 三 貴船 (三六八・三九三)  
   1ヘゲ (二七八)
- 四 流田 (三九四・四五〇)

- 五 大石ヶ本 (四五一～五八二)  
六 鳥越 (五八二～七二九)  
七 広舞 (七三〇～八〇一)  
八 反田 (八〇二～八八四)  
九 中原 (八八五～九八二)  
一〇 猿喰 (九八三～一〇七〇)  
一一 内屋敷 (一〇七一～一二三七)  
一二 新涯 (一二三八～一二九三)  
一三 杵築田 (一二九四～一三六四)  
一四 谷ノ上 (一三六五～一四一八)  
一五 中野 (一四一九～一四二五)  
一六 平原 (一四二六～一五六九)  
一七 平原ノ下 (一五七〇～一六一〇)  
一八 寺野 (一六二一～一七五八)  
一シモテ (一七〇〇)・2ヘヤ (一七〇七)  
一九 年天 (一七五九～一八六〇)  
二〇 一鍬 (一八六一～一九七三)  
二一 栗ノ木田 (一八七四～二〇七四)  
二二 小屋光 (二〇七五～二一九三)  
二三 若名田 (二一九四～二三三四)  
二四 宇津ヶ原 (二三三五～二三六三)  
二五 宮原 (二三六四～二四五五)  
二六 間方 (二四五六～二五二七)  
二七 宮園 (二五二八～二七一八)
- 二八 宮ノ前 (二七一九～二九二六、四二三七～四二五三)  
二九 松ヶ本 (三八二七～二九二六、四二三七～四二三六)  
一ヤドタ (三八二六～二八三九)  
三〇 大田 (二九二七～三〇一三)  
三一 田中 (三〇一四～三〇七五)  
三二 前田 (三〇七六～三一九八、四二五四～四二六二)  
三三 権現 (三一九九～三三一七)  
三四 吉行 (三三一八～三四七〇、四二二三～四二二六)  
三五 陣ノ内 (三四七一～三五八三)  
一ヤマオカ (三五五七)・2サカヤ (三五七五)・3ミネザ (三五八三)  
三六 天神山 (三五八四～三七五一)  
三七 中ノ段 (三七五二～三八九九)  
三八 上油原 (三九〇〇～四〇二二)  
一ガクニワ (三九九三付近)  
三九 下油原 (四〇二二～四二二二)

## △ 明治 ▽

- 一 山捨 (一～一七三)  
1ハタケダ (三～五・七・九・一一)・2スポット (五八)・3  
サルガワ (一六三)  
二 大坪 (一七四～三三八)  
1オオツボ (一八七)・2ヒナタ (二〇七)・3イノサコ (三  
四六)・4ヒラノクチ (二五七)・5ショヤモト (三二六)・6

ビワオサ(三三一)・マヒロオサ(三三一)・ミミネノシタ(三六)

三 寺田(三三九～四九八)

一テラダ(三五三～四〇〇)・2寺ノ下(三五八)

二 尾園(四九九～七五一)

1杉園(五四〇・五五四)・2ウエノハル(五八四～五六六)  
3ウサジ(六一五～六二九付近)・4ホウキヨウ(七一～七

一四付近)

五 多々良元(七五三～九一三)

六 屋形(九一四～一〇五六)

1ヤカタ(九七四・九六一・一〇三四～一〇三六・一〇一五～  
一〇一八・一〇二八)

七 高地(一〇五七～一五一)

八 竹ノ下(一一五三～一四二七)

九 榎迫(一四二八～一五八四)

1テンジンタ(一四三六・一四三七)・2ホトケダ(一五〇六)  
3クボタ(一五二六)

一〇 平田(一五八五～一六八一)

一一 尾崎(一六八二～一七二五)

一二 宮ノ平(一七二六～一七九一)

一三 横ヶ迫(一七九二～一九〇一)

一四 川床(一九〇一～二〇一九)

一五 益ヶ原(三〇一〇)

一六 萩ヶ迫(三〇一～一〇七)

一七 寺園(二一〇八～二二七三)

一八 金剛院(二二七四～二四三九)  
一九 後田(一四四〇～一五〇七)

二〇 半田(一四四〇～一五八四)

二一 大久保(二五八五～二七四八)  
二二 大久保(二五八五～二七四八)

一ヤネダ(二六一五・二六一六・二六九八・二七〇一・二七  
〇七)

二三 吉行(二七四九～二八九五)  
1ミナミイシャ(二八七一)

二四 柚ノ木(二八九六～三一一七)

二五 岩詰(三一一八～三二〇四)

二六 中園田(三二〇五～三三三三)

二七 切畑(三四二七～三七一〇)

二八 紗屋(三七一～三九五〇)

1ナカマ(三七一〇)・2オシヤモト(三七一八)・3ヒラゾ  
ノ(三七九一)・4フクミツト(三七九五)・5オバナ(三八  
一)・6トクマツ(三八一三)

二九 市ノ尾(三九五一～四二九一)

三〇 中畑(四二九二～四五五〇)

三一 大内(四五五一～四六一五)

三二 本手(四六一六～四六八七)

1タツノツボ(四六二四～四六二一六)

三三 紗屋下(四六八八～四八四二)

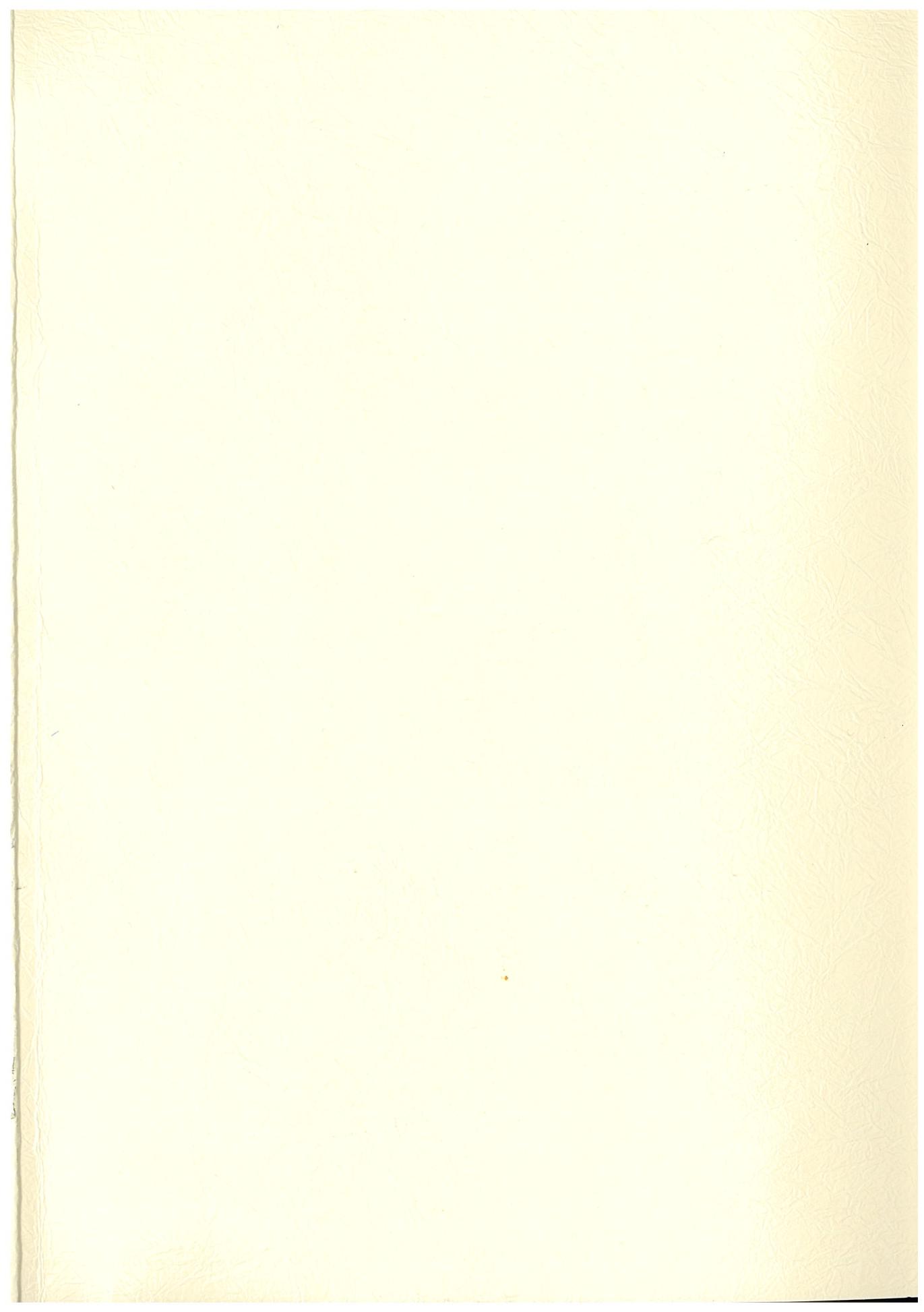
1ヤネンシタ(四七〇三)・2シツタンガツボ(四八二一)

三四 松代 (四八四三・四九六三)  
三五 新開 (四九六三・五〇〇五)  
三六 高盛 (五〇〇六・五〇三八)

1 テラダ (五〇二六・五〇三一・五〇三三・五〇三五・五〇  
三七)

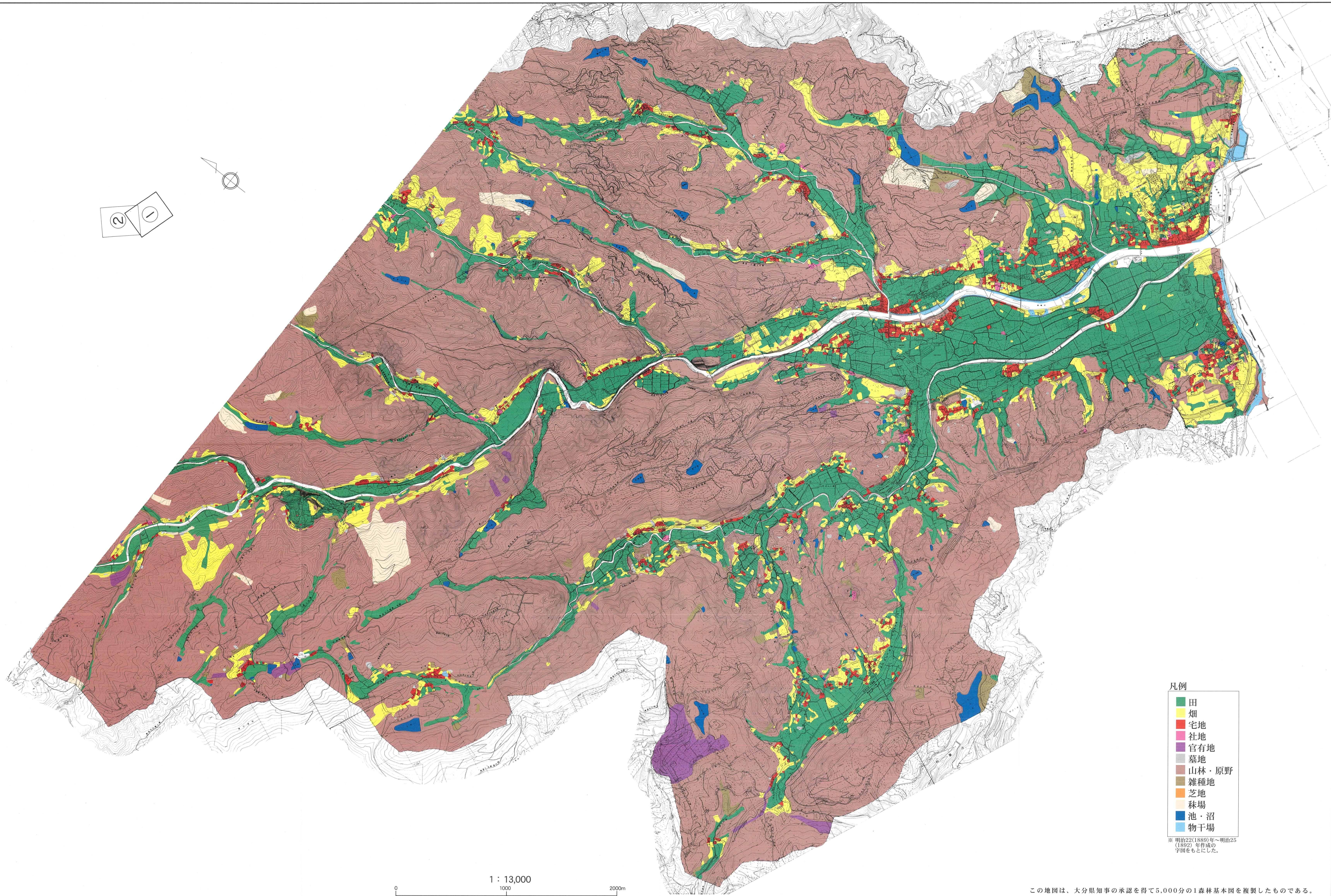
## 報 告 書 抄 錄

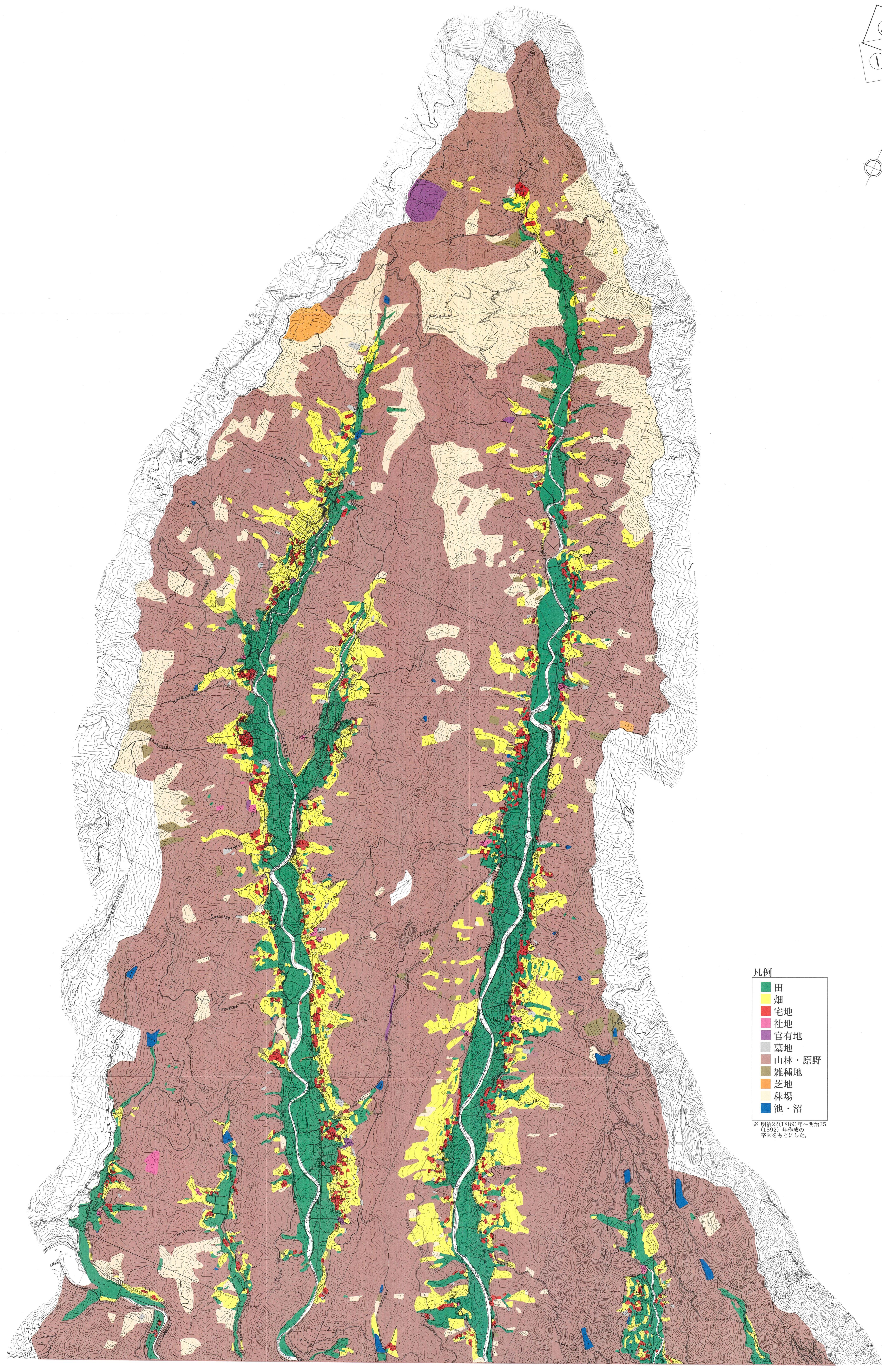
ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちようさ しりょうへん							
書 名	豊後國安岐郷の調査 資料編							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第7集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒 872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2003年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コ 一 ド		北 緯	東 経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安 岐 郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 S 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種 別	主 な 時 代	主 な 遺 跡	主 な 遺 物	特 記 事 項			
安 岐 郷	莊 園 村 落	中世～近代						



付図A-1

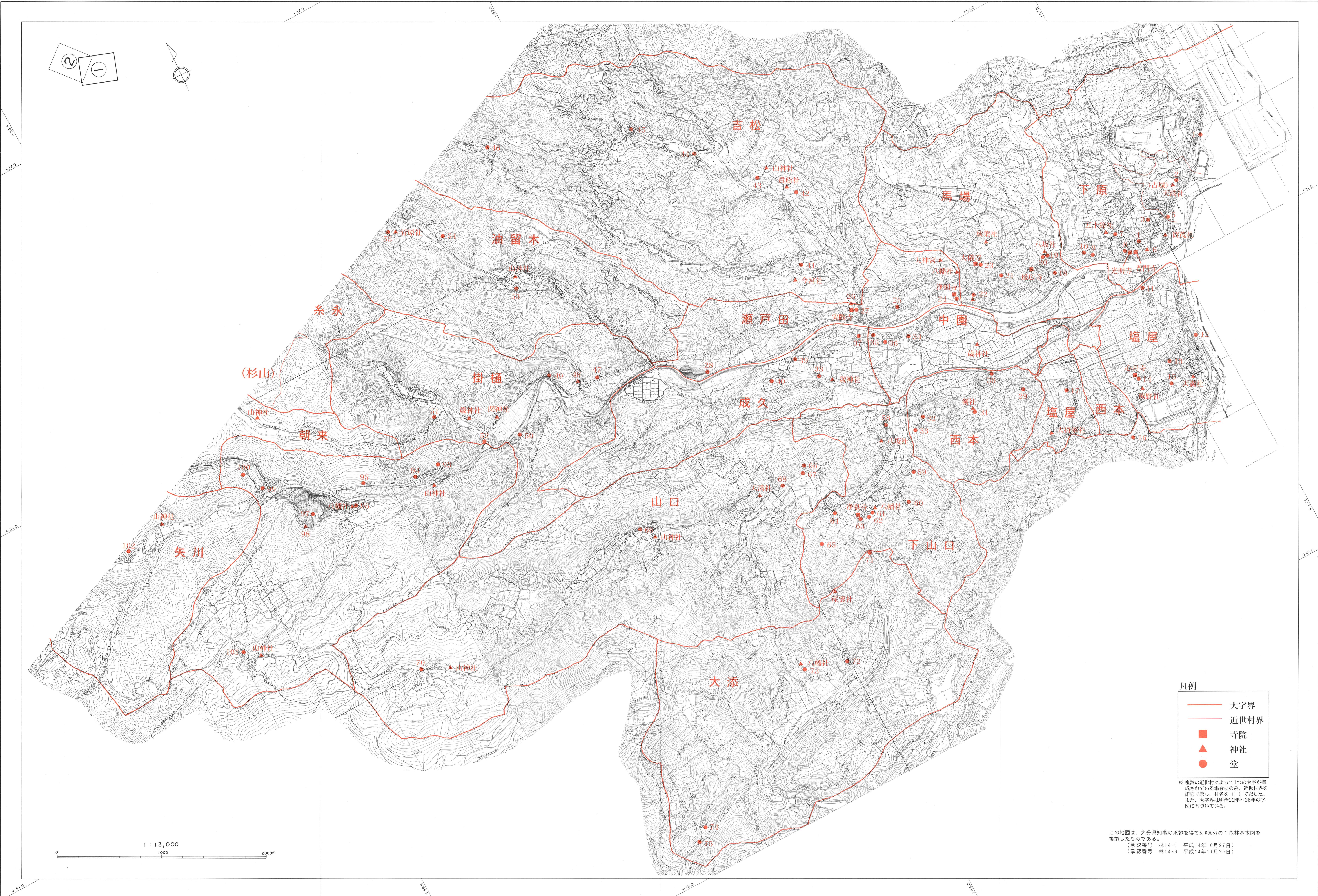
明治期安岐町域土地利用図（1）





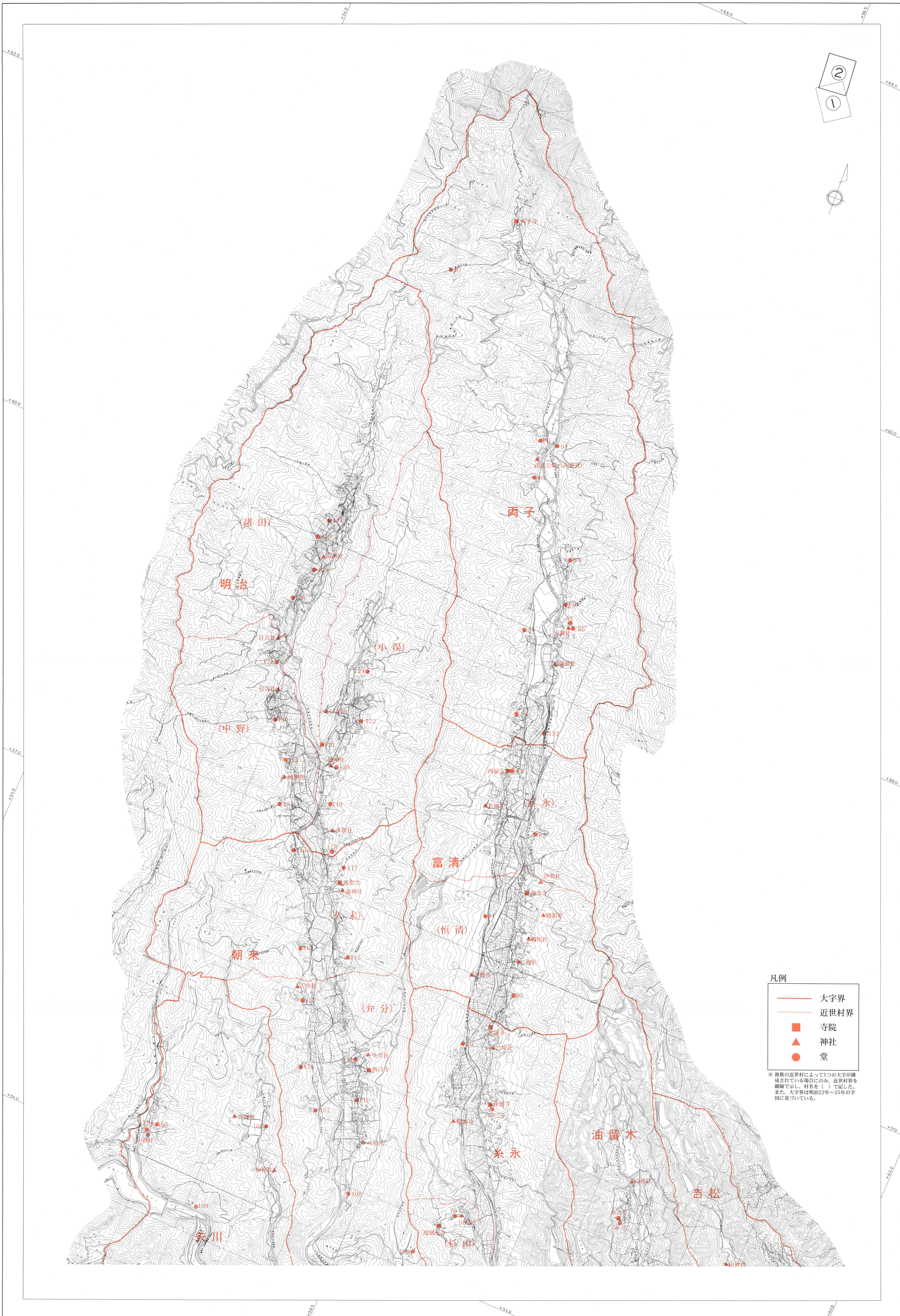
付図A-3

安岐町域寺社小堂分布図（1）



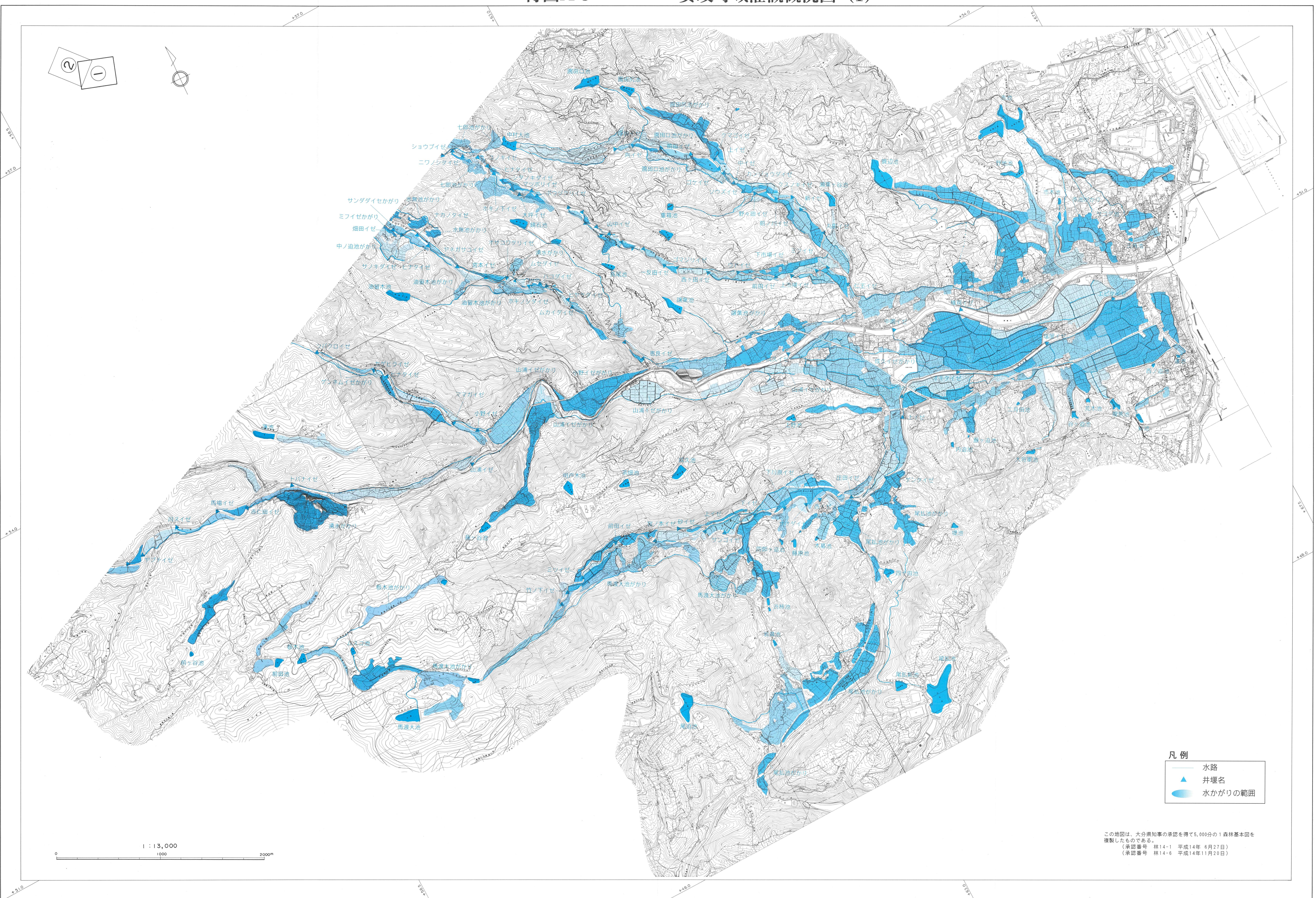
付図A-4

## 安岐町域寺社小堂分布図（2）



付図A-5

# 安岐町域灌漑概況図 (1)



七 例

- 水路
  - 井堰名
  - 水かがりの範囲

の地図は、大分県知事の承認を得て5,000分の1森林基本図を  
製したものである。